平成22年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第１号）

平成22年８月31日　火曜日

１．議事日程第１号

平成22年８月31日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議第69号　平成22年度　人吉市一般会計補正予算（第４号）

日程第４　議第70号　平成22年度　人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）

日程第５　議第71号　平成22年度　人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）

日程第６　議第72号　平成22年度　人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第７　議第73号　平成22年度　人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）

日程第８　議第74号　平成22年度　人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第９　議第75号　平成22年度　人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第10　議第76号　平成22年度　人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）

日程第11　議第77号　平成22年度　人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第12　議第78号　平成22年度　人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第13　議第79号　平成21年度　人吉市水道事業特別会計決算の認定について

日程第14　議第80号　人吉市行財政経営検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議第81号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16　議第82号　人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議第83号　人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の制定について

日程第18　議第84号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（20名）

１番　　松　岡　隼　人　君

2番	井　上　光　浩　君
3番	豊　永　貞　夫　君
4番	川　野　精　一　君
5番	笹　山　欣　悟　君
6番	村　上　恵　一　君
7番	西　　信八郎　君
8番	松　田　　茂　君
9番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君
教　育　長	堀　　秀　行　君
市長公室長	深　水　雄　二　君
総　務　部　長	坂　崎　博　憲　君
市　民　部　長	荒　巻　　通　君
健康福祉部長	中　村　明　公　君
経　済　部　長	椎　葉　文　雄　君
建　設　部　長	山　上　　茂　君
市長公室次長	井　上　祐　太　君
総務部次長	松　田　知　良　君

市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前10時　開会

○議長（大王英二君）　皆様、おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより第４回人吉市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

ここで、７月１日及び８月１日付で異動がありました部課長から、それぞれあいさつの申し出があっておりますので、これを許可いたします。

○水道局長（多武芳美君）（登壇）　おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、人事異動に伴いますごあいさつをさせていただきます。

私、平成22年４月１日から上水道課長を兼務いたしておりました。この８月１日付で、その兼務を解いていただきました水道局長の多武でございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○市民課長（今村　修君）（登壇）　おはようございます。７月１日付で人吉市消費生活センター所長を兼務することになりました市民課長の今村でございます。よろしくお願いいたします。

○地産他商推進室長（内藤純子君）（登壇）　おはようございます。７月１日付で経済部農業振興課地産他商推進室長を拝命いたしました内藤純子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○上水道課長（水野二郎君）（登壇）　おはようございます。８月１日付の辞令交付をもちまして水道局上水道課長を拝命いたしました水野でございます。今後もよろしくお願いします。

日程第１　会期の決定

○議長（大王英二君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定を議題といたします。本件については、去る８月23日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。永山議員。

○９番（永山芳宏君）（登壇）　おはようございます。平成22年９月第４回人吉市議会定例会に当たりまして、去る８月23日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいた

しておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日８月31日開会、９月１日午前10時から公益的施設の適正配置に関する特別委員会、午後１時30分から球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会、２日から６日まで休会、７日、８日一般質問、９日一般質問及び委員会付託、10日予算委員会、11日、12日休会、13日、14日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、15日の午前総務文教委員会、厚生委員会、建設経済委員会、午後予算委員会、16日から21日まで休会、22日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は９月３日金曜日午後３時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。

一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目からは質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（大王英二君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に７番、西　信八郎議員、８番、松田　茂議員を指名いたします。

日程第３　議第69号から日程第18　議第84号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第３、議第69号から日程第18、議第84号までの16件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　皆さん、おはようございます。平成22年第４回人吉市議会定例会の初めに当たりまして、発言の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

早速でございますが、施政方針の前に、市民部納税課で発生しました個人情報の流出及び差し押さえ動産の紛失につきまして、御報告及びお詫びを申し上げます。

初めに、個人情報の流出でございますが、これは差し押さえた動産の第３回及び第４回人吉期間公売会の配当計算書を、ことし８月６日に市税滞納者７人の方に対して発送した際に、添付資料としまして当該滞納者本人以外の滞納者とそれぞれの落札者の氏名などの個人情報を記載した内部資料を誤って送付していたことが、８月９日に滞納者の方からの電話により

判明したものでございます。判明後、直ちに滞納者宅を訪問し、お詫びと内部資料の回収をさせていただき、落札者の方へもお詫びと状況説明をさせていただいております。

次に、差し押さえ動産の紛失でございますが、これは平成21年６月19日に滞納者宅から差し押さえた動産である海外紙幣３枚を平成22年５月25日にインターネット公売に出品し、落札者からの入金を確認後、７月29日に発送準備に取りかかったところ、本件紙幣を紛失していることが判明したものでございます。判明後、落札者の方へのお詫びと状況説明を行い、納税課内を中心に本件紙幣の捜索を懸命に実施しましたが発見できず、８月20日に人吉警察署へ遺失物届を提出させていただいております。

今回の２件の不適正な事務に対する対応といたしまして、８月18日に緊急部長・次長会を開催し、訓辞として全職員へ向けて仕事に対する心構えを伝えるとともに、同日総務部長名で文書事務を初めとする事務全般の適正化の徹底についてという文書を全職員対象に通知しております。

関係職員への対応でございますが、個人情報の流出の件につきましては、担当者である課長補佐を戒告処分といたしました。担当部長・担当部次長及び担当課長につきましては、差し押さえ動産の紛失の件とあわせまして戒告処分としております。また、差し押さえ動産の紛失の件に係る担当課長補佐につきましては、懲戒処分に準ずる措置として文書訓告、担当職員３人につきましては文書注意といたしました。なお、私自身の責任につきましては、今後適正な事務処理の指導監督を徹底することにより責任を担保してまいりたいと存じます。これらの不祥事につきまして心からお詫び申し上げますとともに、信頼回復に向けて職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、市政に対する所信を申し述べさせていただきます。

去る６月21日に三日月国土交通副大臣が五木村を訪問され、五木村との意見交換会が開催されました。これは、本市及び球磨郡町村会が６月３日に行った要望に応えていただく形で実現したものでございます。地域最大の懸案の一つである五木村の再建については、多くの課題が山積しておりますが、この訪問を機に国・県・五木村の三者で五木村の今後の生活再建を協議する場が設置されましたので、１日も早く村の再生が図られるよう今後も流域が一体となって支援をしてまいりたいと存じます。

２日後の６月23日に熊本市で開催された第８回ダムによらない治水を検討する場においても、蒲島知事の冒頭のあいさつの中で、球磨川の治水と五木村の振興は、両方早急に解決すべき課題であると明言されております。この第８回の会議でございますが、今回は球磨川水系における治水対策の基本的考え方が示され、直ちに実施される事業に加え、治水安全度及び地域防災力を向上させるために、引き続き検討する対策についての説明が行われました。会議の中では、こういった治水対策を進める上での事業予算や年次計画などについて質疑が行われ、予算規模の拡大や事業実施時期を含めたスケジュールの提示についての意見や要望

も出されております。これらを踏まえて、次回以降ではより具体的な治水対策、あるいは治水計画が示されるものと期待しているところでございます。

日野熊蔵初飛行100周年記念事業でございますが、日野熊蔵翁を知らない子供たちにも身近に感じてもらうため、本市出身の人気漫画家とり・みき氏によるイメージキャラクターのデザイン化を初め、そのキャラクターのネーミングを募集するなど一連の啓発事業を実施いたしました。さらには、このイメージキャラクターをワンポイントとしたポロシャツの作成、記念ミニチュア焼酎ボトルセットの販売、阿蘇熊本空港における物産展、石野公園内では、日野熊蔵常設コーナーの設置といった第二弾、三弾のＰＲ事業を展開しているところでございます。来る９月20日には、カルチャーパレスにおいてシンポジウムを主軸とした記念イベントを計画しており、９月下旬にはいよいよドラマの撮影も始まりますので、今後さらなる盛り上げを図ってまいる所存でございます。

また、郷土の偉人で本市の名誉市民でもある高木惣吉翁を顕彰する記念館が、御親戚である川越邸に開設されることになりました。これを記念して、９月19日にはカルチャーパレス大ホールにて「命を紡ぐハーモニー」と銘打ったコンサートも開催されることになっております。戦後65年という節目の年でもございまして、日本を救うために奔走された高木惣吉翁の功績を通して、平和の尊さや命の重みを改めて見つめ直す一助となればと存じます。多くの皆様の御来場をお願い申し上げます。

いよいよ来春は九州新幹線全線開業を迎え、鉄道新時代の幕開けの年となります。Ｄ51型蒸気機関車の復活という大きな目標とともに、この肥薩線という路線自体をユネスコの世界遺産へ登録できないものか検証を進めております。このことは、熊本県、宮崎県、鹿児島県の16市町村で構成する肥薩線利用促進・存続期成会の平成22年度定期総会において、今後の会のあり方を含めて御提案申し上げたもので、肥薩線を機軸とした南九州中部地区の発展方向について私なりの御提言を申し上げたところでございます。「世界遺産への夢」と名付けており、名前どおり夢の領域を出ませんが、国内では、歴史、文化的な価値、施設内容、車窓の風景において比類なきものでございまして、この運動をこの圏域の活力にするとともに、今後は全国、東アジアへ向けて発信してまいりたいと存じます。Ｄ51復活とともに御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

国際交流関係でございますが、去る７月30日から８月７日にかけ７泊９日の日程でポルトガル共和国アブランテシュ市との第１回青少年交流を実施いたしました。今回の交流におきましては、ホームステイをしながらスポーツを通した同世代の子供たちのふれあいを初め、ゲーム形式による歴史建造物の散策を行うなど、異文化に触れる機会を十分に演出していただき、子供たちに言葉や文化の壁を越えた温かい友情、感動が生まれたようでございます。今後も次世代を担う子供たちの夢膨らむ交流となるよう努めるとともに、アブランテシュ市からの子供たちの受け入れにつきましても検討を進めてまいります。

くま川鉄道関係でございますが、昨年から人吉・球磨圏域で支えていく新たな仕組みの構築を進めておりまして、その負担割合につきましては10市町村で了承が得られたところでございます。今後、開業当初から経営を支えてきました人吉球磨地域交通体系整備基金は、災害など不測の事態に充てることとし、赤字補てんにつきましては、市町村負担により補てんしていくことになりますので、くま川鉄道の利用促進策につきましてもあわせて検討を行い、可能な限り負担軽減に努めてまいりたいと存じます。市民の皆様を初め、議員各位におかれましても、御理解、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

バス路線関係でございますが、７月から８月にかけて地域の需要に応じた公共交通のあり方について合意形成を図る場として、地域公共交通会議を開催いたしました。会議では、町内会や老人会の定例会での意見や要望を踏まえながら、公共交通サービスの公平性・経済性に配慮しつつ、バス空白地帯の解消を課題に揚げ、路線拡充の可能性について協議を進めてきたところでございます。今後は、御承認いただきました新規路線への参入、費用対効果の観点から、小型バスへの転換など、より効率性の高い路線バス運行の実施に向け協議を進めてまいりたいと存じます。

まちづくり関係でございますが、去る７月23日に人吉市民まちづくり応援事業審議会を設置いたしました。今後は、審議会で御意見をいただきながら、市民の皆様が主体となって実施する新たな事業に対して助成することにより、地域における住民活動の自立と育成を図り、市民と行政との協働による活力ある地域づくりを推進してまいりたいと存じます。

交通安全関係でございますが、平成22年秋の全国交通安全運動が９月21日から30日までの10日間実施されます。本市におきましては、これに先立ち、９月17日にふるさと歴史の広場において出発式を行い、期間中は街頭パトロールを中心として高齢者の交通事故防止を運動の基本に、夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止、すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶に取り組んでまいりたいと存じます。関係機関並びに市民の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

防災関係でございますが、来る９月５日に本市におきまして熊本県主催による熊本県総合防災訓練が防災関係機関及び住民等との連携強化、住民の防災意識の高揚、防災関係機関職員の能力向上を目的として実施されます。本訓練には、県内から約50団体の防災関係機関の参加が見込まれており、訓練会場を３カ所に分け、中川原公園では水難救助、村山公園多目的広場では土砂災害救助、第二中学校では救護・避難所運営訓練などが行われます。これにあわせまして、ことしで３回目となります本市の校区ごとの防災訓練を、西校区町内会を対象として避難実動訓練や消防団による水防工法訓練を実施いたします。当日は緊急車両やヘリコプターによる訓練なども計画されており、本市にとりましても重要な訓練でございますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、消防関係でございますが、去る８月22日に第28回熊本県消防操法大会が荒尾市で開

催されました。この大会には、本市の予選会を勝ち抜いた第４分団第３部が３大会連続で出場いたしました。６月から集中的に訓練を行い、タイム及び規律において県内のトップレベルに達した操法技術で、見事に優勝に輝かれました。大会に出場した選手はもとより、御家族を初め地元の皆様におかれましては、大変お喜びになったことと存じます。また、後援会の皆様、御指導にあたられた消防署員、団員が所属する事業者など、関係機関の皆様には多大な御尽力と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。この大会を通じて、消防団員の一層の士気の高揚と技術の向上、そして部の強固な結束が図られたものと実感しているところでございます。

国民健康保険事業関係でございますが、医療費適正化事業として、ジェネリック医薬品の利用促進を図るため、新規事業として人吉市と熊本市が熊本県国保連合会の支援を受け、ジェネリック医薬品使用促進対策モデル事業に取り組むことになりました。事業内容として、調剤レセプトのデータに基づき、40歳から74歳までの糖尿病・高血圧など、慢性疾患対象薬を処方されている方のデータを分析し、ジェネリック医薬品に変更した場合の差額などの情報提供を個別に通知することにいたしております。市民の皆様や関係機関の皆様には、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

去る８月29日にスポーツパレス大アリーナにおきまして、みんなしあわせスマイルフェスタを開催いたしました。今年で２回目となる祭典も、健康と福祉に関心を持つきっかけづくりと、笑顔があふれ幸せが膨らむまちづくりの第一歩として健康と福祉の増進を目指すというコンセプトのもと、市民の皆様や健康及び福祉に関する団体の皆様に実行委員会委員として御参画いただき、笑顔あふれる祭典にすることができました。このオープニングイベントにおきましては、男女共同参画週間にちなんで募集いたしました「一枚のはがき」からの男女共同参画作品の入選作品31点の表彰を行い、その栄誉をたたえたところでございます。

また、前回からこの祭典に楽しいコンサートで花を添えていただいております荒川ファミリーの荒川知子様には、しあわせの親善大使に御就任いただきました。今後は市のＰＲはもちろんのこと、笑顔あふれるまちづくりにおいても御協力いただくことを祈念申し上げる次第です。祭典の開催に当たりまして御尽力いただきました関係者やボランティアスタッフを初め、フェスタに御参加いただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

農業関係でございますが、宮崎県において発生しました口蹄疫につきましては、去る７月27日の宮崎市の家畜の移動制限・搬出制限区域の解除を受け、本市の家畜伝染病対策本部も７月末日をもって解散したところでございます。宮崎県では８月27日に終息宣言がなされましたが、今回の口蹄疫では合計292例の疑似患畜が確認され、牛豚合わせて28万9,000頭余りが殺処分されるなど、畜産農家の被害は甚大であり、観光業界を初め地域経済においても多大な影響を与えたものと心痛いたしております。本市におきましては、畜産農家を初め関係機関の方々の御努力により、幸いにして本地域への感染を防ぐことができたことに対し、深

く感謝申し上げます。

なお、今回終息宣言は出されましたが、今後の発生を未然に防ぐためにも、本市の畜産農家の皆様には、引き続き畜舎の消毒の徹底をお願いしてまいりたいと存じます。

川辺川総合土地改良事業関係でございますが、関係６市町村でつくる事業組合は、去る８月３日の正副組合長会議において、新組合長に松本照彦多良木町長が選出されたところでございます。関係６市町村とその議会は事業推進を求めているところですが、事業実施に必要とされる相良村土地改良区の同意が依然として得られていない状況でございます。今後の対応につきましては、相良村土地改良区の動向を見ながら、新組合長を中心に引き続き事業再開に向け最大限の努力を重ねてまいりたいと存じます。

情報通信関係でございますが、地上放送のアナログ波完全停止が来年７月と迫り、総務省によりますと全国におけることし３月時点での地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率は、計画値を2.2ポイント上回る83.8％に達したとされております。そのような状況の中、県内各地の山間部などにおきましては、総務省の新たな難視地区の指定が増加傾向にあり、早急な対策が必要となっているところでございます。本市では、その地区の特性に応じてテレビ共同受信施設や光ケーブルによる地デジ再送信サービス提供による対応、国の高性能アンテナ事業による対策などが計画されております。今後も市民生活へのサービス低下が生じないよう、地デジ対策への周知と早めの対応を呼びかけ、難視解消に取り組んでまいりたいと存じます。

労働・雇用関係でございますが、日本経済全体では若干の回復の兆しがあるというような報道も一部ございますが、地方ではいまだ厳しい状況が続いているのが実情のようでございます。ハローワーク球磨管内の有効求人倍率によりますと、昨年５月の0.18の最低倍率以来、おおむね上昇傾向にあったものの、ことし３月の0.37をピークに下降気味となり、６月で0.29という倍率は、県下のハローワーク管内でも最低の状況にあります。今後も厳しい雇用情勢が続くものと予想される中、本市といたしましては昨年同様、緊急雇用の越年対策といたしまして、11月以降に事務系４人、作業系18人の計22人を直接雇用し、雇用の創出を図ってまいりたいと存じます。

「ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン」でございますが、去る８月１日から今年度もスタートいたしております。相良700年の歴史に彩られた数々の観光資源や文化財、球磨焼酎といった産業資源を人吉・球磨全体でＰＲを行い、集客拡大と滞在時間をふやす観光ルートの提案などを行うため、相良三十三観音巡り事業の充実や携帯電話を利用した情報発信事業のほか、地元特産品などを使ったスイーツをテーマにガイドブックの作成並びにくま川鉄道と連携したイベント企画を新規事業として行うなど、来春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けて、観光客の誘客を人吉・球磨一丸となってさらに推進してまいる所存でございます。

例年開催しております「人吉花火大会」につきましては、宮崎県で発生いたしました口蹄疫の感染拡大を防ぐため、６月の主催者会議におきまして開催の延期をし、御迷惑をおかけいたしておりましたが、８月18日に再度主催者会議を行い、10月11日に開催することに決定いたしました。中川原公園及びふるさと歴史の広場をメーンの観覧場所として開催いたしますので、関係団体の皆様の御協力や御協賛いただきますスポンサー各社及び関係各位に変わらぬ御支援を賜りたいと存じます。

秋のじゅぐりっと博覧会でございますが、今回で４回目を迎える「じゅぐりっと博覧会」を来春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業のプレイベントと位置づけ、本市の活性化並びに観光客の誘客ともてなしの充実を図ることを目的に実施してまいります。８月初めから協議を重ねてまいりまして、今回も数多くの市民の方々に実行委員として御参加いただいております。期間は９月23日から11月末日まででございまして、日野熊蔵翁初飛行100周年にちなんだ各種イベントのほか、相良三十三観音めぐりじゅぐりっとマーチや歴史文化遺産における野外コンサート、灯りのイベントや町なかイベントなど、多くの方々にお楽しみいただける催しを実施してまいります。

この期間内には、青井阿蘇神社の秋の大祭を初め、ひとよし産業祭など各種イベント数多く開催されますので、秋のじゅぐりっと実行委員会主催による事業、関連団体との共催事業とあわせて、元気いっぱいの本市の秋を市民の皆様と一緒になって創造してまいりたいと存じます。

平成21年12月から整備を進めてまいりました人吉駅前広場整備事業につきましては、工事が予定よりおくれ、周辺住民の皆様を初め市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしておりましたが、無事工事も完了し、去る８月28日にリニューアルセレモニーをとり行いました。これもひとえに市民の皆様を初め、関係各位の御協力のたまものと心からにお礼を申し上げます。

今回の整備により、九州旅客鉄道株式会社において改修された駅舎と調和した、相良700年の歴史を誇る城下町人吉の玄関口にふさわしい、和風で落ち着いた雰囲気の駅前広場ができたものと確信いたしております。今後は、この駅前広場を観光客の皆様には観光の拠点として、市民の皆様には憩いの場としても御利用いただきたいと存じます。

人吉橋橋梁補強・補修工事につきましては、経年劣化による床版コンクリートの剥離や伸縮継ぎ手部の騒音被害も発生しておりまして、平成21年10月から工事に着手してまいりました。その後の工事も順調に進み、平成22年４月末から通行が可能となっております。工事期間中、御協力いただきました市民の皆様を初め、関係機関の皆様に心から感謝申し上げる次第でございます。

学校施設関係でございますが、市内小中学校の冷暖房設備につきましては、国の地域活性化公共投資臨時交付金を活用したエコ改修事業として、授業に影響がない夏季休業中に設置

が完了したところでございます。改修工事により、暑さや寒さが厳しかった教室が２学期からはより快適な空間へと生まれ変わり、子供たちが勉学に打ち込める学習環境に改善されたものと存じます。

学校教育関係でございますが、夏休みリテラシー教室を７月21日から30日までの８日間、市内の６小学校を会場に実施いたしました。受講者は、市内７小学校３年生の希望者162人で、指導には学習サポーターとしまして教職員経験がある33人の先生方に、また学習サポーター補助としまして、人吉高校や球磨工業高校生31人に協力をいただきました。子供たちは、学習サポーターの指導のもと、これまで学校の授業で学んだ範囲の国語と算数の問題集に取り組み、基礎学力の向上を図ることができたものと存じます。保護者からも、「子供たちが喜んで学習に取り組むようになった」、「とてもありがたい」など感謝と喜びのメッセージが多数届いておりますので、次年度実施に向け、さらなる検証をしてまいりたいと存じます。

文化財関係でございますが、ことし10月から上原城跡の試掘調査を開始する計画でございます。上原城跡は、土塁、堀などの残存状況が非常に良好で、過去の試掘調査においても地下遺構の状況が良好であると判断されております。また、上原城跡は、中世から近世まで一貫して人吉・球磨地方を治めた相良氏の領国支配の拠点として、全域が史跡として高い価値を有することから、平成15年度に国指定史跡として追加指定され、公有化もほぼ完了しているところでございます。

今年度は、上原城跡の全域において、地下遺構の分布状況を把握するために、トレンチによる試掘調査を行い、検出された遺構の分布の分析から城の機能及び特長を解明し、史跡としてのさらなる価値付けを行ってまいりたいと存じます。

国指定重要文化財の岩屋熊野座神社でございますが、当初拝殿につきましては半解体修理の計画でございましたが、調査の結果、拝殿の柱の腐朽が予想以上に深刻であること、また建物下の地盤が軟弱であることが判明し、基礎工事が必要となったことから、関係者と協議の上、全解体修理へと変更いたしました。引き続き、国・県の指導を仰ぐとともに、関係者の方々と協議を重ねながら、岩屋熊野座神社の保存修理につきまして支援してまいりたいと存じます。

カルチャーパレスでは、去る７月19日に自主文化事業「つくってあそぼ」＆「忍たま乱太郎」ファミリーショーを開催いたしました。ＮＨＫ教育テレビでおなじみのワクワクさんの工作と人気キャラクターによるショーでございまして、午前と午後の２回公演を行いました。２回とも多くのお子さま連れの来場があり、アンケート結果でも、「子供の楽しそうな顔が見られてうれしかった」、「親子で楽しめる企画を毎年実施してほしい」などの御意見がありました。楽しい時間を過ごしていただけたものと存じます。

引き続きまして、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第69号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第４号）は、国・県の補助事業の内示などに伴う補正のほか、人事異動に伴う人件費の補正、単独事業の追加補正を行うものでございます。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ４億5,934万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億797万円とするものでございます。

議第70号平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算案（第１号）は、くま川鉄道の平成21年度鉄道事業経常損失に対する補助金の補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ4,137万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,449万1,000円とするものでございます。

議第71号平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算案（第１号）は、決算に伴う繰越金の確定のほか、人事異動に伴う人件費などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ726万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を１億441万8,000円とするものでございます。

議第72号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第１号）は、繰越金のほか職員給与費などに係る一般会計繰入金の減額に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ１億748万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億7,025万9,000円とするものでございます。

議第73号平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算案（第１号）は、平成21年度支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金の精算に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ187万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ288万5,000円とするものでございます。

議第74号平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金のほか、平成21年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ766万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億7,090万4,000円とするものでございます。

議第75号平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金、保険給付の国庫負担金などの精算に伴う償還金の増、及び前年度保険料などの余剰金を介護給付費準備基金積立金として計上するなどの補正を行うものでございまして、歳入歳出にそれぞれ6,192万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億42万8,000円とするものでございます。

議第76号平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第１号）は、主に繰越金の増に伴うものでございまして、歳入歳出にそれぞれ127万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,064万5,000円とするものでございます。

議第77号平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第１号）は、人事異動などに伴う人件費の補正でございます。収益的収支及び支出につきまして、支出の営業費用を578万8,000円減額し、支出予算総額を５億4,923万6,000円とするものでございます。資本的収入

及び支出につきましては、支出の建設改良費に７万円を追加し、支出予算総額を３億403万4,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億7,103万3,000円は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,014万8,000円、当年度分損益勘定留保資金１億7,475万7,000円と繰越利益剰余金処分額8,612万8,000円で補てんすることにいたしております。

議第78号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第２号）は、前年度繰越金のほか、施設の維持管理に伴う修繕料などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ4,754万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,281万4,000円とするものでございます。

議第79号平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定についての案件は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

議第80号人吉市行財政経営検討委負会設置条例の一部改正は、行財政経営検討委員会の検討事項に、市が指定管理者の指定により実施する管理運営業務の効率化を新たに追加することなどに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第81号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、児童扶養手当法の一部を改正する法律が施行され、新たに父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったことに伴い、非常勤消防団員などに年金として支給される損害補償と父子家庭に支給される児童扶養手当などとの受給調整を新たに規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第82号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部改正案は、人吉市東・西公民館及び人吉市東西コミュニティセンターの工房における冷暖房料を新たに規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第83号人吉市ほっとステーション九ちやんクラブ条例案は、子育て中の親とその子供、子育てを支援する地域の人々が気軽に集い、相互に交流する場を提供することなどにより、地域の子育て支援機能の充実を図るため、人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブの設置及び管理について条例を制定するものでございます。

議第84号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、平成22年５月第２回人吉市議会臨時会におきまして、契約締結の御議決をいただきました工事請負契約の一部変更でございます。これは、人吉市地域情報通信基盤整備工事におきまして、光インターネットサービス提供エリア及び地上デジタル放送再送信サービス提供エリアを変更する必要が生じたことによるもので、契約金額を２億2,995万円から２億2,981万9,465円に変更するものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げ

ます。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇）　おはようございます。それでは議第69号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第４号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の１ページをお願い申し上げます。

第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。

第２条の地方債の補正につきましては、第２表、地方債補正により御説明をいたします。予算書７ページをお願いいたします。第２表の地方債補正の追加は、農業基盤整備事業債及び現年発生補助災害復旧事業債の２件でございますが、農業基盤整備事業債は、古仏頂地区水路改修工事などに対するもので、充当率75％の550万円を計上いたしております。現年発生補助災害復旧事業債は、５月の豪雨により発生いたしました公共土木施設災害復旧に対するものでございまして、充当率100％の60万円を計上いたしております。

次に変更でございますが、臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴い限度額の変更を行うものでございます。地方道路等整備事業債は、道路新設改良事業等の増に伴い限度額を増額するものでございます。公営住宅建設事業債は、公営住宅ストック改善事業等の増に伴い、限度額を増額するものでございます。

予算書11ページをお願い申し上げます。９款、１項、１目、１節地方特例交付金810万1,000円の増額は、交付確定に伴うものでございます。

12ページをお願い申し上げます。10款、１項、１目、１節地方交付税１億6,828万7,000円の増額は、22年度の普通交付税の本算定による交付額が確定したことに伴う増額補正でございます。

13ページをお願い申し上げます。14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、１節社会福祉費負担金54万4,000円の減額は、国民健康保険税の本算定が行われたことに伴う国民健康保険保険基盤安定負担金の減額でございます。２目災害復旧費国庫負担金、１節公共土木施設災害復旧費負担金126万7,000円の増額は、道路の災害復旧に伴う現年災公共土木施設災害復旧費負担金の増額補正でございます。

14ページをお願い申し上げます。２項国庫補助金、１目民生費国庫負担金、１節社会福祉費補助金282万3,000円の増額は、認知症対応型共同生活介護が行うスプリンクラーの整備に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金などの増額補正でございます。３目土木費国庫補助金、１節道路橋梁費補助金1,858万7,000円の増額は、長寿命化修繕計画策定事業費補助金と地域活力基盤創造交付金が社会資本整備総合交付金に統合され、新たに公営住宅ストック改善事業として地上デジタル放送共聴設備改修工事が補助対象事業とされたことに伴う増額補正でございます。同じく３節都市計画費補助金110万円の減額は、街なみ環境整備事業費補助金と地域活力基盤創造交付金が社会資本整備総合交付金に統合され、事業費が減

となったことに伴う減額補正でございます。４目教育費国庫補助金、４節社会教育費補助金476万4,000円の増額は、人吉城跡の園路整備に対する史跡人吉城跡保存整備事業費補助金と、中世城の発掘に対する史跡人吉城跡発掘調査事業費補助金の増額補正でございます。５目農林水産業費国庫補助金、１節農業費補助金110万7,000円の減額は、15款県支出金へ組み替えるものでございます。１節商工費補助金1,220万8,000円の増額は、地上デジタル放送難視地域対策支援事業に対する無線システム普及支援事業費補助金の増額補正でございます。

15ページは省略させていただきまして、16ページをお願い申し上げます。15款県支出金、２項県補助金、１目総務費県補助金、１節総務管理費補助金24万9,000円の増額は、滞在型ツーリズム事業として内示があった都市農村交流対策事業費補助金と熊本県のくまもとふるさと寄附金制度を介して人吉市へ寄附が行われたくまもとふるさと寄附金交付金の増額補正でございます。２目民生費県補助金、１節社会福祉費補助金2,911万6,000円の増額は、地域密着型サービス等拠点施設の施設開設準備経費として、グループホーム２カ所、小規模特別養護老人ホーム１カ所に補助を行います施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金などの増額補正でございます。５目農林水産業費県補助金、１節農業費補助金1,153万8,000円の増額は、農業経営者に対し多様な経営体の育成確保を図る上で必要となるハード面に対する支援を総合的に実施する経営体育成交付金や内示・内報に伴う増額補正でございます。同じく２節林業費補助金559万4,000円の増額は、市有林整備事業として行う森林環境保全整備事業費補助金及び里山エリア再生交付金などの増額補正でございます。６目土木費県補助金、１節土木管理費補助金46万2,000円の増額は、県の産業廃棄物税を財源といたしまして、産業廃棄物最終処分場エフ・エム・クリーン株式会社周辺の環境整備に対し、産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金が交付されるものでございまして、道路改良事業に内示があったものでございます。

17ページ、18ページは省略をさせていただきます。

19ページをお願い申し上げます。16款財産収入、２項財産売払収入、２目、１節物品売払収入99万6,000円の減額は、遅霜の被害及び口蹄疫の影響により、梅刈りを行わなかったことに伴う梅園収入の減などでございます。

20ページをお願い申し上げます。17款、１項寄附金、２目総務費寄附金、１節総務管理費寄附金63万9,000円の増額は、５名の方からいただきました古都人吉応援団寄附金でございます。

21ページ、22ページを省略させていただきます。

23ページの21款市債につきましては、第２表で御説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に歳出でございます。各款、項、目の中の一般職給、職員手当等、共済組合負担金の増減は、人事異動に伴うもののほか、共済組合負担金の負担金率の改正によるものでございま

して、説明を省略させていただきます。

24ページは省略させていただきまして、25ページをお願い申し上げます。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費1,715万2,000円の増額は、３月議会において条例改正された市長、副市長の給料月額の減額によるものや、地区公民館施設整備費補助金、人権啓発活動地方委託事業などでございます。

26ページをお願い申し上げます。３目文書広報費565万4,000円の減額は、庁内ネットワークシステムのリプレースにおける入札残などでございます。７目企画費320万円の増額は、人吉インターチェンジにございます高速バス待合所の利便性を向上させるための改修を行う上で、関係機関との協議に必要な資料を作成する委託料の増などでございます。

27ページは省略させていただきまして、28ページをお願い申し上げます。２項徴税費、１目税務総務費279万9,000円の減額は、平成21年度県民税徴収費委託金の精算金などでございます。同じく２目賦課徴収費352万3,000円の増額は、家屋評価システムを更新するための経費などでございます。

29ページから32ページを省略させていただきます。

33ページをお願い申し上げます。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費546万円の増額は、人事異動等による人件費の補正のほか、福祉総合システム改修委託料の増額や国民健康保険事業特別会計繰出金の減額などでございます。

34ページをお願い申し上げます。２目心身障害者福祉費236万6,000円の増額は、障害者福祉手当の増額などでございます。３目老人福祉費3,219万2,000円の増額は、地域密着型サービス等拠点施設のうち、グループホームのスプリンクラー整備１カ所、施設開設準備経費としてグループホーム２カ所、小規模特別養護老人ホーム１カ所に補助を行う地域密着型サービス等拠点施設整備事業補助金の増額などでございます。

35ページから37ページは省略をさせていただきます。

38ページをお願い申し上げます。４款衛生費、１項保健衛生費、５目環境衛生費130万7,000円の増額は、上戸越町落簡易水道組合に対する飲料水供給施設等整備補助金の増額などでございます。

39ページは省略をさせていただきます。

40ページをお願い申し上げます。５款労働費、１項労働諸費、４目地域雇用創出推進費1,893万円の増額は、現下の厳しい雇用情勢を考慮し、本市独自の緊急雇用創出推進事業として新たに22名の雇用を行うものなどでございます。

41ページをお願い申し上げます。６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費921万9,000円の増額は、遊休農地や裏作の未作付地に菜の花を作付けすることで農村の景観づくりと田畑土壌の向上を目指す遊休農地活用イエロープロジェクト事業補助金の増額などでございます。３目農業振興費634万9,000円の増額は、農業経営者に対しハード面の支援を総

合的に実施する経営体育成交付金事業などでございます。この経営体育成交付金事業でございますが、国におきましては従来縦割りかつ単年度で実施しておりました複数の事業を一つの交付金としてまとめ、五つのメニューとして実施されるものでございまして、今回は融資主体型補助事業として乾燥調整施設等の助成２件、共同利用施設事業として営農組合１カ所に乾燥機、搬送機等整備などの助成１件の合計３件に対する補助でございます。

42ページをお願い申し上げます。５目農地費840万円の増額は、老朽化により水漏れが発生している古仏頂地区水路改修工事ほか１カ所の水路改修工事などでございます。

43ページをお願い申し上げます。２項林業費、２目林業振興費1,580万1,000円の増額は、中山間地域におけるサルなどによる被害防止の駆除活動を行う特定鳥獣適正管理事業や市有林整備事業として取り組みます森林環境保全整備事業及び里山エリア再生交付金事業、民有林に対する作業道開設事業補助金などでございます。

44ページをお願い申し上げます。７款、１項商工費、２目商工業振興費1,343万3,000円の増額は、地上デジタル放送難視地域の共同アンテナの設置に対して補助金を交付する、地上デジタル放送難視地域対策支援事業などでございます。同じく３目観光費679万円の増額は、７月に法人化いたしました人吉温泉観光協会に対する運営費の補助でございます。

45ページを省略させていただきまして、46ページをお願い申し上げます。８款土木費、２項道路橋梁費、２目道路維持費7,570万円の増額は、生活道路の舗装・補修、側溝修繕などを行うものでございます。また、社会資本整備総合交付金事業といたしまして、戸越鹿目線舗装修繕工事ほか５路線を計上をいたしております。３目道路新設改良費7,162万3,000円の増額は、岩本中神線ほか15路線の道路改良及び側溝改良などでございます。

47ページをお願い申し上げます。５目橋梁新設改良費3,663万1,000円の減額は、人吉橋橋梁補強・補修工事の事業費の減によるものなどでございます。

48ページをお願い申し上げます。３項住宅費、２目住宅建設費1,232万2,000円の増額は、地上デジタル放送に対応していない三つの団地で、地上デジタル放送対応共聴設備を設置するための工事を行うものなどでございます。

49ページから53ページは省略をさせていただきます。

54ページをお願い申し上げます。10款教育費、５項社会教育費、１目社会教育総務費865万8,000円の減額は、カルチャーパレス特別会計繰出金の減などでございます。

55ページをお願い申し上げます。５目文化財保護費1,447万6,000円の増額は、青井阿蘇神社の楼門・幣殿・拝殿のカヤぶき屋根の修復を行う青井阿蘇神社保存修理事業補助金、人吉城跡の園路整備に対する人吉城跡保存整備事業、中世城の発掘に対する人吉城跡発掘調査業務などでございます。

56ページ、57ページは省略をさせていただきます。

58ページをお願い申し上げます。11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費、１目道

路橋梁災害復旧費389万9,000円の増額は、木地屋永野線災害復旧工事など２路線の工事請負費の増額補正でございます。

59ページをお願い申し上げます。５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費300万円の増額は、鹿目の滝遊歩道付近が一部崩落したことに伴う復旧工事の増額補正でございます。

60ページをお願い申し上げます。13款諸支出金、２項基金費、１目人吉市財政調整基金費を１億円増額をしております。

61ページをお願い申し上げます。14款予備費を1,358万7,000円増額いたしております。

以上で、議第69号についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○水道局長（多武芳美君）（登壇）　それでは議第79号平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

決算書の２ページと３ページを願いいたします。収益的収入及び支出でございます。金額は消費税込みの額でございます。

まず、収入でございますが、第１款水道事業収益、予算額５億7,232万円に対しまして決算額５億7,360万9,890円で、予算額に対し128万9,890円の増となっております。その内訳でございますが、第１項営業収益、予算額５億6,703万9,000円に対し決算額５億6,789万6,293円で85万7,293円の増でございます。第２項営業外収益、予算額527万8,000円に対し決算額571万3,450円で43万5,450円の増でございます。第３項特別利益、予算額3,000円に対し決算額147円で2,853円の減となっております。

次に支出でございますが、第１款水道事業費用、予算額５億698万円に対し決算額４億7,612万1,592円で、不用額3,085万8,408円となっております。その内訳でございますが、第１項営業費用、予算額４億4,299万1,000円に対し決算額４億1,479万7,559円で、不用額2,819万3,441円でございます。第２項営業外費用、予算額6,023万5,000円に対し決算額5,975万3,345円で、不用額48万1,655円でございます。第３項特別損失、予算額175万4,000円に対し決算額157万688円で、不用額18万3,312円でございます。第４項予備費、予算額200万円に対し支出額はございませんで、全額不用額となっております。

次に４ページと５ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。金額は消費税込みの額でございます。

まず、収入でございますが、第１款資本的収入、予算額3,080万6,000円に対して決算額3,080万5,000円で、予算額に対して1,000円の減となっております。その内訳でございますが、第１項企業債、予算額3,000万円に対して決算額は同額の3,000万円でございます。第２項工事負担金、予算額80万5,000円に対して決算額は同額の80万5,000円でございます。第３項固定資産売却、予算額1,000円に対して決算額ゼロ円で1,000円の減となっております。

次に支出でございますが、第１款資本的支出、予算額２億3,318万円に対して決算額２億

2,343万9,057円で、不用額が974万943円となっております。その内訳でございますが、第１項建設改良費、予算額１億6,081万6,000円に対して決算額１億5,307万5,523円で、不用額が774万477円でございます。第２項企業債償還金、予算額7,036万4,000円に対して決算額7,036万3,534円で、不用額が466円でございます。第３項予備費、予算額200万円に対し支出額はございませんで、全額不用額となっております。資本的収入額3,080万5,000円が資本的支出額２億2,343万9,057円に対し不足する額１億9,263万4,057円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額643万6,381円、当年度分損益勘定留保資金１億7,463万6,958円、繰越利益剰余金1,156万718円で補てんをいたしております。

次に６ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、これは平成21年度における水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。１の営業収益５億4,101万6,311円に対しまして、２の営業費用は４億999万8,061円で、差し引き営業利益は１億3,101万8,250円でございます。次に３の営業外収益571万3,520円に対し、４の営業外費用4,441万8,445円で、3,870万4,925円の不足を生じ、営業利益からこの不足額を差し引いた経常利益は9,231万3,325円となります。これに５の特別利益、６の特別損失を加減した当年度純利益は9,081万7,067円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金３億3,552万4,655円を加えた当年度未処分利益剰余金は４億2,634万1,722円でございます。

次に10ページをお願いいたします。平成21年度人吉水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。当年度未処分利益剰余金４億2,634万1,722円のうち減債積立金として1,156万718円、建設改良積立金として3,000万円、合計4,156万718円の処分を予定いたしております。したがいまして、翌年度繰越利益剰余金は３億8,478万1,004円となります。

以上が、議第79号平成21年度水道事業における決算の概要でございます。なお、剰余金計算書、貸借対照表など、また監査委員によります決算審査意見書も添付いたしておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時19分　散会

平成22年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第２号）

平成22年９月７日　火曜日

１．議事日程第２号

平成22年９月７日　午前10時　開議

日程第１　議第69号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第４号）
日程第２　議第70号　平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）
日程第３　議第71号　平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）
日程第４　議第72号　平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第73号　平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第74号　平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第75号　平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第76号　平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議第77号　平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第10　議第78号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第11　議第79号　平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について
日程第12　議第80号　人吉市行財政経営検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第81号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14　議第82号　人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15　議第83号　人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の制定について
日程第16　議第84号　工事請負契約の締結についての議決内容の－部変更について
日程第17　一般質問

１．立　山　勝　徳　君
２．豊　永　貞　夫　君
３．山　下　幸　一　君
４．笹　山　欣　悟　君
５．田　中　　哲　君

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君
教　育　長	堀　　秀　行　君
市長公室長	深　水　雄　二　君
総　務　部　長	坂　崎　博　憲　君
市　民　部　長	荒　巻　　通　君
健康福祉部長	中　村　明　公　君
経　済　部　長	椎　葉　文　雄　君
建　設　部　長	山　上　　茂　君

市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
都市計画課長	山田　巧君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前10時　開議

○議長（大王英二君）　皆さん、おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山勝徳議員。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　おはようございます。

質問の順番を決める抽選におきまして、久しぶりに一番くじを引きました立山でございます。南太平洋では次々と台風が発生しておりますけれども、九州に対する直撃は今のところありません。それにしても今年の猛暑、さらにそれに続く残暑ということで記録的な暑さが続きました。その上に、私の場合は、さらに火をたいて走るＳＬとのつき合いがあったものですから、かなり夏ばて気味ですけれども、通告した内容に基づきまして質問をいたしたいと思いますからよろしくお願いいたします。

今回の私の一般質問は、ダムによらない治水対策について。それから当面する交通問題から、くま川鉄道の新たな経営体制について。バス空白地帯の解消について。また市民から寄せていただきました問題の中から、学童クラブと大畑産業廃棄物処分場の異臭問題について質問をいたします。

まず、最初にダムによらない治水対策についてお尋ねをいたします。昨年８月30日に行われた衆議院選挙において与野党逆転、そして民主党を中心とする新政権が誕生したわけでありますが、その方針として川辺川ダム建設計画の中止が発表され、ダムにかわる治水対策を確立するため「ダムによらない治水を検討する場」が設けられました。現在まで、第８回目となる会議が、さる６月23日、熊本市で開催をされましたとの施政方針の中での表明であります。その中で議論をされました課題について逐次お尋ねをいたします。

まず、質問の１点目は、球磨川水系の治水対策の基本的な考え方が示されたとのことでありますが、その概要について説明をいただきたいと思います。

以上です。

○市長公室長（深水雄二君）　おはようございます。立山議員の第１回目の御質問にお答えいたします。

第８回で示された球磨川水系の治水対策の基本的な考え方の概要はという御質問でござい

ます。この検討する場では従来の治水安全度を設定して、それを達成する代替案を検討するという従来の手法ではなく、ダムによらない治水対策案とその効果や実現性の検証を繰り返し、現実的な治水対策を実施した場合の河川や流域の状況について関係者間で認識の共有を図るという手法が取られてまいりました。こういったこれまでの検討・議論を踏まえ、ダムによらない治水対策の取り組み方針や主な内容について整理を行ったものということでございます。そして、この基本的な考え方は、球磨川水系河川整備計画を策定する際の原案や、自治体の地域防災計画等へ反映されることを想定しているということでございます。

今後の方針としましては、国・県・自治体の適切な役割分担のもと、上・下流のバランス等を考慮し、直ちに実施できる整備等を可能な限り迅速に進め、ソフト対策にも積極的に取り組むというもので、この基本的な考え方の主軸となっている直ちに実施する対策では、従来想定していた目標とする治水安全度には達しないため、一層の安全度の向上を目指して引き続き検討する治水対策について、今後とも実施の可否を含めた検討や調整を進めることとされております。

個々に示されております治水対策の主な内容としましては、河川等の中で直ちに実施する対策と実施の可否を含めた検討や調整を進め、実施可能となった段階で着手する引き続き検討する対策の概要、対策を進める上で留意すべき事項、主に環境面や対話型行政の推進等でございます。そして、ソフト対策による洪水被害の最小化。最後に、河川管理上の維持管理についてでございます。今後の河川行政の基本的な方向を示したものであるという言い方もできるものだと考えておるところでございます。

以上、第１回目の御質問にお答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　今、概要的に説明を受けました中で、「直ちに実施する対策」、もう一つは「引き続き検討する治水対策」そういう分け方になっておるわけでありますが、お尋ねしたいのは直ちに実施する具体策、それはどういったものを指しているのかお尋ねをしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　御質問にお答えいたします。

直ちに実施される事業というものはどういうものを示しているのかと、上がっているのかという御質問でございます。順番に下流のほうから説明いたします。

まず、球磨川下流部。これは河口から用排堰でございますが、八代市の萩原地区の堤防補強と深堀対策、同地区堆積土砂の掘削、萩原地区対岸の左岸降水時期の一部掘削でございます。中流部、これは用排堰から球磨村渡の区間でございます。国・県の適切な役割分担のもと、宅地のかさ上げ等の整備を順次進めるということでございますが、あわせて堆積土砂の掘削、かさ上げ実施済みの地区のうち、既往水害が再来した際に想定される平均水位が、かさ上げ実施後の地盤高を上回る地区においてパラペット等の整備を行うとされております。

最後に、球磨川上流。これは球磨村渡から直轄上流端でございます。人吉橋下流左岸を掘削するともに築堤を行う。川辺川の直轄管理区間、左岸の堤防未整備地区において段階的に築堤を行う。市房ダムは現状の利水容量は確保しつつ、より洪水調節機能を発揮できるよう操作規則の変更を行う。必要に応じて堤防の質的強化を図る。球磨村渡地区において、球磨川の下流側の河川改修等の進捗を踏まえた総合的な内水対策を行うとされております。

以上、直ちに実施される事業の内容でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　直ちに実施する政策・施策ということで説明をいただいたわけでありますが、その中でまず、パラペット整備という言葉が出てまいりました。中流部の対策の中で既にかさ上げが終わった地区でさらに浸水のおそれがある地区ではパラペットの整備を行うということでありますが、これはかさ上げ済みということは浸水はしないだろうという想定の中のかさ上げであったろうと思うんですが、なぜこういうことに、かさ上げをしたばかりなのに、さらにパラペットの整備をしなければならないというような不合理が出てきたのか。そこらあたりについて理由がわかっておればお尋ねをしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

先ほど述べました球磨川中流部におきますかさ上げ実施済地区のうち、既往洪水が再来した際に想定される平均水位が、かさ上げ実施後の地盤高を上回る地区においては関係市町村、地区住民との調整の上でパラペット等の整備を行うというふうなことが、直ちに実施する対策の中で取り上げられております。これにつきまして、もともとがダムとの関連で堤防をつくっていった中で、今回のダムによらないという形で進められておりますので、そういうことを踏まえて今後既往洪水といいますか、今まで来たような洪水がまた来た場合のということの対策をこの会議の中で、例えば芦北とか球磨村とかその辺も意見を出していただいたというふうに聞いておりますので、そういう中から、こういうふうな第２案といいますか、このような計画がなされたというふうに私も聞いておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　同じく、直ちに実施する対策の中で、答弁の中で人吉橋下流左岸の掘削とともに築堤を行うということでございますが、御承知のようにこの場所は、かつて用地交渉がまとまらずに今日まで未整備のまま放置されてきたという問題の場所であります。そこで気になるのは、用地買収についての地権者の方との話し合いといいますか、そういったものがどのように進展をしているのか。非常に気になる部分でありますから答弁をいただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　３回目の御質問にお答えいたします。

御指摘の未整備地区につきましては、長期にわたりまして議員各位を初め地域住民の皆様に御心配をお掛けしてまいっております。現在、国土交通省と地権者の間で鋭意協議が進められておりまして、地権者の御理解を得て、今年度は調査も実施されているという御報告を伺っております。今後も一日も早い実現を目指して関係各位にお願いをしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　今の答弁では、一応現地の調査なども終わってうまい具合に進んでいるのかなという印象ではありましたけれども、私もこの問題がなかなか進展しなかったその内容等について大体わかっておりますので、そこらあたりがうまく話が進んだのかなというふうな思いでおったわけですが、調査も認めてもらったということであれば、いいほうに展開しているものというふうに理解をしておきたいと思います。

そこで、若干質問の趣旨を変えまして、近年防災に関する議論の中で地域防災力あるいは治水安全度、そういった言葉が頻繁に使われております。一応概念的にはこういうものだろうというふうにわかっているんですが、きちっとした定義があるものであればその定義について説明をいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　皆さん、おはようございます。

確かにことしはことのほか大変暑うございまして、９月に入っても最高温度記録更新中であるという報道がなされております。特に、今年は老若男女関係なく熱中症にかかられる方々が多いようでございます。立山議員におかれましてはどうぞ御自愛をいただきますようにお願いを申し上げておきたいと思います。

お尋ねの、まず地域防災力でございますが、概念的なものとしてみずからの地域はみずから守るということでございます。この考え方を基本に、行政の災害対策の強化による公助の充実、国民一人一人や企業等がみずから取り組む自助、地域や企業、団体が力を合わせて行う共助、つまり共同によって支えられるもので防災施設の整備のみではなく医療、福祉、教育、さまざまな分野の総合力というふうに言われております。具体的には本当にさまざまなとらえ方があるようでございまして、国土交通省が平成20年に策定された国土形成計画関連の資料を分析してみますと、まず、地域防災力に係るハード整備として、地域特性を踏まえた防災施設の整備、耐震補強などの機能更新、維持管理、交通情報通信網の整備といったものでございます。ソフト的なものでございますが、災害時前においてはハザードマップの整備等避難経路の確保、防災意識の啓発、防災教育の充実などがございます。災害時においては防災情報の伝達、コミュニティーの連携による広域防災、危機管理体制の確立。災害後においては災害情報や安否情報の提供、被災者の保護・移送、医療体制の整備等があるようでございます。その他、広義のとらえ方では、事業継続計画といった災害時の企業の供給責任

を果たすとともに、被災後の地域経済を維持するために必要な計画をも地域防災力の一つとする考え方もあるようでございます。

次に治水安全度でございますが、治水安全度は流域に降る雨量の年超過確率で表現されております。これはどれくらいの年超過確率の雨、すなわち何年に一回の雨まであふれずに耐えられるかというものでございます。例えば100分の１という治水安全度であれば、確率統計学的に求められたその流域で経験するであろう100年に一度の雨をあふれないで流せるということになります。球磨川の安全度でございますが、平成19年に策定された河川整備基本方針において人吉地点では80分の１、八代の横石地点では100年に一度、つまり100分の１となっているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　市長のほうから後期高齢者をねぎらっていただきまして大変ありがたく思いますが……。今、地域防災力それから治水安全度、この２点に定義的な一般論といいますか、そういった説明を受けたわけであります。

この人吉地区の80分の１、これは流水量からいくならば毎秒人吉地点で7,000トンということで一致して考えていいと、そういう考え方に基づいているということでよろしいでしょうか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

80分の１ということは人吉地点でどのくらいの水が流れるか、いわゆる基本高水流量でございますが、御指摘のとおり7,000トンを国は想定されておるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　国・県が指導するという形で、流域市町村も含めてダムによらない治水を検討する場は昨年１月13日スタートしまして、現在まで第８回の会議を重ねてきたというふうに思います。田中市長は、このダムによらない治水を検討する場に人吉市を代表して出席をされてきましたが、その会議を通じてどのような意見、あるいは要望などを主張されてきたかお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

このダムによらない治水を検討する場でございますが、御承知のとおり平成21年１月13日に第１回が開催されまして、当初は熊本県が示される治水対策案について国土交通省がその効果等を検証されるという会の進め方でございました。河川の安全度といったものをどう考えるのかといった議論が大きな課題であったことを思い出しております。当然、治水安全度は御案内のとおりでございますが、私は今後の河川を考える場合には治水上だけでなく、社会面、経済面あるいは環境面という観点からも安全度をとらえるべきという主張をしてまい

りました。そして、数字というものは最も尊重される、誰もが理解できる手法でございますが、80分の１にしましても100分の１にいたしましてもあまりにとらわれすぎると、数字のいたちごっこになり際限なくなってしまうのではないかと意見もいたしました。40年水害の市房ダム放流の問題、ダムからの放流量が全体の10％あまりの流量であっても、市民感情はその数字でははかれないものがある、数字だけではとらえられないものがあると私なりの意見もいたしましたところでございます。

その後の会議では、具体的治水対策についての検証が中心になってまいりましたので、人吉市内における堤防の質の問題、治水対策は下流から講じるべきであるといったことを含め、河川整備のバランスの問題についても意見を述べさせていただいたところでございます。21年10月20日の第５回会議からは、国が主体的に治水対策案を提示する形になっておりまして、私のほうからはソフト対策であります防災無線の整備について、国の御支援をお願いしているところでございます。

さて、私の意見を取り上げていただいているか、反映されているかという御質問でございますが、先ほど来御質問をいただいております球磨川水系における治水対策の基本的な考え方案に、おおむね反映していただいていると考えております。

まず、安全度の議論ですが、従来の安全度を設定してから、それを達成するための対策を練るという手法ではなく、一つ一つの対策を講じた場合の実際の効果によって検証するといった会の進め方や、河川環境への配慮の部分に生かしていただいております。堤防の強化や防災無線についても位置づけをいただいているところでございます。また、会の方針等にかかわるものではございませんが、本市独自の問題である防災無線の整備については社会資本総合交付金の制度の見直しを含め、国・県の御支援が得られないか検討を進めていただくことになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　今、市長のほうから人吉市の特に重点的な要望という形で防災無線の整備ということを上げられているわけですが、これに関してどれぐらいの予算額が推定されるのか、あるいは防災無線を最優先に考えているという理由づけといいますか、そういったものについて市長の考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

防災無線の人吉市内における整備に関しましては、おおむね約５億円あまりというふうに試算をしているところでございます。いわゆる先ほど来から申し上げておりますとおり、治水安全度というのが一つの国の指針ではございますけれども、いわゆるこの人吉地点における治水安全度が80分の１という考え方、これが国の基本でございますが、現在の雨の降り方、気象状況によりまして、いつ、どこで、どのように、どれくらいの量が降るかというのはま

さに予測がつかない。80分の１かもしれませんし、それ以下かもしれませんし、100分の１かも150分の１かもわからない。そのような中で、いわゆるダムによらない治水を検討する場でも議論の方法として積み重ねていただいておりますとおり、治水安全度を高めるためにどのような効果的な方法があるかということを積み上げていく、つまり減災、災害を減じていくという考え方に基づいた方向性が今、探られようとしているところではなかろうかというふうに考えております。そのような中で防災無線というのはいわゆる、まずは人命を損なうことが決してあってはならない。この防災無線によってさまざまな情報伝達手段がございますけれども、そのうちの強力な情報伝達手段として防災無線を考えているところでございます。また、防災無線も時と場合によりましては、真夜中にテレビをつけた中で窓を閉め、カーテンを閉めている中でどれだけ効果的かということも、また疑問があるところではございますけれども、さまざまな伝達手段というものを幾重にも講じておくということが大切なことではなかろうかというふうに思っているところでございます。

そういうソフト対策というものを十分に積み重ねていかなければならない。それから、先ほどハザードマップの整備というようなことも申し上げさせていただきましたが、ハザードマップを配布したからといって防災意識の向上にも直接的につながっていくとも考えておりませんので、それぞれの地域での避難訓練というものも定期的に行っていくということが重要ではなかろうかと思います。また、避難をするにいたしましてもそれが真夜中の避難ということであれば、大変これは危険性を伴うものでございます。近年の広島県佐用町におきます真夜中の避難の中で、残念ながら避難途中、人命を落とされた方もおられるようでございまして、どのようにしたならば安全で、そして確実に避難経路をたどり避難場所に行き着けるかという、そういうさまざまな角度からの防災対策というものが必要になってくるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　防災無線の完備によって、そういった情報の共有あるいは情報の伝達、それをきちっとすることによって自助・公助・共助とそういった防災体制を確立をしたいという願いは私も同感であります。あと、どういった形での防災無線にやっていくのかという手法の問題があるかというふうに思いますが、そのことについてはあとまた議論をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、質問を少し変えますが、ことし７月13日、前原国土交通大臣の私的諮問機関である「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が、ダム事業の見直しについて検証基準を示す取りまとめを発表しました。検証対象となるダム事業には、川辺川ダムは含まれていません。このことからしても、球磨川水系の治水対策についてはダムによらない治水を検討する場で集積された結論が、今後策定されるであろう球磨川水系河川整備計画の骨子になら

なければならないと私は認識をしていますが、市長の御意見をお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議でございますが、中川博次京都大学名誉教授を座長に、11名の委員によって平成21年12月３日に第１回会議、ことしの４月13日までに11回の会合を終了し、中間報告がまとめられているようでございます。この会議の設置趣旨としまして、できるだけダムによらない治水への政策転換を進めるとの考え方に基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し提言すると明文化されておるところでございます。

これは現時点の理解でございますが、国土交通省はできるだけダムによらない治水への政策転換、新たな治水理念の構築を目指しているわけでございまして、その中で当然、現在建設中、計画中、凍結中のダムをどうするのかといった具体的問題、実際の対応が出てまいると考えております。その整理として、建設中のダム、凍結中のダムについての検証は行わず、そのまま継続、そのまま中止とするというものでございます。

中間取りまとめの検証の概要の中で、平成22年度に事業が行われるダム事業、道や水路に関する事業も含むわけでございますが136事業あり、これらのうち既にダムによらない治水対策の検討が進んでいるものが一つ、既存施設の機能増強を目的にしたものが一つ、ダム本体工事の契約を行っているものが一つのいずれかに該当するものを除くすべてのダム事業、平成22年４月現在でございますが、84事業がございます。検証の対象になる、定義されておりますが、川辺川ダムは既にダムによらない治水対策の検討が進んでいるものとしてこの検証対象から外れていると考えております。つまり、対象となったダムは検証を行われた後にダム事業の対応方針、事業を継続するとか、変更とか、条件がつくとか継続をするとかなどの、または中止の方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聞いて対応方針を決定することになりますが、川辺川ダムはすべてのこの検証さえ行われないということで国土交通大臣の中止決定のまま、球磨川水系においてはダムによらない治水を検討する場で検討されている治水対策案が、球磨川水系の河川整備計画に反映されていくのではないかと予想しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　それでは、市長のほうから一定の答弁をいただきましたので、そこのところは私も同じような認識に立っておりますから、その点については今後そういう立場で頑張っていただきたいというふうに思っています。

それから、直ちに実施する対策の中で二、三、私の意見として申し上げたいことを述べまして、この件に関する質問を終わりたいというふうに思います。

直ちに実施する対策の中で築堤や堤防強化などが盛られています、あちこちに盛られています。ただ見当たらないのが、この堤防強化の中に含まれるのかなと思っていますが、堤防の破堤、堤防が壊れること、破堤防止対策が見当たらないというのが私にとっては少し心配であります。河川の氾濫において一番大きな被害を被るのはやっぱり堤防が切れたとき、破堤をしたときであります。この破堤をどう防止するかということがやっぱり念頭において考えておかなければならないのは、例えば、堤防が壊れないならば一時的に堤防を越えて越流したとしても、人命に関するような大被害にはなかなかなりきれない。しかし、堤防を越流することが引き金になって破堤につながっていくというケースが非常に多いわけでありますから、ここらのところのことを念頭においた破堤防止対策、水が堤防を越えてもその堤防が壊れない、そういう対策措置が必要であろうというふうに考えておりますから御検討いただきたいと思います。

それから、もう１点は万江川合流点の部分的拡幅を図るということが盛られています。私もちょいちょいあそこを見に行くわけでありますが、現状を見てみますと、まず部分拡幅を図るというよりも、今堆積をしている土砂あるいは立木を除去するほうが優先されなければならないというふうに考えております。この点については執行部としてはどう考えられるか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

それから、もう１点でありますが、河川内に生えております立木。この立木も撤去ということが当然考えられるわけでありますが、私も一時立木が撤去された後、後をどういうふうにその地帯がなっていくかということを見てきていますけれども、もう３年、４年しますとまた同じような木がどんどん大きくなってきます。しかも洪水による濁流が持ってきた非常に栄養分の高い土砂でありますから、その立木の成長も非常に早いということでまたたくまに大きくなっていくという感じがいたします。そこで考えられますのは、やはり河川内にある立木を除去するのはできるだけ早いほうがいい、そういうふうに感じます。10年15年放置したあと切るのではなくて、小さい二、三年のときに切っておく、そういう措置がはるかに効率的で、またコスト的にも安いんではないかというふうに考えておりますが、その点については、これまた執行部の考えがあればお尋ねしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

まず、破堤でございますけれども、これも毎回毎回国土交通省の意見交換の場の中で、またはダムによらない治水を検討する場の中で、議員と同じように最も危険なものは破堤であると、多少越流をしたといたしましてもおっしゃるとおり直ちに人命に被害を与えるような影響は少なかろうかと。ただ、破堤をした場合には一気に濁流が流れ込むわけでございますから、人命に係る被害も想定されるわけでございまして、従前にもましてこのことは申し上げてまいりますが、国土交通省におかれましても、いわゆる治水の手法といたしまして私も提案いたしておりますが、下流から、最下流からそれを徐々に強化をしていくという方針で

あろうかと思っております。今後もそのような破堤に関する要望も強くお伝えをしてまいりたいというふうに思っております。また、万江川合流地点におきましての拡幅または土砂の撤去、または立木の撤去ということも重要でございますので、国土交通省にも今後どのような手段、手順で進めていくのが効果的な治水安全対策かということも検討をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○市長公室次長（井上祐太君）　先ほどの公室長の２回目の答弁の中で、直ちに実施する対策案の中で、かさ上げの問題が出ましたので、少し私のほうが会議のほうにずっと参加をいたしておりますので、少し補足をさせていただきたいと思います。

立山議員がおっしゃった場所は、これは芦北町の白石等あたり５地区でございます。これは現在かさ上げをしております地区におきましては、例えば既往洪水、これは昭和40年７月の洪水が来た場合には、現在のかさ上げの状況というのはダムを前提にしたところでかさ上げをしておりますので、実際ダムによらないというところで考えた場合には、40年７月の洪水が来れば現在のかさ上げ実施後の地盤型を上回ってしまうということで、再かさ上げの話も出ております。これは具体的には前回の８回の会議の中で示されたわけなんですけれども、大体この国土交通省のほうの試算では芦北町白石地区で約71センチ上回るというようなことでございます。ただし、これはかさ上げのかさ上げということは、これは住民感情にも発展しますし、それから当然中流部の首長さん方、この会議でやるならば芦北町長、それから球磨村長あたりからも強い懸念の声が出ておりまして、こういうようなことに対応するということで現在の堤防にパラペットを継ぎ足すと、そういう考え方が提案されたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　では、ほかの質問もありますので、この問題については終わりたいと思いますが、その前に、従来人間の歴史を見てみますと、洪水によるリスクはあったとしても人は常に水辺、海辺、そういった場所で生活をしてきました。危険があってもなぜそこにいたのかといいますと、日常生活にやっぱりそれだけ利便性があったということでありますし、また洪水に関しては事前に、いわゆる一つの逃げるという対応がきちんとできるならば、そのことによって自分の命を失うことはない、そういう基本理念が昔の先人達の中にはあったのではないかと、そういうふうに思います。したがいまして、ダムに頼らない治水を考える場合にはやはり想定できないような豪雨になった場合には、まず自助としての自分がどう自分の命を守るかという意識を常日ごろから持っておく。これは昔の人の認識をそのまま伝えておったほうがいいんじゃないかなと、そういうふうに思いますし、そういう立場で自助・共助・公助とそういったものをミックスしながら、防災体制をつくり上げていくという

ことが必要じゃないかなということで申し上げておきたいと思います。

それでは次の質問でございますが、当面する交通問題から２点について質問をいたします。

まず、くま川鉄道の新たな経営施策についてであります。国鉄湯前線が大幅な赤字を理由に第３次の廃止線区に指定される中、湯前線沿線に点在する熊本県立５高校に通う通学生の足を守れとの郡市一体となった運動の盛り上がりの中で、平成元年第三セクターくま川鉄道がスタートしました。順調な滑り出しではありましたが、数年後から少子化による通学高校生の減少と経営安定のために積み立てられました６億円にも上る基金利子による収入が激減し、基金利子による赤字補てんはできなくなってしまいました。それでも基金の取り崩しによる赤字補てんで今日までしのいできましたが、基金も底をつく状況に至り、くま川鉄道を今後どうするのか厳しい選択を迫られる状況になっています。

今回、くま川鉄道を今後とも人吉、中球磨、上球磨を結ぶ鉄道として残す、存続するという目的のもと、新たな経営施策が展開されようとしています。市町村の意思統一はどのようにして図られたのか、その経過と結果についてお尋ねいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

市町村が負担することへの意思統一はどのように図られたのかという御質問でございました。このことにつきましては、圏域の10市町村で構成しております新たな人吉球磨地域公共交通のあり方を検討する会というのができておりまして、そのことで検討してきてまいっておりますのでそのことにつきまして経緯等を含めて答弁したいと思っています。

この会はくま川鉄道の経営上損失の補てんに際しまして、経営安定化基金にかわる新たな支援システムについて検討していくことを最終目的としまして、昨年の７月に立ち上げております。その構成メンバーでございますが、各市町村交通政策を所管します市町村の課長クラスに御参加をいただいております。そこでの協議内容でございますが、くま川鉄道の変遷、くま川鉄道の組織、くま川鉄道の利用状況、交通体系整備基金の現状、将来見込まれるハード事業、そして最も重要な課題であります基金にかわる新たな支援システムの構築について、昨年だけで先進地視察を含めまして７回の会議を開催し、ことし３月には最終報告書を作成し、各首長さんへの報告を行ってきております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　公室長にお尋ねしますが、いわゆるその最終報告書を作成して報告をされたと、そのことについては関係市町村のほうでは了承をされたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

ただいまの御質問に対しましては、首長への説明は終わりまして了承されております。それで、各市町村で今後は議会のほうにそれぞれ御報告をされておるというところの段階でご

ざいます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　そこで、報告をされた中身で検討してみますと、今まではいわゆる経営損失、くま川手鉄道の経営損失、赤字につきましてはいわゆる基金で埋め合わせをしていくという手法が取られてきたわけでありますが、今回の新たな負担の方法、これが提起されたわけでありますが、どのような形で決められたのか、また考え方、あるいは算定の方式などについて説明をしていただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

まず、負担の基本的な考え方でございますが、最終報告書においても問題提起させていただきましたが、人吉球磨圏域の場合、沿線自治体が６団体、非沿線自治体が４団体となっておりまして、この非沿線自治体の取り扱いが最大の課題となっておりました。最終的には沿線自治体の責務にかかわる部分と非沿線自治体の支援にかかわる部分を明確に切り分け、さらには先進地の負担割合に係る考え方を参考に、その方針を決定してきております。

試算に使用する算定項目でございますが、これは九州管内におきまして先進地でもございます松浦鉄道、この方式を参考としております。出資割、人口割、単線換算キロ数、乗降人員、標準財政規模、固定資産税相当額を使用することとしております。このうち熊本県は出資者ではありませんので、出資負担はないところでございます。なお、全国的に県が負担をする場合は、県が出資者になっている場合のみに限定されているようでございます。仮にくま川鉄道の経常損失をここ一、二年の実績から年間6,000万円としましたとき、人吉市の負担は圏域の負担割合のうち約29.3％でございまして、計算いたしますと1,757万5,000円となるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　そこで、その補てんの仕方はどのようにするのか、いわゆる一定の金額を固定して補てんをしていくという手法を取るのか、出てきた赤字額の決算に応じてそれを割り振りして配分をする、いわゆる精算方式といいますか、そのようにするのか。その点についての説明、それから残った基金の取り扱いについて説明をいただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

地方ローカル線を中心とする第三セクターの鉄道の平成20年度の経営成績を検証してみますと、全国の第三セクター35社のうち５社が黒字で、残りの30社が赤字となっております。この30社には当然くま川鉄道も入っております。30社のうち25社が赤字補てんによる財源手当を行っております。その内訳でございますが、経営安定化という名目で自治体から固定の補助を受けている会社が６社、残りの19社は精算方式により自治体が補てん、もしくは経営

安定化の基金を取り崩し補てんをしているようでございます。

今回、御承認をいただいておりますくま川鉄道への赤字補てん方式は後者のやり方、すなわち合意された算定方法によりまして、それぞれの自治体の負担額を試算し、補てんするものでございます。また、これまで会社の経営を支えてきました人吉球磨交通体系整備基金につきましては施政方針でも述べておりますように、災害など不測の事態のみに充てることを大原則として固定化する方法で考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　今の答弁をいただきましたような方法でこれが決定をするということになりますと、今後くま川鉄道の営業損失、赤字は、沿線市町村の精算方式による負担金で補うということになっていきます。それぞれの負担金のいわゆる出し前を押さえるためには、くま川鉄道の営業利益をとにかく上げなければならない、そういうふうになっていくというふうに思っております。乗車率を向上させ、営業利益を上げるためにどのような施策、具体策を考えておられるのか。そして、今後の展望も含めてお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

立山議員が御指摘のとおり、赤字補てんをしていく上でまず最大の課題となってくるものが売上の増収であります。つまり、乗車率の向上を図っていくことが今後の最大の課題であるということはいわずもがなのことでございます。これがくま川鉄道最大の節目、または最大の課題ということでございます。

昨年度策定いたしました人吉球磨地域公共交通連携計画でございますが、目標といたしまして、くま川鉄道年間利用者４万人増、公共交通利便性向上による地域交流の活性化、公共交通整備との連携による多様な観光客の誘致による地域活性化の３項目を掲げておりますが、このうちくま川鉄道年間利用者４万人増につきましては、くま川鉄道の存亡にかけた取り組みであるといっても過言ではない、最も大事な目標として位置づけられていると思っております。沿線自治体の15歳以上の住民約７万5,000人のうち３万人を潜在的利用者として、沿線外の同住民約１万人にも利用促進を啓発いたしまして年間４万人増が達成できれば、人吉－湯前間が片道680円でございますので、ざっと計算しただけでも2,700万円の収入増につながり、往復になれば5,400万円になるわけでございます。

年間の経常損失が6,000万円から7,000万円でございますので、目標が高すぎて獲らぬ狸の皮算用の域を出ておりませんが、やはり利用者の拡大が赤字を縮小するための最も有効な方策になることは間違いないところでございます。しかし、この４万人増というものが本当に人吉球磨の住民だけで補うことができるのかどうかというのは甚だ私は疑問を持っているところでございます。この４万人増を達成するためには、やはりくま川鉄道の魅力、または沿線の魅力というものが全国に、または東アジアに発信され、そこで地元住民によるだけでは

なく交流人口増、つまり観光客をいかにくま川鉄道に誘客するか、これも大きな課題であると認識をいたしております。

そういった、今、大変な赤字経営を続けているくま川鉄道ではございますが、ここで観光客誘致のためのくま川鉄道自体のさらなる魅力アップ、沿線自治体の中における魅力のアップ等々を考えて、そしてそこに思い切った、赤字ではございますが、思い切った設備投資も考えていかなければならないのではないかと、そうでなくては地元住民だけではなく、やはり観光客誘致による４万人増の達成が非常に重要ではなかろうかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　最後になりますけれども、私もこのくま川鉄道がスタートします平成元年、ちょうど議員の１年生でございました。昭和62年３月31日で退職するときにはこのくま川鉄道、今のくま川鉄道、当時の湯前線を廃止をするのか、第三セクターの鉄道として残すのか、あるいはバス路線に切りかえるのか、その三者択一を迫られたときでありましたけれども、沿線５高校の通学生の足を何としてでも守れということでスタートしたわけでありますが、22年間の世の中の流れというのは非常にくま川鉄道の営業を苦しく追い込んできたわけであります。しかし、郡市が一体となって今後も上球磨、中球磨、人吉をつなぐ交通の手段としてくま川鉄道を残すということであれば、そういう方向でぜひ関係市町村が一体となって努力をして頑張ってもらうようにお願いをしたいと思います。特に過疎地における公共交通ということを考えてみた場合に、これは後のバスの空白地帯の時にもいえることですけれども、やはりその公共交通を利用する人たちの理解と支援、協力がなければ過疎地の公共交通は守れないと、そういうふうに思いますし、運行する側、それを支援する行政、そしてそれを利用する住民が一体となった協力体制、支援体制、そういったものが必要であろうかというふうに思いますから、このことに留意をしながら頑張っていただくようにお願いをしたいと思います。

続きまして、市内の公共交通空白地帯の解消に向けての取り組みについて質問をいたします。これは８月31日、全員協議会で説明を受けたわけでありますが、私が住んでおります中原校区の住民の方から、「なしゅう上林町とか原田とか大柿などにはバスは通らんとな」ということで随分言われてきました。その上林町、原田、それから大柿、小柿地区をバスが通るようになるということでありますので大変歓迎をしているわけですが、確認の意味を含めてお尋ねをしておきたいと思います。

今回のバス路線新設の生みの親となったのは地域公共交通会議であったろうと思っていますが、この地域公共交通会議の目的、メンバー、協議内容などについて、まずお尋ねしておきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

まず、地域公共交通会議でございますが、旅客の利便性を向上させるため地域の実情に応じた旅客運送の対応及び運賃、料金、事業計画等について地方公共団体が主催者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられたものでございます。

この会議におきます今回のテーマは、バス路線運営に要する財政負担の軽減と公共交通空白地帯を解消する市内交通体系の確立という２点で、７月から８月にかけ集中的に検討を行ってきたところでございます。特に１点目としまして、市街地の拡大化に伴って施設の分散化も進んでいるところもありますので、郊外の主要施設とのアクセスを図ること。２点目としまして、近年商業地同様に住宅地も郊外への広がりが進んでおり、バス路線と離れた空白地帯となっている地域から市街地へのアクセスを図っていくこと。この２点を基本的方針として掲げ協議を進めてきたところでございます。

構成メンバーとしましては、行政、地域住民の方、利用者代表の方々、それから交通事業者、それから各種団体の計15名で構成をしております。協議内容といたしましては、交通事業者、バス関係、タクシー関係でございます、の方たちとのヒアリング、また校区の町内会長会、老人会定例会での意見交換が中心でありましたが、それでも効率的かつ集中的な会議を重ねることで、今回の新規４路線バスの拡充につながっていったことは評価できるのではないかと思っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　そこで、今回の地域公共交通会議で検討して提案をされました新規４路線について、そのコース、乗車料金、時間、バス停の位置、フリー乗降いわゆるバス停以外で乗降できるかと、そういった問題について簡単に説明をいただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　新しい新規路線４つについて御説明をいたします。

今回の新規路線につきましては、さきの答弁でも述べさせていただきましたように、校区町内会長会、老人会定例会での御意見等も考慮に入れながら、公共交通空白地帯において車を運転できない、また交通手段を持たない方々が、通院や買い物などに御利用いただけるように検討を進めてきたところでございます。新規路線は、上原田線、大柿線、小柿線、七地線の４路線でございます。この地域はいずれも産交バス人吉営業所を起点とし、現在路線バスが走っていない空白地帯、その中でも非常に要望の強かった地域をカバーするような形でルートが設定されたところでございます。

まず、上原田線でございますが、総合病院を経由いたしまして瓦屋方面へ進み、農免道路を原田方面へ向かい、上・下原田の集落、堀、西門、瑳珮里、上原、牛塚、菖蒲を経て、馬草野を終点とする片道12.8キロ、所要時間が約30分程度で、起点から終点まで乗車した場合

はおおむね460円程度となるようでございます。

次に大柿線でございますが、市街地を巡回、回りましてカルチャーパレス前を通り、国道219号に出て「中林町のローソン」のところから旧道のほうへ入り、その後中原団地、中原小学校前を通り、馬場の集落を抜け、紅取橋から大柿地区、終点は涼水戸温泉でございます、を終点とする片道10.8キロ、所要時間約30分程度で、起点から終点まで乗車した場合おおむね400円程度となるようでございます。

三つ目の小柿線でございますが、総合病院を経由いたしましておおがスイミングスクール前を抜け、矢黒町の球磨川左岸を通り、国道と交差し、西瀬小学校裏、西瀬団地、小柿地区、終点は小柿の公民館でございます。そこを終点とする片道7.6キロメートル、所要時間約20分程度で、起点から終点まで乗車した場合、おおむね290円程度となるようでございます。

最後に七地線でございますが、大橋を通り、田町橋を渡り、菊竹歯科のところから波床町内、七地町内を周回し、産交人吉営業所まで戻るという往復9.0キロ、所要時間約25分程度で、起点から七地町の一番遠いバス停まででおおむね200円程度となるようでございます。

今回の新規路線につきましては、毎日運行ということではなく週２日の曜日運行となっております。このことにつきましては病院などの利用状況あたりも把握を行いまして、病院利用の多い月曜、または金曜をそれぞれの路線の運行の１日として考えられたところでございます。また、時間帯につきましては、高齢者の方々等にも通院や買い物に御利用いただきやすいように朝８時台、お昼11時から12時にかけて、午後14時台の１日３便ということで決定をされたところでございます。また、バス停の位置やフリー乗降、乗り降りについての対応でございますが、今回のバス路線につきましては郊外地の集落を回る路線ということで、バス停の位置、名称には大変苦慮したところでございます。

まず、バス停の位置でございますが、通院や買い物に御利用いただきやすいように、できるだけ医療機関や商業施設等に近い場所への設置をしていただくよう協議を行っております。

次に、バス停の名称でございますが、これは地域の方々にわかりやすい名称であることに配慮しながら協議を行ってきております。

最後にフリー乗降でございますが、高齢者の方々がバス停まで長い距離を歩かなくてもすむよう、集落に入ってからはバス停以外でも手を挙げていただくとバスが停車し、乗降できるように可能な限り対応していただくよう協議を進めてまいったところでございます。

以上、お答えいたします。

訂正をさせていただきます。先ほど大柿線を説明するときに「中林町のローソン」というふうに申し上げましたけれども、これは「下林町のローソン」でございます。訂正させていただきます。申しわけございません。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　時間の都合もあって少し質問を割愛をいたしました。飛ばすところが

ありますからよくお聞きください。現在、路線バスに対して市が支出している額というのは5,200万円ということでありますが、この5,200万円以内で市内４路線の運行が、さらに追加運行ができるということは非常に好ましいことであるというふうに思っています。しかし、せっかく走らせても乗る人がいない、これでは走らせる意味がないわけであります。また、逆に補助金の増加につながっていくという面にもなります。多くの人たちにできるだけたくさん乗ってもらうにはどういうふうにしたらいいのか、そういった将来展望を含めた施策について考えがあれば説明をいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

これからますます少子高齢・人口減少社会が進むわけでございます。そのことによって高齢者の皆様方は運転ができない、また交通手段を持たないという方はますます増加していくということでございます。そのためにもきめ細やかな交通体系の確立といったものは、本市にとりましても重要な課題であるというふうに考えておるところでございます。

今回の４路線につきましては、今まで交通空白地帯と言われるところで初めてバス路線を通すわけでございまして、今までの実績があるというわけでもございませんので、私たちといたしましても果たしてどれだけの乗車率を確保することができるか、前にも補助金バスを市として走らせた経緯もございまして、とうとう乗車率低下のために中止となった経緯もあるようでございますけれども、これをやはり周知徹底を行いましてまずは乗っていただく、非常に便利になったというふうに実感をしていただくことが大切ではなかろうかと思っております。

平成18年の道路運送法の改正に伴いまして、バス事業者だけでなくいろいろな交通手段を持たれる方々の参画も可能となったわけでございまして、将来的にはそれぞれの地域の実情に適した交通手段の確立が必要なものと考えているところでございます。今回、市街地を除きましては、どこでもドア、手を挙げればどこでも乗れるという環境が整ってまいりましたので利便性は高まるものと思っておりますが、いわゆるマーケティング等々は行っておりませんので、果たしてどれだけの乗降客が見込まれるかはわからないところでございますが、今後におきまして、その動向を見据えながら追跡調査をしっかりと行っていかなければならないというふうに考えておりますし、本市の社会福祉協議会で現在行われております高齢者の皆様方への聞き取り調査なども参考とさせていただきながら、必要に応じた見直しを積極的に今後行っていく必要があるというふうに考えております。

今回の４路線につきましてはこれをしっかり検証しながら、そして他の空白地帯の方々の御要望もたくさん今後出てくるというふうに考えておりますので、その解消も含めて適宜に効果的な路線や交通手段を構築していかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　先ほど割愛をした質問の中で、一つだけ割愛してはならない質問が残っておりましたからお尋ねします。

それは、先ほど示されたおおよその運賃予定表の中で、半額運賃制度の対象者、これは免許返納者だけなのか、それとも65歳以上の全高齢者に対して適用されるのか、これは抜かしてならない質問でございましたのでお尋ねしておきたいというふうに思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

半額になるのは免許をお返しした方ということで今決めておりますけれども、今後のいろんな動向、状況等を見ながら今後の一つの検討課題であるかというふうに思っております。お返しをした方ということです。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　半額運賃の適用が免許返納者だけの65歳以上ということになりますと、やっぱり地域の中で非常に差別が出てまいりますので、それをやるのであればやはり65歳以上は全員とかそういった形で整理をしていただきたいというふうに思います。

それから、せっかく４路線を走らせるようにしたけれどもお客さんがどうふえてくれるのかということは大きな課題だというふうに思いますし、そういった形で行政としての立場での乗車率向上については市長のほうから表明をされておりますが、先ほどもちょっと申し上げましたように、やはり交通機関を運行する人、それを支援をしていく行政、そしてそれを利用する地域の人々の三位一体の理解と協力がなければ、過疎地帯における公共交通機関というのは存続ができないというふうに私は思っています。せっかく路線拡大をしても、それが乗る人が少ないということでやめなければならないという状況にならないように、地域住民の理解と協力を仰ぐことを含めて今後努力されることを要望しておきたいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時25分　休憩

午前11時35分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　時間が多少進んでおりますが、私の気持ちでは予定どおり進んでいるというふうに思って質問いたしますので、その辺は安心してお聞きいただきたいと思います。

市民の方から寄せられました問題の中から２点についてお尋ねをいたします。

１点目は学童保育についてであります。国・県がそれぞれ補助する事業名では放課後児童健全育成事業となっていますが、通称学童クラブでお尋ねをいたします。近年、この学童クラブの利用者がふえていると思われますが、人吉市の現状はどうなっているのか、名称や定

員、あるいは利用料金などについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

まず、お手元のほうに資料を配付させていただいておりますが、市内には10クラブございます。それぞれ保育園、それから幼稚園のほうで運営をされている状況でございます。学童クラブの運営につきましては各クラブが実施主体となって運営しておりまして、利用料金につきましても各学童クラブにおいて独自に設定しているところでございます。

毎月利用される方が月額5,000円から6,000円、それから夏休みだけ利用される方の長期休暇料金は、休み期間中で8,000円から１万8,000円というふうになっております。また、活動内容でございますが、学童クラブの位置づけといたしましては、保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生を対象に、平日の放課後あるいは土曜日、夏休み等に適切な遊びと生活の場を確保し、児童の健全な育成と仕事と子育ての両立を図ることを目的といたしております。適切な遊び、生活の場といったところに重点がございます。

したがいまして、活動内容でございますが、平日は学校の宿題あるいは園内での遊び、夏休み等の期間中につきましては小学校のプールあるいは河川での水泳、それからサッカーチームでありますロアッソ熊本との交流でありますとかカヌー体験、親子登山といった野外活動、それから和太鼓や神楽の練習、披露、KUMAKOIダンスフェスティバルそういった祭りへの参加、それからお菓子づくり、囲碁教室、平和学級、ボランティア活動など、活動は多岐にわたっているところでございます。特に夏休みにつきましてはクラブごとに独自の取り組みを行っているところでございます。また、各学童クラブには指導員を配置しておりますが、これは放課後児童指導員といいますけれども、規定によりますと児童福祉設置最低基準第38条に規定されております児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいというふうになっておりまして、母子指導員の資格でありますとか学校の教諭の資格といったものでございますが、これが必ずしも置かなくてはならないといったものではございません。

それから、この表のとおり定員もそれぞれございまして、定員といいますか登録人数でございますが、国のほうでは40人程度が望ましいというふうにいっております。最大70人までということでございますが、人吉のほうでは少ないところでは15名、多いところで75名とそういった状況にございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　ただいま答弁をされましたように、学童クラブ費これはそれぞれのクラブで多少差がありますが5,000円から6,000円、それからそれが一定額、一律の料金になっている。したがって、所得の低いほど負担が重くなるという現象が出てまいります。特に、夏休み期間中では安いところは8,000円でありますけれども、高いところあるいは平均的には１万2,000円、高いところは１万8,000円となっておりまして、ますます低所得者の人に対

して苦しいという状況になっております。このような状況を踏まえて所得に応じた、いわゆる学童クラブ費の設定はできないものかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

学童クラブにつきましては各学童クラブが実施主体となっておりまして、利用申請の受付、それから利用の決定、料金の決定、徴収などすべて行っております。現在の仕組みにおきましては、市は利用申請や利用料金の決定に関与できませんし、各学童クラブで所得を調べて利用料金を決定するということは困難でございますので、所得に応じた負担金の設定は難しいと考えているところでございます。

また、学童クラブへは国・県・市がそれぞれ３分の１ずつ負担をして補助を行っておりますが、その額の決定に当たっては利用料収入の総額を上限とするというふうに、上限として決定することとなっております。つまり、利用者の負担軽減を図ろうとすると、国・県の補助金も同様に減額される仕組みになっておりまして、その減収分を保育園などの学童クラブ設置者が負担するのか、あるいは市が単独で補助するのかという問題も発生してまいります。しかし、現在も学童クラブにおきましては日割り計算で利用した日数分だけ徴収されたり、一部ですけれども独自に２人目以降を減額するなどの取り組みをされておりますので、例えばひとり親家庭の利用料金については、減額するなどの協力をお願いするということは可能ではないかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　ただいまの答弁で、現在の学童クラブ費のシステムからして所得に応じた額の決定というのは難しい状況にあるということでありますが、現在のシステムではそれはやむを得ないかなというふうに思いますけれども、しかし２人目以降の減額とかあるいはひとり親の場合の減額とかそういったものについては、学童クラブ側の理解と協力があればできないことはないという面もあるということでありますから、その点についてはできるだけ事情を把握した中からそういった方向で市としても対応していただければというふうに考えます。

そこでお尋ねでありますが、以前学童クラブについては学校でやれないかという議論があったというふうに思っています。これは学校側の意見で最終的にはまとまることができませんでしたけれども、親の仕事や家庭の事情などから学童クラブに通っている小学生が今、出していただきました資料を見てみましても400名前後常にいるということであります。これらの小学生達が通っている学童クラブを単に幼稚園や保育園の附帯的な事業、そういうような形で任せておいていいのかという問題が出てまいります。今後この学童クラブの問題について、市としてどのように対応されていくのか、あるいは今後の方針が決まっておればそのことを含めてお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

学童クラブにつきましては運営、空きスペースなどの点で小学校への設置が困難であったと、そういうことがございます。したがって、そのときに各保育園あるいは幼稚園にお引き受けいただいたという経緯でございます。

各クラブともに施設の建設など環境整備を行ってきていただいておりまして、また指導員の研修も継続して受講されております。これらのことから、現在の運営形態を維持してまいりたいというふうに考えております。しかし、補助金や利用料の適正な使い方、活動の中身の充実等につきましては、今後もさらに推進してまいる所存でございます。市といたしましても指導・監査などを通じて積極的に関与してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　そこで、先ほどの答弁の中で、国・県の補助金の額の決め方には問題があるなというふうに私は思いました。つまり、国・県の補助額は学童クラブによる利用料収入の総額を上限として決定をするということでありますから、学童クラブ費が高いところには高く補助をしますよ。努力をして、できるだけクラブ費を下げますと国の補助金も下げますよと。そういうような考え方、これは補助のあり方としておかしいんじゃないかというふうに思います。できるだけクラブ費を下げて努力をしようという人に対しては少なくしか補助しません。贅沢に使いますよということでクラブ費を上げているところにはそれだけ高く補助しますよと。この考え方はどうも私にとってはいただけないという感じがしますが、市としてはどのようにお考えですか。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

利用料を上限とする現在の制度は、学童クラブが自助努力で利用料を減額しても同時に補助金も減額となる、学童クラブの財政的な負担が大きくなるという非常に厳しい制度だというふうに存じております。

この制度によりますと、学童クラブの努力がマイナスに働くというものでございますので、これにつきましてはぜひ利用料を上限とする制度ではなく、登録者数の基本額による制度としていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　今、答弁をいただきましたように、現在の国・県の補助制度については問題があると、これは市のほうとしてもそのように認識をされているようでありますから、その点は市長、今後国や県に対してもこの問題については働きかけをしていただきまして、できるだけ努力をすればそれに応じてやはりそれだけの補助をしますよと、そういった体系にもっていくように国・県に対する働きかけもぜひお願いしておきたいなというふうに考え

ますし、この問題についての市長の考えもあわせてお尋ねをしておきたいと思います。

経済的に非常に厳しくてもやらざるを得ないという家庭もあります。そういった中で、出費がふえるんだけれどもやっぱりしょうがないねという形でやる。さらにやっぱりなけなしの財布をはたいてクラブ費を払わなきゃならんと、そういう状況が繰り返されているわけですから、ここらあたりについて公的にもう少し視点を当てながら対応策を考えなければならない時期ではないのかなというふうに私は思っています。その点も含めて市長のお考えがあればお尋ねしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

御指摘のとおり不合理な補助金制度であると言わざるを得ないと感じたところでございます。よって、国・県に対しまして強く要望してまいりたいというふうに思っております。昨今の経済情勢というものは御承知のとおり、円高株安に象徴されておりますようになかなか回復の基調を見出しきれない状況でございます。今後これが急激に改善されるというのもなかなか見込めない状況ではなかろうかと。当面、いや当分、いやかなりの年月の間、この経済状況が続くものというふうに私は予測をしているところでございます。よって、生活弱者家庭への補助のあり方というものは今後、国・県・市町村も含めまして見直しを積極的に、または即時的に行っていかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　市長が今、言われましたように、低所得者に対する対応策については国・県で考えなければならないという課題はそのとおりなんですが、根本的にはやはり低所得者をなくすこと、このことが一番基本じゃないかなというふうに思いますし、そういう立場でさらに努力をしていただくことをお願いいたします。

そこで、予定どおり大畑産廃場最終処分場の問題についてお尋ねをします。

二度あることは三度あると言われますが、三度あってはほしくない問題がまた発生をいたしました。大畑産業廃棄物最終処分場の異臭問題であります。大畑町のある住民の方から、「また悪臭が強くなってきたですたい」との連絡がありました。当然市のほうにも連絡が入ったと思いますし、対応されてきているというふうに思っていますが、その状況について報告をいただきたいと思います。

○市長部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

まず、最初に大畑産業廃棄物最終処分場において異臭の発生が今日まで断続的に続いておりまして、周辺住民の皆様、すぐ横に位置します大畑小学校の皆さんが大変不快な思いをされていることにつきましては、担当部長といたしましても大変心苦しく思っているところでございます。

通報を受けての市の対応でございますけれども、月ごとの経過で御答弁をさせていただき

ます。本年６月15日に、監視委員会委員長から処分場内において強い異臭が感じられるとの連絡がございましたので、会社に対応をお願いいたしまして覆土の結果、一応おさまったところでございました。７月７日には保健所から処分場に大量の廃棄物が県外から搬入されているという連絡がございましたので、直ちに私と市民部次長、担当者３名で処分場に急行したところでございます。処分場では担当者から県外からの搬入の状況及び今後の利用計画について説明を受けた後、最終処分場内の状況を確認いたしました。処分場内ではこれまでに比べまして速いスピードで埋立が進んでおりまして、前回立ち入りしたときよりも格段に埋立レベルが上がっており、異臭対策用の煙突が地面から１メーター程度の状況にございました。その後、保健所に立ち寄りまして処分場の埋立計画書により最終的な平面図、断面図で御説明をいただきました。県外の廃プラスティック搬入につきましては、事前協議により内容を確認した結果、内容が適切であれば許可を行い、搬入しているとのことでございました。さらに、こん包された廃プラスティックを降ろす際に粉じんが舞い上がるので散水をしながら行うこと、並びに要綱の規定に基づき埋め立ての厚さを３メートル以下、50センチ以上の覆土を行うことを指導しているとのことでございました。また、保健所では低くなった煙突を高くするよう指導も行ったというところでございました。

その後、７月28日に住民の方から、処分場内から強い異臭が感じられるとの通報があったため、保健所の担当者と一緒に処分場内の調査を行ったところでございます。８月５日にも住民の方から通報があったため、すぐに周囲を徒歩で確認を行い、大畑小学校にも伺いまして異臭があれば通報していただくよう再度お願いをしてきたところでございます。８月10日には監視委員会を開催しております。その席上、会社から異臭対策等の経過報告について説明を受けたところでございます。８月17日の午前11時ごろに住民の方から、強い異臭でいつもと異なる臭いがしていると通報がございまして、保健所の担当者と一緒に現地調査を行い、会社に対しまして異臭発生箇所を埋め戻し、転圧も行う等の指導を行っていただきたいところでございます。その結果を確認するため、同日午後５時ごろ保健所の担当者と環境課職員が一緒に現地確認を行いましたが、異臭が強かった箇所の覆土を確認し、当該箇所の異臭はほとんどなくなっていたということでございました。

ただいま御説明をいたしました月日以外にも、市単独で処分場及び周辺地域の異臭状況につきましても調査を行っているところでございます。このように、市といたしましては異臭対策につきまして保健所との連携を密に図りながら対応をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　答弁によりますと、悪臭とそれに対する緊急対策ということで、まるでイタチごっこ、そのような経過であります。そこで、８月10日に大畑産業廃棄物最終処分場監視委員会が開催をされたとのことでありますので、その会議の模様について報告をいた

だきたいと思います。

○市長部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

８月10日に開催されました大畑産業廃棄物最終処分場監視委員会の概要につきまして御説明をさせていただきます。監視委員会には、地域住民の委員の方14名、オブザーバーとして人吉保健所から３名、大畑小学校長、市建設業者代表、市議会から厚生委員会委員長を初め、ほか２名の議員の方に御出席をいただきました。

委員会では、まず今年度の町内会長の交代に伴いまして監視委員会の承認をいただいたところでございます。次に、異臭の状況につきまして環境課から経過を説明いたしまして御意見を伺っております。御意見の主なものは、異臭防止対策の早期実施をしてほしい、また多量に搬入されている今日の光景を見ると適切に対応されているのか疑問、施設ができてよかったと言われるように信条と誇りを持って対応してほしいなどの御意見がございました。

会社側からは、現在行っている対策等について説明がございまして、覆土及び転圧、ガス抜き管の設置を行っている。年に２回水質検査を処分場の放流口とボーリングの井戸で行い、ＢＯＤ（生物的化学酸素要求量）の検査は毎月行っている。住民の方に迷惑をかけないように努力するなどと発言がございました。

今回は委員の方々からの質問に、人吉保健所担当者の明確な説明もございまして、委員会終了後、委員の方から、これまでに比べ委員会の内容が充実し、安心感を得る話がきょうはたくさんあったとの感想をいただいたところでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　監視委員会でのやりとりについて、今つぶさに報告をしていただきましたが、今、会社側がやっている対策というのは覆土をする、転圧する、さらにガス抜き管等の設置をやっているというような緊急対策をやっているわけですが、それでも結果としてこのような臭気が繰り返して発生をする。原因が何なのかといった究明、また、どんなガスなのかといった問題、そういった根本的なものを追求するといいますか、お尋ねをする意見などは出てこなかったのでしょうか。それとも、それともう一つは水質検査をやったということでありますが、その水質検査の結果についてはどういう報告になっていたのかお尋ねをしておきます。

○市長部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

ガスの発生原因、どんなガスが発生しているのか、水質検査の結果についての報告についての御質問でございますが、保健所からの回答では、現在発生している異臭は温泉地などで漂う臭いと同じでございまして硫化水素と考えられます。硫化水素は土壌に潜む硫化還元菌の影響によりまして、硫化イオンから硫化水素へ嫌気発酵し発生するものであると説明をされております。また、水質検査の結果についてでございますが、測定数値の結果につきまし

ては大腸菌群を除き、規制基準値内であったことが会社から水質検査結果書とともに報告をされております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　それでは、監視委員会があった後、８月17日11時ごろ、住民からの連絡、今までと違った強い異臭がしておりますと。ここから類推をしますと、今まで搬入をされていた廃棄物プラス新しく搬入された廃棄物による異臭悪臭の発生をしているのではないかというふうに思えるのですが、この搬入に対するチェック体制そのようなものはどうなっているのでしょうか。確かに、今保健所の方が大畑の産廃場で荷下ろしをするときにはたびたび行ってチェックをされているということは聞くんですが、それもほとんど一つの袋を見るだけでありまして、全体的なものには及んでいないということであります。特に、熊本県の場合には岐阜県や愛知県の産業廃棄物も受け入れているわけですから、こういう中で県外からの廃棄物を受け入れるに当たって、熊本県内に受け入れるときにどのようなチェック体制がとられているのか、検査体制がとられているのか、そして誰が責任を持ってそれをやっているのか、その点がわかっていれば答弁をお願いしたいと思います。

○市長部長（荒巻　通君）　県外からの搬入時にチェックはしてあると思うが、その機能を果たしているのかということであろうかと思います。

保健所からの報告によりますと、本年４月以降、８月27日までの間に悪臭苦情に伴う立ち入りも含め、11回にわたって搬入物及び埋立の検査を行っているとのことでございました。うち、２回につきましては朝８時半には立ち入りを行い、トラックからの荷下ろし作業、展開検査の状況を監視したとのことです。その結果、安定型処分場に搬入できないような廃棄物の搬入は認められなかったとの報告があっております。しかしながら、議員御指摘のように結果として悪臭が発生していることから、その機能を十分に果たしていないものと考えております。このことにつきましては今後とも県廃棄物対策課、保健所、監視委員会とも連携を取りながら改善に向けて努力をしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　安定型であれば、そういった埋立による異臭悪臭あるいはガスは発生をしないというのが原則であります。しかし、結果としてこのようにイタチごっこの悪臭が発散をされているということは、やはりどうしても根本的にこの問題を解明しなければならない。そういう課題ではないかというふうに思っています。

私が聞いたところによりますと、現在大畑産廃には搬入される中間業者の方は岐阜県羽島市にある株式会社鈴木組、それから愛知県丹羽郡にあります株式会社パックスの２社の方が熊本県内に搬入をされているということで聞いているんですが、当然２社とも紙、プラステ

ィック、木、ゴム、ガラス、コンクリート等、陶器など、管理型の廃棄物と安定型の廃棄物を一緒に扱っているわけです。当然、作業過程でそういった安定型と管理型のごみが混ざり合うというチャンスはたびたびあるわけですから、そこらあたりをどうやっぱりチェックをしていくのかということが非常に大切だというふうに思います。そこで、これは人吉市の権限にならない問題ではありますけれど、お尋ねをしてみたいと思います。こういった結果として悪臭が発生する場合の対応策について、いわゆる廃棄物取り扱いの基本の法律そのものに欠陥があるのか、あるいは法律はきちんとしているんだけれども人的な対応ができないということで十分なチェックができないのか、そこらあたりはどのように判断をされているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長部長（荒巻　通君）　最終処分場での異臭発生につきましては石こうボードが起因しているというようなことで、国の環境省のほうから平成18年６月１日に通知がまいっておりまして、石こうボードから付着している紙を除去したものの取り扱いについてということでございます。この件につきましては平成10年局長通知の一部改正ということで通知がまいっております。既に廃石こうボードから紙を取り除いたものが埋め立てられている安定型最終処分場に対する措置ということでございます。平成10年局長通知に基づき、既に廃石こうボードから紙を取り除いたものが埋め立てられている安定型最終処分場については、埋立地内部の水分量を少なくすることが硫化水素発生の抑制対策となることから、雨水の浸入を防ぐため覆土、硫化水素と反応しやすい遊離鉄等を含む土材が望ましいとのことで徹底することとなっております。また、異臭等の発生によりまして硫化水素の発生が認められた際には、ガス抜き管の設置など必要な措置を講じられたいということでございます。

現在、市におきましては議員御指摘のように、なかなか臭気が取れないというようなこともございまして、保健所のほうと協議をしておりますけれども、保健所長と人吉市長名でこれまでにないような厳しい具体的に改善策を通知したいということで、現在保健所のほうとは協議をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）　この問題については、今答弁をいただきましたようにいろんな対応策についても具体的に指示がまいっているようでありますが、実際そこの発生場所を掘り返して処理をするとか、そういった対応策は見受けられませんね。だから、やはりいつまでたってもやはり根源が、源となるものが取り除かれないという状況だというふうに思います。そこをどう取り除くかというのは、本当は国の課題だというふうに思っていますけれどもなかなかそれが進まない中で、今後の市の対応としてはやはり発生したらば敏感に、速やかにこの問題を保健所なり県に持ち上げて緊急な対応を迫ると、そういうことしか市の段階ではできないのかなというふうに思いますし、そこらあたりを考えてみますと監視委員会等の機能

を十分に生かしながら異臭の発生、悪臭の発生に対して敏感に対応して国・県に問題を上げていくという対策を小まめにやっていただきますようにお願いをして、この問題についての質問を終わりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時13分　休憩

午後１時19分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。豊永貞夫議員。

○３番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。３番議員の豊永貞夫でございます。きょうもよろしくお願いいたします。それでは通告に従いまして質問していきたいと思います。

今回は３項目でありますが、最初に読書推進について、子供の読書活動推進計画について、その進捗状況について、読書活動推進会議について、そしてブックスタートについてであります。次に、２番目に特別支援教育の中からデイジー教科書についてであります。３番目に、市民の声から、高齢者不明問題、国道267号事故について、子宮頸がん予防ワクチンについての順に質問してまいります。

まず最初に、読書推進についてであります。本年2010年は国民読書年です。文字・活字文化振興法の制定施行５周年に当たります。子供の読書は言葉を学び、感性を磨き、豊かな心を育むとともにさまざまな知識を得るなど生きる力を養う上で欠かすことのできないものであります。2001年には子供の読書活動推進法が、2005年には文字・活字文化振興法がそれぞれ制定され、学校図書館などの整備、充実が進んできました。その結果、１人当たりの小学生の本の貸出数が増加し、文部科学省の調査によれば1974年の16.5冊から、2007年には35.9冊と飛躍的な伸びを示しています。熊本県は平成16年７月に肥後っ子いきいき読書プラン、熊本県子どもの読書活動推進計画を策定されました。本市も平成19年３月に、人吉市子ども読書活動推進計画を作成されております。推進計画期間は平成19年度から平成23年度までの５カ年となっています。読書推進については、以前この推進計画について２回ほど取り上げておりますが、その後の状況等について幾つか質問したいと思います。

読書活動推進計画は子供たちが、より読書に親しむ環境をつくるために策定されたわけですが、読書は先ほども言いましたように言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにする源泉であり、人生をより深く生きる力や相手を思いやる心を養うことができると私は考えております。堀教育長は読書についてどのように考えておられるか、まずお尋ねいたします。

○教育長（堀　秀行君）　こんにちは。

読書についての私の考えを述べよということですが、少し困惑しているところもございます。読書は好きではありますけれども、ただ習慣的に、また必要に応じて本を手に取ってきただけに、自分は披瀝できるような読書理念といったものを持ち合わせているのだろうかと自問した次第でございます。しかし、このたびの議員の質問を受けるということになりまして、教育長として改めて考えるという機会を与えていただきました。大変ありがたいという思いでいるところでございます。

さて、読書についての考えでございますけれども、今第１回の質問の中でも議員の読書感というものが出ていたかと思います。共鳴するところもたくさんあります。したがってダブるところもあるかもしれませんので御容赦いただきたいというふうに思います。そういうふうに読書について考えるということになると、つまりは読書の意義、ないしは役割、効果という視点で述べることになるだろうと判断いたしますので、そこを切り口にしてまいりたいと存じます。

人は読書によって文字を読んだり、考えたり、表現したりします。そのことによって知識を得たり、想像力、想像力もつくる創造力も含めての想像力でございます、や表現力を身につけたりしてさまざまな能力を発達させることになりますし、自分の気持ちや思いを伝えたり「他」、他とは人間でもあり動物でもあるわけですけれども、他を思いやり、他に優しくする心を育むことになります。そして、「個」に応じた感性を磨いていくことにもなります。こうしたことに最も適するのが読書とも言えるのではないでしょうか。もちろんこうしたことは画一的な読書によってもたらされるものではなく、個々人の発達段階に応じて、また個々人の生育、または生活、そういったものの歴史や環境によって異なった形でもたらされるものでありますし、質的にも量的にも差違が生じるのは言うまでもありません。このことは、乳幼児から18歳くらいまでの発達段階の一つを例にとって申しますと、その段階の読書には子守り話期、昔話期、寓話期、童話期、物語期、伝記期、文学期、思索期といった八つの段階があると言われていることからもよく理解されるところでございます。幼児期には絵を見たり、話を聞いたりして読書の楽しさを知ります。小学校時代にはみずから童話や民話の本を読むことで読書に対する興味、関心を高めます。中学・高校時代においては多様な趣味、関心の深まりによって読書の範囲も大きく広まりますし、読書が将来の目的や目標を探したり決めたりする手段の一つになる場合すらあります。

このように、読書の意義、効果は私たちが思っている以上にあるのではないかと考えているところでございます。つまり、総体的に申し上げますと、人はそれぞれの発達、成長、成熟の過程で読書することによって自己の考え方を形成し、自己の生き様を充実、発展させるものであると思いますし、その意味でも読書というのは人の人生の上で重要な役割を果たすのではないかと考えているところでございます。

最後に申し上げておきたいことがございます。ここ数十年来、子供たちを取り巻く環境の

大きな変化の中で、テレビ、ビデオ、テレビゲーム、インターネットなどの情報メディアの急速な発達、普及があります。そのことによって子供たちの興味、関心が読書から離れていっていると言われております。この指摘は決して間違いではありませんが、そのことを嘆いているばかりでは前には進まないと存じます。例えば、テレビやビデオで感動的な物語や伝記や偉人に関する放送などを見たり聞いたりしたら、次に原作で読んでみたい、読んでみようという意欲づけや動機づけをして読書行動へ発展させるようなことを絶えずやることも大事ではないでしょうか。

以上、簡単ではございますが、意を尽くせなかったところや的外れなところがあったかとは存じますが、私の読書に対する考えの一端を述べて答弁にかえさせていただきます。

（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　堀教育長の読書への思いがよくわかりました。八つの段階、年齢に応じた八つの段階でそれぞれの読書の役割、まさにそのとおりだと私も思っております。また、子供の豊かな心を育てる上でも発達段階では重要な位置づけだろうと私も思います。

今、堀教育長言われたとおり、テレビ、ビデオ、テレビゲーム、携帯、インターネットなどさまざまなツールが情報を得ることができます。最近では電子書籍というのも登場いたしまして、デジタルの中で本のページをめくるという、まさに昔では考えられなかったような機器も登場しております。しかしながら実際に本を手にしてページをめくり、読むという楽しみはデジタル機器では味わえないものがあるのではないかと思います。デジタル時代だからこそ読書の必要性というのは逆に必要になっているんじゃないかと思っております。

次に、読書推進協議会の状況についてであります。読書活動推進計画を進める上で読書推進会議は必要な会議だとは思いますが、協議会の状況と推進計画の進捗状況をお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　こんにちは。お答えします。

読書活動推進会議につきましては、平成19年３月に推進計画が策定されましたので、推進のためのさまざまな環境、学校、保育所や幼稚園、地域などとの連携を具体的にどのように押し進めていくか、調査や情報交換を行っております。そして、平成20年11月に会議の設置と要綱の制定を教育委員会に諮り、承認されまして委員の選任を行い、平成21年１月第１回人吉市子ども読書活動推進会議を開催いたしました。委員の構成は、学校の先生、保育園・幼稚園の代表、読書グループなど地域から、そして行政から計10名となっております。

会議の内容は、図書館の概要、読書活動推進計画の概要等の説明と、市図書館で実施しております読み聞かせを目的としたおはなし会や乳児に対するブックスタート、そのほか平成19年度、20年度の取り組み状況報告、平成21年度の各種事業やイベント等の取り組み計画についてなど23年度までの５カ年の計画についてお話し合いをいただきました。平成21年７月

に第２回子ども読書活動推進会議を開催いたしまして、これまでの取り組みについての報告、21年度においての独自な取り組みについての協議を行っていただいております。また、インターネットを利用して蔵書検索、新刊案内、貸出し状況紹介などができる図書館管理運営システムが同年10月構築、稼働開始の予定に伴い、活用等についての御協議をいただき、毎月の統計資料作成などをして現在に至っております。平成22年度はまだ開催しておりませんけれども、この秋に開催を予定し、今後の取り組みなどにつきまして御協議いただく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　今、御答弁いただきましたけども、進捗状況については今の答弁の中では、計画書の中にインターネットでの検索これが盛り込まれておりまして、それまではなかったのが昨年の10月に構築されまして、家庭でも自宅で蔵書の検索ができるようなシステムが導入されております。また、読書推進会議においてはこれまで２回開かれたということでありますが、その中でさまざまな協議が今後の推進計画にどういう動きをするか、そういう協議がされたと思いますけども、なかなか中身がちょっとよく見えなかったんですが、今回、この推進会議の計画書の中でどういう位置づけになる推進会議になっているのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

子ども読書活動推進計画を効果的に進めていく上で、その推進体制の整備はとても重要なものでございます。図書館、学校、保育所、幼稚園、地域民間団体等が積極的に情報交換を行い協力し、連携を深め、計画の進捗状況を把握するとともに計画の効果的な推進を図るために読書活動推進会議が設置されているものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　読書活動推進計画の効果的な推進を図るために設置されているということであります。これまで２回ということで、回数的にはちょっと少ないんじゃないかと私は思っております。定期的に推進会議は開いていただいて、その都度にこれまでの取り組みがどうであったかということを検証しながら、次年度あるいは半年に１回の定期的な開催するならば、半年後の６カ月の計画なりを進めていく必要があるんじゃないかと思っております。来年度、23年度が最終年度でありますので、またことしの秋に第３回の推進会議があるということで、ぜひ来年度においての計画は充実したものをしていただければと思っております。

次に読み聞かせなどのボランティア活動の状況ということで、読み聞かせの会などのグループがそれぞれの活動をされておりますが、それぞれ勉強会もされ、読み聞かせはもちろ

んのこと、絵本の作家についての勉強会や作家の講演会等に参加して、また学習されております。本市内で読み聞かせのグループは幾つあるのか、また子供たちの読書活動を支えるボランティアの熱意などをどのようにとらえておられるか、お伺いいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

市内の読み聞かせグループにつきましては、学校関係につきましてはある程度の把握ができておりますが、民間においては把握がなかなか困難でございます。学校関係では人吉東、人吉西、東間、西瀬、中原、大畑、田野の各小学校に在校児童や卒業生の保護者を中心にボランティアによる自主グループがございまして、10名から30名程度の人数で構成され、月１回から３回読み聞かせ会や人形劇など活動が行われております。保育園や幼稚園等、小学校以外で活動されているグループの把握が市図書館のほうではできておりませんが、民間グループとして読み聞かせの会、本の修復などを行うボランティアグループがあり、図書館でのおはなし会や本の修繕でお世話になっているところでございます。

これらのボランティアグループ等につきましては、図書館、学校、保育所、幼稚園、地域、民間団体等が積極的に情報交換を行い、協力し、連携を深め、子ども読書活動推進計画を効果的に進めていく上で大変重要な存在であるというふうに存じます。特に、読み聞かせについては幼児期、小学校低学年時期におきまして、読書の楽しさ、親しみ、大切さ、習慣化、定着化を図る上で大変有益性のある活動だと存じます。現在、これらのグループの方々による熱心な活動を支援し、連携を取りながら相互協力を進めております。この活動を活用、推進していくことも子供たちの育成に重要なものだと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　今、答弁の中でグループの把握がされておりませんということで答弁いただきましたが、私のほうでちょっと調べてきました。本市の中で、絵本の読み聞かせの会が一つであります。もう一つが絵本の会。この二つが現在市内のほうでそれぞれに活動されているようであります。答弁でもありましたとおり、ボランティアのグループの方たちとの連携を取りながらやっていくということであります。また、来年度がこの計画の最終年度でありますので、こういうグループの方たちとの意見交換会とかそういうのも入れながら、ぜひこの図書館のせっかくつくった計画でありますので活用して、またいい方向で子供たちの読書の計画がなっていけばと思っております。よろしくお願いいたします。

次にブックスタートであります。このブックスタートについても以前取り上げております。まだ字を読むことや言葉の意味をすべて理解することはできない赤ちゃんも、絵をじっと見つめたり、指を指したり、読んでくれる人を見つめてその声に耳を澄ませたりと、赤ちゃんそれぞれの絵本の楽しみ方があります。日本でのブックスタート事業が開始されてから10年、ブックスタートはすべての赤ちゃんの周りで楽しく温かいひとときが持たれることを願い、

一人の赤ちゃんに絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡す活動であります。地域に生まれたすべての赤ちゃんを対象に、多くの市町村、自治体の活動としてゼロ歳児健診などで実施されております。ここで今現在、前回もちょっとお聞きしましたが、現在県内14市で絵本プレゼントを伴うブックスタート事業を実施されている自治体は幾つあるのか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

平成22年度の県内市立図書館のブックスタートにおきます絵本のプレゼント実施状況について申し上げます。絵本の贈呈を行っている図書館は10市ございます。絵本３冊とバッグを贈呈しているところが１市、２冊とバッグが７市、１冊とバッグが１市、絵本のみ１冊が１市でございます。贈呈はしていないがブックスタート事業として、絵本の紹介や読み聞かせなど啓発を行っているところが３市、何もしていないところが１市という状況でございます。

本市では絵本等の贈呈はしておりません。保健センターの毎月７カ月乳児健診時に出向きまして、以前は６カ月乳児でございましたが、30冊の絵本を持っていきまして絵本の紹介、読み聞かせによる啓発事業を行っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　ただいま答弁の中で、県下14市中10市がプレゼントをしているということでございます。以前の答弁の中では11市という答弁だったんですが、この辺確認したところ、ここでは答弁されていませんが、合志市が二つダブッて計算されたということで実際には10市というのが本当の数だったということでありました。前回11市というのが間違いということで、今回の10市のほうが正解ということであります。

本市のブックスタート事業では絵本のプレゼントがない状態であります。つい最近でありますけど、私の知り合いから、人吉では絵本の贈呈はしていないんですねという言葉をかけられました。実際どこでも贈呈があるものだと思っていたということで、できないんですかという問い合わせがあったわけであります。実際にはなかなか財源とかあって厳しい、そういう言いわけはしませんでしたが、ぜひ頑張って努力して実施されるようにいきたいと思っているというふうには言いましたが、実際本市のこのプレゼントをするときに、やはり出生数、赤ちゃんの人数というものが出てくると思います。それに伴う費用これが出てくると思います。この質問自体は以前に、今の任期中ではないですけれども笹山議員のほうも質問されておりました。また、私も同じ観点で、赤ちゃんのこのブックスタートというのは大切なことであろうと思いまして私も質問する次第であります。本市の出生数、赤ちゃんの数と本市においての導入、こういう声があるけれども費用的にどれぐらいかかるのかというのを、出生数に関しては過去５年間ぐらい、費用に関しては21年度の分で結構ですのでお尋ねいた

します。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

本市の出生数につきましては、市の統計上の数値といたしまして過去５年間について申し上げます。平成17年度が332人、平成18年度が301人、平成19年度が349人、平成20年度が318人、平成21年度が293人となっております。

県内他市の状況やブックスタート関連商品を扱っている業者のブックスタートセット、平均的な内容として絵本２冊と小さなよだれかけ、そして収納バッグでございますが、これを参考にして平成21年度本市の出生数293人で計算いたしますと、約60万円程度になるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　費用的には60万円程度ということであります。このお金が高いか、高くないかというのは別でありますが、赤ちゃんに対するブックスタートの本の贈呈というのがやはり赤ちゃんの成長の過程の中で、やはり重要な役割を担っているのではないかと思っております。そういう意味では、今回のこのブックスタート、ぜひ実施していただきたいという要望をいたしまして、この項目は終わります。

次にデイジー教科書、特別支援教育についてのデイジー教科書であります。平成20年６月に障がいのある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律が公布され、障がいの有無にかかわらず児童・生徒が十分な教育を受けることができる学校教育を推進する、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。この教科書バリアフリー法と著作権第33の２の改正により、ＬＤ（学習障がい）等の発達障がいや弱視等の視覚障がい、その他の障がいのある児童・生徒のための拡大教科書やデジタル化されたマルチメディアデイジー版教科書などが作成できるようになりました。この教科書バリアフリー法の施行を受けて、財団法人日本障害者リハビリテーション協会がボランティア団体の協力を得て通常の教科書と同様のテキストと画像を使用しデジタル化対応することで、テキスト文字に音声をシンクロさせて読むことを可能にしたマルチメディアデイジー版教科書、デイジー教科書の提供を始めました。

また、文部科学省において、平成21年度よりデイジー教科書などの発達障がい等の障がい特性に応じた教材のあり方やそれらを活用した効果的な指導法等について実証的な調査研究が実施されております。本市での特別支援学級や通級学級などで教科書を使用されていると思いますが、それぞれの児童・生徒に応じた対応がされていると思います。発達障がいなどがある児童・生徒の中には教科書の文書を読み飛ばしてしまい、どこを読んでいるのかわからなくなるなど、読むことに困難を覚えている子供がいると思います。まずは本市での特別支援学級や通級教室ではどのような教科書を使用されて、授業されているのかお尋ねいたし

ます。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

本市におきまして、現在特別支援学級や通級指導教室で使用されている教科書は、その大部分が当該学年の普通学級で使用されているものと同様のものでございます。ただし、特別支援学級に在籍の視覚障がいのある児童につきましては、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大した拡大教科書を使用しております。また、児童・生徒の障がいの種類や程度、特性等を考慮して養護学校で使用している教科書や通級指導教室では下の学年用教科書を使用する場合もございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　大部分は普通学級で使用されているものと同様の教科書を使用されているようであります。デイジーはもともと視覚障がい者のための録音テープにかわるものとして開発されました。これをさらに文字と音声と映像を組み合わせたものがマルチメディアデイジーです。先ほども述べたように、発達障がいなどもある児童・生徒の中には教科書の文章を読み飛ばしてしまう、またどこを読んでいるのかよくわからなくなるなど、読むことに困難を覚えている子供たちがいる。またそのほかの障がいのある児童・生徒にも大きな効果が得られると考えられます。

このデイジーというのはデジタル・アクセシブル・インフォメーション・システムの略で、アクセシブルとは誰もが利用できて、しかも使いやすい、つまり日本語訳では、誰もが利用できて、しかも使いやすい情報システムと訳されております。そういった意味で、このデイジー教科書版、これは特別支援学級または通級教室などで活用できるんじゃないかと思いますが、活用の考えをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

先日、私もマルチメディアデイジー教材のサンプル版を実際に見る機会がございました。議員の御説明のとおり、通常の教科書の内容をパソコンで音声を聞きながら同時に文字や絵や写真を見ることができまして、読んでいる箇所がハイライトされますのでどこを読んでいるのか大変わかるようになっておりました。障がいを持った児童・生徒には大変わかりやすいものであったと思います。

現在、ボランティア団体等でこのマルチメディアデイジー教材等に主眼をおき、その研究や作成及び実証研究などが行われているということでございます。さらに、文部科学省ではボランティア団体等による教科用特定図書等の作成に係る負担を軽減するため、教科書発行社が保有する教科書デジタルデータを順次提供するなど、教科用特定図書等の普及促進に取り組み、学習環境の整備を進めておりますので、本市といたしましても国や県の動向を見守っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　このデイジー版教科書は、先ほど言いました日本障害者リハビリテーション協会が必要とする児童・生徒に提供しています。通常の教科書１冊分が数枚のＣＤ－ＲＯＭに収録され、１枚当たり200円と送料の負担が必要。主に自宅での予習復習などに活用されておりますが、同協会へ利用者の保護者などから読むことへの抵抗感が減った、内容の理解が進んだ、学習意欲が増したなどの好評の声が寄せられ、学習理解を向上させる効果が見られるようであります。これまで特別支援教育に関する質問を幾度かしてまいりましたが、障がいの有無に関係なく、教育は子供を幸せにするためにあると私は考えます。堀教育長におきましては、特別支援教育についてはどのようにとらえておられるか、お尋ねいたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

特別支援教育は障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものでございます。また、特別支援教育は従前の特殊教育の対象の障がいだけでなく、特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものであり、さらに障がいのある児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつさまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであると考えております。

本市におきましても、本年度は学校教育努力目標の中に特別支援教育の充実を掲げ、各小・中学校における支援体制の整備と充実、指導方法の工夫改善とその共有を図りながら、児童・生徒一人一人の教育的ニーズにあった取り組みを充実していただいているところでございます。また、特別支援教育支援員の配置や通級指導教室の設置、本市の特別支援連携協議会においては他の関係機関との連携を図りながら支援体制の構築に努めているところでございます。

今後、特別支援教育を推進するために障がいのある児童・生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、各学校における支援体制や学校施設設備の整備、教材等の充実に努めるとともに、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　まさに今、教育長が答弁されたとおり、特別支援教育に関する正しい理解が広まるように努めてもらいたいと思っております。そういった意味で、今回紹介しま

したデイジー教科書、ぜひとも検討していただきますよう要望しておきます。

国会では障害者制度改革推進会議が設置されていまして、６月７日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」という表題の第一次意見が閣議決定されております。この内容は、これまでの特別支援教育を見直す方向で検討されておりますので、今後注意深く見ていく必要があると思います。また、民主政権は今年度特別支援教育総合推進事業の予算を削減いたしました。さらには23年度にもさらに予算を削減しようとしております。これまで特別支援教育は支援を必要としている子供たちへさまざまな支援をしてきました。子供たちの未来のためにも、今後さらなる支援が必要な事業であると私は考えております。本市におかれましても、県を通じて要望していただきたいと、予算は削減してほしくないという観点で要望していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。この項目は終わります。

続きまして、市民の声からであります。高齢者所在不明問題についてであります。今回、所在不明問題の発端となった事件は、東京都で戸籍上111歳だった方がミイラ化し遺体として見つかった事件に端を発し、以来その後の調査で所在不明の高齢者が全国各地で次々とふえ、全国に数百人の所在不明の高齢者がいることが判明し、日本中が騒然となったわけであります。中には、幕末の坂本龍馬の生きていた時代の方など歴史上の人物と同世代の方の名前がまだ残っているというのは、マスコミ的にはおもしろい事件として報道されておりましたが、実際には縦割り行政の弊害が指摘されていました。もともと国内最高齢者や100歳以上の高齢者の把握は厚生労働省、住民基本台帳は総務省、戸籍は法務省、そして住民登録との食い違いなどは各自治体といった具合に、省庁の連携が取れていなかったのが大きな原因とも言われております。

私は昨年、町内の敬老会のあいさつの折に、昨年の新聞の報道であった、現在日本で100歳以上の方が４万人以上おられます、皆さん、健康で100歳を目指してくださいというお祝いと激励の言葉のあいさつをしました。しかし、その100歳以上の人数も今となっては不確かな数字となってしまいました。ことしのあいさつではまずお詫びからしなければなりません。そこで、お尋ねしたいのは新聞報道でもありましたが、１点目、本市での100歳以上については国からの指示があって調査されたと思いますが、その状況をお尋ねいたします。２点目は100歳未満の高齢者の状況というのは調査されたのか。わかっていれば教えていただきたいと思います。また、３点目は独居老人等の把握について調査されているのか、その人数もお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　それでは、お答えいたします。

高齢者所在不明問題ですが、100歳以上の方につきましては国からの指示がある前の８月初旬に２日間かけて御自宅、入院・入所先、デイサービスセンターなどに出かけまして、年度内100歳到達者を含め28人全員の方に直接お会いして生存の確認を行っております。

100歳以下の方の把握につきましては、介護保険認定者等を除く65歳以上の方8,558人に対

し、５月中旬、介護予防事業の対象者を把握するための調査であります基本チェックリストをお送りしております。７月１日現在、郵送等により7,574人から回答をいただきました。未回答の方につきましては、７月中旬から地域の民生委員さんに二次回収を依頼して各家庭を訪問していただいております。９月１日現在、8,446人、98.7％の回収率となっております。引き続き回収をお願いしているところでございます。なお、宛先不明で返送された方につきましては、介護サービス利用の有無や医療機関の受診状況による確認を行い、両方利用のない方で75歳以上の方につきましては担当課職員による訪問や、家族への聞き取りにより全員の生存の確認を行ったところでございます。

高齢者の人数につきましては、平成22年７月31日現在、74歳以下の前期高齢者4,579人、75歳以上の後期高齢者5,935人となっております。その中で、75歳以上の独居高齢者の人数につきましては平成22年４月１日現在、人吉市社会福祉協議会が行っております在宅要援護者調査において1,027人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　今、答弁でありましたとおり、100歳以上の状況は28名全員が直接お会いして生存を確認されたということであります。全国の所在不明問題では、住民票の住所が公園だったり駐車場になっていたケースや、これまで訪問した民生委員や役所職員に対して家族が本人が会いたくないと言っているなどとし、本人と直接会えないケースが続き、今回のような状況になったわけですので、本市においてそういうケースがなかったので安心したところであります。

また、今回100歳以上の特集としまして、敬老の特集としまして９月１日号の「広報ひとよし」にも100歳になられる方の名前、また写真が掲載されておりました。元気なおばあちゃんの写真も掲載されていますので、まだ見られておられない方がいらっしゃったらば見ていただきたいと思います。

100歳未満の状況では、65歳以上の方へ介護予防事業の対象者を把握する基本チェックリストを回収することによって確認することができたということであります。回収率が98.7％、まだあと少し残っております。100％になるまで確認はお願いしたいと思います。また、今回75歳以上でひとり暮らしの高齢者が1,027人いらっしゃる。結構多いような感じがいたしております。これからますます高齢化が進む中でふえていくんじゃないかと考えております。本市では高齢者に対して見守りなどさまざまな取り組みをされておりますが、公民館等で行われているデイサロンやミニサロンの利用状況と、市としてのかかわりはどのようにされているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

デイサロンにつきましては介護予防事業の一環としまして社会福祉協議会に委託をし、事

業を実施しております。デイサロンとは御存じのように閉じこもり等を防止するために自宅近くの公民館などに集まり、介護予防の運動やレクレーションなどを行うものでございます。昨年度の実績では66会場で延べ769回、１万1,387人の参加があっております。また、校区社会福祉協議会の事業としまして、町内単位でミニサロンが行われております。昨年度はおおむね75歳以上のひとり暮らしで見守りが必要な方が対象でしたが、本年度からは高齢者のみの世帯等の85歳以上の方を追加し、見守りの強化を図っております。昨年度は延べ110回、1,866人の参加がありました。それぞれの事業に、町内会長、民生委員、高齢者相談員さんなど地域の皆様の御協力をいただいております。この事業を通して地域の方々の見守りをいただき、高齢者の行方不明などがないよう町内単位、校区単位で目配り、気配りをしていただいております。市からはデイサロン、ミニサロンへ出向き、血圧測定とあわせて健康相談を行い、引き続き高齢者の健康や介護予防についてお話をさせていただいております。閉じこもり予防のために、デイサロン、ミニサロンへの積極的な参加の必要性等についてお願いしているところでございます。また、その機会に援護が必要と思われる高齢者へは訪問やデイサービスへの参加等、積極的な介護予防事業へつながるよう支援しております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　デイサロンやミニサロン、こういうことをすることによって高齢者の安否確認ができているようであります。実際に同じ町内であってもなかなか会えない人もいるわけで、ますます高齢化が進む中では地域住民がデイサロンやミニサロンに参加し、顔の見えるような関係の中で直接会って確認していくしかないのではないかと考えます。

しかし、なかなか参加できない高齢者もいるわけで、そういうところを民生委員の方が訪問することで確認することができると思います。高齢者に対する民生委員さんの活動や役割について、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

民生委員の職務につきましては民生委員法第14条に規定されておりまして、簡単に申しますと五つほどございます。住民の生活実態の把握、生活に関する相談・助言、福祉サービスの情報の提供、関係機関との連携・協力、住民の福祉の増進を図るための活動などとなっております。高齢者の方々にかかわっていただいております具体的な例を挙げますと、先ほど申し上げました基本チェックリストの未回収者名簿をお渡しし、家庭訪問をして回収をしていただいております。このほか、地域の高齢者の生活状況等の実態を把握されておられるとともに、見守り、声かけ等により安否を確認いただいております。災害時におきましてはおひとり暮らしの高齢者等を主とする災害時要援護者、これが８月10日現在で1,056人でございますが、この方々の名簿をお渡しし安否確認や避難活動の支援をしていただいております。

また、高齢者の方々の悩みや困っておられることに対して相談を受け、市や社会福祉協議

会につないでいただき、ともに問題解決に御尽力いただいております。さらには、社会福祉協議会において推進しておりますおひとり暮らし等で生活に不安をお持ちの方の在宅生活を支えるため、小地域をベースに関係機関や関係者が協力しながら見守り活動を行う小地域ネットワーク活動におきましても、民生委員の方々には重要な役割を担っていただいております。このように、民生委員の方々には地域住民の生活状況の把握、相談、援助等を行う地域福祉活動のリーダーとして御尽力、御協力をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　数多くの職務がありまして、大変忙しい仕事だと思います。なかなかなり手がないということもよく聞きます。また、職務の割には個人情報保護法などでなかなか情報がもらえないという声もよく聞かれます。非常に活動しにくいという声であります。そしてまた、児童委員も兼務でありますのでなおさら忙しい仕事であります。これから、ますます高齢化が進む中で民生委員の役割というのは今以上に重要になってくるのは間違いないと考えます。そういった意味では民生委員は無報酬ということで、これからはやはり待遇改善も国のほうには行っていただきたいと思っております。

今回の高齢者所在不明問題というのは当市においてはなかったわけでありますが、これらのさまざまな見守りの取り組みなどそういったのが効を奏して、お互いがそれぞれに見守り、そういう地域の見守りというのが重要だと考えます。今後もさらなる福祉向上に努めていただきますようお願いしまして、この項目は終わります。

次に、国道267号事故についてであります。この事故は４月６日、人吉市東大塚町の国道267号下り坂の急カーブを曲がりきれなかったトラックが理容店に突っ込み、トラック運転手が死亡するという事故が起きました。このカーブは通行された方は御存じのとおり急カーブで、見通しの悪い、まさに魔のカーブであります。以前からこの場所では同様の事故が大小合わせれば10回ほど発生していたということであります。地域住民の方は皆さん心配されているところでもあります。この事故の概要と、その後の対応、基本的には県の対応となりますが、どういった対応をされたのかお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　こんにちは。豊永議員の御質問にお答えいたします。

大塚町での事故の概要と対応ということでございますが、まず発生日時と場所でございますが、４月６日午後２時35分ごろ、国道267号、東大塚町2751－１番地先でございます。人吉方面へ向かっていた宇城市の方が運転します大型トラックが横転し、道路右脇の理容店に突っ込んだ事故でございます。大型トラックは木材を積載しておりまして、下りの急なカーブを曲がりきれず横転し、理容店を押しつぶして近くの電柱をなぎ倒してとまったということでございます。

運転手の方が亡くなられ、理容店の店主やお客様など３名が病院に搬送され、うち２名の

方が頭などに軽傷を負われております。この事故に伴いまして、付近の130戸が５時間にわたり停電し、国道につきましては４時間全面通行止めとなる大事故でございました。この事故に伴う対応はどのようにされたのかというようなことでございますが、道路管理者でございます熊本県のほうで４月20日から５月21日までの期間に安全施設対策工事が行われております。１点目でございますが、ガードレールの復旧及び新設でございます。新設につきましては二段式レールが設置をされております。２点目、３点目につきましては外側線の内側にあります破線をドットラインと申しますが、15センチから20センチへの幅の変更と、延長が81メートル追加をされております。４点目でございますが、滑りどめカラー舗装の追加でございます。５点目といたしましては、伊佐市から人吉市に向かう車線の外側線位置が外側に変更されております。６点目でございますが、「この先急カーブ」の標識の新設、そういった文字を書いた標識の新設でございまして、運転者に対して警戒を促す対策でございます。以上が安全施設対策として熊本県で取り組まれた項目でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　県の方でそれぞれ現段階ででき得る限りの安全対策をされたということであります。私も何度か現場を見ていますが、今回の対応はこれまでのものよりははるかに充実した対応になっているようではありますが、しかし、根本的にはこの道路がこの場所にある限りはまた同様の事故が起こる可能性は大きいと思います。特に、久七トンネルが開通してからの国道267号は交通量が激増し、ダンプやトラックも頻繁に通行しております。土日ともなればさらにふえ、他県ナンバーがほとんどでありますが、道路を横断する際にはまさに命がけであります。

高齢者の多い町内でもあります。国道の歩道も途中で切れていて歩道がない状態でもあります。上の方から歩道を歩いてきたら途中で切れてないので、どうしても道路を横断するしかない状態であります。非常に危険であると言わざるを得ません。国道267号は県の管轄なので、本市の対応としては県への要望という形しかないということであります。今回、この事故を受けてさまざまな安全対策をされましたが、さらなる安全対策、またこの歩道が途中で切れているということがこの地域で住んでいらっしゃる高齢者の方、歩いていて途中で道の向こうに行くしかないということで横断するしかない、そういうところでこの歩道がやはりずっと下のほうまでいくならば、ある程度見通しのいいところまで行けるんじゃないかということであります。そういった意味でもさらなる安全対策を含めまして、この歩道に関してですけれども県のほうへ要望していただきたいと思っておりますが、要望していただけるかお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

市からも県に対して要望してほしいとのことでございますが、今回の事故発生以降、地元

の皆様からの御要望もございましたので、早速県の担当課にお伝えしたところでございます。今後も地元の皆様の安全につながる要望と、議員申されました歩道の設置等も含めまして積極的に要望をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　ぜひよろしくお願いいたします。この項目は終わります。

最後に、子宮頸がん予防ワクチンについてであります。子宮頸がん予防ワクチンの公費助成については今年３月議会でも取り上げまして要望をしております。また、国に対しましても３つの予防ワクチンではありましたが、人吉市市議会の総意で意見書提出もしております。今回も子宮頸がんの予防ワクチンについて通告したわけですが、この間質問したのに何でまたするとやと思われるかもしれませんが、新聞やテレビ報道でもありましたように、来年度予算の概算要求に子宮頸がん予防ワクチンの予算を盛り込むという報道がありました。これを見た市民の方が、これで人吉市も助成が始まるんですよねという電話がありました。しかし、まだ何も決まっていません、決定ではないんですよと答えてはおりましたが、やはり市民の方もこの報道には関心があるんだなということで、今回また質問させていただく次第であります。今回の報道でもありました概算要求の段階のわかる範囲で公費助成の情報をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　それでは、お答えいたします。

国の動きといたしましては、平成23年度予算概算要求の主要事項の一つに子宮頸がん予防対策強化事業として150億円が組まれております。内容としましては、平成21年12月に子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウィルス感染を予防するワクチンが承認、販売されましたことからワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を収集、分析し、10歳代にはワクチンを接種、20歳代からはがん検診を受けるという一貫性のある子宮頸がん予防対策を効果的、効率的に推進する方策を検討するため、市町村が実施する事業等に要する費用の３分の１相当を新たに助成する、このように示されております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　概算要求で３分の１相当の助成ということで、ワクチン接種は半年間で３回、費用は５万円前後かかるということでありますので、ちょうど１回分の助成が出る計算であります。助成が出るのであれば非常に助かると思いますが、まだ３分の２が残っております。先ほど言いましたとおり５万円前後の費用がかかるということで、なかなか家庭ではちょっと考え込むということになるんではないかと思います。

ことしに入ってから、全国各地で予防ワクチンへの公費助成をされる自治体が多く聞かれるようになりました。まだ概算要求の段階ではありますが、国の助成が３分の１相当、そう

なった場合、本市としての助成についての考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

子宮頸がんはウイルス感染により引き起こされる病気で、20代、30代の若い女性が多くかかっている現状にあります。感染予防の一つとして予防接種が上げられますが、有効な接種年齢としては小学６年生から中学生とされております。市といたしましても国の動向を見ながら、接種年齢や方法、費用等につきまして関係部署と協議、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　最後に、田中市長にお尋ねする前に、一つちょっとお話しさせていただきます。

子宮頸がんはヒトパピローマウィルスＨＰＶというウイルスの感染が主な原因とされ、性交渉によって感染するため性交渉を経験する前の10代前半にワクチンを接種すれば予防効果が大いに期待できるわけですが、６月定例議会の期間中だったと思いますけれども、このワクチンそのものが効果がない、あるいは投与すると不妊になるといった文書が出回ってきました。一部地域だけかと思ったんですが、全国的に同じようなうわさが流れていたということがわかりまして、この件については国会でも取り上げておられました。８月５日の参議院予算委員会で公明党の松あきら議員がただしております。それに対しまして厚労省の答弁では、うわさで出ているような事実は認められないという答弁でありました。これを聞いて安心したところであります。

それでは田中市長、今回の国による３分の１相当の助成があるという概算要求ですけれども、これがもし決まったならば、市としては先ほど言いました、部長が答弁されたとおり国の動向などを見て検討していくということであります。田中市長の考えをお聞かせください。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

部長が答弁しました、２回目に答弁しましたとおりでございますが、国や他の市町村の動向を見極めつつ、財政状況を見て有効な方法を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。豊永議員。

○３番（豊永貞夫君）　ただいま答弁いただきましたが、私もあと残りの３分の２を全額助成してほしいということは考えてはおりません。国が３分の１であるならばやはり市とかも３分の１、また個人も３分の１、こういう考え方もあるんじゃないかと思っております。

また、ことしから子ども手当が月１万3,000円が支給されております。やはり子供のため、命を守るためならばその子ども手当というのは子供のために使うお金でありますので、ぜひ

このお金を使って、この３分の１、市が３分の１出した場合ですけれども、３分の１をやはり個人負担という形で取っていくようなことが、やはりベストではないかと思っております。ぜひ、そういった意味でも市のほうの公費助成もいただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○建設部長（山上　茂君）　議長のお許しをいただきましたので、先ほどの国道267号での発言の訂正をさせていただきます。

外側線内側にありますドットラインを「15センチから20センチへ変更」というふうに申し上げたようでございますが、正しくは「15センチから30センチ」への幅の変更でございます。御訂正を御願いいたします。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時31分　休憩

―――――――――――――

午後２時46分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。山下幸一議員。

○17番（山下幸一君）（登壇）　皆さん、こんにちは。17番議員の山下でございます。昼の眠い時間帯でありますが、私の後に２人ほど質問者が待っておられますので、簡潔に質問いたしますので、お疲れと思っていますが、よろしくお願いいたします。

今回は３点ほど通告をいたしております。１点目、市長の政治姿勢についての市長のローカルマニフェストの進捗について。２点目が市民の声から、くま川鉄道管理運営について。３点目が市民の声から、人吉駅前広場事業について。以上の３点についてでございます。通告に従いまして、質問を進めてまいりたいと思います。

まず、１点目の市長の政治姿勢についての、市長のローカルマニフェスト進捗状況についてでお尋ねをいたします。人吉の将来像などマニフェストの実現に向けて平成19年10月から11月にかけまして、市内各所において13回ほどの市長の直接まちづくりについての語り合う会が開催されています。また、昨年実施されましたローカルマニフェストについて検証大会が行われています。

そこでお尋ねしますが、１点目、ＪＣ主催の大会は何名程度の参加があったのか。２点目、ＪＣ主催による検証大会の内容と大会での評価結果について。３点目、検証大会を受けて市長自身の感想、また検証大会での評価や内容をどのように受けとめられておられるのか。以上３点についてお尋ねします。

以上、１回目終わります。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

３点御質問をいただきまして、１点目、２点目は私のほうから御答弁いたします。３点目は市長のほうからという形になります。よろしくお願いいたします。

まず１点目、ＪＣ主催の検証大会の参加者は何名ぐらいであったかという御質問でございますが、主催者発表によりますと内部と外部に分けて整理されておられます。内部関係ではＪＣ関係者の方々が35人、外部からは160人、合計195人の参加があったということでございます。

次に、検証大会の内容と大会での評価結果についての御質問でございますが、検証大会の内容といたしましては、事前に市長の自己評価、市役所関係各部署や関係団体へのヒアリング、市民へのアンケートなどで得られた資料を基に、五つの検証委員会で絞られた５項目それぞれについて検証委員会による検証、評価が発表された後、その事業に対する市長からの補足説明、最後に熊本県立大学の桑原教授によるコメントをいただくというスタイルで行われました。

評価結果はどうであったかという御質問でございますが、主催者が実施されたアンケートによりますと、「検証大会はいかがでしたか」というお尋ねに対して、「大変よかった」、「よかった」が全体の70％ほどを超えるような肯定的な御感想のようでございました。また、そのアンケートの中の個別意見として、個別意見170件ほど上がっております、その中で数多く取り上げられておりますけれども、そのうち二、三ちょっと私の主観が入っておりますけれども取り上げてみますと、市民の先頭に立って光の見える道を切り開いてほしいという応援の言葉のほか、変化という点で多くの方がある程度の評価をされているようでございますが、中には基本的は田中市政を応援するが突っ張りすぎず周りをよく見てなどのような厳しい意見もあったようでございまして、アンケートの中ではいろいろな御意見が述べられております。大勢としましては、今後このような試みは続けてほしいという満足をされた意見が多く寄せられているようでございます。

以上、お答えします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

３点目でございます。検証大会の市長自身の感想はということでございますが、その評価や内容をどう受けとめるのか、初めに検証大会を主催されました人吉青年会議所の皆様、開催に当たり御尽力をいただきました関係者の皆様、参加していただいた市民の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

マニフェスト検証大会も第１回目ということでございまして、人吉青年会議所におかれましては手探りの中で開催していただいたことは、まず大いに評価すべきではないかというふうに思っております。事前調査やヒアリング方法、評価の仕方、検証会では選択された５項目についての検証となったことなど、時間的、項目的課題といった問題点もございましたので、次回もということであればその点については検討・協議を行い、回を重ねるごとに充実

した検証大会になればよいかなと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　２回目でありますが。現在のマニフェストの進捗状況についてお尋ねします。

市長御自身が開催されている市長と語る「ひとよし“かがやき”づくりトーク」では、資料として人吉市総合計画と連動したローカルマニフェスト進捗状況一覧表を配布され、行財政改革を初め福祉政策、農業政策等々40項目に及ぶ具体的な取り組みが示され、１項目ずつ報告がされております。私は40項目を同時進行で実施することについては、現場で実施する職員は相当な重荷になり負担になっているのではないかと心配していますが、そこで質問いたします。１点目、実施済、継続中、代替、中止、凍結との五つの段階で示されている市長就任前に40項目のマニフェストに掲げられるもので、時代の流れや制度、法的な壁で実施できないものがあると思うが中止、凍結という項目は一つも見当たらない。実施困難で、あるいは時間が極端にかかりそうなものは事業内容を変えて代替という評価がなされている。しかしながら、私は最初のマニフェストの評価は評価として、実施できなかったものは中止、凍結と表現した上で代替案を示すべきではなかったかと思っております。私は実施できなかったマニフェストの中身をうまくすりかえられた感じがしていると私は思っていますが、その点について市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

まず、第１点目でございますけれども、実施できないものは一たん中止としてそれで代替を出すべきではないかという御質問でございますけれども、実施、代替、中止の判断をする上で、代替案もない場合には当然中止であるというふうに考えているところでございます。もちろん山下議員のように一たん中止、凍結をして、さらに改めて次のステップとして代替、それから実施、また継続というふうな流れもあろうかと思いますが、うまくすりかえたわけではございません。市政を停滞させるわけには行かないという思いから代替案を検討し、一定の理解が得られるということであればそれは代替という判断でよろしいのではないかと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　３回目でありますが、さまざまな理由で時点修正がなされ、今の段階で示してある40項目のマニフェストについて実施済みのもの、継続中のもの、代替したもの、中止、凍結したものについての件数はそれぞれ何件あったかお尋ねします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

件数の内訳ということです。ひとよし“かがやき”づくりトークに使用しております資料

の40項目のうち、実施済みは29件、継続中は４件、代替は７件、中止、凍結はゼロ件でございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　４回目でございますが、市長が最初に掲げたローカルマニフェストへの思いが市長の政治姿勢の原点ではないかと私は考えております。実際、市長就任以来１期４年間の最終年度を迎え、市長御自身が当初掲げた政策によるマニフェストがどれくらい、いうならば何パーセントでも結構ですが、市長御自身の考えで実現できたとお考えかお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

40項目ものマニフェストそれぞれの分野に掲げさせていただきまして、その中のほとんどは総合計画の中にとけ込ませていただいているわけでございますが、それからその範疇に入らないものに関しては職員の皆様方にも通常のプラス分として負担増となっていると感じているところでございます。その点に関しましては職員の皆様方に大変申しわけなく、心苦しく思っているところでございまして、さらに職員の皆様方も献身的な働きに対し最大の感謝と敬意を払うものでございます。

そこでお尋ねの、何パーセントぐらい実現できたと思うのかということでございますけれども、ただいま継続中のもの、一たん中止し代替したものもございます。全力で取り組んでいる途中でございますので、自らの評価はここではお示しすべき段階にはまだ至っていないと。まだ半年あるわけでございまして、次回の、もしＪＣの検証大会があるといたしましたら、さらに市民の皆様に評価をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　５回目でございますが、今の答弁では何パーセントと言えないと、そのようなことでございますが、なかなか答えにくい質問にお答えいただきたかったんですけれども、私なりに答弁していただいたかなと思っております。なかなか難しかったろうと思います。

そこで、最後の質問になりますが、先ほどパーセントというお答えいただきませんでしたが、そこで残りの政策を実現するために来年春の市長選挙に出馬される意思があるのかどうかお尋ねします。ちまたでは、ちまたによりますと水面下においては同僚議員を初め、ほかにも出馬予定者がおられるようですが、市長のお考えをお聞きし、市長の政治姿勢については終わりたいと思います。

○市長（田中信孝君）　来年の市長選には出馬をされるのかという御質問でございます。市長

になって、この３年半の間、市民の皆様とお約束をいたしましたマニフェストの実現に向けて、ただいま粉骨砕身日々を過ごしていると自負しているところでございます。中には少しは副市長にも出番を与えたらといった御質問もございました。

さて、本題でございますが、このような状況でございまして、まだ後援会とも話をしておりませんので、まずはこの議会が無事に閉会を迎えることを、これに尽力をし、余裕ができましたら考えてみたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　最後の質問、さらりとかえられて少し残念でありましたけれども、市長のお考えがそうであるならばそれとしておきたいと思います。

それでは、２点目の市民の声から、くま川鉄道株式会社の運営についてお尋ねします。先ほど立山議員から運営資金等々について質問がありましたが、私は運営の内容についての、市長にいつも苦言を申しますか、苦言になるかと思いますが、たっての市民からのお願いで、ぜひお尋ねしていただきたいとのことでありましたのでお尋ねするものでございます。

市長は今回の施政方針の中で、くま川鉄道の赤字補てんを行う仕組みを圏域10市町村で了承されたと報告されています。さらにあわせて、くま川鉄道の利用促進策についても検討を行っていくと明言され、可能な限り負担軽減に努めていくとも言われています。これはくま川鉄道株式会社の経営にかかわる部分を示していると思われますが当然、公費負担を市町村にお願いする以上、会社の自助努力による経費節減は避けて通れないものと私も強く思っています。

そこで質問でありますが、これは市民の声からぜひお聞きしていただきたいとのことでございましたのでお尋ねするものでございます。まず１点目でございますが、会社の社員の人件費にかかわる問題でございます。なかなかこういう問題は我々はわからないわけでございます。質問にも私はそう言ったんですが、なにせ代表者が市長であるから市長に一言でもいいからお尋ねしてくださいとのことでございましたので、お尋ねするものでございます。前厚木社長の給料が月額15万円から25万円に増額されている。その決定までの経緯についてお尋ねします。話によりますと、会長の専決で決定したという話もあっていますが、人件費や人事等はどこでどうして決定するのか。要するに取締役会か、会長である市長なのか、どこが決定するのかお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

取締役の退職もしくは解任につきましては取締役会に諮らせていただくことになっております。社員の採用もしくは退職に関しましてはその場におります執行権を持つ者、いわゆる代表取締役会長もしくは取締役社長等々の判断になっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　今、答弁していただきましたのですが、取締役会というのは要するにくま川鉄道株式会社の要するに…、10市町村の自治体ですね、その方とあとは２名の方で一応決定されているということですか。そこらあたりを。

○市長（田中信孝君）　取締役会の構成につきましては人吉球磨の10市町村、それから民間で株主、大株主になっていただいている一部の方、それから監査といたしましてもその10市町村の中の１名、それから熊本県等々が入りまして取締役会は構成されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　３回目の質問になりますが、運転手は給料の昇給額が年1,000円ぐらいしか昇給がないのに対し、特定の社員は２万円から３万円の昇給があり、他の社員は据え置きとなっているというようなことでございます。しかるに年収は減額となっているそうでございます。一般的には経営が困難な場合は上司を減額するのが一般的と私は思っておりますが、会長である市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

先ほど前厚木社長の給料が15万円から25万円に10万円上げられているという御指摘もあったわけでございますけれども、平成20年４月に前社長就任以来、民間の経営者としての経験をフルに活用され、会社経営の健全化に向け積極的に取り組んでいただきました実績に対し、私自身会社の最高責任者として最大限敬意を表しているところでございます。また健全化に向けた一連の取り組みや社員の意識改革にもつながり、ひいては会社経営のあり方に一石を投じたものと感謝しているところでございます。

その前社長の給料についてでございますが、平成20年４月就任時の月額15万円から１年後の昨年４月に月額25万円に引き上げたことは事実でございまして、この給料額の改定につきましては代表取締役、つまり私の執行権の範囲内で決定させていただいたところでございます。もともと平成20年４月、社長就任時には会社の一般社員の平均給与額が15万円で、誠に申しわけないと前社長には思ったところでございますが社員の平均給与額でお願いをしたところでございます。それは専務取締役が就任しておられまして50万円という給与をいただいておられたからでございます。ここで、先ほどおっしゃいましたように赤字経営でございますので、例えば専務取締役が50万円としましたならば、普通取締役社長は55万円とすべきところではございますけれども15万円で甘んじていただいたところでございます。

就任する前の体制において代表取締役の次に位置する役員ということで、取締役会におきましては私が代表取締役会長に退きまして無給でございます。そして、彼のネーミング・ライツを初め、さまざまな功績によりまして25万円、10万円の引き上げをしたところでござい

ます。この件に関しましては、さきの取締役会において御承認をいただいている、いわゆる55万円の、今まで専務取締役の最高給与収受額が55万円でございましたので、55万円以下であれば代表取締役の執行権の範囲内ということで御承認をいただいているところでございます。そしてまた、社員の給与につきましては平成21年度に給与体系の抜本的な見直しを行ったところでございます。今回の見直しの大きな柱でございますが、年齢構成の硬直化を避けるために63歳定年制を導入いたしました。

くま川鉄道は会社設立以来、組織体制が大幅に見直されることなく、ほぼ設立時の現有人員にて業務が進められてきておりまして、このメリットという点からは職務にたけた社員による安定性のある会社運営につながったということが言えようと思います。また一方、デメリットという点からは社員の新陳代謝が滞り、若い人材の育成がなかなか図られてこなかったことが上げられます。見直しに当たり、会社の安定的運営を選ぶのか、あるいは会社の活性化を選ぶのか、私も前社長も相当に悩んだところでございますが、やはり赤字を抱えながらもやはり通学生を初めとするこのくま川鉄道を存続していかなければならないという、そういう決意のもと、10年後20年後の会社のありようを思い浮かべましたとき、何よりも経営安定化基金が枯渇して現実が基金が目減りしているということが目の当たりでございましたので、後者を選ぶべきであるという結論に達しているわけでございます。

お尋ねの社員個々の給料月額につきましては、まず正社員の給料は15万円をベースとしたところでございます。現在、国の統計調査の一つ、市民所得推計調査では運輸通信業関係の１人当たりの１年間の給与額は本市の場合330万円でございまして、これを月額に割り戻しますと27万円になるわけでございまして、これと比較いたしましてもこの固定給、くま川鉄道の固定給15万円というのは相当に安いというふうに思われます。特定の社員だけを大幅に上げたという事実はあるのかという御質問ですが、事務系社員で最も若い社員の月額給料が改正前は約12万円でございました。改正後、この社員の給与を会社の平均給料約15万円に引き上げましたので、そのケースだけは特例的なものとして取り扱ったところでございます。よって、分別なく給料を上げたということではございません。正当な理由、考え方のもとに上げさせていただいたということでございます。なお、現在の給料体系につきましては、経営健全策の一環として、さらには若い社員の生活の安定を最優先として考え、前社長から御相談を受け、私自身が最終的に決定したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　もう一回、市長にお尋ねします。４回目でありますが、あくまでも市民からのお尋ねでございますので、私がというわけではございませんので、その点は御理解ください。といいますのが、社員２人が退職されて、退職金を授与しながら、その１人が再雇用されたという事実があるようですが、そのことは本当であるのか。なぜ一たん退職した

社員をなぜ雇用されたのか、それをお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

このことにつきましては、正確には１名の役員の退職、１名の社員の自主退職ということが正確な内容であろうというふうに思っております。そのうち、１名だけが再雇用となったことにつきましては事実でございます。このことにつきましては２回目の御質問の中で答弁させていただきましたように、会社の経営健全化に向けた取り組みとしてとらえていただければよろしいかと思います。

まず、１名の役員の方、退職時の年齢は既に60歳を超えておられます。私自身もこの方に対して大変心苦しいところがあったわけでございますが、今後のくま川鉄道を担っていく人材を育てるために後進に道をお譲りいただいたところでございます。当然このことは役員でございますから取締役会に諮り、決定をしたところでございます。また、もう１名の方は30歳半ばでの退職でございましたが、まれに見る全国的な不況の影響を受け、退職後の就職活動がうまくいかなかったと伺っております。その後、これまでくま川鉄道において培ってきた経験を生かし、心機一転やり直したいとの本人の強い希望が伝えられましたので私自身、こういう人材を失ってはならないという気持ちもございましたし、さらには今後くま川鉄道を引っ張っていただきたいという思いを強く持っておりましたので、再雇用に踏み切ったところでございます。

今後は、技術系社員に関しましては運転手など長年の経験を必要とする業務ではございますので、くま川鉄道の経営安定化を最大限の課題としながらも、組織体制の面からはバランスのよい年齢構成に配慮しながら若い人材を育成していくことが重要な課題であると思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　市長を信用しておきましょう。５回目でございますが、お尋ねします。こんなことを聞いていいのか私も随分迷いました。けれども、ぜひというようなことでございましたので、内容はわかりませんけれども一応こういうことであるということだけでお尋ねします。

まず、社員の公金流用が話題となっているようです。会長でもある市長は知っておられるのか、御存じであるのか。市民から言われますと、証人になってもいいというようなこともございましたものですから、そこまで言われるならと思いまして私はお尋ねするところでございます。くま川鉄道株式会社の最高責任者としてお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　社内におきまして現金に絡む不祥事があったという報告は受けておりません。私のところにも御質問の趣旨の、同様の怪文書が届いておりまして、調査の結果、怪文書ではございますけれども一応事実は確かめておこうと思いまして調査をさせたところ

でございます。

いわゆる怪文書であったようでございまして、そのような事実はなかったとお答えを申し上げます。

以上でございます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　私も今、市長が言われましたとおり、心配はしていましたけれども、ないような方向で私もあってほしいなと思っております。市長の答弁を信用しながらくま川鉄道関係についてはこれで終わりたいと思います。

それでは大きい３点目の、市民の声からの人吉駅前広場整備事業についてお尋ねします。本来ならば、私、経済建設委員会に属していますので、お尋ねすることはおかしい面もございますが、市民からのたってのお尋ねで、事業費関係や計画から事業終了までの内容を知りたいとの御要望でございましたのでお尋ねするものでございます。大まかな事業費はセレモニーで報告があっておると思いますが、広報等においても掲載されると思っています。各議員さんにおいても詳細にはあまりわかっておられない方もおられるのではないかと思っておりますのでお尋ねするものでございます。

そこでお尋ねします。１点目、事業経過、何年から何年で計画され、何年度で終了したか、何年かかったのか、それをお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

人吉駅前広場整備事業は平成19年度から計画をいたしました。平成19年度は人吉市職員によります推進プロジェクトにおいて検討を行い、人吉駅前整備の基本理念を人のぬくもりとおもてなしの心を実感できる人吉駅を目指して、笑顔への始発駅とし、将来駅像を交通と情報の泉源、活気あふれる城下町ステーションという基本構想を策定いたしております。平成20年度はＪＲ九州と協議を行いながら、現況測量や市民参画のワークショップを行い、工業デザイナーの水戸岡鋭治氏のデザイン監修を受け、基本計画、基本設計を作成いたしました。平成21年度にはＪＲ九州、熊本県公安員会、熊本県などの関係機関や地元関係者の皆様と協議を行い、実施設計を進め、平成21年12月から工事に着手しました。

工事は駅前ロータリーや駐車場などの既存の施設の機能を確保しながらの工事となりましたので、予想以上に工事期間を要しまして、このため平成22年度に繰り越しまして７月中旬の完成となりました。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　２回目でありますが、人吉駅前広場整備事業の内訳といいますか、千円単位で結構でございますのでいろいろ、事務費、手数料、委託料、工事、公有財産、補償費等々の内訳を、金額をお尋ねしたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

人吉駅前広場整備事業の事業費の内訳でございますが、事務費が968万6,000円、手数料が51万6,000円、委託料が2,736万9,000円、工事費が２億8,586万9,000円、公有財産購入費が230万円、補償補てん及び賠償金が28万5,000円で、全体事業費は約３億2,602万5,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　３回目でありますが、先ほどの各事業費の内訳ですね、件数をお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

費目ごとの件数というようなことでございますが、まず事務費といたしまして人件費、需用費、使用料及び賃借料等でございます。次に、手数料が土地鑑定評価手数料等でございます。委託料は基本計画、基本設計、実施設計のほか建築施設の設計、測量等の９件でございます。次に、工事請負費でございますが、土木工事が３件、舗装工事が２件、建築工事が５件、植栽工事が２件、水道工事が１件、電気工事が２件、機械設備工事が１件で、総件数は16件でございます。次に、公有財産購入費は２筆の用地を買収いたしましたが、その合計面積は40.36平方メートルでございます。これらの用地はいずれも市道敷として取得したものでございます。次に補償補てん及び賠償金は、支障電気通信線線路移転補償費でＮＴＴ柱１本を撤去し地下埋設とした補償費でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）　４回目でございますが、最後の市長にお尋ねし、終わりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

お尋ねしますのが、タクシー運転手や市民の方々からの声によりますと、いわゆる、なぜ駅前真ん中にあったシンボル的であったモニュメント、からくり時計を移転しなければならなかったのか。また、市民の憩いの場的であったバラ園の移植、現在のバラ園は以前のバラ園と比較しますと花壇的としか言いようがない。市街地駅前あたりに以前のようなバラ園はそうあまりないという憩いの場であったのに非常で残念であると。地域の方々を初め、市民の方々から苦情的に言われています。地域の方々からは計画について説明がよくわかっていなかった等々の苦言もあっております。済んだ事業でありますので、住民の苦言に対し、いわゆる市長のお考えをお聞きし、一般質問を終わりますがよろしくお願いいたします。

○市長（田中信孝君）　まず、からくり時計の移設の御質問でございますけれども、今まで御説明してまいりましたとおり、見学者の安全と四方からゆっくりごらんいただけるように、またロータリーを大型観光バス等が通行できるように、ロータリーの出口であります県道交

差点を十字交差点にすることに伴いますからくり時計の移設でございます。理由は２点でございます。

次に、バラ園の御質問でございますけれども、今回の西側へのバラ園の整備によりましてバラの本数は確かに５分の１というふうに縮減をされたところでございますが、プリンス系のバラを中心に花色もバランスよく配色しておりますし、今後そのバラもたくさんほこってまいりますので、市民の皆様方にもお楽しみをいただけるものと思っております。また、先ほど申し上げましたように、バラ園広場もからくり時計広場も安全で安心な空間になっておりまして、ベンチも数基設置しておりますので憩いの広場として、さらに交流の場として御利用いただきたいと思っているところでございます。

次に、地域の方々への整備計画の説明についての御質問でございますが、駅前広場の計画に当たりまして地域の方にもワークショップに御参画していただき、御意見を計画に反映しておりますし、説明会についても平成21年11月15日に行いまして、その中での御意見を整備の中に入れさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○17番（山下幸一君）　これで終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時34分　休憩

午後３時47分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開いたします。ここで時間の延長をいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。笹山欣悟議員。

○５番（笹山欣悟君）（登壇）　５番議員の笹山でございます。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回通告しました項目は、１点目、議第80号人吉行財政経営検討委員会設置条例の一部改正について。２点目に農業振興から畜産振興に対する取り組み姿勢等について。３点目、学校給食から、給食調理業務の委託についての検証と今後の方針について。市民の声から２点、スポーツパレスの対応について、市民プールを屋内プールに改修を、以上５項目であります。

初めに、議第80号人吉市行財政経営検討委員会設置条例の一部改正についてであります。今回の条例改正案は行財政検討委員会の検討事項に、市が指定管理者の指定により実施する管理運営業務の効率化を新たに追加することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。しかし、私にとりましては、なぜ市が指定管理者の指定により実施する管理運営業務の効率化を、行財政経営検討委員会において検討させなければならないのか理解に苦しむところであります。そこでお尋ねをいたします。１点目に、今回の改正の趣旨、目的は何

なのでしょうか。２点目に、第三セクター等と市が行う指定管理者の指定との違いはどこにあるのでしょうか。

以上、１回目の質問を終わります。

○総務部長（坂崎博憲君）　皆さん、こんにちは。それでは、笹山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の条例の一部改正の趣旨と目的は何かという御質問でございますが、これまで人吉市行財政経営検討委員会では第三セクター等の経営健全化について協議を行っていただいておりますが、今回の条例の一部改正につきましてはただいま笹山議員が申されましたとおり、市が現在指定管理者の指定により実施している管理運営業務、また今後実施しようとする管理運営業務の効率化についても本委員会にて検討の対象に追加をさせていただくというようなものでございます。

指定管理者制度の導入で市民サービスの向上が図られたのかどうかなど、施設の運営状況や運営上の課題、指定管理者そのものの経営状況や財務状況の分析及び労務管理に関して検証を行い、対策を講じた上で施設サービスの安定性、継続性を確保し、より適切な指定管理者制度の運用を行っていくことを目的としているところでございます。

次に、２点目の第三セクターと指定管理者の違いは何かという御質問でございますけれども、まず第三セクターとは地方公共団体が民間企業と共同出資によって設立された企業体を呼んでおります。また、指定管理者とは地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために期間を定めて指定する団体のことで、株式会社を初めとした営利企業、財団法人、ＮＰＯ法人、市民グループなど法人その他の団体でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　一応目的等について説明をいただいたところでありますけれども、指定管理者の指定というのは基本的には自治法自治法244条の２の規定に基づいて、先ほど部長答弁されましたように公の施設の管理運営について直営で行うのか、もしくは指定管理を導入するのか、事務の効率化等を判断をしながら行っていくと。その中で、より事務の効率化が指定管理をしたほうがいいというふうなことを判断した場合に指定管理の導入をしていくと、そういったことになってくるんじゃないかなと思っています。

そういった状況の中で、基本的には行政が行政の責任として判断した事柄を委託をしていくと、管理運営をさせていくと、またそこには議会の議決の同意も必要になってくると、そういった状況もあるわけなんですね。ですので、行政が行政の責任として判断をしたそういった事柄を、または議会が議会の責任として議決した事柄、そういったことについて、なぜ今回の行財政経営検討委員会、そういった市長の諮問機関に検討させなければならないのかというような疑問があるわけなんですね。そこが私は理解ができないところなんです。なぜ、

そういった市長の諮問機関に検討させなければならないんでしょうか。お尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　御質問にお答えをさせていただきます。

指定管理者につきましては地方自治法244条の２の規定に基づき、議会の御議決により指定がなされるものでございますので、指定管理候補者を選定した上で議案として議会に御提案を行うことが市長の責務でございます。

諮問機関である人吉市行財政経営検討委員会に検討いただく範囲でございますけども、条例の一部改正にございますように委員会の所掌事務は指定管理者の経営状況、事務事業等の調査、分析及び評価、並びにその改善策に関することでございまして、これらについて検討し、市長に提言をすることとなっております。市長はこれらの点検評価の結果を踏まえ、指定管理者の管理運営の実績を把握し、次の選定に活用することにより指定管理者の意欲向上を図るとともに、施設の管理運営方法や指定管理候補者の次期選定条件等を改善し、利用者へのサービス水準の維持・向上を図り、よりよい施設運営を目指すものでございます。諮問機関である委員会の答申・提言を受けた後、市長はそれを最大限尊重しながらよりよい施設運営のために、長としての判断を行い議会に御提案をさせていただき、議会が地方公共団体としての最終的な意思決定を行っていただくと、このようなことで考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　第三者の機関にそういった検討をさせる、評価をさせる、これは私も当然そういうふうにさせなければいけないと、そういうのは思っています。指定管理の導入の問題についても、そういったことは私も話をしてきたと思っております。最終的にはあくまでも第三者で評価をさせるべきだと。ただ、その評価をさせるのが市長の諮問機関で評価をさせていいのかという問題なんですよ。私は、基本的には先ほど部長が答弁されましたように市長の諮問機関で評価をさせるということが、必ずしも市長のほうにしか提言がなされないと、議会を軽視しているわけなんですね。基本的には同じような状況を市に対しても議会に対しても報告をする必要があるんじゃないかというふうに思っています。そういうことであれば諮問機関じゃなくて、諮問機関じゃない第三者の機関できちっとした評価をさせて、それを執行部に対しても議会に対しても同じような報告をすると。それが基本的な第三者の評価の方法じゃないかなというふうに思っているんです。

だから、あくまでも、なぜ諮問機関が検討させなければならないのかと、そこに私は理解に苦しむわけなんですね。改めて、何で諮問機関が評価する必要があるんでしょうか。それを改めてお尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　御質問にお答えをさせていただきます。

指定管理者の制度の目的に照らして、より適切な制度の運用を図るとともに、指定管理者制度のそのもののあり方について、次の指定管理者を選定するまでの間に施設の本来の目的に沿ったサービス提供ができているか、指定管理者が指定管理者としての資質を備えているものであったかどうか調査と検証を行うことは必要なことであり、また外部の視点から見た評価検証を実施することは有効なことであるというふうに考えているところでございます。

人吉行財政経営検討委員会は地方自治法上の附属機関でございますので、みずから地方公共団体の機関として最終的な意思を決定する権限はなく、市長の事務を執行していく前提として必要な審査、審議あるいは調査を行うことを職務上する機関でございます。また、附属機関は行政が複雑化、広範化、多様化することに伴いまして専門の機関に担当させようとする目的や、市民の立場から見た民主的な処理の要請を満たす目的で設置するものでございます。人吉市行財政検討委員会は構成メンバーとして税理士や会社の経営者など委員として委託をさせていただいておりまして、市の第三セクター３社の経営状況等の調査・分析や経営改善策及び経営評価等について御提言をいただいているところでございます。

同様に、指定管理者制度につきましても施設の利用者の目線で、また施設を管理運営していく民間の経営者としての視点から、調査検証をしていただけるものと期待しているところでございます。したがいまして、人吉市行財政検討委員会からいただきました御提言を基本としてよりよい、より適切な指定管理者制度の運用を行うとともに、今後の指定管理者選定に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　部長の答弁は理解できるんですよ。ただ、私の質問には答えていらっしゃらないじゃないですか。私はなぜ諮問機関に評価させる必要があるんですかということなんですね。提言と報告は違うわけです。だから、評価をどういうふうに考えるかということをきちっと考えた場合にどうなのかなと。だから、それは法の解釈で違うかもしれません。私が間違った解釈をして、今質問しているかもしれません。ただ、私は基本的にはそういった地方自治法の附属機関、諮問機関で評価させるのではなくて、外れたところのきちっとした第三者評価委員会と、そういったところでお互いに執行部に対しても議会に対しても同じような報告をすべきじゃないかということなんです。指定管理者の場合には協議書に基づいて毎年の事業報告をきちっと報告をする義務があるわけです。だから、報告をされて、それを執行部のほうできちっとそれが、報告がどういった評価なのかを多分評価されなければならないと思っています。

その後に二次評価をやる。そして三次評価として、そういった外部の第三者の評価、そういったことになるんじゃないかなと私は思っています。そういったことをいきなりそういった諮問機関にやって、そちらでその提言をしてもらうということはちょっとおかしいんじゃ

ないかなというふうに考えるわけなんです。指定管理者は指定管理者としての選定の方法から、その選定のあり方、事業の評価、そしてその次の指定管理をどういうふうに選定するのか、そういった部分をきちっとやっぱり、その第三者の評価委員会というのを別個につくって、その中で評価をしていくのが本来の指定管理者を評価をする評価じゃないかなと。それを行財政経営検討委員会の中に一部改正をやって、その第三セクターと同じような効率を図らせることに疑問が、問題があるんじゃないですかというふうに私は思っているわけなんです。ですので、その辺について、例えば行政処分の権限がどうなっているのか、それと行政処分の権限が指定管理者、第三セクターの場合どう違うのか。それから、もう一つは地方自治法の諮問機関であるそういった委員会、それから条例で定めない委員会の、例えば設置要綱等で定める委員会、その違いについて教えていただきたいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時04分　休憩

午後４時57分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　大変時間を費やさせていただきまして、まことに申しわけございませんでした。先ほど答弁を保留させていただきましたことにつきまして、御答弁を申し上げさせていただきます。

まず、附属機関と私的諮問機関の違いについてという御質問でございます。附属機関とは地方自治法第138条の４第３項の規定により、法律または条例に基づき設置される調停、審査、諮問、または調査等を目的とする機関で、法的地位を有し、行政の助言等の機能を担っているというものでございます。次に、私的諮問機関とは有識者等の意見を聴取し施策等に反映させることを主な目的としております。要綱等に基づき設置される懇話会、委員会、その他の会合のことで、附属機関に準じ行政に対する助言等を行っているというようなことでございます。

次に、議員のおっしゃいます第三者機関についてでございますけれども、先ほど申しました地方自治法138条の４第３項では出向機関に附属機関として、先ほど申しました調停、審査、諮問、または調査のための機関を置くことができるとされておりますが、このことについては反対解釈が通例となっておりまして、議会には附属機関を設置することができないとされているところでございます。したがいまして、現行の地方自治法では、議員がおっしゃるような市長と議会双方に対し提言を行うような付属機関的な機関を設置することは難しい状況であるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　一応その違いについて説明いただきましたけれども、地方自治法上、指定管理者のそういった第三者が評価する問題については、地方自治法上も多分明記はしていないと思っています。ですので、これは基本的には自治体の裁量になるのかなと、その自治体の取り組みいかんによって、その指定管理者がどのように評価されるのかというようなことができると思っていますので、それはそれで、例えば諮問機関で評価をおくのか、もしくは私的諮問機関で評価を設置をするのか、その辺の違いがあるわけなんですね。私は市長の諮問機関でそういった行政処分を、指定管理者に行政処分の権限も与えているそういった状況の中で、市長の諮問機関で評価させるのは問題があるんじゃないかなということで指摘をしているわけなんです。これについてはそういった法律の解釈等もありますので、これ以上は私はこれについて質問をするつもりはありません。

ただ、もう１点だけ。協定書等において毎年報告義務がなされていると思っています。もう、ここ２年半ほど、多分、ことし指定管理者３年目入っていると思いますが、毎年の報告義務がなされているのかどうか。その点にだけお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　議員の御質問にお答えをさせていただきます。

人吉市老人福祉センター及び人吉市スポーツパレス等につきましては、毎月または四半期毎に利用者数や利用料等の収入実績等の報告は受けているところでございます。しかしながら、これらの実績に対する点検、評価という点では足りない部分もございましたし、これらの実績の報告につきましても議会には報告をいたしておらない状況でございます。

以上、お答えをさせていただきます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　通常の報告はされているようでありますけれども、やっぱり点検、評価等についてはされていないというふうに思っています。協定書を見てみますと、毎年度報告をして、その報告を評価をして、次の事業をどういうふうに運営させるのか、この辺を指導したりとか協議したりとかそういうふうにして反映をさせていかないといけないというふうに協定書では結んでいるというふうに思っています。ただ、それが全くしていない中で、今回こういった形で第三者の評価機関を設置して評価させますよというようなことの提案であろうと思いますが、やはりそれをする前に一次評価をどうするのか、また二次評価をどうするのか、そういった一次評価、二次評価を十分に検討しながら、そしてその評価を第三者の機関で第三次評価というふうな形で評価をさせていく、そういった段階的な順序を踏まえていかれるのであればいいのではないかなと思いますが、そういった一次評価、二次評価もしていない中でいきなり、私から言わせれば三次評価という見方をしますけれども、そういった第三者に評価させることが果たしていいのかどうか、その辺を私は十分に検討していただきたいと思っています。また、これについては議案の審査になりますので、後の、何点か私は問題点を指摘してきたとは思っていますが、これ以降については議案の審査になります

ので、総務文教委員会のほうで十分な審査をお願いしたいというふうに思っていますので、総務文教委員の皆さん方にはよろしくお願いを申し上げたいと思っています。以上で、この件については終わっていきたいと思っています。

次に農業振興から、畜産振興に対する取り組み姿勢等についてということであります。４月20日に口蹄疫が確認されて以来、約４カ月ぶりの８月27日に宮崎県の東国原知事が口蹄疫の終息宣言を行われました。ようやく防疫活動に一定の終止符が打たれたというところであります。郡市の関係者からも安堵の声とともに、発生防止の決意とか感謝とかいろいろな声が出されたんじゃないかなと思っております。市長の施政方針におきましても口蹄疫の終息宣言を受けての本市の状況、またそれから今後さらなる畜舎の消毒の徹底などをお願いしたいというふうなことで話をされているようであります。そこで今回、口蹄疫の終息に伴いまして、一定の総括をしていく必要があるんじゃないかなということで通告をした次第であります。

まず初めに、市のほうで取り組まれた口蹄疫関連の対策事業等について説明をいただきたいと思います。また、次に球磨郡の町村において取り組まれた対策事業等について御説明いただきたいと思います。まず、１回目は終わっていきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

８月27日で宮崎県において終息宣言がなされまして、それまでいろんな面で御苦労いただきました市内畜産農家の皆様には心より御慰労の念を申し上げますと同時に、この人吉市内においては絶対に口蹄疫を阻止しようと、畜産農家の皆様とともに御協力賜りました商業や観光関係者の皆様、県を初めとした各機関、議員各位、その他多くの皆様に対し感謝申し上げる次第でございます。市内における全体的な経済的な影響についてはまだ検証しておりませんが、大きな影響があったものと思われます。

さて、口蹄疫により影響を受けられました本市の畜産農家の方々への支援策につきましては、畜舎の消毒徹底のための消石灰などの無償配布や煙霧器の無償貸付のほか、人吉市口蹄疫緊急対策資金貸付制度を創設し、30万円を上限とする無利子の貸し付けを行ってきたところでございます。なお、この貸付金におきまして32戸の畜産農家の方々が御利用いただいております。

次に、球磨郡内の町村の取り組みでございますが、今回の口蹄疫により球磨家畜市場の子牛競り市で２カ月延期になった子牛は１頭当たり２万円、１カ月延期になった子牛は１頭当たり１万円を出荷遅延補助金として交付されているということでございました。また、豚におきましては出荷延期になった登録豚に対し、球磨村では１頭当たり2,000円、多良木町では１頭当たり5,000円が交付されたようでございます。さらに、本市と同様の無利子貸付制度を設置された町村は、錦町、多良木町、山江村であり、実際に貸付実績があったところは本市以外に錦町だけのようでございました。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　人吉の対策に対する取り組みと、また球磨郡における取り組みとを説明されましたが、やはり一つは畜産農家の方は人吉市内の農家だけで交流を図っていらっしゃるわけでありません。球磨郡のそれぞれの地域においていろんな交流を図っていらっしゃいます。その中でやっぱり球磨郡の中でいろんな情報を交換されながら同じようなレベルで畜産の振興、また向上に努力をされている状況であります。

その中で、やはり球磨郡が出荷遅延補助金ということで、結局一月の場合には１万円、２カ月遅延の場合には２万円、１カ月の場合には１万円というような遅延交付金という補助金を町村会として決めて、それぞれ球磨郡すべての町村で交付されたと、そういったことでやっぱり人吉市の農家の方が、何で人吉市はこげんことをしてくれんのかなと、そういった話も聞いておったようなところでもあります。そういったことを思っておったら、実は８月26日の人吉新聞の記事に、畜産会から議長に対して陳情書が出されたというようなことで記事が掲載をされておりました。中身は「セリ市延期による子牛出荷の遅延に対する助成を求める陳情」ということであります。基本的には球磨郡が町村会として取り組んだような遅延補助金を取り組んでほしいというような陳情であったろうと思っています。何で陳情という形で記載されたのか、新聞記事を見てちょっと私はびっくりをしたところであります。おそらく執行部に対しても、おそらく何からの働きかけとか要望等があったと、そういうのも聞いているところはありますが、その辺の陳情が出されるまでに至る経過について執行部のほうではどのような対応をされたのか、その辺について説明をいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

今回、人吉畜産会から市長に対し、競り市延期による子牛の遅延補助金の要望書、同じく議長へ陳情書が提出されておりますが、その経緯としまして先ほど答弁しましたとおり、球磨郡の町村が出荷遅延補助金を交付されていることから、本市でも同様の取り組みを行ってほしいということでお願いに来られたところでございます。

本市におきましては、他町村の出荷遅延補助金を決定する前に先行して、出荷遅延に伴うえさ代など生活資金を支援する形で無利子の貸付制度を創設した経緯がございます。また、国や県の支援策として、えさ代の助成などが実施されるようでございますが、いまだに正式な事業内容が示されておらず、その具体的な対応措置の状況を見守ってきたところでございます。国・県の支援対策もまだ実施されていない状況ではございますが、本市としましても何らかの支援策を講じるよう今まで検討してきたところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　陳情が出されるまでの経緯ということでお尋ねしました。市に対して

も市長に対しても要望書が出されたと、陳情書と同じような要望書が出されたというふうなことで答弁をいただきましたけれども、非常にその辺が畜産農家の方の気持ちを十分に酌み取って要望書を受け取られているのかなというふうなところでちょっと思うところであります。話に聞いたところによりますと、要望書を提出されたにもかかわらず、陳情として議会に出てきたのかということをよく考えていただきたい、私はそう思うわけですね。執行部に対して要望書が出されたと。ただ、その要望書の出され方として、１回目は受け取らなかったと話を聞いております。２回目に改めて要望書を提出して受け取られたというふうに聞いているところであります。その辺の経過、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

当初、畜産会長から要望書が提出があった際、一応私どもが検討を行うに当たっての具体的な判断材料となる資料がついておりませんでしたので、再度資料の添付をお願いして提出していただいたところでございます。その資料を基に、経済部でその後、検討会を開催し、経済部としては支援することを決定しまして、市長の了承も得てきたところでございましたが、その日に議会へ陳情書が提出されたということでございます。その対応やいきさつにつきましては、提出者の方との考えの行き違いがあったようにも聞いております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　１回目の要望書を受け取らなかったのが、具体的な判断材料のための資料が添付されてなかったから要望書を受け取らなかったと。要望書は資料を添付しないと受け取らないんでしょうか。今までもすべて資料が添付されていないと要望書を受け取っていらっしゃらないんですか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

受け取らないじゃなくて、一応要望書はいただきましたけども、やっぱり私ども検討する際に資料と、いろんな国・県の資料も重ね合わせまして、どこでどういう形でいかほど支援していったがいいかと、要するに検討するためのいろんな実際の畜産農家のえさ代がいくらかかったとか、競りでどのくらいかかったとか、そういう資料を提出をお願いしたところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　農家のどれだけ損益があったかと、そういった部分が判断できないから資料提出をお願いしたと。基本的に要望書が提出されれば、その要望書に沿って本当にそういった損益があるのかどうかを具体的な担当課のほうで調査をして、そしてその要望に沿って取り組みをしなければいかれないのか、いや、それだけの減少はないので申しわけないけどその要望には沿えないというふうな判断をするのが執行部じゃないんですか。今までお

そらく要望書に資料を添付してと、そういったことはないと思っています。要望書は要望として受け取るべきじゃないでしょうか。そして執行部が、担当課がきちっと調査をして、先ほど言いましたように要望書に沿って本当にそうなのかどうかを執行部自らが調査をやって、調査をして判断すべきじゃないんですか。

○経済部長（椎葉文雄君）　もちろん議員のおっしゃるとおりだと思いますけども、我々も公的な書類においての資料はそろえておりまして、いろんなそれぞれ農家にお聞きもしておりますが、実際具体的な、今回はえさ代がいくらかかるとか、１年飼ったらいくらかかるとか、そういうのを判断材料にしたいということで詳細な資料をつけていただいたということでございます。

以上です。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　これは何回聞いても同じような答弁が返ってくると思いますが、私は要望書の受け取り方の対応として、執行部がそういった対応の受け取り方が畜産振興に対する考えなのかなと思わざるを得ません。それだけ畜産をどういうふうに考えていらっしゃるのか理解できないと私は思っています。要望書は要望書として、そういった資料があるなしにかかわらず、要望は要望として受け取るのが執行部の対応じゃないんですか。そして、後は担当課で調査をする、もしくは農家の方に聞き取り調査をする、畜産会の役員会の方に話を聞いて調査をする、その中できちっと担当課として具体的にどれだけの損益があったのかを調査するのが執行部の責任じゃないんですか。私はそう思います。そういうのを十分に考えて、今後要望書の受け取り方、対応を私はお願いしたいと、そういうふうに思っています。ぜひ、やっぱりこれについては、農家の立場に立った取り組み方をしていただかないと、非常に農家の方がどう思われているのか、私は非常に疑問になってくるところなんですね。口蹄疫の対策等についてもいろんな形で全国的に義援金を送ったりとかいう形で、頑張れよと支援をしていらっしゃるそういった状況の中で、何でみずから農家の方が資料をつくって出す必要があるんでしょうか。それは私は担当課のきちっとした、担当課の責任だと思っています。そこは十分に踏まえて今後取り組みをしていただきたいとそういうふうにお願いしておきたいと思っています。この点でやり取りをするつもりはありませんので、そういうふうに今後お願いをしたいというふうに思っています。

先ほど部長の答弁において、そういった状況があったかもしれないけれども、市長とも協議をして何らかの支援策を講じるように市長からも指示を受けたと、そのような答弁もあったところであります。もし答弁できるのであれば、何らかのそういった具体的な支援策についてはどのようにお考えなのか、それについてお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

本市といたしましては、御承知のとおり一時貸付金の対応もさせていただいておりました

ので、国の対策というものがどのようなものが出てくるのかということをまず見極める必要があったということでございます。よって、終息宣言を待って、それから今まで検討してきた内容を、それでよいのかどうか検証するという手順を踏まえさせていただきたかったわけでございます。本市のすべての繁殖経営農家、酪農家、飼育農家、養豚農家の皆様への支援策を検討してまいったところではございますが、そこで今回、その終息宣言を待ちまして１戸当たり一律２万円の口蹄疫見舞金制度を実施したいというふうに考えております。

今後早急に交付要綱を定め、速やかに今議会で当該予算を追加提案させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　支援策について具体的に答弁いただきました。１戸当たり２万円の口蹄疫見舞金制度を創設をしたいということで答弁いただいたところであります。これは１戸当たりということは、すべての農家に対しての取り組みということで理解をしておいてよろしいのでしょうか。確認したいと思いますし、９月議会で追加提案を予定をされるということであれば、おそらく10月、11月にはそういった支援金を農家に交付をしていく、そういうふうな取り組みになるのかと思いますけれども、この辺を確認をしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

先ほど申し上げましたすべての畜産農家でございます。一時貸付金におきましてもすべての農家を対象として考えておりました。よって、他の町村におきましては畜産の種類によりましてはまったく口蹄疫見舞金であるとか、または補助金であるとか、またはえさ代であるとかいうところはかかっていない部分もありますけど、当初私どもが考えたのは一時貸付金も含めましてすべての畜産農家ということでございますので、今回もすべての畜産農家とさせていただいたところでございます。畜産農家の皆さん方には非常に人吉市といたしましても遅い対応と、今回の見舞金に関しましては遅い対応という思いもおありになろうかと、お叱りはおありになろうかと思いますけれども、やはり終息宣言を待つと、それから国や県の対応策も見極めていかなければならないということでございます。

終息宣言が行われました二日後、三日後でございましたけれども、また口蹄疫の疑いというものも出ましたので、やはりここは、やはり農家の皆さん方には御迷惑をおかけしますけれども慎重の上にも慎重を期していかなければならぬということも、この件に関してもいえるのではなかろうかというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　すべての畜産農家に対して見舞金を交付したいというふうなことで、農家の方にとっては大変うれしい限りではないかなと思っています。ぜひ今後こういった制

度については早急に対応していただきますようによろしくお願い申し上げたいと思いますし、そういった取り組みをしていただくことについては、執行部に対して感謝を申し上げておきたいと思っております。

次に、口蹄疫等の家畜伝染病の発生については、発生地域に応じて三段階の防疫体制がとられていると、そういったことで今回は隣接地で発生したということで、レベル３という一番高度の対策本部と家畜伝染病防疫対策本部というのが設置をされたようでございます。この対策本部においてとられた防疫体制、これについても総括をしておく必要があるのかなと思いますので、この家畜伝染病防疫対策本部において取り組まれた事業、体制、防疫体制等について御説明いただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

去る４月28日に、えびの市において口蹄疫が発生したことを受け、人吉市家畜伝染病対策要綱第４条の規定に基づき、市長を本部長とする対策本部を同日付で設置したところでございます。以後、宮崎県における非常事態宣言の全面解除後の７月30日の解散まで、球磨地域家畜伝染病対策会議と連携を図りながら、合計８回の対策本部会議を行っております。この対策本部会議におきましては、主に口蹄疫の本市への感染防止対策や発生した場合の対応及び本市の畜産農家への支援等について協議を行ってきております。具体的には、人吉梅園手前の市独自による消毒ポイントの設置、本市家畜農家の消毒作業の徹底の呼びかけ、市内の集会施設やホテル、旅館、事業所での消毒対応へお願いなど感染防止への取り組みをしてまいりました。また、万が一発生した場合の対応としまして、市内の畜産農家に対する殺処分後の家畜埋却候補地の聞き取り調査の実施や、それらを詳細に記録した畜産農家台帳の整備を行うことを決定し、随時調査を行ってきております。さらに、関係農家への支援措置として、市独自の無利子による貸付制度の創設についても本部会議で検討を行った結果でございます。

その他、本地域への口蹄疫浸入を阻止するための強力な防疫措置や関係農家への金融対策などにつきまして、対策本部長名により県知事への要望書も提出してきたところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　球磨地域家畜伝染病対策本部と連携をとりながら、かなりの防疫体制を、消毒の徹底とかそういったものをかなりこの対策本部の中で会議をされながら取り組みをされてきたようでございます。ただ、９月２日に、先ほど市長もお話をされましたように、えびの市において口蹄疫に似た症状を示す牛がいるというようなことで、宮崎県のほうが慎重を期して検体を採取して動物衛生研究所に送ったと、そういったことでえびの市としてはすぐに緊急対策会議を開いて取り組み等を協議したようでございます。

また、その中で小林市の家畜市場では、４日間の日程で始まっていた子牛の競り市も急きょ中止をされたと、また集まっていた約600頭の子牛も市場にとめ置かれたと、そういった状況が発生したようであります。また、都城市の家畜市場でも予定をしていた競り市が中止となったと、そういったようなことであります。終息宣言がなされて畜産とか地域経済の再生、また復興に向けて踏み出したばかりのところに、本当にまたかというような気持ちで緊張が走ったところでありますが、２日の夜にはウイルスの検査の結果、陰性であったということで発表がされて、本当にホッと胸をなで下ろしたところであります。今回はこのようなことで安心をしたところなんですが、もしまた新たに家畜伝染病等が発生した場合に、その防疫体制のシミュレーション、これについてはどのように描いておられるのかお尋ねをしたいと思いますし、そのようなシミュレーションをこういった家畜伝染病対策会議の中で検討をされてこられたのか。この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

先ほど述べましたとおり、万が一発生した場合の対応についても本部会議の中で協議してきたところでございます。また、具体的なシミュレーションとしましては、口蹄疫の発生が疑われる農場からの通報があった後、城南家畜保健所から県庁畜産課、球磨地域振興局、発生地市町村へ報告があり、それを受け、市町村では直ちに対策本部を設置します。一方、家畜保健所では発生農場への立入検査、検体の採取、農水省への写真の送付がなされます。その後、振興局を中心に消毒ポイント設置への検討、発生市町村において殺処分後の埋却地の選定が開始されます。農水省から県庁畜産課へ疑似患畜確定の報告があった際は、発生市町村では住民説明会の開催、埋却地の決定、及び家畜保健所が行う殺処分家畜評価の立ち会いを行います。同時に、振興局と連携して交通規制、消毒ポイントの車両消毒への人員配置を行います。また、県庁畜産課では建築協会等に重機オペレーターの派遣要請がなされ、重機の手配があった後、速やかに埋却地の掘削が開始され、家畜保健所の防疫員による発生農場の家畜の殺処分が開始されます。その後、埋却地準備が完了次第、埋却が開始され、完了後は家畜保健所による適切な防疫措置が行われることとなっております。

今回、宮崎県で発生した口蹄疫では殺処分した家畜の埋却作業のおくれが甚大な被害をもたらしていることから、本市では万が一発生した場合の埋却候補地を事前に把握するとともに、埋却作業を速やかに実施できるよう、畜産農家台帳整備への取り組みなどを行っているところでございます。さらに、県から最近示されました詳細なマニュアルが来ておりますので、本市としましてもそのマニュアルを参考にしながら本市独自の対応マニュアルを整備していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　対策本部会議の中でも十分な協議をされて、今後もし起きた場合の方

針等も協議をされているようであります。

ちょっと１点確認をしたいと思っているんですが、埋却地の話がちょっと出てきました。候補地を事前に把握をし、速やかに実施できるよう畜産農家台帳の整備の取り組みを行っていると、そのようなことであります。その埋却地の把握については農家に対してどのような調査を行われたのか、その辺をちょっとお尋ねをしたいと思いますし、埋却地をすべての畜産農家の方が持っている、場所を確保しているというのには限らないと思っているんですね。やっぱり埋却地がない農家の方もいらっしゃるんじゃないかなと。いろんな状況の中で、やっぱりどうしても自分のところでは埋却地は確保できないと、そういった方もいらっしゃるんじゃないかなと思っているんですけれども、そのような埋却候補地がないという場合の市の対応、これについてはどのようにお考えなのか。この２点をお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

まず、５月中旬に５頭以上を保有されている畜産農家の方々へ埋却地の緊急調査を行った後、６月上旬には本市の全畜産農家に埋却地のアンケート調査を行ったところでございます。その後、アンケート結果で埋却地がないと回答があった方々に対し、詳細な聞き取り調査を行い、その調査終了後に残りの全農家に対しても調査を行い、現在、畜産農家台帳を整備しているところでございます。

なお、議員がおっしゃいますように、これまでの調査の中で埋却地の選定が困難なところ、あるいは持っておられないところもありまして、それにつきましては耕作放棄地などで埋却可能な場所や、公有地、農業団体等が保有している土地、あるいは県有地、ＪＡなどが持っている土地、そういう団体等とも連携しながら埋却地を確保していくことが万が一の時の対応として非常に大切なことだと考えております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　埋却地がない、候補地がないところは公有地とか耕作放棄地とか県有地、ＪＡ等の団体と今後連携して取り組んでいきたいということであります。やはり、万が一発生したときにどこに埋却をするのかというのがやっぱり一番重要なことだと思っています。埋却を速やかに実施することによって、蔓延を防ぐことができるんじゃないかなと思いますので、私は農家の方が当然埋却候補地を持っている方については、当然そこをきちっと把握をして実施をすればいいと思いますけれども、埋却候補地がない農家にとっては一番その辺が不安な部分だと思っていますので、やっぱり市有地なりそういった耕作放棄地なり、いろんな関係団体と速やかに連携を取っていただきながら、速やかにこういう地域で発生した場合にはこういうふうな埋却場所を一応確保していますよというようなことを、早めに調査をして確保しておく必要があろうかと思っています。その辺についてはそのような取り組

みを早急に実施をしていただきたいということだけをお願いをしておきたいと思っていますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っています。

それからもう１点、対応マニュアルの話で、今から整備をしていきたいと、本市独自の対応マニュアルを整備していきたいということで答弁をいただいたところであります。基本的に行政機関同士で検討会、家畜保健所とかそういったところでマニュアルをつくって、どういうふうに迅速に対応するかというのをつくることは必要だと思っていますが、もう一つは農家の方に対してどういった対応をする、農家の方がいかにどういった対応をするのかと、そういったことをきちっと農家の人たちに理解をしてもらうことが一番必要なんじゃないかなと思っているところです。行政同士での対応マニュアルと農家に対する対応マニュアルについては、やはり農家の方が理解できるようなマニュアルを作成しないとなかなか理解できない部分があるんじゃないかなと思います。ましてや、やはり農家の方にそういったマニュアルを、こういったマニュアルで実施をしてくださいというようなことをどういった形で周知をしていくのか、そういったことも重要になってくるんじゃないかなと思っています。ですので、もう１点、農家に対する周知についてはどのようにお考えなのか。それから先ほど言いましたように、農家向けの対応マニュアルの作成についてはどのようにお考えなのか。この２点、また改めてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　畜産農家の方々への周知の問題につきましては、６月議会でも御質問いただきまして、わかりやすい言葉でわかりやすい文書をつくって配布していきたいというふうにそのときもお答えしておりますので、そのとおりにやっていきたいというふうに思っております。

それからマニュアルのことでございますが、今まで我々行政の立場からの対応マニュアルの中で、農家への、要するに指導とか助言という形でしか考えておりませんでしたが、やっぱり議員がおっしゃいますように、農家みずからが初動対応をいかに素早く行うかが最も重要でありまして、そのためにもまず畜産農家の方が口蹄疫の症状を熟知していただき、家畜の観察など日ごろから注意してもらい、万が一の場合に備えて即座に対応できるような畜産農家用マニュアルも必要だと思われます。そこで、今後農家における対応マニュアルを作成しまして、本市の畜産農家の方々へも周知してまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　ぜひ畜産農家向けの対応マニュアルを作成していただきたいと思いますし、家畜伝染病等の症状については、なかなか農家の方も理解できない部分もあると思っています。ですので、できたらそういった口蹄疫というのはどういう症状というようなそういった写真とか何かをつけて、その症状がわかるようなことを添付してマニュアルを配布することも必要なんじゃないかなと思いますので、そういったこともあわせて、含めて検討の

ほうをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

あともう１点。今度は消毒について、またお尋ねをしていきたいと思っています。やはり農家の消毒の徹底が一番必要不可欠だというふうに思っているところであります。先ほど言いましたように、施政方針においても、今後の発生を未然に防ぐためにも畜産農家の皆様には引き続き畜舎の消毒の徹底をお願いしてまいりたいというふうに市長も述べていらっしゃいます。やはり畜舎の消毒の徹底をすることによって、そういった病原菌等をなくすというふうな形での体制が取れると思っていますが、実際、ただ消毒の徹底をやるにしろ、やはり機械がなからんと迅速にはできないというふうな状況があると思っています。また、農家の方の高齢化ということで、なかなか機械をからって消毒するのも無理な状況があると、そういった状況ももっているんですが、６月議会でもちょっと煙霧機の件について質問しているんですけれども、そのときは１台で足りたのかどうか、またふやす必要があるのかどうかということで６月議会でもお尋ねをしたところであります。６月議会においては、現時点においては１台で十分対応できているというようなことで、もし１台対応できなくなった場合は追加導入等も検討していきたいというようなことで答弁をされているところなんですね。

ですので、これだけ消毒の徹底をしながら、またようやく終息宣言も迎えることができたところでありますが、やはり引き続き消毒の徹底をしていくためには、やはり煙霧機の導入は私は必要なんじゃないかなというふうに思っているところであります。煙霧機は今のところ１台で足りているのかどうかを、まず改めてお尋ねをしたいと思います。基本的に私は、市で、みんなで利用できるようにして管理をしていく。また、あと数台は畜産会とか酪農部会とかそれぞれの団体等で管理をしていただきながら定期的な消毒の実施を指導していくと、そういったことも必要になってくるんじゃないかなというふうに思っているところであります。そのような対応について、どのようにお考えなのか。また改めて２点お尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

畜舎消毒用の煙霧機におきましては、これまで延べ100名近くの畜産農家の方々が利用していただいております。今回の口蹄疫終息後、煙霧機を利用される方がふえてまいりまして、現状としましては１台では不足する状況となってまいっております。

そこで、追加導入の必要性を今考えているところでございます。追加導入に当たりましては、機械の管理方法や消毒剤の経費負担など課題がありますが、今後各種の畜産部会や人吉畜産会と協議を行いながら、導入につきまして前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　追加導入の必要性については認識をしていらっしゃるようであります

が、機械の管理方法とか、例えば消毒剤の経費負担などの検討も必要だというふうにお答えされています。また、それぞれの畜産会とかそのような団体等とも協議を行いながらということでありますが、例えば管理の方法とかについては、それはそれぞれの関係団体と協議をしていく必要があろうかと思っています。ですので、そういった管理のあり方等についてはそういった形で協議をしていただきながらも、煙霧機の導入については１台では足りないという認識があるのであれば、やはり数台はすぐにでも導入することが必要なんじゃないでしょうか。まずは導入をする、そして後の管理についてはその後に引き続きその関係団体と協議をしていく、その中で使用方法等をきちっと踏まえてさせると、そういったことも必要なんじゃないかなと思っています。ですので、そういったところは協議をしながら導入を検討するんじゃなくて、導入は導入を図りながら、その後にそういった検討をして十分な管理ができて使用できるような方法が私はいいんじゃないかなと思いますので、そういったところを改めて検討していただきたいと思いますので、これについてよろしくお願いしておきたいと思っています。

かなりいろいろと聞いてきましたが、あと最後に、やはり人吉球磨の畜産の振興を考えた場合には、やはり人吉球磨が一体となって取り組む必要があると思っています。人吉球磨が一体となって取り組むことによって、人吉球磨の畜産のブランド化と、こういったものが確立されてくるんじゃないかなと思いますので、その辺の畜産のブランド化の確立、これについてはどのようにお考えなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

人吉球磨産の牛肉のブランド化を図っていくには、御承知のとおり繁殖元牛の系統改良、それから肥育技術のより一層のレベルアップによる肉質の向上が大切であるというふうに存じております。これら地元産牛肉のブランド化の実現のためには、人吉球磨の畜産農家を初め、ＪＡ、畜産関係団体及び行政がまさに一体となって情熱を傾けて取り組むことが最重要であるというふうに考えているところでございます。そのほか、人吉球磨一体となった地元産牛肉の消費宣伝や、高級牛肉を取り扱う都市部の有名ホテルやグルメ店等での販売確保など、ブランド化につながる販売体制の確立が必要ではございますが、まずはおっしゃるとおり、人吉球磨さまざまな関係機関が一体となって本気でブランド牛をつくるという、その決意からスタートするのではなかろうかというふうに思っております。

また、私が考えます一つのブランド熱を上げていくためには、国による中国本土への輸出がもし解禁となりましたなら、さらにこのブランド化への拍車がかかるものというふうに思っているところでございます。さらに、ただいま他の国々への輸出も現在、是非軌道に乗せたいと努力をいたしているところでございまして、国外輸出に耐えうる飼育方法や品質管理等にも今後力が入っていくものというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　確かに畜産のブランド化を確立するためには、市長が今答弁されたように、私もやはり繁殖元牛の系統改良をどういうふうにしていくのか、これがやっぱり一番重要になってくると思っています。ぜひ畜産農家、それからＪＡとかいろんな関係団体と行政が一体となって取り組むことによって、そういった方向性が出てくると思っています。ぜひそういった熱意を持って畜産の振興を今後も図っていただくようにお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今回ちょっと通告しておりませんでしたので、執行部の答弁を今回は求めませんけれども、ちょっと一つ気になった点があります。実は、毎月発行されています「みのり」の６月号を見ていたところ、これに人吉農業活性化対策事業補助金についてということで農家の方にお知らせがしてありました。６月議会の時にはまだ見てなかったものですから、後で６月議会終わってからちょっと気になって、あっと思ったんですけれども。実は、これに農業対策活性化対策事業補助金の申込要綱等が記載されているんですけれども、この中でちょっと気になったのが、「昨年度と事業内容、助成額等が変更となっていますので御注意ください。本年度、交付対象者は米の生産目標数量達成者という要件はありますので御注意ください。」ということでアンダーラインを引っ張って掲載をしてあります。昨年度の事業内容、助成額と今年度の事業内容、助成額が変更になっているわけなんです。そこで、こういった農業活性化対策事業補助金、おそらく900万円予算化してあると思いますが、それについて事業内容等が変更になっているのに、議会に対して、あるいは経済建設委員会もしくは全員協議会の中でそういった変更になった事項が説明されるのかどうか、ちょっと気になったところであります。

先ほどちょっと数名の議員にお尋ねしても、いや、そんな説明は受けたことがないというようなことで、経済建設委員会の予算の審査の中でも説明は受けたことがないというようなことで話を聞いたところであります。やはり基本的には900万円の予算を審査するその事業の中身が変更になっているのに、どうやって予算を審査できるのかなというように疑問に思ったところであります。やはり予算が伴うものは議会できちっと審査するためには、その説明をきちっとされる必要があるんじゃないかなというふうに思っているところであります。それで今、若干気になったのは、農産物ブランド化推進事業が一番頭にきていると、ほかの事業が、今まであった事業がその次にずっときているというような状況であります。そこでもう１点気になったのは、苗木の助成で５年間は助成しますというようなことで記載しているわけなんですね。単年度単年度の活性化補助金の中で、５年間は新規取り組みよりおおむね５年間の助成はできますよとここに書いてあるわけなんです。何で５年間助成できるのかなと疑問にも思ったところであります。

そういったところについては、実際説明してあるのかどうかわかりませんけれども、やは

り要項を施行して交付するわけですから、その要項に変更のあった場合については、予算が伴うもの等については、やっぱりきちっと議会には説明を事前にする必要があるんじゃないかなというふうに思うところであります。この施行期限は22年４月１日に公布をしてあるというようなところですから、３月議会でもおそらく案としてはできていたはずですから、３月議会の経済建設委員会の予算審査の中でも当然説明があってよかったんじゃないかなと私は思うところであります。その辺を説明してあるかどうかははっきりわかりませんので、これは執行部に答弁は求めませんが、その辺についてはきちっと議長のほうで調査をしていただきながら、やはり説明すべきところは説明をする、審査すべきところは審査をするというような形で今後お願いをしたいと思いますので、そういった形で議長のほうにお取り計らいをお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（大王英二君）　ただいまの件につきましては、議会運営委員会を開催をし、規則・要項についての取り扱い等々を協議をしたいと思いますので、今議会中にこの課題で議会運営委員会を開きますので、よろしくお願い申し上げます。

○５番（笹山欣悟君）　次に、給食センターの給食調理業務の委託の検証と今後の方針についてということであります。平成23年３月で現在委託されている給食調理業務が５年間、実質的には４年間ということになりますけれども期限が終了するということになっています。給食調理業務の民間委託の問題につきましては、平成18年６月議会から平成19年３月議会まで、私は１年間、毎議会のたびにそれぞれの角度、立場から質問を行ってきたところであります。また、私以外にも多くの議員の皆さんが一般質問をされて取り組みをされてきました。最終的に私は、給食調理業務の委託については反対の立場をとった一人でもあります。

また、平成20年６月議会におきましては、給食調理業務の民間委託における検証についてということで質問も行っております。今回、改めて質問しておきたいと思っているところなんですが、４年間の給食調理業務の民間委託についてどのように総括をし、検証をされておられるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

現在、学校給食調理業務につきましては検討委員会を設けまして調理業務の委託状況や、前回の業者委託の選定方法等につきましての検証を進めているところでございます。調理業務につきましては、安全、衛生管理の状況、食材発注業務、残菜の量、児童・生徒保護者に対するアンケート等のほか、委託業務が契約書ないしは仕様書どおりに業務を遂行しているかどうかの履行状況等についても検証を行っております。

業者選定につきましては、前回用いましたプロポーザル方式とはどのような方式だったのか、プロポーザル方式以外にはどのような選定方法があるのか、またこれらの選定方法のメリット、デメリットはどのようなものがあるかについての検証を行っているところでございます。検証結果がまとまりましたら今後の方針等を含めた報告書を作成し、議会にも報告す

る予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　現在、検討委員会において検証中ということで、検証結果がまとまってから今後の方針等を含めて報告書を作成をし、議会にも報告をしたいというふうなことであります。そういったことであれば、なかなか具体的な検証がどうであったのかというのはちょっと聞くことができないのかなと思っていますけれども、先ほど検討委員会を設けてこういったことをやっているということでありますけれども、検討委員会のメンバーについてはどうなっているのか、また検討委員会の活動についてもどのように活動していらっしゃるのか、その辺についてお尋ねをしておきたいと思います。

また、あわせて、これもまだ検証中などでどうかなと思いますけれども、平成23年４月からの給食調理業務についての新しい委託のあり方、これについてはどのように考えておられるのか。また、23年４月までの委託、委託を前提としますが、そういった実施に向けてのタイムスケジュールについてはどうなっているのか。この辺具体的にお尋ねをしたいと思いますのでお願いしたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

まず、調理業務検討委員会についてでございますけれども、これにつきましてはこの設置の目的からまず御説明申し上げますと、現在の調理業務の委託状況や前回の業者委託の選定方法につきまして検証を行っているところでございます。先ほど申し上げたとおりでございます。来年４月以降の調理業務委託の基本方針を検討して報告をするための組織でございまして、教育部内に設置をしております。調理業務委託検討委員会は５月21日に発足いたしまして、これまで計５回開催いたしております。検討委員会の構成メンバーは教育部５名のほか、関係部署から参考となる意見をとり入れるため総務課、財政課、企画課、契約管財課、商工振興課からそれぞれ１名ずつ依頼し、合計10名の係長以上の職員で構成しているところでございます。

来年４月以降の新しい委託についてでございますが、来年度からの学校給食調理業務の委託については、先ほど申し上げましたように現在検討委員会で検討中でございまして、その結果をもとにして報告を作成し、承認をされましたらできるだけ早く議会にも報告をしてまいりたいと考えております。今後のスケジュールでございますが、前回同様のプロポーザル方式か、一般競争入札等による選定方法かによりましてスケジュールが変わってまいりますが、どの方法にいたしましても12月議会に債務負担行為による予算計上をいたしまして、来年２月ごろまでには調理業務委託業者を決定したいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　あと１点、大事な点をお尋ねしておきたいと思います。食材についてであります。食材の発注についても、先ほどの答弁の中でまだこれについても検証中だということですので、なかなか明確な答弁はいただけないのかなというふうに思っているところであります。ただ、私は食材発注業務については一貫して自治体の行政の責任として安心・安全な食材を提供すると、また食育の推進の立場からも直接発注すべきであるということで、ずっと一貫して述べてきたところであります。

その食材の発注についてはどのように考えていらっしゃるのか、これについてもお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

食材発注につきましても現在検討委員会で検証中でございますが、食材発注を含めた調理業務を民間委託することで議員の皆様を初め、保護者、市民の方々から多くの御意見・御要望をちょうだいいたしました。市といたしましては、民間委託により食材発注の幅が広がることや、民間のノウハウを生かした、より安価で安全な食材の納入を期待したところでございますけれども、同時に利潤追求などによる安全性の問題など多くの疑問の声も寄せられました。食材発注につきましては委託当初は一定の効果がございましたけれども、現在は食材や納入業者等については現状維持が続いている状況でございます。

食材発注を委託することで事務量は軽減した部分もありましたが、受領、検収、検品などのチェック体制等を従前どおりといたしましたので、事務量にさほど大きな差はなかったと判断をしているところでございますが、こうした食材発注につきましても検証結果の報告をまって、今後どのような方法がよいのかを検討してまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　食材発注についても検証中ということで、結果の報告を待ってから検討していきたいということであります。なかなか今回の給食調理業務の委託関係については、納得のいく答弁をいただけなかったのかなと思っているところですけれども、先ほど答弁がありましたように、５月に検討委員会を立ち上げて今こういった形で検討してきたというようなことでありますが、私はこれが若干遅すぎたんじゃないかなとちょっと気になるところであります。もう既に12月、次の議会には債務負担行為を計上するということであれば、９月議会前までにはそれなりの検討委員会で検証をやって、一定の報告がなされてしかるべきかなというふうに思うところであります。そうすることによって、例えば９月議会でいろんな給食調理のあり方とかいろんな問題について一般質問等やりながら、執行部の考えをきちっと問いただすことができる、そういうふうになるのかなと私は思っていたところなんで

す。

非常にもう少し早めにこういった結果報告を出していただきたかったと私は思っているところであります。速やかにできるだけ早い時期に検証をされて、このような結果を報告をいただきたいと思いますので、なかなかこれ以上踏み込んだ質問はできないのかなというふうに思っているところでありますが、ただ、検証結果の報告がまだということでありますけども、検証結果は別として、私は食材の発注について市長がどのようにお考えなのか、この点についてだけ、あと１点だけお尋ねをしておきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

御期待に沿えるかどうかわかりませんが、ただいま教育長が答弁したとおりでございます。ただ１点、やはり子供や教職員の口に入る、直接入る大切な食べ物でありますので、安全・安心ということが当然のことながら第一義に掲げられるべきであるというふうに考えているところでございます。それをもって、初めて保護者であるとか市民の皆様方の理解を得ることができるものというふうに考えておりますので、その方向で今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　ぜひ私の期待に沿うような結果報告が出るのを待っておきたいと思いますけれども、いずれにしろ速やかに報告をまとめられて、結果を報告いただきますようにお願い申し上げておきたいと思います。

次に、市民の声からということで質問していきたいと思います。スポーツパレスの対応についてということであります。このところ数人の方から同じような話を聞きましたので通告をした次第なんでありますが、スポーツパレスは体育協会に管理運営業務を指定管理されているというようなことでありますが、そこの職員の対応があまりよくないというような声が非常に聞こえてきたところであります。電話による応対で高圧的に、高圧的と受け取られるような形の話し方で対応される場合があるということで、電話を受け取っていやなふうになったり、電話をしたくなくなったというような気分になったというようなことで話を聞いたところであります。

また、カルチャーパレスを借りて、例えばカルチャーパレスの駐車場だけでは駐車台数が足りないということで、スポーツパレスのほうに駐車場を借りに行ったときに、スポーツパレスの行事等が入っているので許可はできないというように断られたりとか、いろいろと話をしながらしぶしぶ許可をしてもらったと。ところが駐車する場所を、グラウンドゴルフを練習しているそこの場所、もしくはその隣の調整池に停めてくれというような指示があったというようなことで、ただ、調整池に駐車しようとしたらその調整池は草ぼうぼうで停めれ

る状態ではなかったと。何でこがんとこに停めなんとやろかと思ったとか、そういった話をちょっと聞いたところなんです。教育委員会としてその辺の実態をまず把握しておられるのかどうか。この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

スポーツパレスでは毎月利用者へのアンケートを実施しております。その中で、職員の対応についての項目もございまして、集計結果を見ますと、「おおむねよい」というふうなことでございますが、中には「対応が悪い」といった御意見もございまして、このような場合には利用者への接遇につきまして注意を促しているところでございます。

今回、駐車場の利用や電話の対応等で利用者の方が不快な思いをされたということに対しましては、大変申しわけなくお詫びを申し上げたいと存じます。今後、さらに職員研修等も含め、指導の徹底を図り、このようなことがないよう市民の皆さんが安心して楽しく利用できる施設づくりに努めてまいりたいと存じます。

駐車場の対応についてでございますけれども、通常の利用につきましてはカルチャーパレス前及び管理棟の東側駐車場をカルチャーパレス駐車場、それからスポーツパレスの西側駐車場をスポーツパレスの駐車場といった形で利用いただいているところでございまして、それぞれで管理をしております。しかし大きな大会やイベント等を開催する際、カルチャーパレス側の駐車場だけでは不足する場合は、スポーツパレス側の駐車場を可能な範囲で利用していただいているところでございます。また、両施設で同時に大会等がある場合につきましては、それぞれ調整をすることになりますけれども、その際グラウンドゴルフ場や調整池に駐車いただくこともございます。また、スポーツパレスでかなり大きな大会が開催された際、まれにではございますけれども、議員がおっしゃいましたようなカルチャーパレス利用者の方の御希望に沿えないということがございます。カルチャーパレスに利用申請に来られた方がスポーツパレス側の駐車場を利用される場合に、スポーツ関係等の大会等が入っている場合がございますので、申請者の方に何台分の駐車が必要なのか、誘導員の確保などについて申請書に記入の上、スポーツパレスに相談に行っていただくというようなお願いをいたしているところでもございます。今後はこのような事務手続等も利用者の御負担にならないような方法を、検討してまいらなくてはいけないのではないかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　実際、カルチャーパレスで借用される場合に、そういった申請書に記入してスポーツパレスに行くというような状況があるようでございますけれども、同じ施設の中で、何でそういったスポーツパレスに対して申請書をあえて提出しなければならないのなかと、私はちょっと疑問に思っているところなんですよね。そこでちょっとお尋ねしてお

きたいと思いますけれども、スポーツパレスの駐車場というのが、スポーツパレスの駐車場の管理運営はどうなっているのかということでちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

というのは、スポーツパレスは体育協会に指定管理してありますので、体育施設の指定管理の管理運営業務に該当しているのかどうか。この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

駐車場の件でございますけれども、基本的にはスポーツパレスを利用される方の駐車場として、施設周辺の照明施設等とともにスポーツパレスに付帯する施設と考えております。利用者の支障のないよう、また事故やトラブルを防止するため、駐車場の管理等につきましては施設の維持管理業務の一環というふうにとらえているところでございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　周辺の施設の管理というふうな形、一体としてとらえているとの答弁でありますが、指定管理者の協定書を見たときに駐車場という部分が入っていないんですよね、施設の管理運営の施設の項目に対して。それについては細目なんかでそういった駐車場等についても、そういった管理運営をさせるという形できちっと明記をしてあるんでしょうか。その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

私も見てみましたけれども、協定書の中に明記はございません。ただ、指定管理料の中の積算に、駐車場の照明の電気料とか保険料、あるいは調整池や駐車場を含むスポーツパレス周辺の草刈り業務というふうなものも積算の中に入っておりますので、施設の維持管理の業務には私は入っているというふうなことで理解しているところでございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　明確には規定をしていないんじゃないかなというふうに思っているところであります。ただ、駐車場を管理業務の中の一環としてさせるんであれば、きちっとしたどういった形で明記をするのかということも必要になるのかなと思っていますけれども、やはり私も専用駐車場ではない、やはりカルチャーパレス、スポーツパレス両方の公共の駐車場じゃないかなというふうに考えているところなんですよね。そういったところを十分に踏まえていただきながら、今後両方の施設の利用者にとって迷惑にならないような形で、先ほど部長答弁されましたけれども取り組みをお願いをしたいと思っています。やはり、指定管理で運営する前のサービスと、指定管理をした後のサービスが低下するようなことがあってはいけないと思っています。やはり、基本的にはこのような声が聞こえたということは、市民サービスが低下しているからこういった声が聞こえてきたんじゃないかなというふうに

思っているところなんです。その辺について、そういった市民サービスの向上は、基本的には市民サービスが向上する方向で取り組みをしていかなければいけないと思いますので、その辺についての考えをお尋ねしておきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

そのような御意見があったというふうなことはやはり真摯にお聞きすべきであるというふうに考えているところでございます。指定管理者として公共施設の特性を理解し、施設の利用等について平等・公平の認識の徹底、及び競技スポーツだけでなく市民の健康づくりとしての生涯スポーツの場を確保し、だれもが気軽にスポーツに親しめるような環境整備が求められておりまして、市民の皆さんが安心して気持ちよくスポーツを楽しんでいただくためのスタッフ体制の充実を図ることが大事であると考えております。

職員が利用者の皆さんに親しみを持って接し、信頼を持っていただけるよう、先ほども申し上げましたけれども、職員研修等を含めまして指導の徹底をお願いし、市民サービスの向上に努めてまいりたいというふうに存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　ぜひ市民サービスの低下につながらないように、きちっとした御指導等もお願いしたいと思いますけれども、やはりきちっと担当として協議等もしていただきながら、十分な取り組みをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に市民プールについてであります。市民プールにつきましては１点目に、市民プールの過去３年間ほどの利用実績をお尋ねしておきたいと思います。また、それからことしは非常に猛暑が続いております。日中は非常に陽射しが強くて熱中症もかなり心配をされるところであります。それから夜間のプールに行ってみますと、照明に多くの虫が集まってなかなか大変な状況があると思っています。そういった状況の中でプールに行きたくても行きたくないというような声も聞いているところであります。屋内プールなんかの施設を見てみますと、水中歩行など健康増進のために利用されている方もよくいらっしゃいます。また、市民プールも建設からかなりたっているんじゃないかなと思っているところでありますけれども、やはりそういった市民の健康増進とかいろんな面を考えたときに、やはり今からの市民プールについてはよりよい環境の中で、例えば１年間を通して利用できるようなそういった施設に切りかえていくことも必要なんじゃないかなと思っているところであります。そういった意味も含めますと、やはり屋内プールをつくった方がいいんじゃないかなということで、屋内プールなんかできたらいいよねというふうな話も聞いたところでありますけれども、そのような計画についてどのようにお考えなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

市民プールの過去３年間の利用状況でございますが、平成20年度の利用者数が幼児・小学

生6,799人、中学生603人、高校生以上2,810人の計１万212人。平成21年度が幼児・小学生6,154人、中学生647人、高校以上2,474人の計9,275人。平成22年度、幼児・小学生5,477人、中学生2,110人、高校生以上2,356人の計9,943人でございました。

プールの利用につきましては、その年の天候により影響を受けるようでございまして、本年は昨年に比べ悪天候などによる閉場、プールを休みにすることでございますけれども、が一度もなかったこともあって昨年より全体の利用者数は増加をしておりますけれども、８月に入り昼間の個人の利用者が昨年また例年に比べて減っておりまして、中でも幼児・小学生の利用者が減っている状況がございます。また、例年１日の利用者が400人を超える日がありますが、ことしは７月８月とも300人を超える日もなかったというふうな状況でございますので、議員がおっしゃいますように暑すぎるというふうなことがございますと逆に利用者が減るというふうなことも言えるかと存じます。

市民プールにつきましては、昭和45年６月に開設以来40年を経過しておりまして、この間さまざまな補修等を行いながら使用してきたところでございます。現在の状況はプールサイドのシートの劣化が目立ってきましたので、利用者の安全のため年次的に補修を行ってきておりまして、今後はろ過器やコンプレッサー等の修繕なども必要になってくると考えております。市民の健康増進面など、よりよい環境で年間を通して利用できる屋内プールに改修できないかというふうなことでございますが、現在具体的な試算はしておりませんけれども他の屋内プール等の施設を見ますと、施設の改修や年間の維持管理費には多額の財源を要するようでございます。現在の財政状況の中では大変厳しいというふうに考えているところでございます。しかしながら、議員おっしゃいますように、プールは高齢者を初め多くの方々の体力づくりや健康増進のためにも必要な施設でございまして、今後できる限り利用者の皆さんの御意見をお聞きしながら利便性、安全性の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　大変厳しい財政状況ですので、非常に難しいところであります。ただ、施設としては必要な施設であるというふうに認識はしてらっしゃると思っています。

そこで、そういった完全な屋内プールといった形じゃなくても、例えば利用者の利便性を考えたときに、例えば25メータープールとか幼児プール、そういった部分だけを簡易的に陽射しを防ぐような形での簡易的なものをつくるとか、そういったことをすればかなり利用者もふえるんじゃないかな思うわけです。基本的にはきちっとした建物をつくることが必要かもしれませんが、財政的に難しいのであればそういう簡易的に陽射しを遮るような工夫、そういったこともすればどうなのかなと思いますけれども、そのようなことについてはどうお考えでしょうか。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

現在、市民プール西側に屋根付きの休憩所と50メートルプールと円形プールの間に陽射しよけの２基のシェルターが設置されていますが、先ほども申し上げましたように、特にことしのような猛暑の中では熱中症なども心配される状況等もございまして、ことしの８月の幼児・小学生の入場者が例年に比べ減少したのではないかというふうに考えるところでございます。現在のプールの現状や最近の気象状況などを考えたときに、議員から御提案ありますような何か簡易な方法での対策が必要かというふうなことは認識しているところでございます。今後も利用者の御意見等をお聞きしながら研究・検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）　大変難しい状況もあろうかと思いますけれども、やはり市民プールが40年以上もたっているということであれば、おそらくいずれ近い時期に改修等の計画も出てくるような方向になるのではないかなと、そういうことも思うところであります。ぜひ、今後やはり市民プールの今後の運営の活用のあり方とか、どうしたら市民の方々が、例えば通年をとおして利用できるとか、健康増進を考えたときにどういうふうに利用のあり方があるとか、そういった部分も十分にいろんな意見を聞きながら踏まえて、できたら計画的にでも次の、例えばプールの新しい新設棟を計画される場合においてはそういったことも十分に踏まえながら、計画的な取り組みをお願いできればと思いますので、そういったことを要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後６時27分　休憩

午後６時46分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中哲議員。

○12番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、こんばんは。きょうのしんがりを務めます12番議員の田中哲でございます。４人の論客の皆さんの後で、しかもまた時間もたっておりますのでなるべく早く終わろうと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほど山下議員の田中市長への来春の市長選への再出馬の質問に、田中市長は後援会と相談したいとの答弁でありましたが、私は田中市長の壇上での表情はまさに意欲満々と受け取りました。そこで、あすの新聞報道はこのことがトップで、私たちの一般質問は刺身のツマほどかなと心配しておるところでございます。今回は２点ほど通告をしていまして、都市計画税、そして住宅の耐震改修についてでございます。それぞれ一般質問の通告書に従いまして、その要旨に沿って質問してまいりたいと思います。

１点目の都市計画税についての質問でございます。１回目でございますが、荒巻市民部長にお尋ねいたします。人吉市の平成21年度の都市計画税の最終予算が２億1,625万4,000円で、平成22年度の当初予算で２億1,092万5,000円と市税の大事な収入源になっているわけでございますが、目的税として賦課徴収されますこの都市計画税について、直近５年間の税収の推移と増減の理由、それに市税に占める割合、また都市計画税での最高税率と人吉の税率はいくらでしょうか。また、その税率は県下でどうなっているのか。それに、課税対象はどうなっているのでしょうか。お尋ねします。

また、坂崎総務部長に、都市計画税の使途について、街路、公園、下水道といった目的別金額についてお尋ねいたします。

１回目、終了します。

○市長部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

初めに、都市計画税の直近の５年間の税収でございますが、滞納繰越分を含めまして収納済額は、平成17年度が２億4,107万3,676円、平成18年度２億2,827万4,139円、平成19年度２億2,683万8,781円、平成20年度２億2,698万7,501円、平成21年度２億1,767万6,384円となっておりまして、平成９年度の評価がえから景気低迷等による土地の評価の下落が続き、固定資産税とともに都市計画税も収入の減少が続いている状況であります。

次に、市税全体に占める都市計画税の割合でございますが、平成17年度から平成21年度までの５年間の平均としまして5.4％でございます。

次に、都市計画税の税率でございますが、地方税法第702条の４の規定により100分の0.3を超えることができないとなっておりまして、本市の税率は100分の0.2で賦課徴収しております。また、県下の都市計画税の税率でございますが、本市と同じ100分の0.2は熊本市、玉名市の２市、100分の0.3が山鹿市、天草市の２市、都市計画税を賦課徴収していない市が八代市を含めまして９市となっております。

また、課税対象につきましては地方税法702条第１項により、都市計画区域として指定されたもののうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋となっておりますが、市街化区域分が定めていない場合は都市計画区域の全部、または一部の区域で条例で定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対し、都市計画税を課することができることとなっております。本市の場合は市街化区域分が定められておりませんので、都市計画区域の全部を対象としております。

以上、お答えいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、都市計画税の使途につきまして御答弁をさせていただきたいと存じます。都市計画税は地方税法第702条におきまして、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する経費に充てるためと規定されて

いるところでございます。平成17年度から21年度の都市計画税につきまして事業目的ごとに充当金額を申し上げます。なお、都市計画税は議員が申し上げられましたように目的税でございますが、予算編成や決算におきましては一般財源として取り扱っておりまして、これから申し上げますのは事前に都市計画税を充当した金額ではなく、都市計画事業費決算額に応じて振り分けた金額でございます。

平成17年度でございますが、都市計画税の総額が２億4,107万3,000円でございまして、うち街路事業に4,646万6,000円、公園事業に268万5,000円、下水道事業に1,622万8,000円、その他の事業に42万6,000円、地方債償還に１億7,526万8,000円でございます。

平成18年度は総額２億2,827万4,000円でございまして、うち街路事業に5,478万円、公園事業に１万2,000円、下水道事業に1,067万3,000円、土地区画整理事業に47万8,000円、地方債償還に１億6,233万1,000円となっております。

平成19年度は総額２億2,683万9,000円のうち、街路事業に１億42万5,000円、公園事業に17万5,000円、下水道事業に546万3,000円、土地区画整理事業に28万2,000円、地方債償還に１億2,049万4,000円となっております。

平成20年度は総額２億2,698万7,000円のうち、街路事業に4,855万1,000円、公園事業に181万7,000円、下水道事業に710万9,000円、土地区画整理事業に539万4,000円、地方債償還に１億6,411万6,000円となっております。

平成21年度は総額２億1,767万6,000円のうち、街路事業に1,806万9,000円、公園事業に795万1,000円、下水道事業に871万8,000円、土地区画整理事業に2,787万5,000円、地方債償還に１億5,506万3,000円となっております。

なお、土地区画整理事業という言葉が出てきておりますけれども、これは区分の種類でございまして、内容的には例えば21年度で申し上げますと人吉駅前整備事業、街なみ環境整備事業、道路後退部舗装工事など、17年度でいえばその他の事業に該当していたものをここに集めているというようなことでございます。

以上、お答えを申し上げます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）　２回目でございますが、ただいま答弁いただきまして市税であります都市計画税が年々減少してきていると。この都市計画税は固定資産税に連動しているというので、その評価額とともに減少しているということでございます。原因は昨今の景気低迷を初め人口減少といろいろと原因があるのでしょう。その使途については、街路、公園、下水道等の都市計画事業、または土地区画整理事業、それに地方債の償還に充てるとの答弁であったところでございます。

その中で、下水道または過去の下水道関係の地方債の償還金についてのこの都市計画税の目的税としての使途について、一部納税者に不公平感を言われる人がございます。それらの

住民の方には、都市計画区域に設定されれば税金はかかるばってん、よか道路ができ、将来は下水道も来るげなと言われていたのも事実でございます。

そこで視点を変えまして、山上建設部長にお尋ねします。都市計画法に基づく直近の設定はいつごろだったのか。また都市計画法ではその設定の手順はどうなっているのか。また、設定当時の市民への広報・伝達はどういう手順で行われたのか、お尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

現在の都市計画区域は昭和44年５月26日に、人吉市行政区域全域から区域を変更して決定いたしております。当時から現在まで、都市計画法の改正が幾度となく行われておりますので、当時の手続の詳細につきましてはわかりかねますが、基本的な手続につきましては現在と大きく変わりはないと考えますので、現法における都市計画決定手続の流れについて御説明させていただきます。

都市計画決定手続は都市計画法第16条から第20条に定められておりまして、法第16条に基づく公聴会の開催等による住民意見の反映。法17条に基づく都市計画の案の告示、縦覧、縦覧期間中意見の提出。法第19条に基づく熊本県都市計画審議会への付議、国土交通大臣の同意による都市計画の決定。法第20条に基づく公告、縦覧、そしてその後、制定、施行という手続となります。

現在残っております資料から判断しますと、当時も熊本都市計画地方審議会に付議され決定されております。また、当時の市民への広報・伝達につきましては、詳細な記録が残っておりませんので、どのように広報されたかは不明でございますが、法に基づき公告、縦覧等の手続はなされているものと考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）　ただいま答弁いただいた中で、法律に沿った大変複雑な手続を経て、都市計画区域が設定されていることが理解できるわけでございます。

３回目でございますが、都市計画税の使途について、先ほど坂崎総務部長から答弁がありましたが、その中で目的税の一つとして下水道事業の使途もしくは下水道関連の償還金という税金の使途が、都市計画税を納税しながら下水道の整備ができていない地域住民から、なぜ下水道は整備されないのか、下水道を整備するために都市計画税を徴収する約束だったといった市民の意見もございます。

そこで、多武水道局長にお尋ねします。去年の６月議会の答弁で、現在整備中の公共下水道第６期事業認可を平成26年度まで延伸して認可をいただいたが、その後はどういう方向でいくのか明確な結論に至っていないという答弁でございました。答弁内容から、今後の公共下水道整備には否定的なニュアンスであったわけでございます。また全体計画では平成37年までとなっており、全体計画の地区までは今後全体計画区域で認可を延伸されながら整備さ

れていくものと思いますが、都市計画区域内の下水道未計画地はどの地域でしょうか。お尋ねいたします。

○水道局長（多武芳美君）　こんばんは。御質問にお答えいたします。

都市計画区域内における公共下水道の未計画地区はという御質問でございます。校区別にお答えいたします。

まず、東校区でございますが北願成寺町、南願成寺町、鬼木町の一部地区が公共下水道の未計画地区となっております。次に西校区でございます。井ノ口町の全地区、合ノ原町、瓦屋町の一部地区が未計画地区でございます。次に東間校区でございます。七地町、蟹作町、赤池原町、赤池水無町、赤池水無町外園、蓑野町のそれぞれ全地区。そして西間上町、西間下町、東間上町、東間下町、浪床町のそれぞれ一部地区が未計画地区でございます。次に西瀬校区でございますが、下戸越町の全地区、矢黒町の一部地区が未計画地区となっております。次に中原校区でございます。中神町小柿、下原田町堀、瑳珮里、上原田町上原、牛塚のそれぞれ全地区、そして上林町、下原田町瓜生田、西門のそれぞれ一部地区が未計画地区でございます。最後でございますが、大畑校区、東漆田町の一部地区が都市計画区域に入っておりますが、公共下水道は未計画地区でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　ただいま答弁いただきまして、各校区ともまだ相当数の地区が下水道の未計画地区ということがわかったところでございますが、下水道の未計画地区ということとともに、やはりこの地区が都市計画税が目的税として目指す道路を初めとした都市整備基盤のおくれも目立つ地域に重なるようでございます。そのことも都市計画税の不満、もしくは都市計画そのものに不満もあるように思えるわけでございます。

次に、４回目でございますが、荒巻市民部長にお尋ねいたします。都市計画税は目的税、任意税目であり、都市計画税を課するか否か、あるいはその税率水準をどの程度にするかについては地域における市町村の自主的判断にゆだねられるものであるという都市計画税の条例条項からすると、こういう税の不公平感に対して税の加減によって徴収する、いわゆる不均一課税もすることができるのかどうか、お尋ねいたします。

○市長部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、都市計画税率は100分の0.3を超えることができないと規定されておりまして、都市計画税の課税客体となります区域、税率は市町村の条例で定めるものとなっております。議員御指摘のとおり、都市計画区域全部を一律課税するのではなく一部の区域については税率を低く設定することも制度上においては可能と考えられますが、区域の設定、税率の設定など新たに大きな問題を生じることになり、不均一課税は大変困難であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）　ただいまの荒巻市民部長の答弁では、税の制度上はいわゆる不均一課税も可能であるとの答弁であったろうと、このように思います。

続いて５回目でございますが、山上建設部長にお尋ねいたします。都市計画法に基づく都市計画区域が設定された場合、健全な市街化を形成するために、もしくは乱開発を防止するためにいろいろな規制がかかると思います。すぐお隣の都市計画区域外では住宅を建築する場合に簡単に許可が下りるのに、こちらの都市計画区域内ではいろいろな規制がかかるということを聞くわけでございます。

そこで、この都市計画法の趣旨と、それによってどういう規制が発生するのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

都市計画の趣旨でございますが、都市と申しますのは多くの人が働き、学び、遊び、そして生活をする場所でございますが、機能や人口が集中するに従い、さまざまな問題が生じてまいりますので、快適で効率的な都市を実現するためには計画的に整備等を図っていく必要がございます。都市計画とはこのような都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために定める計画のことでございまして、具体的には一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定し、その区域の目指すべき都市像を明示して、土地利用、土地施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めることでございます。

次に、どういった規制が発生するのかというようなことでございますが、都市計画区域内におきましては、都市計画法と建築基準法により区域外に比べて次のような規制が設けられております。区域内おいて一定規模以上の開発行為を行おうとする者は都道府県から開発許可を受けなければならないという開発規制や、建築物を建築しようとする者は特定行政長に申請して建築確認を受けなければならないという規制、そして一般的に建築基準法の集団規定と言われております建築物の用途に関する用途規制や斜線制限や、日陰規制などの建築物の高さ制限、容積率や建ぺい率などの建築物の大きさの制限、接道義務や２項道路の後退などの敷地と道路の関係に関する規定などでございます。

今、申し上げましたように都市計画区域内にはこのような規制がございますが、いずれの規制にいたしましても都市の健全な発展と秩序ある整備や、住民の生活環境の維持向上のために必要な規制であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　６回目でございますが、ただいま山上建設部長のほうから、都市計画法の趣旨やそれによって発生する規制等について答弁がございました。そこで、続いて山上

建設部長にお尋ねいたします。

これからの少子高齢化を見たときに、何十年も前に設定された都市計画法が現在の都市形態や市民ニーズにそぐわないといった現状があるのではないでしょうか。人吉のこの都市計画の現状からすると、もう少し細やかな都市計画の見直し、都市計画の設定が必要ではないかと思われますが、どうでしょうか。それに都市計画法では設定の変更する場合や見直しができるのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

都市計画は法第21条に変更に関する規定がございますとおり、社会経済状況の変化に対応して変更が行われることが予定されている制度でございまして、基礎調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえて変更の必要性が吟味されるべきものでございます。しかし、一方で都市計画施設の整備、市街地開発事業の実施、土地利用の規制誘導を行って、目指すべき都市像を実現するためには相当程度長期間を要しますことから、都市計画には一定の継続性、安定性も要請されております。したがいまして、都市計画の変更を検討するに当たりましては、その都市計画の性格を十分に踏まえる必要があり、例えば根幹的都市施設等継続性・安定性の要請が強いと考えられるものにつきましては、その変更はより慎重に行われるべきであると考えられております。

ただし、このような都市計画につきましても、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場所等におきましては、変更の理由を明確にした上で変更することも考えられるということになっております。

なお、都市計画区域に関しましては、先ほど申し上げましたように開発行為の制限による乱開発の抑制や建築基準法の集団規定に基づく制限等により、区域内を一体の都市として総合的に整備、開発、保全することができますので、区域内にお住まいの方々の生活環境の保全等におきまして極めて有効な制度であると考えられます。また、区域の変更につきましては、少子高齢化や人口減少等、社会情勢の著しい変化や都市を取り巻く状況を総合的に判断し、長期的な視野から取り組む必要がありますし、変更の決定は都道府県知事が行うこととなっておりますので、現実的にはかなり困難な問題であると考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）　ただいまの山上建設部長の答弁では、これもやはり法律上はいわゆる状況が大きく変わった場所等においては、変更の理由を明確にした上で都市計画の変更はできるとの答弁だったろうと思います。

次に、７回目でございますが、都市計画税がいわゆる目的税で、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるものとなっており、地域内・地域外の市民が等しく利用し、その恩恵を受ける道路、公園等の整備に充当する都市計画税はそれ相当わかりますが、

下水道の整備はその土地及び家屋、所有者の利用価値の向上、利便性もしくは価格の上昇を伴うような大変応益性の高い性格の税金であろうと思います。もちろん下水道整備区域には目的税より特定の使途に充てることが要求されます受益者負担金が発生しますが、下水道整備の計画さえない地域住民にとっては都市計画税の使途に対して税の目的性、公平性、平等性に疑問を感じておられる方もございます。

こういった市税に対する疑問または不満は、市政を根本から揺るがしかねません。また、道路、公園といった広く市民が利用し、利益を享受するような使途が特定されていないようなもの、本来なら道路、公園といったものは普通税、一般財源から充当するのが筋であろうと思います。先ほど荒巻市民部長の答弁にもありましたように、県下でも都市計画税を賦課徴収していない市が９市もあるということでございますが、私は都市計画税の徴収を否定するものではございません。財源不足を補うものとして都市計画税を徴収しているといった側面もあろうかと思えるからでございます。

また、この都市計画税は徴収されても下水道は整備されていないという地域があること、また不満があることに対して、先ほど都市計画の見直しからこのことに対応できないかとの趣旨のもとに、都市計画地域の縮小への見直し、これができないか尋ねたわけでございます。山上建設部長は、法律上は可能であるが健全な都市の発展から現在の都市計画の必要性、合理性を答弁されました。私の尋ねました見直しは都市計画区域の縮小でございますから、当然この都市計画法のもろもろの規制は緩和されますが乱開発の心配も出てきます。それに当然税の減収に直結することは申すまでもございません。そのことは市政の困難を来すおそれもございます。また、荒巻市民部長から都市計画税の答弁でも、税の制度上、下水道の整備地区と未整備地区の税率の加減、すなわち不均一課税も制度上はできるとの答弁でございましたが、これも及ぼす影響が大きく合理性がないとの答弁でございました。私もそこらあたりは合理的な判断を尊重したいと思っておりますが、しかし、この都市計画税に対する不公平感を持っておられる市民も多いのもまた事実でございます。こういう市民の皆さんに対し、都市計画の趣旨及び都市計画税の目的等を説明することが大変重要であろうと思うわけでございます。

先ほどの答弁では、最後の都市計画が設定されたのが昭和44年だということでございますから、もう既に41年も経過しております。その間、社会情勢、経済情勢も大変変化してきています。そういった中で、今までそういう説明の場も機会もなく、詳しい説明もなかったという、こういうことを長く放置しておいたら行政の不作為と指摘されても仕方のないことではないでしょうか。私は今さらそれをどうこういうつもりはございませんが、こういう税の不公平感の声が今より大きくなる前に対処することが大変重要だろうと思います。価値観も変化している中で、当初期待した下水道はこないとなれば、期待が大きかった分失望も大きく、都市計画税の徴収への不満も出てくるのも当然かなと思うわけでございます。また、税

の負担と受益の原則に反すると言われる方も当然おられるわけでございます。

そこで、そのように思っておられる地域住民の皆さんには、機会をとらえ、例えば広報でも行い、市政懇談会でも、そして出前トークでもあらゆる機会をとらえ十分な説明をお願いしたいと思います。そこで、住民の声を本当に聞いていただくことが大変重要だろうとこのように思っているところでございます。今まで長い間、そういった説明がなかったことにも税の不公平感を持たれる原因があろうと思います。また、この税の不公平感が下水道の未整備からが原因とするなら、やはり何らかの代替施設の説明も必要になってくるのではないでしょうか。そういう代替施設の考えも一切ないのかどうか、もう一度、多武水道局長にお尋ねいたします。

○水道局長（多武芳美君）　下水道にかわる代替施設の考えはないのかというお尋ねでございます。熊本県では現在、熊本県生活汚水処理施設整備構想の見直しに着手いたしております。

この構想というのは、市町村全域において公共下水道や浄化槽など汚水処理施設整備を適切に実施していくための構想でございまして、この構想の策定に当たりましては経費面だけではなく、地域の特性、住民の意向などを考慮し、トータル的に策定しなければならないと考えております。現段階では、この構想案は熊本県と協議調整中でございまして、原案ができ上がりましたなら、広報やホームページを通して市民の皆様の御意見をお聞きしたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）　ただいま、多武水道局長より熊本県の新しい構想を説明され、人吉市としても協議中ということで説明をいただいたわけでございますが、そういった構想が決まりましたなら、なるべく早く住民への周知を図っていただきたいと、このように思っています。

最後に、私は先ほど、都市計画設定から41年ほどたつ中で都市計画の趣旨及び都市計画税目的等の説明が十分でなかったと申したわけでございますが、そのことに対しまして田中市長はどう思っておられるのか。また、今後どういうふうに対処されていこうと思っておられるのか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

田中議員が御指摘のとおり、都市計画、都市計画税、下水道、公共下水道につきましては、どれをとりましても市民の皆様方にとりまして生活に直結する重要な課題であると認識をいたしております。今後は反省を含めまして、できるだけ機会をとらえ市民の皆様に御説明をしてまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）　現在、市民もこの税に対して大変シビアになっております。私からも、こういう声が大きくならないようあらゆる機会をとらえて説明と、そしてまた住民の皆さん方の声を聞いていただきますように要望しまして、この質問を終了します。

２点目の、住宅の耐震改修についての質問でございます。来年度から一般住宅の戸建て住宅やマンションの耐震改修を促すために、国土交通省が国費で助成するとの報道がありましたが、その内容はどういったものか、最初お尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

住宅の耐震改修に対する補助制度についてでございますが、これは国土交通省が来年度予算の概算要求の特別枠に国費約150億円を計上したものでございまして、詳細につきましてはいまだ確定しているものではございません。現在、耐震改修の補助制度のない自治体の住民にも耐震改修を促すことが目的でございまして、国では住宅の耐震化率として平成27年度に90％とすることを目標としております。

補助の内容としましては、１戸当たり30万円の定額補助を行うものでございまして、改修が必要かどうかを調べる耐震診断につきましても、数万円の定額補助もあわせて行われます。また、マンションにつきましても１戸当たりで同じ補助内容でございます。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）　２点目の、住宅の耐震改修についての質問でございます。人吉でも一般住宅の戸建て住宅やマンションとなったら相当数あると思いますが、実際人吉でどういった建物が対象になるのか。その対象戸数はどれぐらいになるのかをお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

住宅の耐震改修補助の対象となりますのは、新耐震基準の改正建築基準法が施行されました昭和56年６月よりも前に旧耐震基準で建築された住宅がその対象となりますので、戸数としましては平成20年時点の推計で約7,000戸でございます。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）　国の助成金でございますから家屋の耐震診断、耐震改修後の確認検査を審査するにしても有資格者がいるように思いますし、誰が耐震診断し確認検査するのか、また施工するのに資格はいるのか、その受付窓口はどこになるのか、お尋ねします。

また、建築図面、施工図面を添付するとなると建築図面もないような古い家屋はそれら図面作成にも多額の経費がいりますが、そういう建築図面または施工図面の提出も必要なのかどうかをお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、国土交通省の概算要求の段階でございますので詳細につき

ましては決定していないようでございますが、現行の補助制度と同じようになるかと思われます。現行の補助申請の流れとしましては、建築設計事務所が耐震診断を行った後に耐震改修用の図面を作成の上、申請書に添付して市町村窓口に申請することになっておりまして、市町村で内容を審査して補助することになっております。また、建築確認申請が必要な場合は建築主事への手続も必要になります。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）　建物の築後年数が相当に経過しているとか、また大きな家に住んでおられる方は国の助成金だけでは賄えないといった場合も出てくると思いますが、その中で高齢者宅とか低所得者宅の耐震改修に国の助成金にプラスした市の助成金の考えがないのかもお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　住宅の耐震改修を行う場合には、住宅の大きさや、その構造によってばらつきがあるものの、多額の工事費を必要といたします。

国土交通省で来年度から予定されていますこの補助制度だけでは工事費を十分に賄いきれないものではございませんので、国土交通省のほうでも従来からの補助制度と組み合わせによる二階建て方式にて住民の自己負担を軽減するように考えられております。しかしながら、従来からの補助制度は補助金額の２分の１は市町村の負担でございますので、補助制度そのものをどのようにするかにつきましては、財政状況等も勘案しながら関係各課にて検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）　ただいま小・中学校では耐震改修が行われております。市営住宅のほうの耐震改修はどうなっているのか、お尋ねいたします。また、市営住宅における耐震を含めたところの安心・安全対策はどう進めておられるのかもお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

市営住宅は現在25団地、1,127戸を管理いたしておりますが、昭和56年６月の旧耐震基準で建築されているものが18団地ございます。このうち、鉄筋コンクリート造、壁式構造の14団地につきましては国からの通知をもとに耐震診断は不要と考えております。残りの４団地、69戸につきましては、木造または補強コンクリートブロック造の団地でございまして、内外装や設備等の老朽化も考え合わせますと、耐震改修だけではなく建てかえや用途廃止も視野に入れた上で、入居されておられる方々のことも含めて検討を行っているところでございます。

また、市営住宅における耐震を含めた安心・安全対策についてでございますが、各団地において自衛消防隊を編成していただいておりまして、毎年各団地持ち回りで消防署や地域消

防団の御協力のもと、消防訓練を実施しておるところでございます。また、４階建て、５階建ての団地におきましては日常の階段の上り下りを含めて、安全面から高齢者の方々が１階のほうに住みかえをしたいとの申し出があった場合は、できるかぎり対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）　ただいまの山上建設部長の答弁で、市営団地関係は耐震を含めた安心・安全対策は相当進んでいるということで、全国的にも公よりも民間、個人の持ち家が耐震化がおくれているということで今回の助成制度ができるものと思っております。

今回、国の耐震改修の助成制度を今後どういうふうに市民に広報していくのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

国土交通省からの新しい補助制度が創設されれば、市といたしましても早急に取り組んでまいりたいと考えておりますので、詳細な補助制度の内容がわかり次第、広報ひとよしやホームページにて市民の皆様にお知らせするようにいたす予定でございます。

また、新聞等の報道によりますと、高齢者の方々を狙った悪質なリフォーム業者もいるようでございますので、そのことに関する注意喚起や窓口相談業務にも対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）　ただいまの山上建設部長の答弁の中で、この耐震改修の人吉での対象戸数は約7,000戸あるということでございます。人吉市内だけでも対象戸数が約7,000戸といえば相当な経済効果も期待できそうでございますし、不況のどん底の建築業者の期待もございます。また、関連の資材会社も期待していると聞いております。それに、保険会社に共済関係が相当期待しているとのことでもございます。

しかし、何より地震災害から我が家を守る、安心・安全という融資制度でございますので、市民には積極的な広報をお願いしておきたいと、このように思っております。

以上で、一般質問を終了します。

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後７時47分　散会

平成22年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第３号）

平成22年９月８日　水曜日

１．議事日程第３号

平成22年９月８日　午前10時　開議

日程第１　議第69号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第４号）
日程第２　議第70号　平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）
日程第３　議第71号　平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）
日程第４　議第72号　平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第73号　平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第74号　平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第75号　平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第76号　平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議第77号　平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第10　議第78号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第11　議第79号　平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について
日程第12　議第80号　人吉市行財政経営検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第81号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14　議第82号　人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15　議第83号　人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の制定について
日程第16　議第84号　工事請負契約の締結についての議決内容の－部変更について
日程第17　一般質問

１．川　野　精　一　君
２．松　田　　茂　君
３．下田代　　勝　君
４．西　　信八郎　君
５．福　屋　法　晴　君

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
監　査　委　員	篠　崎　國　博　君
教　育　長	堀　　秀　行　君
市長公室長	深　水　雄　二　君
総　務　部　長	坂　崎　博　憲　君
市　民　部　長	荒　巻　　通　君
健康福祉部長	中　村　明　公　君
経　済　部　長	椎　葉　文　雄　君
建　設　部　長	山　上　　茂　君

市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前９時59分　開議

○議長（大王英二君）　皆さん、おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番、川野精一議員。

○４番（川野精一君）（登壇）　おはようございます。４番議員の川野精一です。

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、早く彼岸が来ないかなと思うのは私だけでしょうか。きょうも元気にまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、１、市民の声から、平成23年度給食センターの調理業務委託者の選定について、汚泥再生処理センターの条件整備について。２、学校施設について、学校敷地の利用規定について、教室のエアコン利用規定について。３、観光問題、中心市街地活性化策「街歩き事業」の検証と活用について、駅前駐車場の利便性向上について。以上、３項目、６要旨について質問いたします。

まず、市民の声より、平成23年度の学校給食センター調理委託業務者の選定についてですが、これは昨日の笹山議員からも質問がありまして、思い切りかぶってしまいました。それで、それだけ関心事であるということで、保護者の間でも重大な関心を持っておられます。昨日の教育長の答弁では、現在調理業務検討委員会で検討中であり、前回同様のプロポーザル方式か一般競争入札かも検討中とのことでしたので、それ以上のことは答弁いただけないと思います。が、しかし、保護者は食の安全の確保と、つくり手の顔が見える信頼できる調理委託業務者であってほしいと願っています。そこで質問ですが、前回のように業者の活動拠点の範囲設定を、つまりは市内業者優先の方針を継続されるのかどうかについてお尋ねいたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

前回、調理業務委託業者を選定するのに、委託業者の資格要件として決められた項目の中に、人吉市内に本社を置く法人あるいは人吉在住の個人であるということが明記されてございました。こうしたことにつきましても現在、検討委員会で検討中でございます。その結果につきましては報告書にまとめ、できるだけ早く議会にも報告をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　要望として申し上げたいんですけれども、昨日のおさらいのようになってしまいますが、平成17年度から始まった調理業務の民間委託選定作業、こちらにつきましては市民団体から公開質問状が教育長に出され、その後民間委託反対の運動も起こりました。教育委員会からも、各学校及び保護者への説明が行われ、学校の現場、学校長やＰＴＡ会長を初めとする保護者も理解と説明に苦慮しました。

しかし、幸いなことに実際に業務がなされた後は、特に問題や苦情を聞くこともなく、保護者や先生、子供たちの評価もよいことから、大いに理解されたものと感じていますし、業者の努力もあったものと思っています。学校給食の委託業者の選定については、公平、公明、公正にはもちろんですが、食の安全性が一番に担保されなければ市民や保護者の理解を得ることはできないと思います。仮に、委託コスト面のみを重視した入札となった場合、他の自治体でも問題があったように市民の理解は得にくいのではないでしょうか。

前回の官から民への委託に際し、その安全性を一番に問われた経緯もあり、市民や保護者から理解が得られるように御配慮願いたいと思います。繰り返しになりますが、調理業務の民間委託の選定については今後も公平、公明、公正なあり方であるとともに、徹底した衛生管理のもとに、子供たちの笑顔あふれる安全で栄養を考えた学校給食であってほしいと願います。そして、誰がどのようにつくっているのか、つくり手の顔が保護者や学校、地産地消を推進する納入業者の方々、そして子供たちにも見える調理委託業者であってほしいと強く要望いたします。

次に、汚泥再生処理センターの条件整備について質問いたします。去る８月19日、汚泥再生処理センター隣の旧し尿処理場解体跡地の埋め立ての整備についての説明会が、人吉球磨広域行政組合主催で隣接町内の役員を集めて行われました。これは、旧し尿処理場跡地を公園整備する条件整備の履行であります。説明の要点は、埋立土を大型ダンプが搬入するとのことの説明でしたが、終盤各町内から、人吉市と取り決めた条件整備が進んでいないとの意見が相次ぎました。以前にどなたかが質問されたとは思ったのですが、今一度整理をしたいのでよろしくお願いいたします。

まず、この項一つ目は、汚泥再生処理センター建設に伴う条件整備事業の中で、広域行政が所管するものと人吉市が所管するものとに分けられていると思いますが、そのうち市が担当することになっているものは何でしょうか。特に道路整備の進捗について伺いたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　おはようございます。お答えいたします。

まず、条件整備関連事業について御説明をさせていただきます。条件整備関連事業につきましては二通りございまして、一つは３町内から提出されました条件整備についての要望書

と、広域行政組合と３町内会がそれぞれ協定書を締結しました汚泥再生処理センター整備に関する条件整備協定書でございます。

御質問は、広域行政組合が所管するものと、人吉市が所管するものに分けられていると思うがということでございます。これは、条件整備に関する要望書に関することでございますので、この要望書について御説明をさせていただきます。要望書の内容でございますが、関連道路及び側溝の整備、環境対策、公民館新築・改築の助成、公園の整備など多岐にわたっておりますが、これを広域行政組合と協議の上、行政組合が所管するものと人吉市が担当するものに振り分けをしてあるところでございます。

市が担当するものといたしましては、道路整備関連では市道城本荒毛線、市道城本西駅線、市道下林南願成寺線、市道湯の本後村線、市道祇園堂栗林線、市道後村大坪線、農道湯の本１号線の整備改修や万江川横断橋の新設、新設球磨川架橋、現在の紅取橋でございますが、球磨川架橋と新設万江川橋間の道路整備、都市計画道路、下林柳瀬線の早期完成などとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　それでは、次に各町内との約束は履行されているかお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。

汚泥再生処理センター整備に伴う条件整備といたしまして、広域行政組合から受託を受けました事業としましては、道路整備が市道城本荒毛線と祇園堂栗林線の２路線でございます。それから近隣町内から市に対し道路整備等について要望がなされております路線としましては、市道が７本、農道１本、都市計画道路１本となっておりますが、条件整備として対応可能な事項とそうでないものもございますし、また、すぐに対応できるものと長期にわたって検討する条件もございます。

まずは行政組合から受託を受けまして行っている事業でございますが、万江川橋から汚泥再生処理センターまでの市道城本荒毛線の道路拡幅整備につきましては、整備延長580メートルのうち、工事完了区間延長が350メートルでございます。残り未整備区間230メートルとなっております。この区間に２筆の未買収地の共有地がございまして、相続登記ができていないため契約ができない状況でございます。また、市道祇園堂栗林線の下林町から中神町の区間の側溝等の整備につきましてはほぼ完了しているところでございます。それから、近隣町内から市に対し条件整備として御要望がなされております道路整備等につきましては、生活道路として早急に対応する路線となります市道城本西駅線及び農道湯の本１号線は昨年度で完了しているところでございますが、残り市道湯の本後村線、下林南願成寺線につきましては本年度着手予定でございます。また、市道後村大坪線の整備につきましては、早々着手してまいりたいと考えております。ただ、市道城本荒毛線の万江川橋右岸から国道219号交

差点までの延長約600メートルの区間につきましては、予備設計を平成18年度に行い検討したところでございます。改良計画としては、東側が河川敷であるため高低差約25メートルから30メートルございます急峻な岩山の大規模な切り土工法によって幅員を確保する必要がございますので、厳しい予算の中で実施は大変困難であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　ありがとうございます。さきの説明会の際に、隣接町内の方々と行政組合の間に乖離があるというか何かしっくりいってないような感じでした。できましたら、要望なんですけども、行政組合さんも一緒にこの件についてはしっかりと地元の方々とお話し合いの場を持っていただけたらなというふうに思います。要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

それからまた地域住民からの要望の中に、中神町段町内の双葉産業跡地の取得があると思いますが、これは条件整備に当たるのでしょうか。お尋ねいたします。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

双葉産業跡地の取得に関しましては、汚泥再生処理センターの整備事業が始まる前から教育委員会などに対し要望があっていた案件のようでございまして、平成16年７月に中神町城本町内から段センターの駐車場整備と公園設置という表現で条件整備の要望をされているものでございます。このことにつきましては、平成17年７月当時の人吉市長から人吉球磨広域行政組合代表理事に対しまして整備に関する関係部署の見解として、地区公民館の整備、建物につきましては他の公的な機関からの助成を受けない場合に限り市における補助制度の適用が可能ですとの回答をさせていただいているところでございます。

その後、広域行政組合と３町内との間で締結いたしました汚泥再生処理センター整備に関する条件整備協定書の中には含まれておりません。なお、用地取得につきましてはその後も地域住民の方から要望が上がっていることにつきましては承知をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　部長の御答弁にありましたように、段町内から市に対しましては平成19年７月よりたび重なる要望が行われております。平成21年４月には要望書の提出がなされております。その都度、市からの回答を得ておりますが用地取得は困難とのことです。この要望に対して、再度見解を求めたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　おはようございます。それでは、川野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

さきに市民部長が御答弁申し上げましたとおり、その後も地域の町内会等からは御要望を

いただいておるところでございます。平成21年４月に中神町段町内会長を初め中原校区各種団体の方々から、改めて６項目にわたる利用項目を付した双葉産業用地の取得についての要望書が提出をされております。

この件につきましては、全庁的にさまざまな活用案を各部局で検討をいたしましたが有効な活用案を見出すに至っておらず、新たな公用地として取得することにつきましては御要望にお応えすることは難しいと、同年７月に開催されました人吉市嘱託員連合会、衛生員連合会と市長との座談会におきましてお答えをさせていただいているところでございます。現下の厳しい財政状況を考慮いたしますと、現在でも購入につきましては大変難しいという判断をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　ありがとうございます。諸事情を理解すべきと思いますが、中原小学校の運動会開催にあっては必要不可欠な駐車場でありまして、また近くにあった空き地とかにはアパートが建ったりしまして、またことしは特に大変だろうなと思うところです。何とか検討課題として残していただければというふうに思います。

また、市長のお考えはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　おはようございます。川野議員にお答えをいたします。

今、御質問がございましたとおり、そしてその答弁を各部長がさせていただきましたとおり、汚泥再生処理センター建設時以前からの要望として市も承っておるところでございます。私も就任以来さまざまな方々から、また要望書といたしましても御意見を承っているところでございますので、これまでの間さまざまに検討をしたところでもございます。しかし、総務部長が答弁いたしましたとおり、現在では大変困難であると言わざるを得ない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　地域のコミュニティーの場がなくなってしまうということは非常にさみしいことでして、用地がほかに転売されたりとかしますとお祭りとか地域の絆を深める会場がなくなってしまいます。今の世の中、とてもそういったコミュニティーの場というのは大切だと考えます。

そこで、次に学校施設についての質問なのですが、ただいまの質問の関連でもございますけれども、小・中学校の野外運動場や屋内運動場は隣接町内の祭り行事、夏祭りなどに利用ができるのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　おはようございます。お答えいたします。

学校の施設につきましては本市の社会教育、社会体育の振興を目的とし、人吉市立学校施

設の使用に関する条例及び人吉市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則に基づき、多くの一般市民の方々に使用していただいているところでございます。

御質問は隣接の町内が祭り行事に利用できるかとのことでございますが、学校施設は学校教育の場であるとともに地域コミュニティーの活性化を図るために活用すべき施設であると考えております。学校教育の管理運営に支障がない限り、野外運動場や屋内運動場ともに地域の行事に使用することは可能であると考えております。

しかしながら、祭りとなりますと通常の使用とは異なり火気使用やごみの問題等も発生いたしますので、学校及び教育委員会と十分な協議を行っていただく必要があるかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　ありがとうございます。そういった形でも地域のコミュニティーの場を保つことができればありがたいと思いますし、そういった事態が起こった際にはどうぞよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、今回市内の小・中学校に設置されましたエアコンについてですが、113年に一度といわれる猛暑の中、施工いただきました業者の方々、また、暑さに耐えてこられました先生方に心から感謝を申し上げたいと思います。また、ニュースでは地域財政力の格差からエアコンの導入ができないところもあると知り、日中の猛暑の続く中、本当にありがたく思っています。おかげさまで子供たちも集中して勉強できると好評です。

日本教育新聞に、室温28度、湿度80％でエアコンを稼働している学校の記事がありました。そこで、人吉市においてエアコンの利用規定があるのかどうか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

今回、市内小・中学校全校に設置しましたエアコンは２学期から供用を開始しておりますが、児童・生徒さらには教員、保護者の方々から勉強に打ち込める環境が整ったとのことで好評を得ているところでございます。利用規定は決められているかとの御質問でございますが、教育委員会といたしましては、当初は基本的な利用につきましての指針を各学校にお示しし、さらに設定温度や室温、電気使用料等などの諸条件を調査、検討いたしまして、新年度までには利用規定を策定してまいりたいと考えております。設定温度や室温に関しましては、立地条件や環境条件等が各学校によって違うというふうな状況がございますし、電気使用料につきましては、冬場には重油を使った設備の代わりに暖房にも使用することや秋口には太陽光パネルを設置いたしまして発電・売電を開始するなどの状況の変化もございますので、エアコンの使用が多い夏、冬の経過を一度見まして快適な学習環境と省エネ・節電とのバランスをいかに図るかを調査検討してまいりたいと存じます。

しかしながら、この調査、検討を行う期間におきましてエアコンを無制限に使用いたしま

すと電気使用料が大幅に上がることが考えられますので、各学校が契約電力が決定し、それが基本料金の基礎のとなりますデマンド値を制御するデマンド監視システムを活用して数値の上昇を抑え、設定温度につきましては下限を設け、さらには事務室、または職員室に設置しております集中コントローラーで各教室の設定温度をコントロールしているところでございます。

そのほか、夜間使うことがないであろう教室には午前８時から午後５時までしか使用できないように制限をかけ、消し忘れの防止などを図る節減対策を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　ありがとうございます。太陽光パネルの設置までは省エネ運転という形になるのでしょうか、温度計とにらめっこしながらの日々がしばらく続くのではないかと思います。エアコンの導入以降の学習効果は格段に伸びていると聞きますし、熱中症対策としてもとてもありがたいです。子供たちには太陽光発電と併せてエネルギーの大切さも知ってもらいたいと思っております。

続きまして、観光問題について質問いたします。項目には、観光問題としましたが正確には中心市街地活性化についてとしたほうがよかったのかもしれません。しかしながら、私は中心市街地の活性化なくして観光振興はあり得ないと思っていますので、城下町の風情を残す町屋は宝物だと思いますし、ほかにも隠れた、いわゆる珍百景と言われるものがたくさんあります。５月29日に行われました中心市街地活性化策検討街歩き事業では、時間をかけて現地を見て歩き、さまざまな発見がありました。当日のワークショップでたくさんの意見が出ましたが、その後の検証など行われたのでしょうか。お尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　おはようございます。お答えします。

去る５月29日に実施しました中心市街地街歩きでございますが、市民の皆様方とのまちづくり意見交換会をそれまで実施してきておりまして、それを踏まえて中心市街地のまちづくりの方向性として「人吉城下町の風情」という一定のコンセプトが位置づけられましたことから、実際に現地を歩き、今後の具体的なまちづくりの方策を検討するために行ったものでございます。当日は市民の皆様方、市職員、商工会議所の職員も加わりまして、総勢46名を三つの班に分けまして、九日町、紺屋町、鍛冶屋町、五日町等のエリアを次の四つの着眼点に注意しながら散策していただきました。

一つ目は、城下町の風情が感じられる景観、建物、通り、文化財等の発掘。二つ目は従来から存在している地域資源の確認。三つ目は地域資源となる新しい施設、建物、店舗等の新たな発見。四つ目はまちづくりに活用できそうな地域資源――これは人材も含むわけですけれども――のリストアップということでございます。

街歩き終了後、グループごとに取りまとめ作業を行いまして、その結果発表と意見交換を行ったところでございます。ほぼ半日をかけての街歩きでございまして、時間の関係で具体的な方策の検討までは至りませんでしたが、参加いただいた市民の皆様方の中には新たな発見をされた方も数多くおられたように思います。

議員御質問の本事業の検証はなされたかという点につきましては、街歩きの結果のとりまとめを行ったところでございまして、いまだ課題等の分析、検証までは至っておりません。今後、市民の皆様方と具体的なまちづくりの方策につきまして議論を深めながら検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　当日は市長も参加していただきまして、本当じっくりと町を歩くことができました。いろんな発見があって、いろんな情報も仕入れることもできたかと思っています。

それでは次に、その際に得られました情報とその活用についてお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

街歩きの結果といたしまして、さまざまな御意見をいただいたところでございます。これまでにも課題として言われてきたものが数多くございますが、新しい発見による提案あるいはそこに住んでいる人でないと知らない地域の貴重な資源など、細かい御提案もございました。

今回の街歩きの大きな目的は、人吉城下町の風情というコンセプトに即した中での活性化策をどう見出していくかということでございますが、今後は本市ならではの町の魅力を発信するという視点での議論が必要になってこようかというふうに考えております。また、内容によりましては行政が対応すること、人吉温泉観光協会を初め各種民間団体で取り組むこと、各事業所や市民の皆様あるいは地域で取り組んでいただくこと、またはそれぞれが連携をして官民一体となって取り組むことなどさまざまな事業推進の形態がございます。このような視点での議論も併せて行っていくことによって、人吉城下町の風情というテーマにあった具体策が見出されてくるものというふうに思っております。

今回得られました貴重な情報を基に、今後中心市街地の活性化を検討する上で、市民の皆様方とその情報を共有しながら、町並み景観や歴史、文化財、生活文化及びそこに暮らす方々など魅力ある地域資源を生かした活性化策を推進するため、に今後に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　今後の活用を強く望みたいと思います。今回出されました意見の中に

は、外に、対外的に発信できる人吉の魅力がたくさんありました。これらをつないで物語性を持たせた街歩き観光を構築すると、違った視点からの中心市街地活性化が図れるのではないかと思います。

そこで質問ですが、街歩き観光の具体案などあれば伺いたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

今回実施しました街歩きによります活性化策としましては、先ほどお答えしましたとおり現在意見集約を行った段階でございます。今後、中心市街地の活性化のまちづくりの中で観光を含めた具体案の検討に向け、検証を行い活用をしてまいりたいというふうに思っております。そういった中、観光に視点を置いた現在の取り組みとしましては、人吉温泉観光協会が作成しております市内観光マップに町なかの散策ルートを案内しております。旅館から球磨川、山田川沿いを歩き、鍛冶屋町通りを通って一周約30分の散策コースとなっております。また、毎年２月から３月までに実施しております「人吉球磨は、ひなまつり」の中で、九日町、五日町及び鍛冶屋町には各店舗や地元の皆様の御協力でひな人形を飾り、華やかなおひな通りを演出していただいているところでございます。イベントとしましては、今回で４回目を迎えますじゅぐりっと博覧会が９月23日より11月末まで開催され、現在その準備に市民の皆様と取り組んでいるところでございます。

宿泊客を初め、観光で人吉を訪れていただいた皆様を町なかに呼び込むために、ウンスンカルタ大会や影絵とマジックショー、大綱引大会、蚤の市、軽トラックさんぽ市、落語会、人力車と梅花の渡しのコラボなど多彩な催しを予定しているところでございます。本市といたしましても、市民の皆様と一緒に賑やかなまち、多くの方々に来ていただけるまちを目指しております。また、今年度は人吉温泉観光協会が一般社団法人化しまして、観光客の誘導についての例を申し上げますと、観光案内所を起点とした観光客への案内業務を強化するために、市内観光案内のコンシェルジュの育成に取り組んでおられるなど積極的な活動をされております。人吉観光の一層の飛躍を図るため、観光協会等と足並みをそろえ、まちにお客さんを呼び込む企画に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　ありがとうございます。また、意見の中には、当時の意見の中には案内看板の必要性が出ておりました。人吉市も外国人誘客に向けての準備を進めなくてはならないと思います。外国人誘致協議会で官公庁の講演などを伺いますと、外国語表示の案内板の必要性を実に感じます。また、外国人誘致を本気で考えるならば案内板の英語、韓国語、中国語の併記が必要だと考えます。外国表示の標識などの整備はどのようになっているでしょうか。お尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

従来、道路観光標識には日本語と英語で表記しておりましたが、官公庁のインバウンド推進及び平成23年度の九州新幹線鹿児島ルート全線開業を見据えまして、平成21年度から日本語・英語・韓国語・中国語の４カ国語を表示した道路観光標識の設置を進めております。平成22年２月に瓦屋町のしまむら前、上青井町の手塚病院前、平成22年７月に紺屋町と、現在３カ所に４カ国語表示の道路標識を設置しているところでございます。

今後も道路観光標識の更新や新規設置につきましては、この４カ国語表示を基本として計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。また、ＳＬ人吉の今おいでいただいているお客さんのおもてなし対策としまして、７月末から人吉駅構内でお出迎え、お見送りを連日やっておりますが、その際使用します横断幕につきましても４カ国語表示をしているところでございます。

今後もおもてなし支援のツールとして積極的に使っていきたいというふうに思っております。さらに、観光パンフレットにつきましても人吉の文化やよさを損なわない程度に４カ国語表示を積極的に進めてまいりたいというふうに考えておりますし、本年８月から人吉本線観光協会でも英語・中国語の外国語通訳のできる方の募集も行っているところでございます。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　どうぞ、よろしくお願いいたします。

先日便利なグッズを専門誌で見つけました。基本的にはガイドブックなんですけどもガイドブックに日本語・中国語・英語・韓国語の会話集が載っていまして、それにペンでタッチすると、ペンから流暢な音声で流れてくるというものです。以前、病院とかコンビニには外国人向けに指さしで会話をするようなものが、今もあったかと思いますけれども、そういったものの活用も窓口でいろいろ活用ができるのではないかというふうに思います。

次に、駅前駐車場の利便性向上についてですが、ロータリーがちょっと狭くなったせいかピーク時に流れが悪いように感じます。先般、他県の観光バスの乗務員から、人吉駅はお客様を乗せ降ろしするのにお金を取るとのクレームがあったと聞きましたが、御存じでしょうか。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

今回の駅前ロータリーには、今までと同じように観光バスの停車スペースを１台分確保いたしております。短時間での乗降につきましては問題ないと思われますが、駅を利用される観光バスの中には、送迎のために10分20分と長時間停車スペースに駐車されるバスも見受けられるようでございます。そういったバスにつきましては速やかにロータリーから移動いただくか、または隣にあります有料駐車場を御利用いただくようお願いをいたしているところでございます。川野議員御指摘のことにつきましては、このようにお願いしていることが誤解をされ、駐車料金を取るといったうわさになったものではないかと思われます。

今後はそういった誤解が起きないよう十分注意し、ロータリーの御利用につきましては周知してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　駅はそのまちの顔だとよく言われます。どうぞ丁寧な御対応をお願いしたいと思いますし、せっかくきれいになった駅前です。使い勝手の悪いところはあるかもしれませんけれども、何とか知恵を絞って活用していって、新しい人吉の顔を皆さんにアピールできたらなというふうに考えます。

また、お盆、正月、そしてイベント時などのピーク時には駐車場を含めかなりの混雑が予想されると思いますが、混雑解消のための対策、例えば案内係を置くなどの対策は可能でしょうか。お尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

今回の駐車場は、一般車につきましては一般の利用者の方は20分間無料、駅利用者の方は駅改札口で駐車券を提出していただければ30分間無料というようなことになっております。現在、市のホームページや広報あるいは駅前ロータリーに設置いたしました看板等でこのことを周知し、混雑が少なくなるようロータリーには駐車されず、駐車場を御利用いただくよう呼びかけをいたしているところでございます。

今後もロータリーが混雑しないよう、駅利用者の皆様に駐車場の利用に関する周知ビラの配布など行ってまいりたいと存じます。また、正月やお盆等混雑が予想される時期につきましては、議員御提案の案内係の配置などソフト面での対策を経済部や人吉温泉観光協会と協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。川野議員。

○４番（川野精一君）　それと最後に、要望を二つばかり申し上げたいと思います。先月のお盆のときと今月の４日、土曜日にＮＨＫ「ＢＳデジタル号」が当地に立ち寄りました際に、駅前駐車場の普通車駐車場スペース、こちらが満車となっておりました。すごいお客様で、さもありなんというふうに思ったんですけれども、しかし駐車場の中に二十数台分の空きスペースがありまして、ちょうど駐車場の出入口にいたんですけれども、利用者の方から、空いているのに何で入れないのかというふうに言われました。インターフォンで確認を取りましたら、契約分があるのでその分は契約車両の分でしょうという警備会社のお答えだったんですけれども、契約車両がそんな二十数台もあるのかどうか確認をお願いしたいと思います。

それと、ホテル・旅館の送迎バス――いわゆるマイクロバスなんですけれども――についてはお迎えの際は駅前駐車場に入れるように、なるべくロータリーに停車しないように御指導をいただいております。それで、普通車両がその駐車場が満車の場合は、どんなに大型バ

ス駐車場が空いていても入り口のセンサーが普通車と感知して、高さ２メートル70センチ、2.7メートル以下は普通車と見るみたいですね。マイクロバスは中型車で2.7メートルないんですね。ですから、中に入るにも入れないという状況がありまして、もちろんそういうときには駅前のロータリーも混雑しているという状況があります。できたらこのあたりも改善策も御検討いただきたくお願い申し上げまして、一般質問を終了したいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時50分　休憩

午前11時05分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。松田茂議員。

○８番（松田　茂君）（登壇）　皆さん、こんにちは。今議会より議長が８番議員の下にフルネームで○○議員と呼んでいただくことになっているようですけれども、非常に傍聴される市民の皆様方やインターネット等々でごらんになっている方々にはしゃべっている議員が誰だろうということが非常にわかりやすくて、非常にいいことをやっておられるのかなと私は思っております。非常にいい試みをされているなと。

それでは通告に従いまして、今回２点御質問をしていきたいと思います。１点目、観光・水産振興策より、球磨川について。２点目、観光・文化振興策より、世界遺産の夢、鉄道世界遺産とD51蒸気機関車復活運動について。この２点について御質問をしてまいります。

それでは、１回目の１問目の質問に入ります。平成20年12月議会、田中哲議員の一般質問で、球磨川のアユなどについての質問をされております。今回私も同じような質問をしますが、なぜ同じ議員の任期の中でこのような質問をしなければならないのか。同様のことを６月議会の中でも述べさせてもらっております。今、私たち人吉市議会はさまざまな団体や市民の皆様と議会とはどうあるべきか、どのように議会の情報をわかりやすく伝えていくべきかの研究会、意見交換会を開いております。その中の意見の一つとして、議会で質問したことに対し、その後の検証がなされたのか。質問をしたことによって、そのことがどのように進んだのか。そういうお話を聞く機会がございました。そういうことを踏まえまして質問をさせていただきます。

本市は球磨川の漁協に対しまして、平成16年球磨川のアユの増殖を図る目的で100万円の一部助成を行っておりますが、再度その助成をするに至った経緯を詳しくお尋ねをします。１回目です。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

球磨川漁協への補助金交付の経緯といたしまして、近年の異常気象などによる球磨川河口

産の天然遡上アユの減少に伴い、平成15年11月に球磨川漁協より、球磨川漁協増殖事業に伴うアユの稚魚購入費について応分の助成の陳情書が提出されたところです。また、翌年の平成16年２月には下球磨・芦北川漁師組合から球磨川漁協のアユ放流に対する財政的な援助及びアユ産地アピールの看板設置への陳情書が提出され、市としましても当時の球磨川流域市町村の放流状況や助成状況などを調査し、協議検討を行ったところでございます。

その結果、今後の球磨川アユの増殖を図る上で、球磨川漁協が実施されるアユ増殖事業経費の一部助成として平成16年６月補正予算にて100万円の予算を計上し、その議会におきまして御承認いただいた後、球磨川漁協に対し補助金の交付を行ってきたところでございます。以後、本年度まで球磨川漁協への補助金交付を継続して行っておるところでございます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　今、１回目の質問で100万円の助成が行われる経緯をお話をいただいたんですが、そこで２問目の質問に入りますけれども、平成20年度12月議会の質問でも、アユ漁の不漁については厳しく追及をされております。ことしもまだアユ漁の漁期でありますが、漁師の方や釣り人の方に話を聞きましてもそこそこの水揚げしかないような話ばかりが聞こえてまいります。

前回の質問に対する部長の答弁では、ある種積極的な対応策などが示されておりませんでした。それは、前回と申しますのは椎葉部長の前の部長をされていたときの部長さんの答弁ですけれども。あえて尋ねますが、その後に不漁の原因究明、それから対策、そういうものを球磨川漁協に対して申し入れなどを行われたのでしょうか。お尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

アユの不漁への対応策についての御質問でございますが、球磨川漁協が毎年10月に実施される漁協組合員の資格審査調査における過去３年間の市内漁獲量の集計によりますと、平成19年度が19.2トン、20年度が36.2トン、21年度が40.8トンということでございました。この漁獲量のデータによりますと、アユの漁獲高は近年いくぶんか回復してきたのではないかというふうに考えております。このような状況を見まして、まだ若干漁獲高も少ないということが感じられますので、私どもとしては球磨川漁協に対し特段の申し入れなどは行っておりません。

今後とも球磨川漁協が実施されるアユ増殖事業の一環となる稚アユの放流経費などを助成しながら、球磨川アユの増殖への取り組み支援を行ってまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　今、部長の答弁の中で、資格審査調査における３年間の市内漁獲量の集計によるという御答弁をいただいたんですが、この資格審査調査というのは、漁師の方々

が漁師である証明を得られるために、毎年自分でおとりになったアユはどれくらいとれたのかということを、漁協に多分申請をされているという方々のことをおっしゃっているんですよね、多分そうだと思います。

そのときにある業者さんに聞いたんですけれども、これは正確な数字は上げよっとねと聞いたわけです。そうしたらば、いや、目測、見た目と。ということは、実際にはかってはやっておられんわけですよ。この間もいろんなところに話を聞いたんですけども、決してわんさわんさアユがとれているような話は今のところ聞いていない。じゃあ、前回質問された議員が、川鵜ががばがば食いよったいということであるならば、この川鵜がよほど食っているんでしょうね。そうでなければ、この数字のつじつまが合わないわけですよ。これほどに100万円の助成をするというのはやはり、たかが100万円かもしれませんけども、やっぱり100万円というのは結構大きな助成金額だと思います。それをやはり何も、議員が質問して後に申し入れも何もなされていないという現実は、やはりいかがなものかなという思いはいたします。そこをあえて突っ込んでは聞きませんが、もう少し考えていただきたいなというふうに思います。

それで３回目の質問に入ります。球磨川漁協は各種類の放流事業を行っておられるようでございます。その漁種について、これも前回、田中議員の質問で詳しく説明がしてありますので、その漁種等々について、また放流頭数についてはお聞きはしませんが、また放流された漁種に限って遊漁料の設定をされております。しかしながら、市民の方から聞いた話によりますと、これは現在では小学生は遊漁料が無料、それから中学生に至ってはアユ以外の魚については遊漁料が無料というふうになっているようですけれども、子供たちが放流された以外の魚をとって遊んでいた。その放流された以外の魚というのはスッポンです。スッポンは放流事業に入ってないように思っております。そうしたところが、漁協の関係者の方がお見えになったと。たまたまそこにおられた保護者の方というか、子供たちが遊んでいるのを見ていらっしゃる方のところにその漁協の関係者の方がお見えになりまして、子供たちに君たち何をとっとるとやと。ごぎゃんして遊んでおりますと。そういうことはしちゃいかんぞというふうな注意をされたそうなんです。でも、子供たちは遊んでおったわけですよね、遊んでおったわけです。何もおとりのアユを仕掛けてアユをとっておったわけじゃない、川で遊んでおったわけです。それを、その保護者の方いわく、非常に注意をされたと、その注意の度合いがどういう度合いであったかは私もわかりません。保護者の方も注意をされたんだと、子供たちも、わあ恐ろしかったと言って帰っていったというふうに聞いております。

そうであるならば、これは非常に大きな問題をはらんでいるのかなと。放流された魚に対して遊猟権が発生する。そして遊猟権が発生するからこそ、その遊猟権のもろもろでその魚を放流されているわけですけれども、それ以外の魚に対しても漁協の方々がどこまで見ておっしゃったかはわかりませんけれども、そういうふうにおっしゃったということが事実であ

るならば、やっぱり非常に考えさせられる現実がそこにあったんだなと思います。

そこで、質問なんですけども、漁業権とは一体どういうものなのか。それと、漁師さんと釣り人とは一体どういう違いがあるのか。そこのところをちょっと説明をしていただきたいと思います。お願いをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

漁業権とは何かというお尋ねでございますが、漁業法条では漁業権は特定の水面において特定の漁業を営む権利であり、その免許権者である都道府県知事が免許を渡されるというもので、一定の範囲の漁業を独占排他的に営み、その利益を享受することができる者というふうになっております。また、その種類としまして、一定期間、一定場所に網などを設置して漁業を行う定置漁業権、一定区域内で水産動植物の養殖業を営む権利である区画漁業権、一定区域の漁民が一定の漁場を共同利用して漁業を営む共同漁業権などがあるようでございます。

次に、漁師と釣り人の違いはということでございますが、漁師は漁業を職業としている人のことであり、釣り人とは一般的に漁師を含めまして趣味、娯楽として釣りを楽しまれる方を指すものであるというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　今、答弁をいただいたんですが、漁業権というものは確かにその川において、ある種の魚族を捕獲をして、そしてなりわいを得る人たちのことですから、いわゆるそれによって生活権を脅かすようなことがあってはならないということで、やはりこういうふうに定められているんだろうと思います。しかしながら、個々で調べた資料で遊漁者、ようするに釣り人のことを言うんですけれども、地域性という中では特定漁場にこだわらず、随時随所で操業できる、要するに釣ることができる、場所はどこだっていいんだよ。それから規則、用具、漁法などについては全く本来であるならば規制がないそうです。それから、漁獲量については、漁業権を持っていらっしゃる方々には年度別の割当量とかそういうふうなものがあるような部分もあるんですけれども、釣り人についてはそういう漁獲量についても一切の制限はない、そういうふうにうたってあります。

先ほどの話に戻るわけですけれども、やはり本来、川というものが一体誰のものなのか。この漁業権を設定されたからこそ、その川というものがその人たち、一部特定の人たちが、要するに守りながらやっていくものなのか。それとも本来、川というものが生活の場所であり、すべての市民、すべての国民が等しく一定に楽しむことのできる場所なのか。やはりさまざまにお話をするものがあってもいいかというふうに思うわけです。我々は、先ほども言いましたように100万円という金額を平成16年からお出ししている。そのことについては先ほど部長答弁からありましたように、さまざまな要件を漁協のほうから提示されて助成をし

てくれということであったんでしょうけれども、助成とは読んで字のごとく、「成るを助ける」わけですよね。今の、要するにそういう水産関係、漁協関係が成るを助けなければいけないほど困窮されているような組合というふうには私には見えません。であるならば、やはり議会はチェック機関であります。たとえ100万円という金額にあるにしても、やはり何らかの申し入れ、漁獲量が減っているんじゃないでしょうか、川は一体どういうふうにして取り扱っていくべきなんですかというふうな、やはり意見の交換の場が私には必要じゃなかろうかと。ということは、漁業の関係者の方と所管委員会であります経済建設委員会なりが、やはりこういうふうなものに対してはきっちりとお話をさせていただく場が必要じゃなかろうかなと思うんですね。それは、執行部のほうからは御答弁は求めませんけれども、やはり助成をするということに関しまして、やはりきちっとした対応をしていただきたい。やはり議員が議場で、執行部の皆さん方に対してこういうことをやって、こうやっていきましょうと、こういうふうにして豊かな人吉をつくりましょう、笑顔あふれる市にしていきましょうということをお互いに考えていくべきであるならば、やはり議場で議員が一般質問をして、こうであるべきでないかという提言なり御質問をしたときには、やはりきちっとした対応策等々を打ち出していただきたい。そしてまた、それが今、市民の皆さんが言われるように市議会とは一体何をしているところだと、何をやっているんだと、そういうお答えの一つにもなっていくんじゃなかろうかと、私はそういうふうに思います。

あと、今議会も含めて12月と３月、もう２回の議会しか我々には時間がないわけです、何度も言いますが。その中でやはり４年間したばってん、何か物足りんやったでまた出たいというんじゃなくて、４年間は４年間なりにやっぱり成果を上げてこそやはり議員である務めだとぼくは思います。であるならば、やはりそこのところをしっかりとお考えを願いたい。これは経済建設委員会の中でもしっかりと協議をさせていただいて、漁協との対話なり、そういうものができるように頑張っていきたいと思いますので、この質問の項はこれで終わりたいと思います。

ただ一つ、１点、先ほども言いましたように人吉のアユは、市場でいうところのアユは６月の走りアユ、６月の中旬からがアユの季節なんですよ。首都圏の料理屋さんは大体６月の中旬ぐらいから使い始めます。そして７月、８月の最盛期、これが大体献立に載ってくるアユなんですよ。９月からはほとんどアユという項目はメニューから削除されます。にがうるかとかうるかは別ですけれども。しかし今、まさに問屋さんが要するに入荷お断りというぐらい、今本当は人吉のアユはとれるんです。皆さんも御存じのとおり、アユは落ちアユと申しまして、子供をいっぱいはらんだアユ、このおいしさはどのアユにも比べようもないぐらいおいしいと思うんですね。であるならば、今からのアユ、ブランド化を今人吉市はいっぱい進めていますけれども、そういうアユもやっぱり念頭においたところで考えていくべきじゃないかなとそういうふうに思うんですが、これは通告をしておりませんけれども、市長、

その付近のお考え、どのようにお考えか御質問いたします。よろしくお願いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

球磨川のアユというものを求めて全国各地から釣り人が来られるわけでございます。その中にも東証一部上場のトップクラスもたくさん、この球磨川のアユでなければということでお楽しみをいただいているところでもございますが、その中のお一人の意見として、やはり人吉のアユがなぜ、球磨川のアユがなぜすばらしいのかと。それは全く引きが違う。その引きの強さの違いというのはやはり大きさであるということでございます。御承知のとおり尺アユというふうに全国でも名だたる球磨川産のアユと、これは先人の努力のたまものでもございますけれども、やはり尺アユを食することができる地域として人吉市は売り出していかなければならないというふうに私も思っているところでございます。

この近隣では五ヶ瀬川のアユ等々も有名でございますけれども、しかし私も食させていただきましたけれども、やはり形状的には非常に球磨川産のアユには劣る。おいしいという味は劣らないかもしれませんが、しかし、尺アユというのは御承知のとおり焼きたてという時分に食をさせていただくと、これほどおいしいものはないというふうに私も感じているところでございますので、９月以降の尺アユというものに焦点を当てて全国に情報発信するというのは今まで当然のことながら行われてきたかもしれませんが、ここで本気で情報発信をする必要があるというふうに今思ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　今、市長から答弁をいただきましたように、本当に尺アユ、この間料理屋さんで見せていただいたのはやはり30センチを超えるぐらいの大きなアユでして、関アジとか関サバとかそういうふうに一漁業の漁場だけでとれるようなもの、非常に強いブランド力あるような商品開発もなされておりますので、今おっしゃいましたようにぜひともその付近の商品開発、ブランド力の強化お願いをしたいなと、そういうふうに思います。

それでは次の質問に入ります。４点目ですけれども、球磨川は本市にとりまして大変大きな観光資源であります。また、ことしは川下りが始まって100年の節目を迎える年でもあります。近年脚光を浴びておりますラフティングは、本市観光の起爆剤として大いに注目をするところであります。

８月19日の熊日新聞、「急流に乗って①ラフティングと川下り」の特集記事の最後のほうに、この夏も球磨川は涼を求める人たちで賑わっていたと書かれていますが、私の見る限りの球磨川でそのような光景は見てとれませんでした。であるならば、なぜこのような現状、要するにある種のものは非常に賑わうんだけども、この付近の川では子供も遊んでおらん。釣り人はアユを釣っていらっしゃる方がやはり見えていますけども、遊びのフィールドとしてはなかなか見れてないんですね。このような現状を一体どのようにお考えなのかお尋ねを

いたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

昨今のアウトドア・スポーツの流行によりまして、若い方を中心に球磨川におきますラフティングは年々にぎわいをみせておりますが、球磨川で泳いだり遊んだりといった人たちがだんだん少なくなってきているようでございます。その理由を考えますと、球磨川で楽しむ様態の変化と、河川整備に伴う環境の変化があるのではないかというふうに感じております。まず、球磨川で楽しむ様態の変化ですが、以前中川原には消防署や人家があり、さらには、ずっと昔のことですがサーカスやおくんち祭りの旅所が設けてあったりして人々の生活がありまして、楽しむ場でもありました。また、水ノ手橋上流には貸しボートがありましたが、このようなものが一つ一つなくなっていったという感じがいたします。

私たちのレジャーというのも車社会の発展により、身近なところから遠くへと変化していったものがございます。また、学校におきましてはプールが整備されまして、以前は球磨川で泳いでいた子供たちの姿も水質の悪化等に伴い川で泳がなくなったことも一因であると思っております。球磨川と私たちの距離が昔はもっと近かったなというふうに感じるところです。球磨川下りの船にも、すぐ近くで手を振っていましたし、以前は九日町や五日町通りからまっすぐ球磨川の散歩道路へ下りていく道があったりしまして、非常に川が身近にあったというふうに感じております。

河川整備による川を取り巻く状況の変化もあるかと思いますが、全体的に生活変化あるいは球磨川の変化で人間が、私たちも含めまして球磨川から自然に遠ざかっているというふうな感じがいたします。

以上です。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　今、部長の答弁でもありましたけれども、恐らくここにお座りになっている方々のほとんどは川で遊ばれた経験がある方がほとんどだと思います、年齢的に。副市長はどうでしょうかね、海でしょう、基本的には。我々はやっぱりこの球磨川で遊んだ経験が色濃く残っています。昔はこの川を渡りきらんと遊んでもらえんやったと、そういうふうな状況もやっぱりあったわけです。それほど、今、部長の答弁にもありましたように、川と生活というのが非常に乖離している、いろんな要件も多々あるんでしょうけれども。そこで、御質問をしていきますが、中川原を都市公園整備の一環で今回大変すばらしいものに仕上がりまして、市民の方はもとより、観光でおいでいただいた皆様にも大変好評であります。私が子供のころ、これは本当に定かでありませんので具体的なところが言えないんですが、小学校の３年生か４年生だったと思います、まだ西校にプールが設置をされとらんやったんですね。そのころは西校から東小学校にプールを借りに歩いて行きよりました。多分そのくらいの時だと思うんですけれども、今、あゆの里側に河川をせき止めて河川プールがつくっ

てあったように記憶をしております。先にも述べましたが、熊日の特集記事に書かれておりましたとおりの球磨川が、私が小さいころ、少なくとも小学校なり中学校のころまではにぎわいのある球磨川がそこにあったわけです。

そこで、この中川原公園を最大限に生かすよう、また生かされるよう市独自の活用策、こういうふうにしてやっていくんだよと、何かお考えがあればお聞かせを願いたい。お尋ねをいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

中川原公園の市独自の活用策はといった御質問でございますが、今回整備をいたしました中川原公園は計画を立案するに当たり、市民の皆様で構成されました中川原公園基本構想委員会に中川原公園の現況、利用実態、人吉市総合計画、関連計画、熊本県の景観形成地域等を踏まえ、基本的にどのような公園を目指すのか、大橋を境に、細長い中洲の公園の上流側、下流側をどのような広場にするか、どのような活用を図るのか、さらに具体的な公園施設としてどのような施設が必要かなど御検討いただいております。

委員会からは、中川原公園整備の基本理念として、人吉城や球磨川などと一体となった季節感があり、誰もが憩える自然公園を目指すという御提言をいただきましたので、この基本理念に基づき整備工事を行ってきたところでございます。ことし６月に供用開始をいたしましたが、おかげさまで外周の園路は散歩道として、上流側はグラウンドゴルフ等の練習場として、また下流側はグループや家族連れの皆様によるバーベキューやキャンプなどとして大勢の皆様に御利用いただいております。また、中川原公園から球磨川に下りられて釣りや川遊びをされる方も多いようでございます。供用開始後、まだ３カ月あまりしかたっておりませんが、このように大勢の市民の皆様に御利用いただいておりますので、中川原公園につきましてはただいま申し上げましたような利用形態で活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　今、答弁をいただいたわけですけれども、本当に今、結構利用されている方々も多いようでございまして、なかなか本当に、先ほども言いましたように、いい公園整備ができ上がったと思います。本当に今後ますます活用策をお考えをいただきまして、どんどんどんどん市民に愛される中川原になればいいなというふうに思うところでございます。

それでは、前の質問の続きでありますけれども、さきにも述べました河川プールのようなものをつくるとなれば、河川管理者である国土交通省を交えた上での協議になると思います。これほど雄大で、しかも市のど真ん中を貫流している河川はそうざらにあるものとは思えません。過去に胸川との合流地点に親水公園のようなものをつくられていますし、現在もその痕跡を見ることができますが、今こそ球磨川という唯一無二のフィールドを国と力を合わせ、

にぎわいのある川づくりを進めるときではないかと思います。ちなみに痕跡と申しましたものについて先ほどちょっと情報をいただきましたので、ちょっと笑っちゃいますけれども、自然観察施設、水辺空間の形成を図る、生態観察場ということで、平成11年に地域の御意見をいただいた上でというふうにして国土交通省がおつくりになっているようでございますが、実際考えまして、ああいうところにああいうものをつくったって今のような現状になるというのはわかりますよね。これはおつくりになったときに、果たして現場を見ておつくりになったのかなと、金があったけん、こんくらいんとをつくっておけばよかたいと思っておつくりになったのか、非常に疑問があるところなんですね。そういう疑問をはらみながらも、やはりここは先ほど言いましたように、国と一緒になってこの球磨川というフィールドを本当ににぎわいのある川にしていくために、どういうお考えをお持ちなのかお尋ねをしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　おはようございます。お答えいたします。

河川管理者である国土交通省の御当局とは、特に球磨川の河川環境や活用につきまして機会を設けて協議をさせていただいておりますし、まちづくりという観点からは市民をも交えてさまざまな情報交換等も行っているところでございます。協力という点では現在西九日町で実施されておられます軽トラック市やアドベンチャースクールなどもお力添えをいただいているものでございます。積極的によくやっていただいていると思っております。今後はさらに、河川が地域の景観、歴史、文化及び観光という資源として位置づけられ、国のさまざまな支援策などが講じられることが予想されますが、市内の中心部を球磨川が貫流する人吉市にとって生命線とも言える川づくり、まちづくりのテーマでございますので、国、国土交通省並びに熊本県と連携を図りながら母なる球磨川の環境保全、利活用に取り組んでまいりたいと考えております。

昔そうであったように、これからもできれば気軽に、自然に川に近づき、川に入り、川に親しむ、水に触ると、そういうふうなことが、そういうふうに川と戯れることが自然にできるようなことができればなというふうに思っております。そういった観点からも今後取り組む必要が大いにあると思っているところであります。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　答弁をいただきました。今のところ、具体的にこういうことをやるんだということは今から御計画をなさるんであるでしょう。そして、よりよい河川環境をおつくりいただいて本当に部長が答弁されましたように、子供たちが遊ぶ、そしてそこに親も来る、そして本当の意味での川で遊んでいただく、それからそれを観光の資源としても大いに活用していただく、そういう河川の整備を机上でやるんではなくて現地に行かれて、現地の実情をよくごらんいただいて、今ないお金を絞り出すためにはどういうふうなものがあるの

か、よくお考えをいただいた上で本当に適切な予算を執行していただいてやっていただきたいなと私は思っております。

ただ、ここで一つだけお話をさせていただきたいんですけれども、よくはわかりませんけれども、例えば公園のことは今、建設部長が御答弁になった、そして今後の企画のあり方については今公室長が御答弁になった。しかし、市民が見ている目は球磨川も河川も基本的には同じ目線で僕は見ていると思います。であるならば、行政の効率化という部分では一つの課で、要するに縦割りというものがあるにしろないにしろ、そういう部分をやっぱりよくお考えいただいて、平たい部分で協議ができたら、もっともっとすばらしい行政経営、それからすばらしい立案等々ができていくんじゃないかと思いますので、その点もよくお考えをいただきまして、この球磨川に対する私の考え、それから今後の要望事項を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　昼食を挟みまして、午前中の続きの質問をしてまいります。

次の質問は２項目めの質問に入るわけですが、１回目の質問早速入ります。

今議会の市長の施政に対する所信の中で、肥薩線の世界遺産登録とＤ51蒸気機関車の復活運動を述べられております。実に、天の雲をつかむがごとき発想でもあります。今までにも同様の質問をされた議員もおられますが、今回は少し違った視点で質問をしたいと思います。まず、世界遺産に関する話は、さる８月12日、肥薩線利用促進存続期成会の中で、市長は「肥薩線を軸に南九州中部圏域を浮揚させたい。現実的には高いハードルも承知している。次の世代交流に大きな財産を残すことになる」と発言をされております。

そこで質問ですが、ユネスコの世界遺産登録とはいかなることでありましょうか。御質問をいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

先月の８月12日に開催されました肥薩線利用促進存続期成会の私の冒頭のあいさつの中で、夢の領域ではございましたけれども、比類なき歴史的・絶対的価値を持つ肥薩線を世界遺産へ登録したいという構想が公の場として初めて表に出たわけでございます。そこで、世界遺産への登録が何を意味するかという御質問でございますけれども、1972年にユネスコ、いわ

ゆる国際連合教育科学文化機関総会におきまして、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約が採択され、日本国におきましても同条約に締結をいたしております。

登録への意味を端的に申し上げますと、世界各地の文化財や自然環境を人類共有の財産として守るということに尽きるわけでございます。具体的に申し上げますと、国や民族の区別なく人類が守っていくべき価値の高い文化財や自然環境を、過去から現代に引き継がれた全人類の共通で顕著な普遍的な遺産として、損傷・破壊などの危機から世界規模で保護・保存していこうということでございます。登録されました世界遺産は国際的な協力及びに援助により、後の世に継承されていくことになります。したがいまして、過去の遺構が数多く世界遺産として登録されている中で、124.2キロメートルもの延長の中に100年もの歴史を持つ肥薩線を、現役であり、しかも実働している優位性を生かして人類共通の文化的、歴史的遺産として世界規模で守っていこうという点が世界遺産登録への意味・趣旨でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　今、市長から答弁をいただきました。ユネスコの世界遺産登録とはこういうものだよとお答えをいただいたんですが、何年か前にバーミヤンの石仏が戦争、また宗教観の違いによってぼんと破壊をされた現実をニュースでかいま見ましたし、それからこの1972年、このユネスコ登録、これが契機になったとお聞きをしているんですけれども、例のエジプトのダムに水没をするであろうあの遺跡を細かく切り刻んで同じところの部分に移動させたと、それが一つの契機になっているようなお話を聞いたことがあります。今、市長が申されたとおり、この肥薩線というのは我々がないものをねだっているんじゃないということですよね。実際、現実に存在をしている。それから、これが実働をしている。今、ここに圏域に住んでいる人々の生活を今なお守りつつ、そしてこの圏域の発展につながりつつものも今現にここにあるんだと。それが、今市長が申されるお話になった中で、このユネスコの世界遺産登録におそらく合致するであろうということで市長がお話しになったということはよくわかりました。

やはり、こういうふうに、これが文化というのか、それを今実働しているものを遺産と呼んでいいのかは私にはよくはわかりません。先ほども市長が答弁をされる前に、天の雲をつかむようなという表現をさせていただきましたが、全く、やはり、僕、今でも天の雲をつかむような話ではないかなという気持ちはいたしております。しかし、天の雲をつかむような話をしないと、一つはやはり実現に向かっていく一歩は踏み出せない部分もあるのかなと。やはりそういうものがあるからこそ夢を語り、そしてこの圏域に住む子供たちに対しても、ここにある先人が残したすばらしい文化的なものがあるんだということを知らせることができる、やはりそういう思いの中で今、市長の答弁があった、そういうふうに理解をいたしております。

そこで、２回目の質問に入るわけでございますけれども、青井阿蘇神社が国宝に指定をされました。そのときの担当の方々にお話をお聞きしましたが、並大抵の努力ではなかったというお話を聞いております、並大抵の努力ではなかったんだよと。それはもうさまざまな分野からの人、さまざまなところからの情報等々をより集めて、それをきちんとした形で文化庁にお願いをしていった。その形として、この青井阿蘇神社が国宝になったという一つのあらわれであるんですと、そう簡単なものではありませんでしたということをお聞きをしたわけです。それでは、この世界遺産に登録をするということにはどのような手順が必要なのでしょうか。御質問をいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、世界遺産へ登録されるまでは幾つかの段階を踏む必要がございまして、険しい道のりがあるわけでございます。既に世界遺産への登録運動を進めている地方公共団体を例にとって、その手順を説明させていただきます。

まずは、地元の関係自治体が地元の住民とともに気運を盛り上げるために、登録推進地域協議会の設立が不可欠かと考えております。この会が登録運動に際しての母体となるわけでございますが、この会の中では、まずは登録運動のための活動方針や勉強会、そして地元住民の方への情報発信等を行っていく必要があると考えております。また、協議会とは別に、歴史、景観などさまざまな分野の専門家や大学教授などの有識者で構成される登録可能性検討委員会の設立も必要かと存じます。この会においては、肥薩線がどのような手段を用いれば世界遺産へ登録されるかを技術的な面から研究することを主な目的とされているようでございます。

この二つの会での協議結果を踏まえまして、関係自治体による国内の暫定一覧表登録申請書を国へ提出し、文化庁の文化審議会世界文化遺産特別委員会において国内の候補を選定し、その後世界遺産条約関係省庁連絡会議において国内暫定一覧表への追加が決定されます。この暫定一覧表、通常暫定リストと呼ばれております。それにまずは掲載されることが絶対条件でございまして、このリストに掲載されなければ世界遺産へは登録されないわけでございます。しかも、この暫定リストに掲載されてから次の段階であるユネスコへの推薦まで、平均で５年から10年かかると言われております。

この間に、関係自治体においては顕著で普遍的価値を証明するための推薦書原案の作成と、登録候補遺産の史跡指定、遺産の保存管理計画書の策定、景観保護条例の制定といった準備作業を進める必要がございます。その作業を終えた時点で、県から文化庁へ、そして文化庁からユネスコへと推薦書が提出されます。その推薦書を基に、ユネスコ世界遺産委員会の委託を受けた国際ＮＧＯ機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）が現地調査を行います。このイコモスの現地調査を無事終えますと、最終的にユネスコ世界遺産委員会で審議がされ、この会で認められると、晴れて世界遺産への仲間入りを果たすわけでございます。このほか

にもさまざまな事務手続があるわけでございますが、かなりの道のりかと思われます。

一般的な大まかな流れで、２回目の御質問の回答とさせていただきます。

以上、終わります。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　今、答弁をいただきましたが、相当やっぱり時間がかかるんですね。相当にやっぱり手順を踏んでいく必要があるというのが今の答弁でわかったわけですけれども、このさまざまに暫定リストというものを作成するまでにも地域の説明会であるとか、そして登録可能性検討委員会、そういうものを設立をしたりとか、要するに地元でも非常にやっぱり頑張っていかなければいけないというのがやっぱり第一義なんですね、市長。やっぱりここでとにかく意思が一つにまとまるということが大事な要素だと私は思うんですね。それがあるからこそ、国のそういうさまざまな機関にここを世界遺産として登録させていただきたいんだというふうに持っていく、そういう手順だと思われる、そういうふうに思います。なかなか難しいのかなと。そして５年から10年かかるということであるのならば、当然市長は頑張られるわけでしょう。ですから、僕はそういうふうに期待をいたします。変な意味はございませんのでお聞き間違いなく。やはり、それだけの長いスパンを費やしてやっていかなければならないということだったらば、それ相当にきちんとした手だてをやはり早急に踏んでいかなければいけないと、そういうふうになっていくのではないかと思うわけです。

そこで、この後の３回目の質問に入りますが、現在登録をされている世界遺産の件数はどれくらいあるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

世界遺産の登録の数という御質問でございます。現在の国内外の世界遺産登録の数でございますが、世界遺産には大きくわけて三つの種類がございまして、平成22年３月末時点で890件が登録されております。三つの種類別に見てみますと、一つ目が文化遺産でございます。この区分は歴史上、芸術上、研究上重要な記念物や建築物群、遺跡のことを指しておりまして、689件が登録されております。二つ目が自然遺産でございます。この区分は保存上、鑑賞上、研究上重要な自然景観や生物生息地などを指しており、176件の登録がされており、そして三つ目が複合遺産という区分があり、これは自然遺産と文化遺産の両方の要件を満たしている物件で25件が登録されている状況でございます。

次に、国内の世界遺産登録状況を見てみますと、1993年の法隆寺地域の仏教建造物や姫路城の登録を皮切りに原爆ドームといった文化遺産が11件、鹿児島県の屋久島、北海道の知床といった自然遺産が３件、複合遺産はゼロ件で、国内の世界遺産登録件数は都合14件といった状況でございます。

また、次の世界遺産への登録を待つ暫定リストに掲載されている候補件数は、日本国内で13件あり、この候補の中に荒尾市の旧万田坑や宇城市の三角西港が九州山口の近代化産業遺

産群として位置しております。

以上、３回目の質問にお答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　今、答弁をいただきましたが689件ものものが登録をされている。全部では890件ですか、890件が登録をされている。これは世界で890件ですよね、国内外ですから。890件非常に多いと見るか少ないと見るか、これは個々の判断にゆだねるところが多いと思いますけれども、日本の中でも法隆寺、姫路城、原爆ドーム、これは文化遺産、それから自然遺産では３件、北海道、知床、屋久島、そして複合遺産ではない。この近辺では暫定リストの中に、万田坑であるとか三角西港が近代化産業遺産群として暫定リストには入っているんだと。そういうふうにしてみますと、基本的に今回我々が進めていくであろうという肥薩線のこの文化遺産、これはあえて言うならば鉄道遺産ということになるかと思います。

そこで質問です。じゃあそこで現在登録をされている世界遺産の中で鉄道に関する世界遺産の件数、それからその鉄道遺産の概要、認定年月日、特徴、そしてその登録の意義についてお尋ねをいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　鉄道世界遺産の概要等につきまして、順不同ではございますが、お答えいたします。

890件ある世界遺産の中で鉄道世界遺産はわずか３件でございます。もっとも古く、世界で最初に世界遺産に登録された鉄道としてオーストリア共和国のゼメリング鉄道があります。この鉄道の特徴は、オーストリアの首都ウィーンの南80キロメートルのグロッグニッツ駅とそこから南西の40キロメートルのミュルツツーシュラーク駅を結ぶ路線延長41.825キロメートルの世界初の山岳鉄道でございまして、建設の歴史は1848年までにさかのぼります。そして1998年に鉄道全体が文化遺産として世界遺産に登録されております。

次に、２番目に鉄道世界遺産に登録された鉄道として、インド共和国のダージリン・ヒマラヤ鉄道があります。この鉄道の特徴は、インドの東北部に位置し、紅茶で有名なダージリン地方を走るアジアで最も古い登山鉄道でございます。イギリスの植民地であったインドで、イギリス人の避暑地であったダージリンへ行くための鉄道として約300から2,200メートルの急勾配の坂道を息も絶え絶えにやっとのこと上っていくという鉄道でございます。そんな様子からトイトレイン、おもちゃですね、おもちゃの鉄道とも呼ばれているようでございます。紅茶の輸送の便宜を図ることを目的として1879年に建設を開始し、1881年に開通しております。路線延長は88キロメートルであり、1999年に文化遺産として世界遺産に登録されております。

最後に、３番目の鉄道世界遺産でございますが、スイス連邦とイタリア共和国にまたがるレーティッシュ鉄道があります。この鉄道の特徴は約100年の歴史を誇る赤い列車で知られるスイス最大級の私鉄であり、沿線にはスイスのサンモリッツやダボスなどの世界的なリ

ゾート地を持つ観光路線であるほか、地域の生活路線としても貨物輸送、旅客ともに美しいアルプスの風景と最高の鉄道技術が融合した鉄道技術の傑作と言われている点にございます。1904年に建設が始まり、2008年に文化遺産として世界遺産に登録されております。

登録に至った意義でございますが、登録基準が示しますように人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体、または景観に関する優れた見本であるという点に大きな意義があると考えられます。また、鉄道世界遺産に登録することによって価値ある普遍的文化財として、全人類で保護し、未来へ残すということが最大の目的でありますが、副次的なメリット、意義としまして登録することによって、その国の文化、産業、技術さらにはそこに暮らす住民の姿を世界中の人々に知ってもらうことができますし、世界遺産の修復、保存の方法を参考にして身近な文化財をどう守ればよいか、どう生かせばよいのかなどを学べるという点も意義があるものと考えております。

以上、長くなりましたけれども、４回目の御質問にお答えをいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　今、答弁をいただきました。鉄道遺産としては今、世界に３件の登録件数しかないということですね。済みませんけど、その他の暫定リストには鉄道遺産いうのは、今言った話ですが入っているか入っていないかわからないと思いますけども、あとで調べていただきたいんですが、言うなれば、それほど鉄道遺産というのはまだ世界にあまり例がないということになるわけですね。ということは、例えば先ほど言いました今までの日本の世界遺産に登録されたものをみますと、要するに武家社会のときに使われたものであるとか、それからそれ以前の奈良時代、そういう、要するに過去に遠くさかのぼったものに対する世界遺産登録が主にあるように考えられます。

ということは、非常に鉄道遺産、世界に３例しかないわけですけども、そういう観点から見ますと、あながち雲をつかむがごとき話ではないような気もするわけです、あながち。しかし、先ほど答弁をいただきましたように、非常に大きなハードルが残っているのも、またこれしかりであります。であるならば、今意義の中でおっしゃいましたが肥薩線この総延長がこの三つの世界遺産のどの総延長から見ますよりも一番長くありますよね。そして、先ほど市長の答弁の中からもありましたように、現に使われていると。それがやっぱり非常にすばらしい部分であるのかなというふうな気はいたしております。

それから、部長の答弁の中に世界遺産に登録することによって普遍的文化財、全人類で保護をする、未来へ残す、そして副次的なメリットで、その国の文化、産業、技術さらにはそこに暮らす住民の姿を世界中に、人々に知ってもらうことができるとあるんです。これは、今まで多くの観光客の方々と接していて若干自分なりに思っているんですけれども、外国の観光客、主にヨーロッパであるとかアメリカであるかとは思いますけれども、あの付近のた

ぐいの方々が非常に喜ぶような観光資源ですよね。今、東アジアから大量にぽんとお見えになっている観光客の皆様方は、どちらかというと物をばっと買ってくれて、その地域経済が一時期ではありますけどもどーんと伸びていく、そういうふうな観光客の姿であるとある部分思うんですが、ひょっとしてこの肥薩線が世界鉄道に登録されたときには、長い目で見ますと、一番今から日本の文化であるとか鉄道遺産に触れられたい、そういうふうにまた全然違った分野の観光客が多く押し寄せてきていただくのではないかと。ましていわんや、ここには熊本県下の約８割近くの文化財が点在をしている。その中でも人吉の青井阿蘇神社は国宝であると。そういうものを複合的な観点から見ますと、この肥薩線が鉄道遺産として登録された折にはまたとない観光資源にもなり得ると、そういうふうに私は考えております。ぜひともこれは成功させる意義があるのではないか。いわんや成功させることによって、この地域観光がまた一段も二段も大きく飛躍する一助になるのではないかと、そういうふうに考えるわけであります。

そこで、次の質問に入ります。

今答えていただきましたことを踏まえまして、肥薩線をその鉄道世界遺産と見極めましたときに、その３件のいずれのものより、またほかにもあるであろう鉄道とのどれよりも比類なき特徴を兼ね備えていなければならない。比類なき特徴を兼ね備えていなければならないと思いますが、そのようなものが本当にこの肥薩線自体にあるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

天の雲をつかむようなというお話でございまして、まさにそのとおりだと思います。しかし、月にロケットを飛ばそうと思わない限り、そこには到達できないわけでありまして、月にロケットを飛ばすまでのそれは長い長い年月と研究の成果ではございますが、わかりやすく例えてみますと４キロ先に立てた針の穴に糸を通すような難しさが月へのロケットを飛ばすという技術には要求されるようでございます。そのようなエネルギーが必要な世界遺産登録であろうと思いますけれども、肥薩線が持つ日本で唯一、または世界に比して比類なき特徴ということでございますが、鉄道の近代化に情熱をあげた人々の軌跡が峠を越え、そして誇りに満ち、夢を託した明治の鉄道にその真髄を見ることができるわけでございます。

1908年、明治41年に竣工したニューヨーク製の部品で建設された球磨川第一橋梁を初めとする橋梁、そして1909年、明治42年に開通をした全長約2,100メートルの中に、しかも退避ごうを持つ矢岳トンネルなどの24カ所のトンネル、そして肥薩線最古の駅である1903年、明治36年に開業した霧島市の大隅横川駅や嘉例川駅などの数々の駅舎、そのほかにも国内初のループ線で、日本唯一ループの途中にスイッチバックを擁する大畑駅など、いずれも明治末期、大正期、昭和期にわたり構築設置された各種の鉄道遺産が100年もの年月がたちながらも当初の姿をとどめ、非常によい状態で数多く現存し、しかも現在もなお活躍する路線地域

は日本全国どこを探してもないと言われております。

このことは、鳥瞰図の天才といわれた吉田初三郎、鉄道旅行案内図というのを大正10年作成をしてその鳥瞰図として見比べても現在の肥薩線がそのままの姿で現存しているということはよくわかるわけでございます。なお、経済産業省が公募した九州南部における産業創出と、これを支えた電源開発、物資輸送の歩みを物語る近代化産業遺産群の後世遺産として全国の33遺産の一つとしても選定されているところでございます。また、このように既に登録されている三つの鉄道世界遺産と見比べても、路線延長が124.2キロメートルもの延長を持つ鉄道遺産は世界に存在しないわけでございます。山線・川線の中に100年もの歴史を持つ数多くの産業遺産が現存しているといった点でも、歴史的・文化的に絶対的な数を持つ遺産として遜色はないものと考えているところでございます。しかも先ほどお話がございましたとおり、日本の世界遺産はほとんどが、いやすべてが歴史的文化遺産であります。産業遺産としてはないわけでございまして、もちろん暫定リストには先ほどありました万田坑とか三角西港とかございますけれども、産業遺産としてはある意味チャンスがあるのではないかというふうにも思っているところでございます。そして、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、この地域をやはり熊襲・隼人観光圏域としてとらまえたときに、やはり隼人町におきましては天孫降臨の地、神話の里であり、熊襲におきましてもヤマトタケルの物語でわかりますように一つの神話の里でもございます。そうやって、古代から近代まであらゆるものが包含されている、来年度からは相良城、人吉城の中世城発掘がいよいよ試掘が始まるわけでございますが、古代から中世、近世というふうにすべてを包含し、その中に近代遺産というものが走っているという地域も世界的に比類なきものであるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　今、市長の答弁を聞きまして、もっともっと我々も勉強をしなければいけないんだなと。やはり、今お聞きした中で明治時代からのこの肥薩線のすばらしさが今なお現役としてしっかりと働きながら残っている、これが本当はもともとすばらしいこと。それから市長がおっしゃいました隼人、熊襲こういうふうな圏域で申しますと南九州という形になっていくわけでございますけれども、やはりそこに鉄道世界遺産これが加わることによって、この地域の観光がもっと違った意味からも脚光を浴びることができるんだと、それがひいてはこの圏域から情報を発信することにより九州、ひいては日本、全国に情報が発信することができるんだと、そういうふうに話をお伺いすることができました。

我々も今、市長の答弁の中から数々出てきたお話の中で、ああ、そうであったんだなと改めて思うところもありまして、これはやはりもう一度勉強しなければいけないなと。もう一度勉強することによってこの地域の宝が再度光を増す、輝きを増すものに見えてくるもので

あろうと、そういうふうに思った次第です。私も絶対雲をつかむ話ではなくて、絶対この話は現実化をさせて、そして後世に残していく、そういう努めがあるように思います。青井神社が常々申しております。継承するんです、文化は先人が培ってきたものを継承していく、その中間における我々は、今まさにこれを未来の方々に手渡すために今、青井神社として頑張っているんだと、そういうことを宮司は申し述べております。まさしく、その気持ちと今、市長がおっしゃったような気持ちは非常に合致する部分が多くて、これもまた一つのお話になるんだと、そういうふうに思った次第でございます。

それでは、いよいよ最後の質問に入ります。最後の質問に入りますけども、この最後の質問は２回目の項目の２番です、Ｄ51蒸気機関車の復活運動についてでございます。Ｄ51蒸気機関車復活運動について質問いたします。質問は１点に絞り込んで市長にお尋ねをいたします。市長のＤ51を復活させる、この肥薩線を走らせようとする発想は鉄道世界遺産と一つのパッケージとして考えられているものだと思っております。この発想なかなかおもしろいものだと思いますが、実際やるとなると、これも鉄道遺産同様にさまざまな問題を乗り越えなければなりません。なりませんが、おそらく一自治体の首長がなんの脈絡もなしに提案をされることはないはずです。おそらく最大の難問である予算やＪＲ様との交渉など、強烈にしてインパクトのある考えを持っておられるのではないかと思います。具体的にその一端聞けることができましたならば、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

市民の皆様方にはさまざまな賛否両論があるというふうにはお伺いをしているところでございますけれども、それは私の説明不足によるものというふうに私は思っております。と申しますのが、市民の皆様方の一部には多額の費用、Ｄ51を復活するための多額の費用を募金として求められるのではないかというふうな御不安がある方もあるようでございますけれども、それは私の説明不足によるものでございまして、決して市民の皆様方にその多額の寄附金を求めるというふうなことは全く考えておりませんし、Ｄ51復活のための精神的応援団、これは世界遺産登録運動も同じでございますけれども、この地域または肥薩線圏域全域を挙げて大応援団を結成していただくということはぜひお願いをしたいということでございます。

よって、やみくもに押し進めるということはもちろんこれは控えていかなければなりませんが、一つ一つの課題を乗り越えながら進めていきたいというふうに思っております。復活までの課題は大きく分けまして三つあるわけでございます。一つ目の課題が再三本市議会でも申し上げておりますが、Ｄ51本体の運搬や改修、機関士の育成などといった技術・施設的課題でございます。これが一つの課題でございます。二つ目の課題が運営主体の問題でございます。運営主体は当然のことながらＪＲ九州旅客鉄道株式会社となりますので、今後もさらに協議を進めていく必要がございます。そして、三つ目の課題が何よりも重要な課題でございまして、財源の問題でございます。Ｄ51復活のためには以上の三つの課題をクリアしな

ければならないわけでございますけれども、まずは復活のための署名活動から始めてまいりたいというふうに思っております。これは全国的規模の署名活動、全国にこの肥薩線において、山線においてＤ51を復活するというそういう全国への周知も含めたところの署名活動であります。

それから、次の段階として全国民へ同じく向けて、これも広くＤ51復活のための周知運動といたしまして募金活動というものを考えているところでございます。これが２段階目でございます。

そして３段階目、さらにいわゆる本格的な財源確保のための策といたしまして、国が募集しております総合特区の提案の中に地域活性化総合特区というメニューがございます。これは国の施策の選択と集中の観点を最大限生かし、既成の特例措置や税制財政、金融上の支援を行うものでございます。今回、その地域活性化総合特区の提案として、人吉市、えびの市、湧水町を対象地域とした熊襲隼人文化圏観光開発Ｄ51復活特区の準備をただいま進めているところでございます。ちょっと名称が長うございますのでもう一度言わせていただきますと、熊襲隼人文化圏観光開発構想Ｄ51復活特区でございます。その準備をただいま進めているところでございます。仮に地域活性化総合特区に指定されたならば、構想実現に必要な税制上の支援措置、財政上の支援措置、金融上の支援措置の三つの支援措置をいただけるようでございます。

以上申し上げましたとおり、市民の皆様方に多額なこの資金を寄附金としてある意味強要することは決してございません。まずはその精神的応援団として署名活動に御協力をいただき、そしてそれが沿線全体で盛り上がり、そしてそれが全国へ広がるということが第一段階だろうと思っております。

第二段階として、同じく全国へ向けて募金活動を行っていく、これは先ほど申し上げましたＤ51復活の周知が目的でございます。そして、先ほど申し上げました本格的な財政の措置として、財源の措置として地域活性化総合特区というものを視野に入れて準備を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。松田議員。

○８番（松田　茂君）　今、答弁をいただきました。少しホッといたした点がありました。やはり市民の皆様方の中には、相当努力せんと金は集まらんばいと、市長はよく全国から募金によってＤ51をやるらしいけども、そこまで募金が集まるかなというのがやはり多くの市民の皆様の声でありました。しかしながら、やはりお考えになっている最大の問題点である財源に関しては国との協議を進めていかれるというふうに理解をいたしました。そのＤ51特区と市長が、短くいうとそうなりましょうけども、そういうものをやはり大いに国と協議を進められながらおやりになっていただける、おやりになるであろう。やはり、一所懸命さを広

く市民の方々にも、先ほどおっしゃいましたように説明をしていただくと必ず御理解を受けれる部分も出てくると、そういうふうに私も理解をいたします。

ぜひとも夢が夢で終わらないように、そしてなかなかこれは短期の中でおやりになることができるわけじゃございません。その付近は十二分に市長もお考えになっていると思いますので、ぜひともこの世界鉄道遺産登録、それからＤ51復活運動、これは一所懸命に、我々といいますか私も一所懸命頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞ夢の実現へ向かって一歩一歩前進をされるようによろしくお願いを申し上げて、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時45分　休憩

午後１時59分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代勝議員。

○18番（下田代勝君）（登壇）　皆さん、こんにちは。18番の下田代でございます。９月といえば実りの秋でございますが、そしてまた、今月はほとんどの町内で敬老会が開催をされると思います。９月５日の新聞で、100歳241人が住民登録抹消という報道がありました。家族愛とか隣人愛とか、そしてまた祖先を敬うような日本人の心といいましょうか、人の心、それを深く考えさせる記事でもありました。人吉市にはそういうことはないということでございますので、安堵いたしまして、そしてまたいろんな思いを強くしながら質問いたしたいと思います。

まず、人吉市の振興として、これは地域力の高揚でもありますが、史跡人吉城跡の整備、これは先ほどもいろいろお話もありましたけども、中世城址、近世城跡、そしてくま川鉄道肥薩線、その振興について。二つ目の大きなものは地域課題、これは市民の皆さんの御意見でございます。サイクリング道路の活用、これはくま川鉄道との連携、そして生活道路の市道編入と管理、さらに主要地方道人吉インター線の夜間照明についてであります。

まず、史跡人吉城跡、中世城郭、近世城郭の整備についてであります。人吉城跡は国宝青井阿蘇神社とともに人吉球磨地域の地域資源、地域力そしてそのシンボルであると思いますし、先ほどもお話がありましたが、世界遺産への手掛かりともなり得るんではないかと思います。

私は先月、青森県八戸市の史跡根城、「こんじょう」とも言うそうでございますが、根城の整備状況の勉強と調査を行ってまいりました。根城は典型的な中世城館でありまして、建武元年、1334年になりましょうか、それから寛永４年、1627年まで、およそ300年間、遠野

南部氏の拠点となった城であるようであります。ちょっと整備状況を御紹介をしますと国史跡指定が昭和16年12月、面積が21万2,795平方、広大でございます。発掘調査は管理計画に基づいて昭和53年から平成６年まで11年間かかってきたということでございます。復元になったところ、主なものは本丸城、あと広場ということで発掘の中心になるようでございますが、これは１万5,888平方、復元の館としては主殿といいましょうか。それから上馬屋、中下馬屋、これはそれぞれの武将の馬屋だそうでございます。それから鍛冶工房とか納屋とかたくさんございます。

事業費は復元工事としまして８億1,369万3,000円。先ほどの21万2,000平米分に合わせますと総額は51億ぐらいかかっているようでございます。成果としましては、春の花まつりとか、これは八戸というところは季節の加減でしょうか、梅としだれ桜が同時に咲くようでございまして、花まつりは同時祭りのようでございました。それと秋の根城まつり、内外からかなり多くの観光客が見えまして、非常に盛んになっている。そして緑の芝生周り、これは市民にも無料開放がされておりまして、市民のイベント広場、それから憩いの場となっているようでございます。

これらを踏まえまして、お尋ねをしてまいりたいと思います。今回、中世城址、市長の施政方針にもありましたが、中世城上原城跡の現状と発掘調査への取り組み、それから復元への道のり、これについてまずお尋ねをしたいと思います。一回目です。

○教育長（堀　秀行君）　質問にお答えいたします。

上原城跡は中世相良氏の居城であり、当時のお城としての中枢機能を有したと推定される区域でございまして、遺跡の現状は土塁、堀等がきわめて良好な状況で残っており、昭和62年度の試掘調査におきましても建物跡地の地下遺構が検出され、遺跡全域の地下遺構の残存状況は非常に良好であると推定されているところでございます。

このように、上原城跡は中世から近世まで一貫してこの地を治めた相良氏の領国支配の拠点として全域が史跡として高い価値を有することから、平成15年度に国指定史跡として追加指定され、指定区域内の土地の公有化もほぼ完了しているところでございます。発掘調査につきましては、本年度から３カ年にかけて上原城跡の全域を対象として、トレンチによる試掘調査を実施することになっております。この調査の目的は大きく、上原城の機能構造の解明、上原城が使用されていた年代の解明、整備のための本発掘調査の基礎資料を得ること、この３点が挙げられます。今後、特に発掘調査結果と整備方法は連動しており、全域において建物跡等が良好に検出できるとするならば、青森県の根城跡と同様に建物の立体復元整備も可能と考えられているところでございます。よって、上原城跡につきましては来訪者の方々が中世人吉城の世界を肌で体感できるような立体復元及び環境整備を視野に入れながら、かつ史跡としてのさらなる歴史的価値づけができるような発掘調査を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　これから中世城の調査、発掘が始まるわけです。とにかくまずトレンチを入れていくということでございますが、これに３年程度要すると。八戸もそうですが、やはり悉皆調査というのが一番重要でありまして、トレンチによってどうかなと思われる場合でもやはり悉皆まで入っていくと、そういうやっぱり心構えが必要であろうと思いますし、そしてまた、これだけの重要な史跡でございますから、また年月も３年が一応とされる発掘ということになりますと、初期の発掘ですから今後やっぱり相当数時間がかかっていくんじゃないかと。八戸ももちろん11年かかりましたということでございますから、それに要する費用も事業費も相当かかっていくということで、これは教育委員会としてもしっかりした心構えで取り組んでいただきたい。例えば事業費がないからとか、いろんな支障があるからとかいうことで途中でそれが中座しないように、頓挫しないように、そういうことをちゃんと守っていただきたいと思います。そういうことについての教育長のお考えはしっかりだろうと思いますから、そういうお覚悟でよろしいんですね。はい。わかりました。そういう気持ちで取り組んでいただくということですから、まず試掘をしっかりと見極めていきたいと、このように思います。

それでは次にまいりますが、この道のりにもありましたように、もちろん上原城跡、もちろん中世城址の発掘から復元整備に至るまで、申し上げたように長期にわたりますからやはりここらのところは専門的な、学術的な推進体制といいますか、これは内外にかかわらず必要であろうと思います。特に、そういうことでこの体制づくりについてお尋ねをしたいんですが、まず申し上げておきたいのは、やはり私も経験したことですけれども、やはりうちの技術集団といいますか、学術集団といいますか、そこも大事ですし、それもしっかりと拡充をしていただきたいし、そしてまた、外のほうも非常に大事であります。私の経験したところではいろんな委員会を、専門委員会をつくる場合でも例えば文部科学省の文化庁あたりの、いうならば課長レベルのそういうポストにおられるような方もアドバイザー、もしくは委員として入っていただく。それには相当の努力が必要ですが、そこらもやっぱりしっかりやっていただかないとスムーズな、そしてまた精密な調査というのが進みにくいんじゃないかと思いますので、そこらについてもやはりしっかりと、ときにはではなくてしょっちゅう出向いて、また来たかと、人吉はまた来たかというぐらいの努力は必要であろうと思います。それが、やはり大きな成果を今後生んでいくと思われますので、それについてもやはりしっかりしたことを考えていただきたいと思います。まず、体制づくりについて教育長どうお考えですか。お尋ねしたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

上原城跡の発掘調査、整備の推進体制につきましては中世史及び中世城郭の専門家、さら

に文化庁文化財部記念物課、熊本県教育委員会文化課の指導を仰ぎながら、教育委員会の直営事業として担当所管である文化振興課の学芸員が調査を推進していくことになっております。

議員御案内のとおり、いろんなレベルの方々もいらっしゃいますので、そういう御指摘の、御助言のことも十分念頭に置きながら御相談をしてまいりたいというふうに存じます。また、上原城跡の歴史的な解明につきましては、考古学及び文献史学の両側面から調査・分析・研究がなされなければなりませんので、教育委員会としても学芸員の充実と体制の拡充に努めていきたいと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　ただいま教育長のほうから具体的にこういうことをやっていきたい、例えば中世城郭の専門家、その指導を仰ぎたい、さらに今のポイントとしては委員会内部の学芸員の充実も図っていきたいということですが、この二つについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、中世史及び中世城郭等の専門家、教育長がお考えになっているどのあたり、どういう方たちを一応お考えになっていますか。それからもう一つ、内部のほうで学芸員そこらの充実も図っていきたい、充実ということになれば当然、今おられる職員を中心にして学芸員を中心にして、もしかすると拡充があるかもしれませんね。そこらについてはどうお考えですか。

○教育長（堀　秀行君）　中世史等の歴史的なことについて非常に、知識それから経験をお持ちの方ということについてはいろんな相談する機関がございますので、そういう機関も選定をしながらお願いをしていきたいというふうに存じているところでございます。

それから、内部についてもとりわけ文献史をどう解いていくのかというような作業も今後必要になってくるかと思います。そのためには、そうした専門の学芸員を市の文化振興課等に配置を市長にお願いをして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　市長のほうに一つ二つお尋ねしたいと思います。教育長に大体お尋ねしましたけども、もちろんここらの教育委員会の人事というのは教育委員会が持っておりまして市長直接じゃないと思いますけれども、この中世城跡、人吉城跡の整備ということは先ほど質問もありましたようにやはり大事な要素をたくさん含んでおりますので、これはやっぱりしっかりとしたものが必要であろうと思います。

そうしたことで、やっぱりどうしても市長のお力がいるところはやっぱり本省・本庁そこらの専門家あたりの組み込みといいますか、これも大事でありましょうし、そしてまた学芸

員の拡充にしましても採用するとかいろんな方法もあると思いますが、そこらについても具体的でなくても基本的なお考えを市長このことについて、今お尋ねをした２点だけでなくて今までお尋ねした中でのことについて、市長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

学芸員と申しますと、人吉市に在職をいたしております学芸員というのはほとんどが発掘調査に汗を流してきた学芸員が主でございます。そうは申しましても、学芸員というのは幅広い知識を持っているわけでございまして、例えば先ほど松田議員からありましたように国宝阿蘇神社御指定までの４年間、すべての学芸員、人吉市の教育委員会に在職しておりますすべての学芸員がそれにかかわっているということでもございます。しかし、私の考えではやはり縄文以前から、縄文、弥生そして奈良、平安と下がってまいりまして古代、それから中世、近世、それぞれの歴史的な専門性を持つ学芸員というのは大変重要であるというふうに思っております。もちろん学芸員、キュレーターというのはそういう歴史的だけのものではなくて、さまざまに分野は広いわけでございますが、今回は例えば相良家文書にいたしましても慶応大学を初め、熊本県立図書館を初めとしてさまざまなところに散逸をいたしておりますので、やはり今のうち膨大な資料ではありますけれども、やはりそれを読み解き、まとめておく必要が後世のためにはあるというふうに認識をいたしておるところでございまして、よって、中世文化をひも解く上でのキュレーター、学芸員というのは大変大切であるというふうに認識をいたしております。よって、教育長、教育委員会とも協議をさせていただきながら、そういう手当の方向を探ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　市長のほうからそれについても力強く手当等を施していきたいということでございますが、本省関係の、市長が上京された折に、やはり文科省、あと特に文化庁あたりにおいでいただいて、そしてそこらのところも専門家等の招聘とかいろいろなことについてお力を貸していただければと、いいんじゃないかなと思っております。

次に、これとタイアップしまして中世城があるわけです。中世城、近世城と入ってきますが、これは相良家のそれぞれの拠点であったわけですから、この近世城についてお尋ねしてまいりたいと思います。

近世城跡はこれまでいろいろと整備をされてきました。しかし、まだ未整備、未着手そこらもまだ相当残っているようでございますし、また上物といいましょうか、建物といいましょうか、そこらの復元への道が望まれて、求められていることも事実でございます。そこで、近世城跡について今後、今までの整備を続けられて、加えてどのような整備を進めようとさ

れているのか、またどうお考えになっているのか。まずお尋ねをしてみたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

近世人吉城跡の保存整備は、昭和59年度に策定されました史跡人吉城跡保存管理計画に従って、発掘調査、整備事業を鋭意展開し、平成15年度から19年度にかけて史跡等総合整備活用推進事業を行ってきたところでございます。今後の整備につきましては、相良神社敷地の公有化、市庁舎移転という課題が残されております。相良神社が公有化できれば御館跡の整備、市庁舎が移転すれば跡地の整備が発生してまいります。また、本丸、二の丸部分の整備につきましても、メンテナンス等も踏まえた再整備の必要性も生じてくるものと考えられるところでございます。

さらに、議員が言われております中世城域における建物の復元整備につきましては、文化庁のハードルが非常に高いと思われるところもございますけれども、最大の努力を図ってまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　今、お答えいただきましたが、やはり何といいますか、まだ未整備、未着手のところは残っていますね。おっしゃるとおり、この庁舎もありますし相良神社もあります。やはり公有化についてはいつも盛んに努力はなされていると思いますが、特に個々で一番目立つのは相良神社、市の庁舎。市の庁舎につきましてはやはりそれぞれいろんな条件がたくさんありましょうし、課題もたくさんあると思いますが、相良神社についてはそう難しい条件というのは少なかろうと。当然それは経費の問題とかそういうのはあるかと思いますけども、相良神社公有化については現在どう進められているんでしょうか。

それからもう一つ、今後この中世城、近世城、ここらの移り変わりが進められていくわけですが、ここらについてやっぱり市民そしてまた外来の観光客の方おいでになってどうなのかと。看板、それぞれの案内板とかあるわけですが、１カ所で大きく、いうならばそこらを知らしめるような看板と言えば言葉は悪いんですけれど、案内板といいますか、やはり大きなやつを設置をされれば、より皆さん方が認識を新たにしていただくのではないかと。そうすると近世城の整備状況も、中世城が今後どう調査が進められていくのか、将来の姿とかそこらまで見えてくるのではないかと。市民の関心ももしかすると協力も得られるのじゃなかろうかと思うんですが、そこらについてはどうお考えですか。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

相良護国神社の公有化については、正直申し上げて非常に厳しいというところがございます。単に補償費だけの問題ではなくて、やはり相良護国神社は護国神社としての意識というのが非常に高い。そこをどう協議しながら、解消という言葉が当たるかどうかわかりませんけれどもクリアしていくのかということが大きな課題でございますので、今後努力していき

たいというふうに思いますが、厳しいなという認識は私自身持っているところでございます。

次に、人吉城跡は中世から近世まで相良氏の領国支配の拠点となった場所であるということは議員御承知のとおりでございます。中世城から近世城へ移り変わっていく城として日本城郭史の中でも位置づけられているところでございます。したがいまして、総合案内板ということにつきましては中世城、近世城を網羅する内容となりますので、今後の上原城跡の調査結果・成果も踏まえ、整備事業の中で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　確かに民家とかいろんな施設の移転というのは難しい問題がたくさんあると思います。あとは今教育長がお答えいただきましたように、非常に厳しいということは私も理解をいたしますし、認識もしております。ですから、そうした場合にもやはり回を重ねて協議を進める、そして何らかの道を探っていくということが必要であろうと思いますし、今後も厳しい中でも最大の努力はお願いしておきたいと思います。よろしくお願いしておきたいと思います。

次に、地域振興の中で、くま川鉄道と肥薩線ということで通告をいたしております。先ほど松田議員も質問がありましたので重複するところがあるかもしれませんが、なるべくそこらは外していきたいと思いますがよろしくお願いをしたいと思います。

くま川鉄道、肥薩線の整備についてでございますが、これは先ほども皆さん方がよくおっしゃいましたように、市長も施政方針で触れられましたように来年の３月には九州新幹線、これはもう開通するわけですね。国は、観光施策としまして外国からの、特に中国、韓国などアジアを中心とした観光客を年間2,700万人程度誘致したいという施策を打ち出しております。当然のこと、九州も大きくクローズアップされてくるでしょうし、九州新幹線を通しての人吉地域での期待と対応も非常に大きいものがあろうと思います。そのためには、やはり導入経路と地域が魅力あるものでなければならないということは申すまでもないことでございます。

そこで、お尋ねをしてまいりたいと思います。くま川鉄道のこれまでの整備状況、どうなされてきているのでしょうか。確認も含めてお尋ねをしておきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

どういうふうな整備をしてきたか、どう取り組んできたかということの御質問と承っております。くま川鉄道株式会社におかれましては平成元年の開業以来21年間、高校生の通学輸送を初め地域最大の輸送手段として地域の協力をいただきながら利用促進を図り、未来永劫存続できるよう努めてこられたところでございます。しかしながら、近年は少子化の影響もあり、高校への通学利用者が開業当初に比べまして約４割強減少し、厳しい経営状況となっ

ているところでございます。そのため、少しでも経営改善につなげるためには通学利用者の増はもちろんのことながら、観光客などを含めた一般利用者をどう確保していくかということが課題となっていたところでございます。特に、九州新幹線全線開業を間近に控え、できるだけ多くの方々にくま川鉄道を知っていただくために、開業に伴いましてより身近となる関西圏の旅行代理店等に対しましてＪＲと連携を図り、周知活動を行っておられるようでございます。そのほかにも、これまで取り組まれてきた誘客活動といたしましては、ＳＬ人吉の到着時間に合わせ観光列車ＫＵＭＡ－１、ＫＵＭＡ―２の運行を行うことにより、できるだけ奥球磨へ足を運んでいただけるよう取り組んでこられたところでございます。

また、列車内においても片道40分余りの旅を楽しんでいただけるよう絵画や写真を展示するギャラリー列車や、おひな飾りによるおひな列車の運行により観光客の引き込みにも努めてこられたところでございます。さらに、人吉球磨には豊富な地域資源として多くの寺社仏閣や史跡、温泉も点在しており、あわせて球磨焼酎の酒蔵もたくさんあることから、そのような場所を尋ね歩くにもくま川鉄道は非常に便利な交通手段となっておるところでございます。特に、相良三十三観音の時期にはそれぞれの地域においてお茶だけでなく地域の産物によるおもてなしを受けることができ、観光客も地域の人々とのふれあいを楽しむことができるようでございます。

このようにくま川鉄道と地域資源を利活用した探訪の旅として球磨旅を企画することにより観光客、特に団体客の掘り起こしに努めてこられたようでございます。また行政側といたしましても、昨年設立をいたしました人吉球磨地域公共交通活性化協議会の取り組みとして、人吉球磨地域の住民に限らず全国の方々へイベント情報の発信に努めるなど、くま川鉄道と連携を図りながら誘客支援に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきました。確かにくま川鉄道はそれぞれの努力はされてきました。そしてまた、資金上もいろいろな課題もございます。ただ、市も組織が別だからということじゃなくて、一体となってやはり事業といいますか、いろんなことを進めていただきたい。いろんな、差し出がましいことはこれはできないことですけれども、やはりそれを支える鉄道、いわゆる会社を支える自治体としては当然そこにあるんじゃないか。例えば基金を管理するということではなくて、やはり先頭を走るような、むしろ、そういう意識でやはり一体的な整備策に参画をしていくというのが必要であろうと思います。あそこの会社だからとかそういうことではないと思いますし、やはり市がそれは全面、バックアップもありましょうし、そして協議もありましょうし、ときにはアドバイスもあろうと思います。そうすることによって、くま川鉄道株式会社もきちんと力を出してくるんじゃなかろうかと思うわけでございます。そこらについて、これまでの消極的というような言い方はしません

けれども、積極的にそういうことに入っていただきたい。それについて市長いかがお考えですか。例えば副市長、いろんな例えば関西方面のそういうような会社あたりとのこともありますね、協議をされてきているとか誘致のためにいろんなことをなされているとか。会社もしっかり頑張っておられますが、そういう場合にはやっぱり一緒に行ってやるぐらいのそういうお気持ちという意味での話です。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

くま川鉄道が例えば、ちょっと表現が悪いですけれども、違うところの会社というような気持ちじゃなくて行政としてもしっかり支えて、逆にリーダーシップを取ってやっていくべきじゃないかというふうな強力なアドバイスでございました。我々もまさしくそのとおりだと思っております。きのうもお答えしましたように、球磨郡内でもくま川鉄道のことを真剣に考えましょうということで担当課長集まりまして、一つは負担金の関係の問題等も検討をしたんですけれども、そういうことを踏まえましてやはり話の中でもいかにやっぱり利用客増につながるようなことをやっていくか、そういうことも非常に大事な問題であると。そこの場面での補てんだけでなくて今後のことを考えたことも必要だということは、球磨郡の担当課長ではございますが、認識は強く持っているところでございます。

そういうことで、先ほどいろいろそういうことで取り組んでおられますというような言葉で言っておりますけれども、行政としましてもくま川鉄道の領域もありますので、その辺も踏まえながらも観光面、産業面、いろんな面で一緒になってやっていくべきところはしっかりやって、このくま川鉄道を残すということであればしっかり真剣に、やっぱり人吉球磨全域全住民が一所懸命になっていけるようなリーダーシップもとってやっていくべきだというふうに強く思っております。非常に強いアドバイスいただきましてありがとうございました。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　公室長がしっかりと力強くその意気込みを答えていただきました。そこで、それを十分心しながらお尋ねをしてまいりたいと思います。

くま川鉄道の活用につきましては、これまで私も議会等でいろいろな提言を含めて質問をいたしてまいりました。そこらでお尋ねをしたいと思いますが、どう検討されてきたのか、その内容はどうかということもあるかもしれませんので、ちょっと時間をとりまして具体的に申し上げたいと思います。

観光路線としての付加価値を高めるためにと、くま川鉄道沿線または鉄道のプラットホーム等に強化ガラスを張ってナマズ水族館あたりを設置したらどうなのかなと。それから湯前駅のレールウイング、ここらとのタイアップも図られるわけでございますし、ちなみにナマズは世界で大体2,000種程度、日本は３種程度と言われております。そうしますと、例えばナマズ料理、これは高タンパクの健康食品だそうでございまして、非常に日本でも取り上げ

ているところもありますし、アメリカあたりではニューオリンズというところの食材として非常に重宝されているというようなこともあるようでございます。そして、秋篠宮殿下はナマズの専門家でございますし、平成11年には遙拝神社においでになっております。その記念碑も建っております。そういうことからしますと、そこらをやっていきますと、もしかすると秋篠宮殿下もお子さんをお連れになっておいでになるかもしれませんし、それもまた一つの大きな地域の活性のためのインパクトになるのかなと、そういう質問もいたしております。これは平成11年９月の定例会で申し上げた内容です。

それで、水族館等はナマズにかかわらず淡水魚でも何でもいいわけですけれども、これは例として申し上げたんですが、そういうナマズ水族館等をつくりますと、例えば幼稚園、保育園、小学校また低学年の校外授業等にも活用してもらえるのではなかろうか、ときには家族連れでおじいちゃんおばあちゃんが孫の手を引いてでも来ていただくんじゃないか、列車にも乗っていただくんじゃないかというような質問であったと思います。

それから、足踏みトロッコのタイムレースあたりもそこらで質問をいたしております。足踏みトロッコというのは、かつて軌道をいろいろ補正するための保線用のトロッコだったんですね、平坦地とかそういうところを人間が足踏みで走っていくというトロッコだったようです。これは、実は平成６年にその鉄道まつりのときに大畑駅で実施をした例があります。これはタイムレースだったと思います。こういうこともありまして、そういうことも含めてこの活性化を図ったらどうですかという質問をいたしております。もちろん、このようにしてください、すればいいということじゃなくて、そういう例としてどのようにそういうようなことを検討されてきているのか、あればお聞かせいただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　これまで平成11年に質問をされておりまして、そのことについてどう取り組んできたのかと、そしてまたそれについてどう考えているのかというふうな御質問でございました。

順番がちょっと変わりますけど、トロッコのほうもおっしゃいましたのでトロッコのほうとナマズという観点からちょっと順番を変えて回答させていただきます。

トロッコレースの開催といった活性化策も本当に一つの興味あるものだと、そしてまた非常にありがたい御提案と、今、受けとめたところでございます。実は、くま川鉄道におきましても鉄路を活用した活性化策の検討がなされ、国土交通省九州運輸局へくま川鉄道のほうで御相談に行かれたと、そのことを私も聞いております。そのときに、現行の鉄道事業法では本線を使用した取り組みは非常に難しいという御回答であったようでございます。その理由でございますが、本線を使ってイベントを開催する際には線路を閉鎖しなければならない、つまりその時間帯は列車運行ができないという制約があるようでございまして、この運行ができない時間帯の列車利用者の代替措置もあわせて講じていかなければならない問題も発生してくるようでございます。

くま川鉄道のほうからは国交省の方に全くできないのでしょうかとお尋ねをされたようでございまして、本線と切り離して別に線路を設けて実施することは可能ではあるということですが、現在それが実現可能な場所は一武駅の前後だけで、ここも引き込み線用の用地があるのみで今のところ活用できる線路はないというのが現状でございます。しかしながら経営改善のためには活性化につながる策を講じていかなければならないことは事実でございますので、議員からいろいろなアイデアを出していただきましたけれども、そういうことも参考とさせていただきながら活性化につきましても積極的にくま川鉄道と我々も含めて一緒にやっていければと働きかけをしていきたいというふうに思っております。

さきに述べられましたナマズの件ですけれども、私も秋篠宮様がナマズの御研究をされているというのはお聞きをしておりまして、既に議員のほうから平成11年にそういう提言といいますか提案をされておりますけれども、このことにつきましては、このくま川鉄道は人吉から湯前までは車窓から昔懐かしい心休まる田園風景を眺めながらゆっくりとした旅を楽しむことができる列車でございます。特に、平成21年４月からは球磨の自然を楽しむこともできます自然博物館列車ＫＵＭＡも運行しておるところでございます。列車ＫＵＭＡの中では、球磨盆地や周辺の植物を楽しむことができるようになっており、議員から御提案いただいたように駅において動物といいますか、魚類・ナマズを置くこと、また湯前駅にマンガ美術館もございますので、くま川鉄道を活用して人吉球磨の自然、歴史、また文化を一体的に楽しむことができる自然文化体験ゾーンといったものを確立できることとなることは非常に望ましいことと感じております。

また、生き物ですので小学生の社会科見学等にも活用いただければ教育向上にもつながりますし、さらにはくま川鉄道の利用促進にもつながるものと考えるところでございます。特に、終着駅であります湯前駅及びその周辺の魅力を高めることはくま川鉄道の利用に大きく影響すると思われますので、今後もくま川鉄道や関係町村との協議の際に発議、話をしてまいりたいと考えておるところでございます。

しかしながら、一方ではナマズの管理、要するに生き物でございます、ナマズの管理・維持といった問題がございまして、現在くま川鉄道におきましては経費節減のため、人吉駅を除く全駅が無人化されているところでございます。あさぎり駅、多良木駅、湯前駅につきましては近くに公共施設もあるところでございますが、そのようなところで管理をお願いできるのか、またはくま川鉄道株式会社が検討を進めている駅を店舗として貸し出し、管理を委託するといった中でお願いできるのかという問題点の解決も含めて、この話をくま川鉄道のほうにも問いかけをしてみたいと思っております。

いずれにしましても、くま川鉄道を残すためにもくま川鉄道の活性化を図るためにもいろんな活用策を人吉球磨全域、みんなで考えて取り組んでいくことは非常に大事と考えていますので、今後ともいろんな取り組み策を御提言・御提案をいただきながらも我々のほうも考

えながら一緒に取り組んでいく必要があるのかなと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　今、市長公室長のほうからお答えをいただきまして、例えばトロッコ列車、ここらのことを一つ取り上げてみましても、特に若い女性といえば変なふうにとらえてもらえば困りますが、若い女性、女子大あたり、ここらと提携をする。どうしてかというと、若い女性というのは非常に感性が豊かですし、いろんな考えもまた違います。だから、そういうところと提携をしながらやはりここのトロッコレースあたりにも御意見を出していただくとか、力を貸していただくとか、そしてまた小さい幼児、保育園とか幼稚園とかそういう子供たち、そこらをまた呼び込みますといろんな集客も出てくるのではないかと思うわけであります。

今、公室長のほうから非常に大変なやっぱり課題が多いということもあるわけですが、さっき私が申し上げましたように保線用のトロッコということになれば、例え運輸局であろうとそれについては否ということはなかろうと思います。もちろん使い方と場所と時間ということになろうと思いますが。だから、やっぱり物事というのができないということを先に持ってくるとどうしてもできないわけです。ではどうすればできるのか、ではできるためにはどうすればいいのかということもやっぱりしっかりと考えていただきたいと思います。私も公務員上がりでございましたから、地方公務員上がりでしたから、えてするとできないをさきに持ってくるきらいがあるわけでございますが、そうじゃなくてできるためにはどういうことがあるのかなということのほうにまず頭を切りかえていただきたいと思います。球磨川の鉄道というのはこれは非常に大事な資産でございますから、ぜひ存続をさせていただきたいと思いますし、沿線の自治体あたりもやはりそこらのことを踏まえて負担をいたしましょうと、経営赤字が出た場合にはその額は別として負担の割合というのはある程度意見もそろったようでございますから、そこらも踏まえてのやっぱり突っ込んだいき方というのが必要ではないかと思いますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

そこで、今後どのように、いろいろ公室長のほうからお話がございましたし、いろんな課題もお話をいただきました。このくま川鉄道をじゃあどうしてどのように残していくのかと、そのためにはどういう整備、活用を図っていくのかということでございます。この質問をいたします思いといいますのは、先ほど言いましたように圏域自治体でくま川鉄道を維持する仕組みと地域住民が一体となって支えるこの体制が整いますと、例えば黒字経営というのはこれにこしたことはないわけでございますが、例え赤字でありましても、言葉は悪いんですが、収支のバランスがとれなくても住民と自治体が一体となって考える、また支える大事な鉄道、そしてまた価値のある鉄道、魅力のある鉄道として考えますと、萎縮することなく活性化を図っていく、むしろ逆手にとって活性化を図っていく、そういう考えがあるのでなか

ろうかと、そういう思いでの質問もするわけでございます。これについては市長のお考えをお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

くま川鉄道の活性化、経営につきましては先ほど公室長も述べましたように、また昨日も述べさせていただきましたように少子高齢社会、人口減少社会に伴いまして利用者減少に伴い基金の取り崩しも増加しており、大変御心配をおかけしているところでございます。今回の施政方針でも述べさせていただきましたが、基金がここ数年で枯渇するという状況の中で、今後くま川鉄道の赤字補てんについては人吉球磨の10市町村で負担していく仕組みといったものがようやく首長間では了承いただいたところでございます。

このことによって今後は安定的な経営維持が図られていくものと思っておりますが、くま川鉄道といたしましても、さらに厳しく経営健全化を図り、改革を行い、活性化につながる策を講じていかなければならないというふうに真摯に受けとめているところでございます。議員御指摘のとおり赤字という環境の中で萎縮をせずに思い切った施策を打っていかなければならないというのは同意見で、大変ありがたい御指摘でございます。今、じゃあどういう施策を思い切ってこの赤字経営の中でも打っていくのか、それはこの人吉球磨の乗降客の皆様方をとらえても、観光客、いわゆる昨日も申し上げましたとおり４万人増と、乗客４万人増を目指すためにはやはり交流人口、観光客増を考えてまいらなければなりませんので、そこに向けてどういった思い切った設備投資ができるのかということをただいまその戦略、戦術を練っているところでございます。

御指摘のとおり、九州新幹線開業まで約半年を切ったわけでございます。そのような中で、この半年間の中では明確なビジョンを持ち、くま川鉄道存続のための明確なビジョンを持ち、また経営の指し示すところを明確にし、そしてそこから戦略戦術を導いて思い切った設備投資を行わせていただきたいというふうに考えているところでございます。下田代議員に力強いエールをいただきましたように、圏域全体で鉄道を支えていくということは当然のことでございまして、行政・住民挙げて支えていくことを決めて、改めて決意したところでございます。そのために、人吉球磨ならではの鉄道のあり方、生き方をさらに追求していく必要、ここがくま川鉄道のビジョンを探る上で重要かと考えているところでございます。

さらに、ローカル線のよさである「利用者にはいつも温かく、観光客には魅力がいっぱい」といった環境を充実させ、地域内外の皆様にあらゆる局面を通して御利用、御活用、御支援をお願いしたいというふうに考えているところでございます。やはりこの鉄道の大きなテーマだと思っております。来年３月九州新幹線開業により関西圏の皆様方には非常にこの人吉球磨も身近になるわけでございまして、これまで以上にこのくま川鉄道の活性化策が受け入れていただけるかどうかということも含めて非常に重要な、今時期を迎えているというふうに思っております。そのためには人吉球磨地域の歴史、文化遺産、自然資源、人情とい

った地域資源を生かした魅力ある観光を模索していかなければならないし、その魅力をさらに高めるような鉄道でなければならない。全国に情報を発信し、今ＳＬ人吉が注目を浴びているように全国で放送される、先般からも何回となく全国放送網にはＫＵＭＡ－１、ＫＵＭＡ－２も乗ったところではございますけれども、さらに全国からの注目を浴びるような施策を打っていかなければならない。そのことによってアジア圏域も視野に入れた、いわゆるアジア内需というふうに最近は申しておりますけれども、そのアジア内需をこの人吉球磨地方にいかに取り込んでいくかというのもくま川鉄道活性化の一つの視点として大変重要になってくるのではないかというふうに考えているところでございます。さらなる御理解と御支援を賜りたいと思っております。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　くま川鉄道、当然これは連携をしまして肥薩線ということになります。肥薩線につきましては、先ほど世界遺産ということのとらえ方の中で松田議員も質問をいたしておりますが、また別のほうとしての質問をしてみたいと思います。

肥薩線ですが、肥薩線は御承知のように、かつて九州本線であったわけでございまして、その後本線が他方に設置をされましたので支線の肥薩線として今日まで至ってきたわけでございます。今は先ほども質問の中でもありましたように、人吉から八代間が川線、それから人吉から吉松間が山線として親しまれてきております。

そこでお尋ねをいたします。肥薩線利用促進・存続期成会、この目的はどうなっておりますか。お尋ねしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

肥薩線利用促進・存続期成会の目的はということでございます。この期成会は、八代市から霧島市まで沿線圏域の16市町村で構成する広域の期成会でございます。その目的でございますが、この期成会の規約第２条の中に目的が掲げられております、５項目でございます。この中で、肥薩線の利用を促進し、同線の存続に向けた活動を推進することによって地域の総合的発展を期することを目的とするというふうな項目になっております。その目的を達する事業としまして、一つ、肥薩線沿線市町村の共通利益に関する事項、二つ目、肥薩線の利用促進と存続に関する事項、三つ目、肥薩線各駅の駅舎及び周辺の環境整備に関する要望活動等、四つ目、ＳＬ存置のための各種活動、五つ目、その他本会の目的を達成するための必要な事項となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　目的そのとおりであろうと思いますし、実はこの期成会を立ち上げましたときに私は担当者でした。当時は肥薩線近代化促進期成会ということで肥薩線を改善す

る、乗りやすいように改善をする、そして客をたくさん誘致する、それが大きな目的でした。当時はカーブもとれないかと、肥薩線はカーブも多うございますからとれないかということもありまして狭軌だもんですから揺れがひどいと。どうするかということで振り子電車といいますか、振り子列車、いわゆるそういう専門的なあれがあったそうですが、それも入れようかという話がなってきて今日に至ったわけです。

先ほど松田議員の質問もありましたように、ここが非常に世界遺産とのかかわりといいますか、大きくなってきます。そういう意味でここらの質問もつなげていきたいと思いますが、これまでの活性化、これにどのような整備がなされてきているのでしょうか。この期成会を踏まえてお答えをいただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、最初は肥薩線近代化促進期成会ということで発足をしており、その後肥薩線利用促進・存続期成会ということでそのような変遷があり、本当、下田代議員も最初から担当されて非常に御苦労があったと思っております。私も一緒に仕事をした経験がありまして、そのことを今、ちょっと思い出しているところでございます。

活性化につながるためにどのような整備を今までしてきたのかということでございますが、今言いましたようにこの期成会は最初は近代化促進と、非常に今皮肉なもので最初はＳＬだったのをディーゼル化しましょうということから出発したのが、逆に今はＳＬといいますか復興といいますか古いほうに、古いといいますか懐かしさをまた求めるような動きにもなっております。そういうような流れをくみまして、沿線の環境整備や列車の更新等について事業主体である日本国有鉄道、その後のＪＲ九州株式会社様のほうに要望活動を行ってきたというのが最も顕著な期成会の活動でございます。

特に、肥薩線の山線、これは人吉駅から吉松駅、ここがスピード化に逆行する形で日本初の観光路線化に方向転換をしてからは、列車の山登りマップの作成や駅などにおけるイベントへの助成、肥薩線ホームページの開設などソフト面でのＰＲ、応援をしてきたところでございます。このようなことがどれほど後押しになったのかはつかめないところもありますけれども、ＪＲ九州におかれましては九州横断特急やいさぶろう・しんぺい号の導入、ＳＬ人吉の復活に取り組んでいただき、喜ばしいことではありますけれども、現在ではＪＲ九州の中でも順調な路線として存続期成会という名称では現在の肥薩線とは合わないような御指摘を受けるようなまでになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　お答えいただきましたように、路線としてＪＲ九州の中でも非常にいいほうに入っていると、これは非常に大変いいことでございまして、今後これが続けていかれればいいなと思うわけです。私が先ほど公室長からもお話がありましたように、近代化促

進の創設にかかわった者の一人として、実は私はずっと沿線町村をすべてお伺いをし、お話をさせていただきました。

当時の鉄道管理局、鹿児島鉄道管理局、熊本鉄道管理局、ここには市長がおできにならないから当時の助役、今の副市長と一緒に行ったりしたことがございます。そして、本省には当然市長の方がお出かけになっていろんなことをやってきた。そして立ち上げたという経緯があります。懐かしい思いもしながら、近代化というのはむしろよくなってきている。復興しながらもいいほうに向いているということは、やっぱりありがたいというよりも喜ばしいなと思うわけでございます。そこらが先ほどの松田議員の世界遺産というのにもつながっていったのかなと思います。世界遺産への取り組みということもお尋ねをしたいと思いましたけれども、これは松田議員のほうからしっかりとお尋ねがありまして重複しますので、私もよく理解をいたしましたので割愛をさせていただきます。

それでは次にまいりますが、この肥薩線が、九州新幹線これと密接なつながりがあるわけでございまして、九州新幹線の開業に当たりまして、この観光誘致策、先ほど市長も相当触れておいでになりましたが、そして新幹線との連携といいますか、アクセスこれについてどうお考えになっているのか、具体的なことがあればそれもお聞かせいただきたい。そして、また鉄道沿線の魅力づくり、肥薩線ですね、これは例えばいろんな文化遺産とか史跡とか遺構とかそこらの整備もあろうと思いますが、まず目に優しい修景美化ということも必要であろうと思います。かつて、私もこれまで沿線に山桜はいかがですかと、沿線の所有者の方たちに御相談をして苗木は差し上げて修景をつくっていただく、そして成木のあかつきにはどうぞ御自由にお使いくださいというぐらいの気持ちで修景をつくっていったらどうであろうかと。そしてまた、球磨川のいわゆるコンクリートパラペット、そこらも車窓丸見えになるわけでございますから、そこらについても何らかの被覆ができるような、例えば蔦を垂らすにしろ何にしろ、そこらの修景も植栽を含めてできないかなということもこれまでお尋ねをしてきたわけでございます。ここらについては市長にお尋ねしたいと思います。よろしゅうございますか、お願いいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

新幹線全線開業への対応は九州を挙げ、熊本県を挙げて主に関西方面をターゲットといたしまして、熊本県ではくまもとサプライズなどさまざまな仕掛け、取り組みが行われております。人吉球磨圏域においても球磨地域振興局を推進本部とした新幹線熊本づくりプロジェクトとして総括が図られているところでございます。これは、前の球磨振興局の次長 出田氏がおっしゃったことでございますが、九州新幹線で多分一気に博多から鹿児島まで南下して来るであろうと。それから肥薩線を利用してどう人吉に呼び込んでくるか、いわゆる「6の字作戦」ということを命名された方が出田次長でございましたけれども、まさに私自身も学んでおりますことは、東北新幹線が開業していった中でまもなく青森まで来るそうで

ございますけれども、八戸まで開業したときに一体どこが一番にぎわってきたかと言いますと、相良清兵衛が終焉の地を迎えた弘前だそうでございます。その理由というのは、東海道新幹線と比較しましてすべての新幹線は山とトンネルだけの環境にありまして、景色がまったく楽しめないということで観光客にとりましてはもっとゆっくりとした旅を、目的地まで早く行きまして、そしてゆっくりとした旅ということで弘前が大変なにぎわいを見せているわけでございます。よって、九州新幹線を利用して一気に鹿児島中央駅まで来られる、そこからまた指宿へ向かって、なのはなデラックス号も新しいデザインで運行されるようでございますけども、初夏に楽しむ日本の旅ベスト・ワンはＳＬ人吉号でございましたように、ゆふいんの森号、いさぶろう・しんぺい号、そして海幸山幸といったＪＲ九州管内の鉄道が日経プラスワンで掲げてありましたけれども、このような非常に鉄道、乗り物を楽しむような環境がこの人吉球磨地方にも整っているわけでございまして、あとはＳＬ人吉で、またはいさぶろう・しんぺい号で人吉に来られた、着地した先をどうするのか、どうお楽しみいただけるのか、何が魅力なのかということをしっかり我々はとらまえ、そこをブラッシュアップして表現をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

本市といたしましては、昨年の春のじゅぐりっと博覧会から昨年の秋、そして今年の春、そしてまた今年の秋と、じゅぐりっと博覧会を行政と民間が一体となりまして足かけ約２年かけておもてなしの地域づくりを行ってきたところでございます。おもてなしも少しずつは醸成されてきたかなという感じもいたしますけれども、さらなるやはり観光客の皆様方の苦情というもの、クレームというものもたくさんあるわけでございまして、私たちの気づかないところをさらに研いていかなければならない。そして先ほど申し上げました、じゃあ人吉に着いたはよいが一体何を楽しめるのかというところを私たちはしっかりと明確に探って、そしてそれを提供していかなければならないというのが重要でなかろうかというふうに思っております。

肥薩線沿線における対応でございますが、やはり一番重要なことは、沿線並びに圏域も含めまして観光的な魅力をいかに高め発信することができるかにかかっているものだと認識をいたしております。個々の市町村における観光の充実、広域的な連携による観光の拡充を図っていくしかございませんが、最終的にはまずは乗り物の魅力、肥薩線の魅力というものに光を当てた世界遺産への登録運動、Ｄ51復活運動を行うことが肝要であるというふうに私は思っております。そして、その準備を進めながら先ほど申し上げましたように、そういう交通手段によって運ばれてきた観光客の皆様方が一体何をもってこの人吉球磨地方に求め、肥薩線沿線に求められているか。その求められているものを、どのようにおもてなしをもってお迎えすることができるかということが地域浮揚のための観光圏域化、つまり肥薩線という歴史文化に醸成された、いわゆる熊襲隼人文化圏観光開発構想というものを進めていくことが重要でなかろうかと思っているところでございます。

先ほど答弁と関連いたしますけれども、肥薩線利用促進・存続期成会、これは各市町村の所管課おおむね総務、企画担当でございます。交通政策としての所掌をしているというのが現状でございますけれども、これは今後会のあり方を模索する中で観光分野、商工分野、または歴史・文化分野、教育分野、そういう価値を高めるための模索をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。また、御指摘をいただきましたように、肥薩線の沿線における景観でございます。これは最も重要なことと御指摘をいただきましたとおり、私もそのとおりだと存じております。ＪＲ九州からの要望といたしましても、この肥薩線沿線の景観をどのようにその沿線自治体で構築していくかということを投げかけられているわけでございまして、御指摘の山桜というのは非常に病気にも強く、非常に龍生園界隈のあの桜の並木の下の鉄路が、最もこの肥薩線の川線の中で着目を浴びているシーンの一つでございますので、桜というのは非常に大きな魅力を含んでいる。よって、この沿線自治体住民みんなで手をたずさえてそれぞれの市境、町境を越えて、県境を越えて連携しておっしゃるとおり川線・山線、特に山線全体、山桜それから秋にはモミジといったような景観が沿線の流れの中に表現していくことができたとしたならば、それだけでもこの肥薩線の価値は多いに高まるものというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　ぜひ、そのような施策をお進めいただきたいと思います。それから、公室長にお願いをしておきたいと思います。お答えはいりません。やはり沿線全線、ぜひ全自治体に訪問をしていただいて、人吉の熱意これをしっかりとお伝えをいただきたいと思います。

それからＤ51が出ますが、山線で一番強いのは4100という機関車がありました。このことを知っているのは先輩の立山議員と私ぐらいじゃないかなと思いますが、この4100をもし探し得るならば、これは非常にまたそのインパクトが大きいんじゃないかと。設計図あたりはあると思いますし、現物があるかどうかはわかりません。ただ、炭水部分が短うございますから長距離は走れない、力は非常に強いという機関車でございました。私は小さいときから見ておりますので、絵を書けとおっしゃれば下手な絵は書いて見せます。そういうことで、ぜひ探すこともお願いをしておきたいと思います。

次にまいります。地域課題でございますが、三つございます。これは住民の皆さん方の御要望でございますし、声でございます。まず一つは、くま川鉄道との連携によるサイクリングロードの活用について。だから、そこらの経緯、それから完成年度、総延長、ルート、さらに一括してお答えいただければありがたいと思いますが、市街地のルート、そしてこれはどうしてかというと、市民から市街地のルートがわかりにくいし、非常に危険度が高いというような御意見等もあっておりましたので、そこらについても御意見をお聞かせいただきた

い。そして、現在どういう利用状況がなされているのか、イベントなどの利用はどうなのか。あまり活用されていないし路面も傷んでいると、そういう声もございます。そこら、この三つについてひとつお答えをいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

湯前－人吉自転車道が整備された経緯といたしまして、まず、熊本県が一般県道として自動車と自転車とを切り離すことによる交通安全の確保やサイクリングやウォーキングによる健康づくり、あるいは人吉球磨地域に点在する歴史・文化遺産や河川公園、温泉センター等を観光資源と結びつけ、地域活性化を図ることを目的として整備されたものであります。また、この自転車道は平成５年に策定された熊本県総合計画人吉球磨生活圏の地域戦略プロジェクト「相良自然と歴史文化の里整備」の中で球磨川を中心にサイクリングロードや休憩施設などの関連施設等の整備を進められ、相良ふれあい回廊の完成に一躍を担う路線としても位置づけられております。

自転車道全体のルートとしましては湯前駅を起点として、人吉駅までの１市４町を通過する延長31キロの自転車歩行者等専用道路であり、総事業費は約58億円だったというふうにお聞きしております。また、この事業は平成５年に事業着手されまして、平成19年３月に完了しております。その間、平成６年には湯前－人吉自転車道の利用の活性化を図ることを目的としまして、直接このルートを通過しない郡内地域も含めて熊本県１市４町５村で湯前－人吉自転車道活性化推進協議会が発足されております。

続きまして、市街地のルートはどうなっているかということでございますが、平成５年度の当初の計画では、七地町の花立から御薬園を左折し、人吉城跡を通過した後、水ノ手橋を渡り終わった五日町の中央信金が湯前－人吉自転車道の終点となっておりました。が、その後工法上、予算上の問題からルートが変更され、現在は七地町の花立から曙橋を渡って県道人吉水上線を左折し、国道445号線を人吉橋交差点まで直進し、県道人吉駅停車場線を右折して、人吉駅までのルートとなっております。この人吉市街地のルートにつきましては既存の道路や歩道を利用したルートとなっており、歩道拡幅や新規舗装などの新たな整備はされておりませんが、今後は関係各所並びに先ほどの活性化協議会などと協議をいたしまして、サイクリングロードの総合案内板や市内への誘導看板を随所に設置してまいりたいというふうに考えております。

それから、このサイクリングロードに関するイベント等の利用状況でございますが、平成21年度にこのサイクリングロードで行われましたイベントとしまして、５月に人吉球磨サイクリングクラブが実施した「エンジョイ！くま川ちゃりんこフェスタ」や、錦町運動普及推進協議会が実施した平成21年度健康づくりウォーキング、８月にあさぎり町が実施した第７回球磨川マラソン大会、９月に熊本県サイクリング協会が実施した第14回相良路サイクルフェスタの４回で、参加者総数は1,300人ほどというふうになっております。また、目的で

もうたってありますとおり、交通安全の確保が図られているということから、通学路としては中学生や高校生を中心に、通勤路としましても多くの方々に毎日利用されておりまして、サイクリングやウォーキングによる健康づくりのための親子連れや御夫婦も数多く見受けますし、レンタサイクルによる市内外からの観光客にも活用されているところでございます。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　それなりに活用はなされているようでございますが、やっぱり市街地のルートといいましょうか、これが一番問題なのかなと。そういうことになれば今、部長からお答えいただきましたように、そこらをよく精査をしていただいて改善ができるものならば改善をして、やはり最短の安全な場所にやっていただければと思います。これも市民の皆さん方の声でございますので、しっかりと受けとめておいてほしいと思います。

次に入りたいと思います。

やはりサイクリングロードとして、一応御提案といいますかお話をされた方は、言うならば現在のくま川鉄道の列車の後に貨車か何かつないで、自転車専用貨車といいますか、そういうのをつないで自由に乗り入れ、自由に乗り捨てと言えばいけませんので乗り置きというか、そういうことができれば利用者もふえるんじゃなかろうかと。自転車の各駅の整備についてはボランティアで自分たちも協力する用意はあるというお話がありました。しかし、お話がありましたように、お答えがありましたように、いろんな課題もあろうと思います。そこらについて、このことについてはどうなのかお聞かせいただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

この質問につきましては、先ほど来からくま川鉄道の活性化といいますか、その辺の要素も含んでおるし、みんなでやっていきましょうというようなそういう要素も持ったありがたい話なのかなと思いながらお答えをしていきたいと思います。

サイクリングロードにつきましては、くま川鉄道と並行する部分も多くございまして、昔懐かしい心休まる田園風景を眺めながら、片道をくま川鉄道で、また片道をサイクリングロードでゆっくり楽しむこともできるものと考えております。現在、くま川鉄道におきましても車両に自転車を一緒に乗せることができるようになっているところでございます。自転車を載せる代金が片道260円ということで、区間による料金の変動はないところでございます。年間約120台程度の御利用があっておるようでございます。

御提案いただきましたように、レンタル用に自転車を貨物車に積載し運ぶことができれば手軽に利用できることとなり、レンタサイクルの利用も増加するのではないかと考えられるところでございますけども、現在の登録車両への積載につきましては運輸局の許認可が必要であり、現実的には簡易な貨物車両の車両登録としては非常に難しいようでございます。

現状でございますが、乗車の状況いかんでは自転車を積載していくことができないことも

十分考えられますので、現在は事前に電話による予約を行っていただき、その確認をしていただいておるところでございます。手続が少し難しいといいますか、複雑かなと思っております。また、自転車を車両へ積載していかなくても済むように、主要な駅、人吉駅、おかどめ幸福駅、あさぎり駅、多良木駅、湯前駅においてレンタサイクル事業を始めております。原則貸し出した駅に利用後も返すこととしておりますが、利用状況を見ながら将来的には貸し出した駅以外の駅でも返却は可能となるよう、いわゆる乗り捨てができるように計画が進められているようでございます。

それでも自転車を整理し、かつ管理をしていかなければなりませんので、元の位置への自転車の移動等も含めまして今議員が御提案のボランティアの方、ボランティアで御協力がいただけることが実現するならば非常にありがたいことかなと思っております。御提案があっている内容につきましては、くま川鉄道にも早速お伝えして、できるところできないところ、いろんな問題点もあろうかと思いますけれども、検討していただくようお願いをしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　ただいまお答えいただきまして、多分運送上の問題とかいろんなことで大変であろうと思います。ただ、こういうような御意見があって協力をしようというお気持ちは、市民の皆さんのお気持ちは大事にとらえておいていただきたいと思いますので、何かの機会がありましたらやはりその方も御紹介ができるならば御紹介したいし、くま川鉄道あたりとも十分な協議をするというふうなことでお願いしておきたいと思います。

次に、地域の生活道路の市道編入と管理でございます。これは例として鬼木町の芦原地区を挙げておきました。これは生活道路の市道認定といいますか、これと管理については問題、課題それは数多くあろうと思いますし、例がたくさんあると思います。ただ、この鬼木町の例を挙げましたのはかつて、名前、固有名詞とかそれは使いませんが、鬼木町芦原のところで町民の方が急に発作で倒れられまして救急車も入れず担架で運び出したと、距離にして数百メーターだったと思いますが、幸いにして一命は取りとめられたということでございまして、こういう経緯からのことでございます。

やはり市道の認定につきましては、条件によっては延長とか幅員とかいろんなことがあろうと思います。限りなく認定基準に近い、どうしても遠いといういろんな条件もあろうと思います。そこで、このことについてお尋ねをしたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

鬼木町芦原地区は近年住宅建設が急速に行われてきた地域の一つでございます。議員御指摘の道路は、宅地開発に伴い里道を含んで私道として整備された延長85メートルの区間と、一部農道36メートルからなる区間の未認定道路でございます。また、道路幅員は現在3.8

メートルないし６メートル程度で当地区における生活道路としての機能を有する道路でもございます。

一方、これまでに市内における道路につきましては新たな市道として認定する場合、人吉市道認定基準で定められた必要な要件に基づいて行っております。人吉市道認定基準は、認定の対象となる路線の種類と認定基準に大きく分かれております。認定の対象となる路線は、人吉市が新設するものや都市計画法などの関係法令に基づいて施工され、市が引き継ぎを受けたもの、国道及び県道のうちその供用が廃止され市が引き継いだもの、また私道で市が寄附を受けたものなどについて市道認定する場合の対象路線としております。また、認定基準はその対象路線の道路の構造基準等を定めたもので、その両端が国道、県道及び市道に接続しているもの、道路幅員が４メートル以上であること、また袋状道路の場合は公園、学校、その他公共施設に通じる道路で、市長がその認定を認めたものや、延長が100メートル以上で当該道路の沿線に５戸以上の住宅が現に存しており、かつ延長35メートル以内ごとに自動車の転回広場が設けられていることなど、これらの要件を満たす必要がございます。

今回の道路区間につきましては要件等の面で難しい点もございますが、今後周辺住宅環境や道路状況の変化を踏まえながら継続して調査検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　今、お答えをいただきました。認定基準からいえばそのとおりであろうと思います。行政の要諦というのは市長も常々おっしゃっていますように市民の幸福向上ということのようでございますし、市民生活が健康で豊かで快適で安全で、そういうことがやはり目標であると思います。そういうことから、十分な配慮をお願いしていきたいなと思いますし、この認定基準を見てみますと、それぞれの道路法と建築基準法ありますね、これは私差異があると思うんです、道路法と建築基準法それぞれの。建築基準法は建物を建てる、道路法はそうじゃない。建築基準法でいきますとみなし道路とか何とかありまして、現道が２メートルでもそこらが条件を満たせば家は建てられるということになろうと思います。そこらに差違が出てきますし、矛盾とまではいいませんが、そういうこともありますし、現道市道の中では三百数十路線あると思いますが、４メートル以下の道路もやはりあるのではないかなと思います。

だから、そういうことも含めて、この認定基準の中にそれぞれにただし書きがあります。例えば公道に接するという、県道、国道、市道に接して市長が認めるということもございますが、そのほかに「その他市長が市道として必要と認めるもの」、もう一つはその認定基準のもう一つの中に「前各号に定める基準に満たない場合であっても、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない」とあります。ですから、無理を申し上げるんじゃありません。ま

ず、このただし書きについてどういうことが想定をされますか。お尋ねしたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

認定基準では、議員がただいま説明されましたけれども、認定する場合には幾つかの要件を定めておりまして、これらの要件は対象となる道路が最小限度保つべき基準であるというような解釈をいたしておりまして、これまで認定をしました道路につきましては人吉市道認定基準、これは昭和63年に定めている基準でございまして、それ以前のいろんな経緯等につきましては把握できておりません。そういったことで、それ以降につきまして適合しているものでございまして、これによりまして認定を行ってきたところでございます。

しかしながら、本号の規定につきましては認定基準を満たさない道路であっても重要かつ必要な路線として市道認定することが特に必要な場合を想定したものでございまして、実際の運用上におきましてはこの要件に基づいた市道認定等は行っていない状況でございます。

以上、御報告いたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきました。最初のお答えで、今後継続して調査して検討を進めてまいりたいとお答えをいただいていますので、あまり深くはもう申し上げません。ただ、規定の中で条項があるのが、現在運用していなくても運用ができるということになるわけであります。ですから、そういうような条件の満たないところがあっても、ここでいうところのただし書きでなくて、この第６号でいうところのことについては十分研究していただきたいと、そのように申し上げておきたいと思います。お答えはいりません。

次にまいります。次は、主要地方道人吉インター線、ここの夜間照明です。これについては皆さん方もよく御承知かと思いますが、このインター線これは沿線にスーパーがありましたが、これは実は閉店になりました。そういうことで夜間が非常に暗い、ここらを散策する人、通行する人、ときにはジョギングをする人、ましてやここは観光人吉の北玄関とでもいいましょうか、そういうことにもなってくるわけでございまして、真っ暗であるということは夜間に人吉においでになる方たちは、なんて人吉は暗いんだろうと、そういうイメージがあるとすれば非常に好ましいことでないということから、この照明についてはどうかという御意見もあったわけでございます。これについて、県道だから県がやればよかたいということじゃなくて、やはり市民の皆さんは国道であろうと県道であろうと市道であろうと、日常の生活にかかわることですから、その観点、視点からお話をされているわけです。これについてどうお考えですか。そしてまた、対応されますか。そこについてまでお答えいただきたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

人吉インター線という県道でございますけれども、議員がおっしゃいますように、大変人吉の玄関口として重要な役割というようなことでおもてなしというようなことを考えますと、

玄関から入ってお城に向かう大変重要な道路というようなことは認識をいたしております。この人吉インター線といいますのは、議員がおっしゃいましたけども中心市街地とインターを結ぶ幹線道路というようなことで交通量も多い路線の一つでございます。

以前も議員のほうからそういった言葉というのはお聞きしておったわけですけれども、近年特に御指摘ございましたように、隣接する大型店舗が閉店したというようなことに伴いまして、夜間照明がなくなって非常に暗い状態というようなことでございます。ただ、車の交通量が多いというようなことで、車道につきましては自動車の照明灯で非常に明るうございますけども、歩道というようなことを見ますと大変にそういった状況が発生しているというようなことを認識いたしております。

照明設備の中で外灯の設置というようなことで検討しました場合に、どうしても道路管理者である熊本県のほうに要望することになりますけれども、この辺のところは先ほど議員も御指摘いただいたわけでございますが、どうしても道路管理者のほうにお願いしていくというようなことでこれまでもやってきております。そういったことで強く要望してまいりたいというようなことで考えておりますけども、どうしても町内のほうで対応いただくというようなことでございますと防犯灯というようなことの設置要項がございますので、こういったことでお願いできればというようなところでございます。この防犯灯につきましては、町内会のほうから総務部の地域生活課のほうに要望していただきまして、御足労いただきましてそういった申請をしていただき、そして防犯灯として市のほうで対応してまいりたいというふうなことで考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）　今、お答えをいただきました。確かに道路管理者が設置するのがこれは第一義でございます。市民はそういうわけにはまいりません。ただ、部長、一つお願いしておきたいと思います。お答えはいりませんが、町内会から申し出るんじゃなくて、むしろ積極的に市が町内に呼びかけて、いかがですかと、そうすると町内が受けるとすれば、あとの電気料は町内が持つわけですから、町内から来るまで待ちますよではないわけです。そこらのところは認識を、というか考え方をやはり変えてほしいなと思います。お答えはいりませんのでお願いをしておきたいと思います。

あと、まとめておきたいと思います。人吉城跡整備につきましては青森県八戸市の根城の整備例を紹介しながら質問をいたしました。人吉城跡は相良700年この重みがありまして、中世城跡、近世城跡の一体整備のこの暁には全国有数な史跡になると思います。私はそういうふうに考えております。いわゆる今後先進地、参考地、ここらも取り入れて、これはどうして申すかというと、八戸も相当苦労したそうでございますから、例えば仙北市、昔の角館、あそこらの武家屋敷等も十分参考にしながらかなり強力に、苦労もしながら文化庁そこらに

も申し入れをしてたどり着いたということでございますから、そういうことも含めて学者専門家による協議体制の確立、これを行いまして長期的な整備になると思います。今申し上げましたように、ぜひ復元まで最大の努力をしていただきたい。そういうことをお願いしておきたいと思います。

それから、くま川鉄道はやっぱり地域の財産という視点からやっぱり肥薩線については世界遺産という大きな夢がありますから、あわせて突き進んでいくということになろうかと思いますが、そういうこともしっかりと考えていただきたい。またD51運行、これにつきましても大きな夢と目標があります。まずやっぱりこれは人が走らんと機関車は走らんと思いますから、さっき申し上げたように公室長が、副市長とでも結構ですし、どなたでもいいですが、あなたが先頭に立って沿線市町村に乗り込んでいって、まず走ってみてほしいとそう思います。そうすると必ずやD51は走ってくるんじゃないかと思いますし、これは地元の総意をつかむための一つのやり方だろうと思います。失礼な言い方になってしまいますけれども、積極的に足を運んでいただきたい、そう思います。

それから市民の声、これは市民の方々の日常生活からの切望、願望であります。法律、条例、制度これのみにとらわれることなくて、やっぱり市民の幸福、福祉向上といいますか、このためには常に市民の声に謙虚に耳を傾けていただきたい。そして、市民の目線に立っていただきたいと思います。このように申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで時間の延長をいたします。暫時休憩いたします。

午後３時43分　休憩

午後４時03分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。西信八郎議員。

○７番（西信八郎君）（登壇）　こんにちは。７番議員の西信八郎でございます。熊本県の総合防災訓練が５日、人吉市を主会場に行われ、県警や陸上自衛隊８師団、消防団など63機関から約1,000人が参加され、本番さながらの訓練が行われました。日ごろから防災意識を高め、関係機関の連携を図ることが目的とされています。私がいた村山公園では、国交省の河川パトロール車が河川の洗掘、越水、漏水の箇所を発見、災害対策本部へその旨を報告され、命令系統により消防団の出動が要請されました。消防団の活動としては、洗掘箇所で木流し工法による対処、越水箇所で積土のう工法による対処、漏水箇所で月の輪工法による対処が行われました。その後、崩壊家屋や土砂に埋まった車両を救助犬が捜索した後、県警や自衛隊、消防が被害者を救出し、医療関係者も救護に当たられました。活動の中において消防団の機敏な作業ぶりを頼もしく見学させていただきました。暑い日でありましたので参加され

ました消防団や市職員、関係者におかれましては大変だったと思います。お疲れさまでございました。

では、通告に従いまして、一般質問をします。まず、１、口蹄疫、課題と対策についてということで、市のマニュアルの作成について、畜産農家の支援について。２、校区体育祭について、委託料の算定の基礎及び考え方について。３、教育関係としてデートＤＶについて、裁判員制度と法教育についての３項目であります。

では、質問に入ります。

１、口蹄疫、課題と対策について。このことについては笹山議員が同じ内容について、昨日質問されましたので重なる部分を割愛して質問を進めたいと思います。まず、市のマニュアル作成については今回の口蹄疫を踏まえながら、市独自のマニュアルと農家のマニュアルについて笹山議員が必要性について質問され、市のほうから答弁がされていますので割愛をします。

では、農家の指導等について質問します。今回の口蹄疫に関しましては感染ルートの解明ができないため、今後の発生を防ぐことが難しくなっていますが、感染初期に一番考えられる感染拡大の要因は、飼料の配送など農場から農場への伝播が考えられます。今回４月20日、発生に気づくまでは農場から農場への飼料運搬車を含め、人がウイルスを持って直接他の農場に行くことがあったかもしれません。すなわち、最も大切な要因は、車と車に乗った人でしょう。どちらも行き来さえきちんとできれば自分たちで消毒を徹底することで感染を防げます。農家が行うべきことは、家畜の出し入れをきちんと管理し、口蹄疫にかかわらず病気が広がらないようにすることだと思います。家畜衛生の意識を向上することは経済効果の向上にもつながり、一度病気が発生しましたらすべてを失うことになりかねません。恐らく、あと10年後にしか発生しないだろうと考える人はいないでしょうが、もしそういう考えがあるとしたら危険です。

日本は国土が狭く、台湾と同様、集約的型畜産を行っています。狭い地域に密集した飼い方をしている国が被害が大きいので、今後中国や韓国で流行があれば、また日本でも起こるかもしれません。いつ発生してもおかしくないという意識が重要だと思います。

ここで質問します。畜産農家への業者からの飼料、牛等の搬入や消毒の方法など今後防疫対策や畜産農家への指導、また、車、飼料運搬車などを極力家畜に近づけない畜産農家内の施設の配置等も大切だと思いますが、これらの対策についてどう考えられているでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

先般の宮崎県での口蹄疫が終息したものの、依然として、いつ、どこで発生するか安心できない状況であります。今後とも本市の畜産農家の方々には畜舎内外の消毒を徹底していただくよう指導しているところでございまして、畜舎の月１回の一斉消毒日を設定し、防疫の啓発を図っているところでございます。

また、御指摘のとおり、業者からの飼料、物資等の搬入を媒体に口蹄疫の感染が疑われるような事態も想定されるところから、外国産飼料とりわけ中国産の麦わら等の使用を控えていただくようにお願いしているとともに、より安全な国産自給飼料の増産、活用を推進していく、そういうのもお願いしていきたいというふうに思っております。さらに、畜舎への進入路の一本化や畜舎の配置など、飼育環境の改善につきましても畜産農家と話し合いを十分に行いながら協議してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西議員。

○７番（西信八郎君）　消毒に関しましては笹山議員が煙霧機の追加導入の必要性をきのう説かれました。私もそう思いますので、よろしくお願いいたします。また、畜産農家の声を聞きますと、制限区域内に指定された後も畜産農家の方がお茶を飲みに来られたり、ありがたいことですが、大丈夫だろうかとお見舞いに来られる方もありました。立ち入り禁止ボードの配付後はなくなったわけでありますが、危機意識の薄さに驚いたと言われました。

笹山議員が提案されました病状等の写真等を交えた資料を含め、意識高揚を図るため、家畜伝染病に対する勉強会または研修会を定期的に開いていただければというような声もありました。このこともよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、畜産農家支援についてであります。ことしの農業状況は鳥獣による被害の拡大、また天候不順による畑の作物、野菜の不作、米の価格も一部の方には戸別補償による補てんは考えられるものの大きな下落が予想されますし、現在の猛暑による農作物、畜産の被害など、口蹄疫を含め農家にはダブルパンチどころかトリプルパンチを受けたような厳しい年となっています。

そこで質問します。今回、国・県の口蹄疫支援策のうち、どういう事業を何軒の農家が活用されましたか。また、活用したくても要件に満たず対象外となった農家は何軒ぐらいおられるでしょうか。お尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

今回の口蹄疫に伴う国・県の支援事業で、本市の農家がどれだけ活用されたのかということでございますが、まず国の事業としまして、経営維持に必要な低利の資金を融資する家畜疾病経営維持資金において１名、県の事業としまして、移動搬出制限により経営の継続が困難となった農家に対し無利子の資金を貸し付ける熊本県家畜疾病緊急対策資金に６名の農家の方が活用されておられます。また、利用したくても要件に満たず対象外となった農家がどれだけおられたかということでございますが、今回の国・県の事業の中には申請窓口が社団法人熊本県畜産協会や金融機関などとなっておりまして、受付状況を詳細にすべて把握することはできませんでしたが、現時点で確認がとれた中では残念ながら４名の方が要件に該当しなかったようでございます。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西議員。

○７番（西信八郎君）　次に、口蹄疫によって競り市が延期されるなど、牛、豚に出荷遅延の影響が出ましたが、その頭数はどれくらいだったでしょうか、質問いたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

競り市の延期で影響のあった牛、豚の頭数についての質問でございますが、まず子牛におきましては５月出荷予定で７月に延期になって販売された子牛は84頭でございます。７月出荷予定で８月に延期になって販売された子牛は78頭でございました。また、肥育牛につきましては５月から７月までに出荷予定であった頭数が36頭でございました。さらに、豚におきましては調査した結果、合計444頭が出荷できなかったようでございます。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西議員。

○７番（西信八郎君）　今回、いろいろな支援策があった中、利用したくても利用できなかった方の把握は難しかったかもしれませんが、利用できなかった畜産農家は４名のほか以外にもおられたのではないかと推測します。また、融資制度は無利子、据え置きであっても元金は返金しなくてはなりません。苦しい畜産農家の一時しのぎにしかならないと思います。

ことし３月議会で私が申しましたとおり、人吉の畜産農家の方々は認定農業者も多く、人吉の農業を引っ張っていただかなければならない重要な農家の方々であります。きのう示されました全畜産農家１戸当たり２万円の支援策は非常にありがたく、感謝をするところでございます。しかし、口蹄疫により不利益を得た農家の支援も考えていただきたいと思います。また、今後、人吉球磨一体となり、なかでも人吉が中心となり市町村全体での抜本的支援策を考える会議等も開催していただきたいと思います。今回は関係陳情書も出ており、委員会付託審議等もあると思いますので、今申し上げましたことを強く要望し、また宮崎の畜産復興をお祈りし、この質問を終わります。

次に、校区民体育祭の委託料の算定の基礎及び考え方についてであります。先日、大畑校区の方から、体育祭の話し合いの中、体育祭における町内負担金が大きいのではないかという御意見をお伺いしました。そこで質問します。校区民体育祭の委託料の算定の方法はどうなっているか。また、市はどうして校区民体育祭に委託料を払って各校区での開催をお願いしているのか、その考えをお聞きしたいと思います。また、過去２年間の校区ごとの参加人数と必要経費がわかればそれもあわせてお答えください。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

市民が生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送るために、スポーツの持つ役割は大きく、地域や関係団体などとの連携のもと、市民スポーツの推進を図ることは重要な施策の一つであると存じます。校区市民大会につきましては、スポーツ、レクレーションを通じ

て校区住民の親睦と融和、健康増進を図ることを目的に、校区の地域性や特色を生かしたより効率的、効果的な事業を実施されますよう40年ほど前から各校区で開催していただいておるようでございまして、行政と地域の共同による地域づくりの核をなすものと考えているところでございます。

委託料につきましては、以前から現在の算定方法が使われておりまして、均等割額が一律に４万5,000円、人口割額が一人当たり20円でございますが、平成13年度からは人口割額が10万円に満たない校区に対しましては２万円を加算しております。それぞれの校区の過去２年の委託料につきましては、議員が配付されております資料のとおりでございます。過去２年間の校区ごとの参加人数につきましては正確な把握ができておりません。本市におきましても人口の減少、少子高齢化、また校区市民体育祭時期は各種スポーツ大会と重なることもございまして、以前に比べますと参加者が少なくなってきている状況ではあるようでございます。

委託料につきましては体育祭を企画運営するための会議開催費、消耗品費、印刷製本費、消耗品代等の大会経費に充てられているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西議員。

○７番（西信八郎君）　答弁のとおり、積算方法は平成２年ごろから使用され、平成13年に格差是正のため特別加算として大畑、大塚、矢岳校区に２万円ずつ加算がなされているようであります。見直しがされてから９年ほど経過しているわけです。

21年度の参加人員について正確に把握ができないというような答弁でございましたが、概算の参加人数について各コミセンに聞き取りを行ってもらいました。その結果、概算参加人数は東校区が600名、西校区204名、東間校区300名、大畑校区500名、西瀬校区300名、中原校区300名ということでした。21年度は新型インフルエンザの影響で体育祭を中止され球技大会を行われた校区もありますが、人口の少ない大塚、矢岳校区以外は大体同じような参加人数であります。

それぞれの校区の体育祭における絶対必要な経費は参加人数が変わらないということは大きな差はないと思います。そう考えると、大畑校区への委託料は参考資料を見ていただくと理解いただけると思いますが非常に少ないと感じるところです。委託料を見直してもらうために算定方法の見直し、または特別加算の増額を検討していただきたいと思いますが、このことについて市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

校区市民体育祭につきましては、それぞれの校区の公民館長さんや町内会長さん、また体育部長さんや関係者の皆様の御努力でそれぞれ地域の特色ある校区市民体育祭を開催していただいておりまして、多くの市民が集えるスポーツの祭典としてそれぞれの校区の皆様の親

睦や融和、また健康づくりに大きく寄与しているものと考えているところでございます。関係者の皆様の御努力に心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、この校区市民体育祭の委託料についてどう考えるかということでございますが、委託料の算定の基礎そのものがかなり以前のものでございまして、それぞれの校区の状況も変化している中で、特別加算額も含め、委託料の算定方法が現状としてどうなのか検証する必要があろうかと考えているところでもございます。しかしながら、また、それぞれの校区の事情も違うとか存じますので、議員の御質問の趣旨も踏まえまして、まずは校区公民館長会や公民館運営審議会の中で各校区の実情等も把握し、十分な協議・検討をしていただく必要があるものというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西議員。

○７番（西信八郎君）　市長は各校区の体育祭、スポーツ大会には毎回ほとんど参加されておりますので大体わかっておられるかと思いますが、各校区の実情等を把握していただき、特別加算の増額をよろしく願いしたいと思います。

最後に、部長にお尋ねをいたしまして、この質問を終わりたいと思います。今回の質問に際しまして、各校区民体育祭の実績表を作成してもらったわけでありますが、市から委託料を払っているにもかかわらず、概算の参加人数の把握並びに決算方法の統一がなされていないというのは各校区公民館への指導不足と思われますが、このことについてどう思われますか。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

委託業務完了後は完了届け、また決算書や領収書、大会プログラムを添付した校区市民体育祭実績報告書を提出していただいておりますが、決算書の内容が校区によって違いがあるようでございますので統一する必要もあろうかと思っているところでございます。

参加人数につきましては、どの時点で把握するのかというふうなこと、開会式の時点で参加人数が少ないというふうなこともありまして、正確な把握が難しいというふうな事情はあろうかというふうに考えております。そのようなことも含め、校区公民館長会議等で検討してまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西議員。

○７番（西信八郎君）　そのことに関しましてもよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、教育関係として、デートＤＶについてであります。交際中の男女間での身体的・精神的暴力を意味するデートＤＶが、横浜市、神戸市の調査でデートＤＶを受けた割合が女性の約40％、男性が30％という報告がありました。未成年者でも問題化しています。

デートＤＶは思春期、青年期の特徴的な心理や性意識、行動が影響するものと指摘されて

います。また交際中における長時間の無視や携帯電話のチェックもデートＤＶであるという認識が子供たちにはまだないというのも事実であります。市内ＰＴＡ関係者の間で、中高生のカップル間でＤＶが発生していると話題が出ました。本市のことではなかったかもしれませんが、人吉市教育委員会において実態を把握されていますか。また、いじめと同様に教育現場では悩ましい問題だと思いますが、いじめや暴力の再発を根絶するという覚悟と、対応してきた教育現場として啓発や、特に中学生を指導される教師への研修、生徒へのワークショップなどを実施するなどいろいろな方法があると思いますが、今後どのような対策をお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えをいたします。

これまでのところ、本市の教育委員会においてはデートＤＶに関しての報告ないしは報告例は受けておりません。デートＤＶは御説のとおり、交際相手から受ける身体的・心理的・性的暴力で犯罪となる行為を含む人権侵害行為でございます。その予防のためには中高生が将来にわたり、性別にかかわらず相手も自分も大切にする人権感覚を養う必要がございます。そのための学校教育の取り組みといたしましては、人権教育に関する年間指導計画を作成し、日常的、継続的にすべての教科にわたって人権意識の涵養を根ざした指導を子供たちに行っているところでございます。

また、思春期の子供たちは心も体も大きく変化する時期でもありますので、性や異性に対する興味、関心が高まることで、不安や悩みを含めまして心が大きく揺れ動く時期でもございます。そこで、中学校の保健体育の保健分野では身体機能の成熟とともに性衝動が起きたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性への尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて指導を行っているところでございます。社会科の公民的分野においては、人間の尊重と日本国憲法の基本的原則、道徳の時間では主として他の人とのかかわりに関することの内容で、互いの異性についての正しい理解や相手の人格を尊重することの大切さを学びます。性教育についても同様でございます。

このように、学校現場では互いに理解し、認め合い、共に生きるという視点から全教育活動を通して人権や個人の尊重について学習しているところでございます。今後、若い中高生が将来ＤＶ加害者あるいは被害者とならないよう、学校教育活動の充実を図り、福祉課とも連携を図りながら予防・啓発に努めてまいりたいと考えているところです。

また、議員御指摘のとおり、ＤＶに関する研修等の必要性も今後出てくる可能性もありますので、検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西議員。

○７番（西信八郎君）　答弁のとおり、私も中高生が将来にわたり、性別にかかわらず相手を大切に思い、お互いをかけがいのない一人の人間として尊重しあう教育を推進していただく

ことは重要であると思いますし、保護者への啓発活動、連携推進をもあわせまして取り組んでいただきたいと思います。このことを要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、裁判員制度と法教育についてであります。

裁判員制度がマスコミ報道で話題となっています。また、現在、芸能人の裁判を裁判員制度で行うということで報道され、興味を引いているところです。

子供たちへの法教育は、なぜルールが必要か、自分と意見が分かれた場合、どういう方法で解決するかといった法的な考え方の基本を身につけさせることにあると言われています。裁判の進め方や契約の結び方など、法が歴史の中で確立してきた知恵の中には社会生活を円滑にするための教養として利用できるものが多くあります。そうした法の知恵を子供のころから理解させ、身につけさせることの意義は大きいし、とても大事なことだと考えています。

新学習指導要領では小学６年生及び中学３年生を対象として、国民による裁判への参加について教えることが求められています。教育現場としての今後の取り組み状況及び計画についてどうされるのか。また、教育長の法の学習に対する思いについてお尋ねをいたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり新学習指導要領の小学校社会では、第６学年で国民の司法参加についても扱うようにすると明示されています。また、同解説書では国民の司法参加については国民が裁判に参加する裁判員制度を取り上げ、法律に基づいて行われる裁判と国民とのかかわりについて関心を持つようにすると、そういうふうに記載されているところでございます。

また、中学校学習指導要領社会の公民的分野、これは第３学年で学習することになっております。ここでは、法に基づく公正な裁判の保障に関連させて裁判員制度についても触れることとあり、同解説書では裁判員制度に触れながら国民の司法参加の意義について考えさせ、国民が刑事裁判に参加することによって、裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることになり、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを期待して裁判員制度が導入されたことに気づかせることが大切であると明記してございます。

したがいまして、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から新学習要領に沿った新しい教科書を使用し、その教科書をもとに各学校で年間指導計画を作成し、指定された学年において裁判員制度についても学習に取り組むこととなります。公共の精神や規範意識、また主体的に社会の形成に参加し、その発展に寄与する対応などいわゆる新しい教育の理念と呼ばれるものについては、本市の子供たちが自分に自信と誇りを持った社会のよき一員となるために必ず育てねばならない資質、能力だと考えております。

そのためには、議員御指摘の裁判員制度に触れた学習の内容も重要です。今後の各学校での指導が充実したものになるよう、教育委員会としても私としても適切に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西議員。

○７番（西信八郎君）　裁判員制度の学習を通して公共の精神や規範意識を持った子供たちになるよう教育のほどをよろしくお願いいたしたいと思います。このことを強く要望いたします。

最後に、通告をしておりませんでしたが、市長に、子供たちのこういうデートＤＶとか、法の教育についてお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○市長（田中信孝君）　突然の御指名ありがとうございます。

子供たちがなぜ突然に切れるかというさまざまな原因というものがあろうかと思っております。ちょうど30年前の出来事だったと思いますけれども、親をバットで撲殺した事件というのが日本全国で初めて勃発をしたときに、年を経るごとにこういう事件は頻発するであろうと当時のさまざまな学者たちは予測をしていたわけでございまして、いわゆる家庭内暴力または親による子の虐待、さまざまな場面で暴力が表現されているわけであります。ひとえには、やはり言葉による表現の欠落というのが非常に多いのではないかというふうに私自身考えているところでございまして、コミュニケーション能力と申しますか、またはさまざまな、ある生徒のアンケートによりますと、自分よりレベル下の者から、同級生同士でございますけれども罵倒される、または悪意を持った言葉を浴びせかけられるということの繰り返しの中に、その悪意を持った表現や罵倒に対して、その場で言い返すとかその場でけんかになるとかということではなく、それをずっとストレスとしてため込んできて、あるとき突然それが、いわゆる「切れる」という状況になるようでございます。

いわゆるコミュニケーション能力と申しますか、どう自分を表現するか、さまざまにこの世の中はペンによりましても、または言葉によりましても、またはさまざまな手段、表現手段によりまして人を攻撃したり、または人を評価したり、批判したりという環境はあるわけでございますけども、それをそれぞれがそれぞれの中でうまく消化をしていくということを年をとればとるほど学ぶわけでもございますけれども、やはりそのストレスがたまるということであれば、何らかの別な暴力によらない解決方法というものを模索するのが老いたる者の知恵だろうとは思いますけれども、若き日においてはなかなかそういうことが思いつかないといいますか、逆にコミュニケーション能力不足によりまして相談する相手も、いたとしても親にも相談しない、周りにも相談できないという環境の中で、ある日突然爆発する、そういうものが友達同士、また男女間の中でも表現されてしまうのではないかというふうに思っております。

よって、教育長が答弁されましたとおり、今後どのように健全なる人間関係を結んでいくかという、教育というもの、その原点に立ち返って、かなりの時間はかかるかもしれませんけれども、そういう人間教育に力を入れていかなければならないのではなかろうかと思っております。

いつかも述べさせていただきましたとおり、今、保健センターにおきましては助産師の嘱託職員を採用させていただきまして、人吉市内のすべての乳児に、母乳による子育てを働きかけをさせていただいておりまして、今現在おかげさまですべての母親が母乳による子育てというものに移行をしていただいたという報告を聞いているところでございます。いわゆる母親の肌、ぬくもり、そういうもの、そして母と子の会話、もちろん乳幼児でございますから会話にはなりませんが、母からの呼びかけ、ぬくもり、そういうものから今一度見直しをして教育というものを語っていかなければならないのではなかろうかというふうにも思って、この原点はぜひ大切にしたいというふうに思っているところでございます。次の段階で、幼稚園、保育園でどう他人からのぬくもり、温かさというものを感じるかということは、今後、保育園、幼稚園の教育関係者ともさまざまに考え、人吉独自の「ふれあい」というものを生み出すことができたならば幸いかと思っております。

不登校児童も非常にふえてきております。今度の２学期には不登校児童も登校したというふうに学校長からも報告を聞いているところでございます。涼しくなったところにやはり誰でも行きたいのかなという、やはり一つの教育環境も大切だなと実感したところでございますけれども、さまざまな分野からもう一度人間としてのあり方というものを問い直す、原点の原点は何なのかというところから出発をしてみたいというふうに考えているところでございます。

それから、裁判員制度でございますけれども、23年度あたりから徐々にその準備が進んでくるものというふうに私も思っているところでございますが、国民の義務の一つとしてこれは新しく生まれたものではないかというふうに思っております。国民の義務といえば三大義務でございます、まずは義務教育でございます、教育の義務、それから納税の義務、そして勤労の義務でございます。これが憲法上うたわれているわけでございますけれども、この三つの義務に加えて、いわゆる裁判員裁判に参加するという義務が国民に第四の義務として生まれたのではないかというふうに感じております。よって、これもやはり裁判を通して人間が人間を裁くという関係を構築していくわけでございますので、やはりこれもコミュニケーション能力というものも問われてくるでしょうし、人間的判断というのも問われてくるでしょうし、さまざまなやはり教育の積み重ねの中でこれが裁判員裁判としての十分なる役割を果たすという根幹をなすのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上、突然の御指名でございましたのでお答えに不足があるかもしれませんけれども、お答えさせていただきます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。西議員。

○７番（西信八郎君）　突然でありましたが、ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時45分　休憩

―――――――――――――

午後４時57分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。福屋法晴議員。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　10番議員の福屋です。本日最後となりましたのでもう少しだけ辛抱していただきたいと思いますが、時間が時間ですので早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、今回の通告が農業振興策、ブランド農作物について、耕作放棄地について。２点目に学校教育、外国語指導助手の役目と今後について。３点目に、市民の声から、人吉中核工業用地について、質問を行います。

まず、農業振興策から、ブランド農作物について質問をしていきます。初めに、ブランド農作物についてですが、きのこ生産組合が設立されたと地元紙に掲載がされましたが、あえてお聞きします。人吉市がブランド農作物としてこれまで取り組んできたいろいろな農作物がありますが、今回はキクラゲについてお尋ねをいたします。きのこ生産組合が設立されたことを地元紙にて知ったのですが、キクラゲ栽培に関して説明会をいつ開催されたのか、説明会はどのような形のもとに行われたのか、参加者は何名で、何回、どこで行ったのか、まずお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

キクラゲ栽培の説明会につきましては、平成21年度は10月15日に市役所別館におきまして菌床キクラゲ等栽培説明会、参加者６名。12月３日に人吉市役所別館で開催されました人吉市農家振興組合長連絡協議会役員会において参加者15名。３月４日にカルチャーパレスで開催されました人吉市及びＪＡ農家振興組合長合同会議において参加者65名で行いました。

今年度は４月27日に市役所別館においてキクラゲ説明会、参加者16名。５月10日に上原田活性化センターにおいて、農事組合法人大地上原田への説明会、参加者８名。５月17日に城本町公民館において城本町内会説明会、参加者30名。６月24日に共栄精密及び生産農家現地において現地説明会、参加者33名。同日、カルチャーパレスにおいて人吉市農家振興組合長連絡協議会総会において説明、参加者35名。７月12日に市役所別館においてキクラゲ栽培検討会、参加者29名。７月30日に市役所別館においてキクラゲ会議、参加者32名。８月16日に（仮称）人吉キクラゲ生産組合参加予定者会議、参加者24名。説明会を開催したところでございます。

以上の説明会を経て、去る８月26日に農事組合法人人吉きのこ生産組合が設立されたところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　説明会のほうは何回かされているようですが、新聞報道があった後にいろんな方に聞いてまわりました。ほとんどの方が新聞報道で知ったということで、うちの町内のほうにも何十年と農家をされておられる方がおりまして話も聞きましたが、このような話は全然聞いていないという話をされておりました。そのほかにも近くの方とかいろんな方に聞いたんですが、ほとんど知られていなかったというのが現状です。どのようにして、キクラゲについて、生産について参加者を募ったのか。また、高齢者に対してこういう仕事をしたいという話がこれまであっていましたので、高齢者に対して参加を呼びかけられたのかお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

当初は先ほど説明いたしましたように、いろんな会合にこちらから出向きましての説明会が主となりましたけれども、その説明を聞かれた農家や、農家から口コミで情報を得られた方々からいろんな問い合わせがありましたので、そういう方々に対しさらに説明会を御案内したところでございます。

また、農家の高齢者を特定して参加を呼びかけたということはございません。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　わかりました。

続きまして、現在、人吉のほうでキクラゲ栽培について現状といいますか現況ですね、どのようになっているのか。どのような方が栽培をされておられるのか、またそういう栽培をされた方が販売はどのような方法で行っておられるのかお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

キクラゲ栽培の人吉の現状でございますが、私どもが把握しておりますのは現在、人吉社会福祉事業団と農家を合わせまして５件で７棟のハウスを建てられまして栽培をされているようでございます。

販売方法につきましては、株式会社くまもと創健を通じて販売をされているようでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　それでは、キクラゲ生産組合が立ち上げられたんですけれども、個人で新しくキクラゲ栽培を行おうと思った場合、まず資金がいくらぐらいかかるのか。きのこ生産組合に参加したとしたらいくらぐらいかかるのか。また、ハウスをこの間見てきたんですけど、ハウスの規模というのが限定されているのか。それと組合組織ですので補助金があ

るか、ないか。それと１戸の農家が最低何床の菌床をつくったらいいのか。１個の菌床、この値段、価格はいくらなのか。よく言われますけど、この菌床を何個栽培したら生活ができてくるのかということについて答弁をお願いします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

新規に栽培を行う場合は、ハウス本体と加湿器、換気扇など含めまして総額320万円程度が必要となります。うち、キノコ生産組合に参加して栽培する場合は、建設初年度に国の補助事業を活用する予定でございます。また、既存施設を改良して利用する場合には、それぞれの施設においての改良内容が異なりますので事業費は異なってまいります。

１棟当たりのハウスの規模でございますが、標準となる規模は18メートル×7.5メートルでございます。１戸の農家に何個の菌床が必要なのかということでございますが、１農家が必要とする菌床の数につきましては各経営体で異なってまいりますので、１ハウス当たりに入る菌床の数についてお答えさせていただきます。１ハウス当たり1.3キロ菌床で6,000床、2.5キロ菌床で3,000床収容できる見込みとなっております。菌床１個の価格についてでございますが、現在のところ1.3キロ菌床で170円程度、2.5キロ菌床で270円程度を予定されているようでございます。また、何個栽培したら生活ができ、元が取れるのかという御質問でございますが、先ほどの菌床の数で申し上げましたように、１農家が生活できる栽培数につきましても各経営体によって異なってまいりますので、１ハウス当たりの粗収益についてお答えさせていただきます。１ハウス当たりにキクラゲで2.5キロ菌床を3,000床、シイタケで1.3キロ菌床を5,000床入れた場合、現在では４月から10月がキクラゲ生産、11月から３月までがシイタケと、通年で生産をする予定となっております。年間総生産量は生キクラゲで約3.6トン、生シイタケで約３トンが見込まれまして、販売予定単価がキクラゲが１キロ700円、シイタケが１キロ900円というふうに見込んでおりまして、販売額がキクラゲ、シイタケ合わせまして約500万円となります。これから菌床代を差し引きますと、粗収益で約300万円程度ということになります。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　最初に始めるためには約300万円ぐらいは必要なんだなということで、農家の方々もこれから始められる方も、ああ、それくらいいるんだなという価格がわかったんじゃないかなと思います。

そこで、きのこ生産組合というのができましたね。これは新聞報道ではっきりわかりませんので、参加者が何名なのか、どのような方々なのか、これは個人情報というのもあるかもしれませんが、わかる範囲で結構だと思います。それと、これは田中市長がよくこういうキノコのブランド化ということで上勝町の話をされております。80歳のおばあちゃんが年間1,000万の売上があって儲かっていますよという話をされます。本議会でも何度かされてお

りますが、これだけもうかるのであれば農家をされない方とか、私たちでもそうですけど議会がいろんな方に啓発をして、まだまだいっぱいたくさんの方に参加をいただくべきではなかったかなと思うんですけど、そのあたりはどうお考えなのかお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

農事組合法人人吉きのこ生産組合の組合員数でございますが、組合員数は28名で、農業経営者が16名、農業従事者が４名、その他が８名というふうになっております。

また、高齢者の参加でございますが、現在のところ組合員として65歳以上の方が５名おられますが、経営は御家族でされるところもございますので、高齢者の参加はふえるのではないかというふうに思っております。

次に、市長の話のように本当に黒字でもうかるのかという質問でございますが、先ほど数字で示しましたように粗収益は約300万円程度出るというふうに私たちは考えているところでございます。また、人吉市民全体への呼びかけについてでございますが、今回は平成23年度の新規取り組みとして生産組合立ち上げの要件を考慮しながら生産者を決定しましたが、今後は補助事業の要件も踏まえながら農林業経営者を中心に基礎固めをやってまいりまして、その後広く生産者を呼びかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（田中信孝君）　私のほうからも補足をさせていただきたいと思います。

上勝町では80歳のおばあちゃんが1,000万円ではなく、80代のおばあちゃんでも月15万円は稼いでおられるということでございますので御理解をいただきたいと思います。

なぜ全市的に周知をしなかったかというお尋ねもあったところでございますが、今、共栄精密株式会社におきまして、ことしの菌床生産高が５万床ぐらいでございます。よって、これを一気に100万床体制というわけにはまいりません。それと、まだ菌床生産自体も実証段階でございますので、ある意味パイロット的な募集に終わったのかなというふうにも思っているところでございます。１年経過しまして本当にうまくいくんだと、粗利で300万はあるということが１年を通じて証明されていくとすれば本格的に菌床生産のほうも多分来年は30万床に及ぶというふうに思っております。四、五年をかけて100万床体制ということでございますので、御指摘のとおりすべての市民の皆様方、農家・林家だけではなくてさまざまに仕事をされておられる方も参画されるということができるかというふうに思っております。

ある意味では、今まで兼業農家というふうな発想があったわけでございますけど、今、自分が働いて、サラリーマンであってもお店を経営されていても企業を経営されていても、今度は農業のほうを兼業するということによって補完的な収益を上げていただくと、それによって収益の安定を図ろうということでございます。

お年寄りにおかれましても今後、例えば町内会であるとか老人会であるとかいうところで皆さん協力して取り組んでいただくような、そういう環境を整えることが我々の責務である

というふうに思っております。そして、少しでも稼いでいただくと、そのことによって元気になっていただく。ただ、前にも笹山議員でしたけれども御指摘がありましたとおり、キクラゲとかシイタケ生産、きのこいわゆる生き物でございますので、一朝一夕に黙ってみていればそれが生産できるというわけでもございません。今まで約２年ないし３年にわたって社会福祉事業団等でも、または民間の方にもお願いをいたしまして実証してまいりました。そこのノウハウの積み重ねを今後も情報提供していきながらよりよい生産体制、生産環境、どなたでも参加できるような環境をぜひつくりあげていきたいというのが現在の考えでございます。今、一歩踏み出したところでございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　突然、市長からのサポート的な御意見がありましたが、聞こうかなということを先にいっぱい言われました。でも聞いていかなしょうがないんですけど。

私が聞きたいなと思ったのが、その生産組合の立ち上げ要件、こう考慮しながら決めたというのがありましたので聞こうかなと思ったら市長が先に言われましたので、このことは委員会のほうでもまた聞きたいなというふうに思っています。

そこで、この生産組合というのが立ち上がったんですけど、いつも言われるように今度は販売というのが重要になってきますね。できた場合にまた今度は販売するんだという、その販売活路、これが大変重要になってくると思うんですが、６月に地産他商推進室というのができたのが、このキクラゲとかこういうのも視野に入れて立ち上げられたのかなということで役割が大変大切になってきます。これまで、地産他商推進室ができてから、どのようなお仕事をされたのか、またどのような方向を求めてこれまでお仕事をされて来ておられるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

もちろん販売という出口のほうはある程度固まっている状況でございます。

次に、地産他商推進室は本年７月１日に経済部農業振興課内に設置され、現在２カ月が経過したところでございます。この２カ月の間にどのようなことを進めてきたのかということでございますが、実際にキクラゲや米など本市の農産物を持参しまして、大都市圏での商談、大都市圏を対象とした本市農業応援サポーターの募集、アンケートによる本市以外の地域の消費者ニーズ調査、加えて本市の直売所等の力を結集し、他商につなげようと人吉市地産地消ネットワークを立ち上げております。地産他商推進室の設置から日も浅いわけですが、キクラゲを初め、本市の農産物の販売につきましては今後より一層行動範囲を広げながら、販路確保と販路拡大のためのさまざまな情報を収集し、地元ＪＡとも情報交換を行いながら事業を推進していく考えでおります。

そして、本来の地産他商推進室の役目である生産者と消費者を結びつけ、農産物生産者の収益の底上げを図るためのコーディネート及びサポートに徹し、あらゆる機会をとらえてそ

の目的達成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　今後、地産他商推進室には期待をしておりますので、いろんな面から頑張っていただきたいなということを申し上げておきます。

それで、これまでキクラゲといったら社会福祉事業団等が行っていたということで全国市長会といいますかね、九州市長会だったですかね、あそこのを使っていいんだという話をされて、私も実際見に行ってすばらしいものだなということを確認していたんですけど、今度生産組合が立ち上がりましたので社会福祉事業団というところのキクラゲの位置づけはどのようになるのか。事業団というのは事業団で、今後は独自に生産・販売をされていくのか、お聞きしたいんですけど。この質問をするということになってから次の日だったですか、新聞に、八代でＮＰＯ法人の社会福祉団体が障害者支援をするためにキクラゲ栽培をするというような新聞報道がありました。やっぱり人吉でも子供たちの賃金確保とかそういうのを確保していかないといけないんじゃないかなと考えるんですが、この事業団についてどのように考えておられるのかお尋ねします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

人吉市社会福祉事業団の位置づけについてでございますが、今後のことにつきましては現在のところ、事業団と具体的なところはまだ決定しておりませんが、今後きのこ生産組合と連携して取り組みを支援してまいりたいというふうに思っております。また、栽培施設につきましては既に持っておられますので、今後も継続的に利用者の賃金確保ができるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　それでは、ここで田中市長にお尋ねをいたします。昨日、笹山議員からお話がありました「みのり」というのを私もいただきました。農作物ブランド、人吉ブランドというのをキクラゲも今度ブランド化するというような話で進めておられますが、この中で、例えばトウガラシというような平成22年度市が認める作物ということで、トウガラシとか焼酎加工米、それからポロタント、何かクリだそうですけど、こういうのが書いてあるんですけど、22年度市が認める作物、じゃあこれまでしてきた例えばニンジンとかそれとか、市が非常に私たちの地域では一所懸命つくっておられますけど、キャベツとかレタスとかいろんなものがあると思うんですけど、これは市が認めないと人吉のブランドとはならないのか。人吉でつくるような作物はみんな人吉ブランドでいいんじゃないかなと私は考えるんですけど、その辺を市長がどのように考えておられるのか。ただ、こういう書かれている一部だけのものをブランドとして今後取り扱われるのかというのがちょっとわからないものです

から、市長にお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

ブランドというものをどのようにとらまえるかという、そういう定義づけから入っていかなければならないのではないかというふうに思っております。それはすべてが人吉ブランドというふうな名称で需要があり、そして供給することができるということであれば、これに超したことはない、万々歳であると。ただ、私はその「みのり」というのを残念ながら読んでおりませんけれども、そこに掲げてあるからブランド化するんだ、そこに掲げてないものはブランド化しないんだと、そういうことではないということでございます。

今、一昨年から取り組んでまいりました今御指摘のとおりトウガラシ、これは産地形成ができておりまして、生産高もほぼ全国でも有数な地域になってきているというふうに思っております。それから、今おっしゃいました焼酎用の加工米でございます。そして、さらにキクラゲとかシイタケとかそういうきのこ類というものも入ってくるわけでございますけれども、じゃあみんなでつくったからこれはブランドだよということではございません。御承知のとおり、ブランド化するためには並大抵の努力が必要である、そして並大抵の時間、労力、そしてそこに物語というさまざまな要素が絡んで初めてブランドというものが確立されるというふうに思っております。

このような中でも一つ全国的な何か、それはキャベツであったりニンジンであったり何でもいいわけですけれども、そういうブランド力を高める努力がされて、きのうの繁殖牛の元牛と一緒でございます、そういうものが求められ、そして全国に一品でも認められるということをただいま目指しているわけでございまして、それがどの作品と申しますか、どの生産品なのかというのはわからないわけでございます。ただ、一つ言えることは、やはりどれだけの量をその地域で、例えば人吉球磨地域で確保できるのか、その確保の量がやはり一つは決め手になるというふうに思っているところでございまして、今後キクラゲに関しましては生産高日本一、と申しましても99％は中国産でありますので、残り１％の中の0.何％かになろうかとは思いますけれども、国産キクラゲにおいては人吉球磨地方が日本一というふうなものも要求されるのではないかというふうに思っております。

今後、医食同源ひとよし米、それからその他の生産品も含めまして、あらゆるブランド化に力を入れていきたいというふうに思っているところでございますけれども、全国津々浦々眺めわたしましても、その地方で生産されているさまざまな農業生産物の中で一品でも全国ブランド化できたとしたならば、これは快挙であるというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　このブランドというのは、今言われたように非常に大切なもので長く

かかるんじゃないかなと、地域を挙げていかないとだめじゃないかなというのがあります。それではこの件は私も所管の委員会、経済建設ですので、こちらのほうで詳しく精査させていただきたいなと、委員会のほうで中身を検討させていただきたいと思います。ここでしとったらいつまでかかるかわかりませんので、この件については委員会で行いたいと思います。また、後ほど委員長のほうにもお願いしたいと思っております。

それで、今言われました人吉でキクラゲをブランド化して売っていくんだという、一番になるんだというキクラゲという話をされましたので、ブランドというのは例えばバッグでしたらどこの会社のこういうものを使って、こういうふうにするんだというような決まり事があると思うんですよね。だから、菌床に関しても同一の菌床でなければならないと思われます。いろんなバラバラの菌床であったら人吉のブランドとはならないと思うんです。そうなった場合に同一の菌床を使っていくのか、それともこの菌床の取り扱い、取りまとめといいますか、これをどこがするのか。それと、その菌床は多分買えないと思いますが、誰でも買うことができるのかというような心配があります。

例えば、ブランド化するための菌床となった場合には、それを買うためには菌床を取り扱うところと契約をまずしないといけないのかなということをお伺いしておきます。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

まず、人吉ブランドとしてのキクラゲであるならば同一の菌床でのものでなければならないのか、どこが取りまとめていくのかという質問ですが、当然人吉ブランドとするならば品質の保証と安定供給ができなければなりませんので、当然同一の菌床でなければならないというふうに考えております。また、取りまとめにつきましては、今後生産組合と菌床製造メーカーで協議されるものというふうに思っております。

次に、菌床は誰でも買うことができるのか、それとも契約購入なのかということで、菌床についての制限があるのかという質問でございますが、購入に関しましては菌床の製造メーカーの培養ハウスの能力もありますので、事前に生産者の生産計画につきましてメーカーとの事前協議が必要になってくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　ブランドということだから同一でなければいけないのかなというのは何となく納得はするんですけど、まだ立ち上げたばかりだからどこのものだということを固定しないで、いろんなところのを取り扱いながら、その中でこういう方向性なんですよというような方向性に向かっていかないと、最初からここの菌床じゃないとなからんよということではいけないのかなと思うんです。同一菌床でなければならない、じゃ人吉はいろんな多分生産をされておられると思うんですけど、そこは全部一緒なのかなとか、人吉に入ってくる菌床が全部一緒なのか、違うのか。新しく今度契約をされているところから取り入れて、

そこをされているのかとか、そのあたりがちょっと難しくなるんじゃないかなと思いますけど、このあたりはまた詳しくいろいろ検討して、いろんな人とお話を聞きながらもう一度お話をさせていただきたいなと思います。

今後、この人吉のブランドの農作物が全国に並んでいくわけですけど、一度八王子のほうに行ったときにも、何県の何町の農作物だということでブランドみたいにしてスーパーの中にブースを設けていろいろ売ってあったんですね。ああ、こうなったらいいなということを考えながらそのとき帰ってきたんですけど。今後二、三年のうちに人吉ブランドのキクラゲというブースができるんだと思うんですけれども、そのためにはやはり生産を今度される方とか組合の方、それとかそのほかでまたされる農家の方とか、それから私は全国的には販売実績とか販路、こういうのを長年行ってこられたＪＡ、こういう人たちとの協力が大変必要になってくるんだろうと思います。先ほどもＪＡと情報交換をしながら事業を推進していかなければならないというような答弁がされております。市長からのお話で、市長はブランド化をした場合にこれを売っていくんだとか、生産をするんだ、そのための事業をするんだという話はよく聞くんですけど、販売しなければ農家というのはもうかっていきませんし、そのためにはやはりそういうＪＡとか人吉が持っている、そういう販売経路を持っているところと協力体制をつくっていくほうがいいんじゃないかなと思うんです。市長が言われる「農業で食べられるまち」ということで、そういう対策を市長がどのように考えておられるかというのをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

統一ブランドとして育てていくためには同一菌床でなければなりません。なぜならば、当然のことながらいわゆる品質保証というものを負うわけであるからであります。どこでどのように生産されたかわからない、わからないというのは関知できないと、知る由もないという菌床が人吉にあって、そして、それで生産されたものが同じ人吉ブランドというわけにはいかない。品質保証という観点から、これは当然のことであります。

それから、今、出口の話をされましたけれども、私が最も重要視しているのは需要と供給の関係でありまして、どのように産地形成、供給の場面が整ったといたしましても需要がなければそれは無意味になるわけでございまして、やはり何度も申し上げておりますとおり、まずは販路、売り先、出口の確保が重要であるというふうに私は考えているところでございます。

そこで、ＪＡとの協力はという御質問でございますが、現在、ＪＡとは米・メロン・イチゴ・桃・クリなど、さまざまな農産物について連携しながら生産振興を図り、農家の所得向上を目指しているところでございます。今回、キクラゲにつきましてはＪＡが取り組みを推進していない農産物である。現在予定しておりますハウスで生産されるキクラゲ、シイタケにつきましては既に販路、つまり先に出口を押さえているわけでございます。今後さらに生

産が拡大していけば当然新たな販路も必要となることも考えられますので、ＪＡはもとよりあらゆる販売チャンネルも今後考えていかなければならないということでございます。よって、今後も引き続きＪＡとの協力体制はお願いしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　今後、せっかくこういう組合もできましたし、せっかくそういうキクラゲという非常に需要もあって単価も高いですよね、軽くても何百円としますので、こういうのを人吉のいろんな方と協力体制をとって人吉ブランドということで確立をしていっていただきたいなと思います。そのためにも地産他商推進室がその役割を担っていただいて、いろんな協力体制に力を注いでいただければと思います。この件については終わります。

続きまして、耕作放棄地について質問をいたします。私の周りに高齢者の方がよく来られて、昨年は作付を田んぼにしたんだと、でも、ことしはしないということでお話をされますので、田んぼもったいないですね、売ったらどがんですかという話をするんですけど、人吉市に耕作放棄地というのが見えますので、それでどのくらいあるのかなということで現況、それをお伺いしたいと思います。

○農業委員会事務局長（村田定美君）　こんにちは。耕作放棄地の状況につきましての御質問でございますが、お答えいたします。

本市の農地の耕作放棄地は、近年農業情勢の変化に伴います農業者の高齢化、後継者及び担い手不足等により増加傾向にあります。農業委員会では平成19年度から耕作放棄地の調査を行ってきておりますが、平成21年度に農業振興地域内の農用地の精査を再度実施してまいりました。本市における農地約1,860ヘクタールありますけれども、そのうち耕作放棄地約267ヘクタールで、約14.4％となっております。農業振興地域内の農用地が約69ヘクタールでございます。その中でも、森林・原野化していて農地復元不可能な農地が約44ヘクタールあります。

調査後に解消されたところもあるようでございますが、解消されるものとは反面に、農地以外への利用等によりますところの農地転用面積が平成19年度、46件、約5.5ヘクタール、平成20年度、47件、約6.5ヘクタール、平成21年度が35件、約3.5ヘクタールと年々農地面積は減少の一途にあります。

今後は耕作放棄地の所有者等の意向調査を平成22年度中に行う準備を進めておるところでございます。これは本市農業委員会での耕作放棄地解消に向けた取り組みの一例でございますが、中原小学校、東間小学校におきまして子供たちによる耕作放棄地再生モデル事業、また一般募集によりますところの親子で秋野菜づくりといった子供たちへの農業体験を展開しておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　今お話を伺いまして、耕作放棄地がふえている、また森林原野化しているのが44ヘクタールあるということで、今後またふえてくるんじゃないかなと思います。耕作放棄地ということで、ちょっと市民の方から、私は耕作放棄地かどうかはわからないんですけど、お話がありまして、市のスポーツパレスというのがあります、林のほうに。あの横に、西側のほうに耕作放棄地みたいに草がいっぱい茂っているところがあるんですよ。あそこは列車からも景観が悪いし、どがんなっとっとかなという話を聞きました。私もよくわからなかったものですからお聞きしているんですけど、周りの人が言われるのは、この９月ぐらいになってから害虫がふえてたまらないと、家のほうにも入ってくるんだという話でした。この土地について、もしおわかりであればどのような現況になっているのか、お尋ねをいたします。

○農業委員会事務局長（村田定美君）　御質問にお答えいたします。

私どもが知り得ている範囲内での答えになりますが、まず下林町のニシムタ裏にあります農地一帯、約４ヘクタール以上になるかと思います、についての経緯でございますが、地元農業委員からの情報によりますと、現在宝来町に複合商業施設がございますが、あのような複合商業施設が入るという情報を当初は得ておりました。

その後、地権者説明会等も開催されているようでございますが、現在は中断しているというふうに伺っておりまして、農業委員会には法令に基づく申請は上がってきておりません。今後話がどのように進むのかわかりませんが、現状といたしましては耕作放棄地と言わざるを得ませんので、農地として草刈り等の通常管理は指導していく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　現在の段階では耕作放棄地ということですので、できたら景観的なこともありますし、人吉にはＳＬも来ているということでいろいろなこともありますから、今、人吉が取り組んでいるような、何といいますか、菜の花を植えるとかレンゲを植えるとかいろいろな対策ができたらいいのかな。もし、できたら農業委員会のほうからでもそのような話でもしていただけないかなということでお願いをしておきます。

耕作放棄地については農家の方ともよく話すんですけど、農家の方はつくりたくてもつくれないとか、先ほどの話と一緒なんですけど、つくりたいと考えるんだけど子供が出ていって自分の体力ではもう限界なんだと、だからつくれないんだというような話をされるんです。もったいないですね、どぎゃんかできんとですかという話もするんですけど。ある方に農業の話をちょっとしたら怒られたんですけど、農家で耕作放棄地をそぎゃん言われてつくったとするどが、金にならんもん、どがんすっとかいと。その責任は誰がとるとや言われて、確

かに生産をされたら最終的にお金にならないと、どちらを対比したときに、つくったがいいのか、つくらないのがいいのかということで判断されて、だんだん耕作放棄地みたいになっていくんじゃないかなと思うんですけど。農家の方が、人吉市が農業で食べられるまちとかいう話を市長がされるけど、じゃあ何をつくったらいいのとか、どうしたらいいのという話をよくされるんですよね。市長が言うんだから、何か具体策とか具体案とか何かあるんじゃないのという話をされますので、農地といいますか、このあたりで何か、市長がこういうことができないかとか、こういうことをしたらどうですかというような、農家に対しての提案といいますか、市長、何かありましたら、そのあたりをお伺いしたいんですけれども。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

私は農業の神様ではございませんので、何をつくったら、どうしたらもうかるかと。これはやはり農業を専門、なりわいとしてこられている方々が一番熟知をしておられる。しかし、高齢化して農地を放棄せざるを得ないという環境はよくわかるわけでございます。つまり、農業では食べられないわけでして、農業で食べられるなら後継者もきちっと生まれているわけであります。それは日本全国そう。が、しかし、農業で食べられているまちも、先ほど御指摘のように徳島県上勝町という町を初め、あるわけでございます。それから、もう一つ農業で食べられないゆえにすばらしいコミュニティーが形成されているということでございまして、上勝町は一昨年老人ホームがなくなったと。なぜなら老人ホームに行っている暇はないということだそうでございます。

そのような環境もあれば、御承知のとおり、この近隣におきましては鹿屋市のいわゆる通称「やねだん」、柳谷地区でございますけれども、この地区もすばらしいリーダーのもとにサツマイモを生産され、そしてそれで鹿屋市に頼らず防犯灯から、それから緊急通報装置から、または老人の皆さん方の手押し車からさまざまな、またはボーナスまで出したという地域もあるわけでございまして、それはリーダーによるというふうに言わざるを得ないと思います。

農家の方お一人お一人にしましても、年齢的なもの、後継者的なもの、そしてそれをつくって、いわゆる販路を確実に売れるというふうな確証がないというところもなかなか辛いところではなかろうかというふうに思っております。

そこで、私が申し上げておりますように、農業機械を導入しなくてよい、そしてある意味暑さの中の、キクラゲの場合は戦いもあるかもしれませんけれども、いわゆるくわ・かまを持って耕すということを必要とはしない。葉っぱにかわるものは何かというふうなことでキノコに着目をしたところであります。これも、来年１年、菌床自体も実証しながら、または生産の記録もしっかりとりながら、本当にこれで人吉市民の皆様方全員に自信を持って提供することができるように、私自身も頑張ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、耕作放棄地につきましてもアイデアがございまして、ぜひそのアイデアの方向で進みたいというふうに思っております。ただいま農業委員会も22年度にその調査を終わるというふうに言っておりますので、それを可能かどうかわかりませんが、市が斡旋をしたり、市が借り上げたりしまして、そして有効活用を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、農産物というのは、私の見方でございますけれども、いわゆる一級品はどの市場に出しても売れていくわけであります。いわゆる、例えばキュウリでいえば曲がったものとか小さいもの、大きすぎるもの、形状に合わないもの、そういうものをどのように生かすかが私はもうかるポイントだというふうに農業では思っているところでございます。そこを生かしきれていないのではないかと、経営者としての感覚から眺めわたしていきますと一級品は一次産品として出していく、二級品・三級品になりますとそれをやはり加工する、その加工するにしても何とプラスアルファして加工していくかというアイデアが必要になってくるのではないか。それを加工してしまえば、いわゆる曲がったキュウリも関係ないわけでありまして、そういうところを利用しながらレストラン経営をしたところが大山農業協同組合の木の花ガルテンという地産地消のレストランであります。よって、それを二級品・三級品をどのようにして二次産業につなげ、そしてそれを販売することによって三次産業につなげてもうかっていく、いわゆる捨てるものは何もないわけであります。キクラゲにしましても形状が小さいからとかいって捨てているという話も聞いたところではありますけれども、そういうことをしていたのではこれはもうからない。クズというのは一切ないと、それをどう加工して、どう販売するかというところに血道を上げていかなきゃいかんというふうに思っております。

耕作放棄地の状況が把握できて、先ほど申し上げましたような環境が整えば次のステップへ移ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　今、市長の言われるとおりだと思います。それで、やはり耕作放棄地は耕作放棄地として解消していかないかんわけですよね。市長の言われるように、機械とかくわとかいらない農業も確かに必要です。ただ、農地だけは守らないかんわけです。

きのうの新聞だったですか、ちょっと名前を忘れましたけれども、同級生がそばをつくるんだということで立ち上がって、耕作放棄地を20人ぐらいで地域おこしのために始めたんだというような話が載っていました。だから、せっかく地産他商推進室ができたんですから、その人たちには大変迷惑かもしれませんけど、農業委員会とか市長の考えとか、そういうのを取りまとめながら人吉ではそういうこともできないだろうかとか、そういう話し合いをたくさん持っていただきたいなと。そのためには何かをするときに、やはり啓発が必要じゃな

いかなと、やはり全部に参加をある程度呼びかけたり、地域で呼びかけたりしながら代表を見つけていくような農業、これをしていかないと人吉市の耕作地は先ほど言われておりましたように、もう元に戻らないのがだんだんふえて、将来的にはせっかく構造改善したところも耕作放棄地になってしまうという状況が生まれておりますので、そのあたりはしっかりと検討していただきたいなということでお願いをしておきます。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後５時53分　休憩

午後６時07分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　次に、学校教育から、外国語指導助手の役目と今後について質問をいたします。質問の前に、一言お礼を申し上げます。去る８月２日からスポーツ少年団日独同時交流事業におきまして、田中市長、教育長、スポーツ振興課を初め、執行部に対しまして身に余る歓迎をいただき、本当にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。この事業に対して、ＡＬＴ（外国語指導助手）の方にも大変お世話になりました。お手伝いをいただきましたことに、心から感謝いたします。

感謝を申し上げながら質問に入っていきたいと思います。まず初めに、外国語指導助手として、これまでどのような経過のもと人吉市での採用となったのか。採用はそのとき何名であったのか、いつごろから始まったのか。またどこの国の方々が人吉のほうにおいでになっているのか。これまで人吉市で何名の方々が学校教育の中で活動されていたのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

外国語指導助手をあっせんしております外国青年招致事業は、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会の協力のもとに実施されているもので、昭和62年度から始まった事業でございます。本年度は36カ国から外国語指導助手4,334名を申請を行った全国の自治体にあっせんしております。

人吉市教育委員会では英語教育の充実のために、この事業により平成８年度から外国語指導助手を任用しております。平成８年度から12年度までは１名を任用して中学校に派遣しておりました。その後、外国語指導助手を小学校での英語活動に活用をするため、複数の外国語指導助手を任用する市町村が多くなってまいりました。そこで、人吉市におきましても平成13年度からは２名を任用して、市内全小・中学校へ派遣しているところでございます。これまでに合計14名を任用しておりまして、国別の内訳はアメリカから５名、イギリスから

４名、カナダから２名、オーストラリアから２名、ニュージーランドから１名となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　これまでたくさんの方がおいでになって、人吉のために頑張っていただいておりますが、外国語指導助手の方が学校において主にどのような内容の活動といいますか、お仕事といいますか、そういうのをされてこられたのか、活動実績これについてお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

外国語指導助手の主たる業務は、小・中学校での英語指導の補助、英語教育教材の作成補助、部活動等の課外活動への参加・協力等でございます。人吉市国際交流協会主催の小学校４年生から６年生を対象とした「ハローから始まるふれあいｉｎ人吉」を初め、祭り等のイベントや今回の日独スポーツ少年団同時交流事業の通訳等さまざまな事業に積極的に参画して、英語力向上と国際交流及び国際理解の促進に大いに貢献しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　答弁のとおり、大変お世話になりました。外国語指導助手のＡＬＴがあの日も参加してくれまして、私たちも非常に助かりました。

そこで質問なんですが、今言われた中で、もしわかれば答弁をいただきたいんですけれど、指導助手が行っている補助というのがどのようなものか、どのくらいまでなのかなと。補助というのがちょっとわかりませんので、それについても教えていただきたい。もうわからなかったら結構です。外国語指導助手を導入をされた後、子供たちへの影響が、導入前、導入後でこの違いがどのようであったのか、また子供たちの反応はどうなのかというのをお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　補助と申しますのは、ＡＬＴは教員の資格を持っておりませんので、正規の教員資格を持った人が授業をしまして、そのアシスタントをするというふうな補助でございます。

子供たちへの影響はというふうなことでございますけれども、外国語指導助手を人吉市に任用する前は市内の子供たちが外国人と直接接する機会はほとんどありませんでした。しかし、任用を開始してから今年で15年目となりますが、学校での子供たちの様子を見ますと、気おくれすることなく自然に外国語指導助手と接しておりまして、片言の英語を交えて積極的にコミュニケーションをとろうとする姿勢が伺えるように思います。これも小学生から外国語指導助手と直接的に交流する機会があってのことだと思います。外国青年招致事業の、これも大きな成果であるというふうに思っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　15年目ということで、多くの子供たちが生の生きた英語に触れてきたんだなということで、そこでこれからも教育委員会としては外国語指導助手に人吉での活動を続けていただくことになっていくんだろうと思います。今後、教育委員会として外国語指導助手に対して、どのような活動を求めていかれるのかお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

現在、外国語指導助手２名が外国青年招致事業で規定された週35時間、月20日以内の勤務条件の中で、月曜日から金曜日までフルに市内の小・中学校での英語指導補助等に当たっております。今後も現在の２名体制を維持し、各学校の外国語指導助手担当の先生方と連携を図りながら英語教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　現在、中学校のほうでは英語の授業があり、外国語指導助手の方々もその存在感というのを発揮されていると思うんですけれども、外国語指導助手の仕事も大変大切なものになっていくと思います。今後、人吉が進めている国際交流においても必要になってくるんじゃないかと。これから子供たちはきょう質問でもたくさん出ましたが、国際社会の話が出ております。それで、外国に出ていって、国外に活躍の場所をこれからの子供たちは見つけていかなければ、なかなか内地の中ではできないのかなということで、今後人吉市の小学校という立場の中で授業を考えられないのか。もし、授業ができないとすれば、その原因といいますか、なぜできないのか、このことについてお尋ねをいたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

市では平成13年度から外国語指導助手２名を小学校にも派遣しているところでございます。また、来年度から小学校の新学習指導要領が全面実施となりますが、移行期間となる平成21年度と22年度の２年間、この全面実施に先行して小学５年生と６年生で、授業として外国語活動を年35時間ずつ行っており、その他の学年につきましても総合的な学習の時間に国際理解を深める活動を行っているところでございます。したがって、教科の授業というのではなくて、外国語活動ということの位置づけの中で実施をしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　来年、そういう試みがされていくということで、私はちょっと考えたのが、国の特区事業といいますが、モデルとして人吉市の小学校の中で、例えば週１時間、先ほど言われた教員免許がないから授業ができないということだそうですけど、先ほど部長から答弁ありました「ハローから始まるふれあいｉｎ人吉」ですか、このようなものですね。

例えば週１回ぐらい授業じゃなくて外国語指導助手が子供たちと遊びながら、何といいますか、放課後とかある時間を決めて英語だけのふれあいといいますか、そういうことをできないかなというのが私の考えなんです。小学校のときから、こういう英語だけのふれあいをしていったら、ちゅうちょなく英語という言葉に入っていけるんじゃないかなと考えているんですけど、そういうことはできないのかお尋ねをいたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

先ほどの答弁とも若干重なるかもしれませんけれども、人吉市の小学校で英語の授業、つまり教科としての正規授業は考えられるかということでは先ほど難しい、できないというふうなことで御答弁申し上げておりますが、学校で教える教科の種類と授業時数というのは学校教育法施行規則及び学習指導要領の規定にのっとって組み立てることになっていることは議員御承知のとおりでございます。平成20年４月に学校教育法施行規則の一部改正によりまして、いろいろ可能な道もないわけではないようでございますので、そこらあたりは私どもとしても勉強しながら議員提案の独自の取り組みというものができればという考えは持っております。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　今、教育長のお話を聞いたんですけど、ここで最後に堀教育長、田中市長にお尋ねをしておきます。今後、国際社会に適応できる子供たちを育てる教育、国際共通語を話せる教育というのを人吉のほうで独自に方法でも見つけてできないかなということを、まず堀教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（堀　秀行君）　このたびのドイツのスポーツ少年団日独交流ということで、議員も子供たちとドイツの青年との交流を十分見ていただく中で、子供がいかに変化していくのか、いかに子供たちが外国の青年たちとすぐ親近感を持って活動できるのかという状況は十分御承知だろうと思います。そういったものが普段に展開されれば本当にいいなという思いを私は観察しながら考えたわけでございます。

子供たちの外国でのコミュニケーション能力を身につけさせること、国際化、グローバル化の社会を生き抜くためにはそれはとても重要なことだと存じております。外国語指導助手は、生きた英語を学び、外国語や外国文化等に親しむための貴重な存在でありますので、今後もますます活用しながら英語教育の充実を図ってまいりたいと思っておりますし、どういうふうに活用していくのか、どういうふうに英語助手がもっともっと幅を広げながら役に立っていただくのかということは、今後常に研究していきたいと思います。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　市長にお尋ねをします。市長には、市長がおどんな日本一ということ

でいろんなことをされて、非常に「一番」というのが大好きな市長だろうと思います。

この国際共通語の英語を話せるまちというのを目指すのもおもしろいんじゃないかなと私は考えたんです。小学生が、先ほどの、教育長にお願いしたんですけど、学校の中の一部で英語を話しながら、生きた英語をしゃべって、帰ったら今度は家庭で、きょうはこういうような勉強をしたんだというのを英語でちょっと話をして、じゃあ家庭でもそれに答えてあげるよというような話をしていったら、先ほどの同僚議員の質問の中でもＳＬだったり青井さんだったり外国人が来た場合に、そこでも外人と話そうというような意識になってくるんじゃないかなと。そして外国の方々、アジアの方々、世界共通の言葉ですので非常におもしろいんじゃないかなと私は思うんです。今後、アブランテシュとも交流をされておりますし、国際交流というのが大変大切になってくると思うんですが、こういう国際共通英語というのを話せるようなまちというのも目指すのもおもしろいんじゃないかなということで、市長にどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　小・中学生、高校生が英語を話せるまちというのも一つのブランドになろうかというふうに思います。ただ、おどんな日本一をやっているからといって一番がすべて好きであるというわけではございません。確かにブランドというのは世界一であるべきであるというふうに私は思っております。

ちょっと脱線しますけれども、事業仕分け等々で、なぜ日本のコンピュータは世界一でなければいけないんですか、二番目ではだめなんですかという、事業仕分けの中心人物である国会議員がおっしゃったことがありますけれども、ブランドというのは世界一じゃなくてはいかん、世界一でなければ売れないんです。世界二番目の製品を誰が買うかということでございます。そういう観点からは世界一というものは非常に大切である。また日本一、九州一、熊本県一というのは非常に大切であるというふうに思っております。

しかし、逆に事象が違えば二番手、三番手、または一番最後ということも大いに考えられるわけでございまして、すべてが一番が好きというわけではございませんけれども、確かにこの地域の子供たちが英語が話せるということは、少なくともブランド、まちの輝きにはつながっていくというふうには思っております。

そこで、ＡＬＴというのも非常に大切なことで、人吉の子供たちにたくさんよい影響を与えていただいているというふうに私も感謝をいたしております。ただ、世界の人口の５分の１は、５人に１人は中国人でありますので、今後はアメリカによるＡＬＴを初めといたしまして中国人のＡＬＴというのも必要になってくるのかなと、そういう時代をいわゆるアジア内需という観点からでは必要かもしれません。そのように、非常に国際的に豊かなまちづくりというのは大変重要でございますので、まずは人吉の子供たちがあいさつ程度から交わすことができるということが大切ではないかと思います。アブランテシュに行った子供たちの感想を聞きますと、英語は話せなかったけれども、もう十二分に身振り手振り、または相手

の気持ちを推しはかることによってコミュニケーションがとれたと、そういうものがコミュニケーションだろうというふうに思っているところでございます。市の国際交流協会と連携をしたさまざまな事業を通じまして、国際交流のまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　今、市長の国際交流都市という話を聞きまして、この間、先ほども話しましたが、ドイツとの同時交流事業において４日間ぐらいですね、一緒にいたのが、子供たちが。この受け入れをしていただいた家庭の子供たちというのが最後には非常に仲よくなっておりました。保育園児、まだ小学校にもなっていないんですけど、別れるときには片言の英語、ドイツ語交えながら、また市長が今言われたとおり身振り手振り、これを自分がわかる範囲でジェスチャーみたいにして別れを惜しんでおりました。やっぱり子供たちはそれを見てすごいなと、わずかな期間でいろんな情報を取り入れるんだなということを見て感心しておりました。

私たちの先人たちは、鉄は熱いうちに打てとかそういう話をされておりましたが、やはり小さいときに国際語に触れるというのが本当に大切じゃないかなと。今の人吉市でも英語教育があって、中学校、高校、大学受けても文法はできても、ヒアリングができないというようなことが非常に一般的になっているんです。それで、やはり国際社会に適応できることのできるＡＬＴ、最初に生きた英語を聞くことのできる外国語指導助手、この人たちをできたら人吉の各学校に一人ずつでも配置できて、そして休み時間でもそのＡＬＴと話をしながら触れていくんだというふうな教育ができないかなということを考えております。やはりそのことによって名実ともに、今、市長が言われた国際交流都市人吉というのも生まれてくるんじゃないかな。教育長にはそのあたりを目指して学校教育を、今後活動も続けていただきたいなということで、学校教育については終わります。

次に、市民の声からということで人吉中核工業用地について質問をいたします。まず初めに、中核工業用地の今後の用地確保について、全協でＡ、Ｂ、Ｃという用地購入案についての説明はいただきましたが、地元に対して全協での用地確保説明と同様の説明をされたのでしょうか。されたのであれば、土地所有者に対して人吉市が土地購入について具体的な説明、それとか企業誘致活動、こういうことを説明されていると思うんですけど、熊本県とともに誘致活動は進めるというような話をされていると思うんですが、その後このことについての説明というのが全協のほうでも委員会のほうでもあっておらないよに思います。この進捗状況、これについてお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

ことしの２月、上漆田町、上田代町、下田代町の住民の方々及び土地所有者に対しまして

中核工業用地の今後の整備計画ということで説明会を開催しております。また、土地所有者には整備計画区域内の農業振興地域の農用地、いわゆる農振地域が含まれており、その計画の変更には時間を要することを説明しております。すなわち、今回の農振除外の面積が４ヘクタールを超えており、除外後の農地の転用に農林水産大臣の許可を必要とすることから、現在、熊本県と調整を行っているところでございます。したがいまして、土地所有者に対しましては農振除外後でなければ買い上げの交渉には入れない状況であるということを説明いたしております。

次に、熊本県と連携した企業誘致活動とその進捗状況でございますが、現在経済情勢など大変厳しい状況にあります。しかし、企業誘致を図り、雇用の場を確保するためにも熊本県企業立地課や東京事務所と頻繁に連携を図りながら情報収集を行い、誘致活動を積極的に行っております。また、熊本県におかれましても企業誘致については機密性が高いため具体的な企業名の紹介はありませんが、県南地域の内陸部に整備した工業用地として人吉中核工業用地を積極的に紹介していただいているところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　企業誘致に関しては、今後積極的に県とのお話し合いをされながらも進めていただきたいなと思います。

次に、ちょっと違った面から質問していきたいと思います。

今、廃土搬入をあそこにされておるんですけど、この廃土搬入について地元説明会はされたのか。そして、説明会をされたならばどのような内容で説明をされたのかお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

平成21年10月に地元町内会長に対しまして、廃土搬入につきましての説明会を開催しております。説明の内容といたしましては、有効利用のために受け入れるという搬入の目的、安全対策、連絡体制などについて説明を行っております。そして、町内会長説明後、大畑地区町内会宛にお知らせと協力のお願いの文書を配布しております。お知らせの内容といたしましては、搬入期間、搬入時間、搬入ルート、安全対策についてお知らせしております。また平成22年２月の地区住民及び土地所有者への整備計画説明時におきまして、南九州西回り自動車道道路建設に伴う建設発生土の有効利用ということで、廃土搬入の状況を説明しております。また、平成22年６月にも建設発生土搬入計画についてのお知らせと、また御協力ということで搬入ルート、安全対策等について大畑地区町内会宛にお願いの文書を発送しております。

そして、搬入のピークを迎えました８月に、大畑校区町内会長への説明会を再度開きまして、説明のその内容につきましては一日の搬入台数やほこり対策の状況、安全対策等につい

ての説明をしている状況でございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　今、答弁の中で搬入時間とかそういうのがありましたので、そのことについてなんですけれども、搬入ですね廃土の、これはいつごろから搬入され始めたのか、また搬入の方法、一日ダンプ何台ぐらいなのか、搬入量はどれくらいなのか、時間帯、それと搬入による計画工程予定表、こういうのがあれば、私たちわかりませんので、市民から聞かれるわけですが、議会に対してそういう提出をされていただければ一番いいのかなと、どうしてなかったのかなと思います。

それから、今までに全協というのがいっぱい開かれているんですね。その中で、今現在どうなっているんだというような中間説明といいますか、そういうのがないものですから、そういうのをいただくと、今あの場所ではどういうことがされているんだという説明を市民の方にも我々は周知できるんです。そのことをどのように考えておられるのかお尋ねをしておきます。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

平成21年11月から、国土交通省による南九州西回り自動車道からの廃土を人吉中核工業用地へ搬入しておりますが、その搬入の方法につきましては現在、芦北工事現場から中核工業用地へ運搬されておられるわけですけれども、工事用トラックの一日の搬入量及び台数でございますが、一日に現在約470台のトラックが2,000立米の廃土を搬入されております。

次に、搬入の時間帯につきましては、５月から９月については８時半から18時半まで、10月から４月につきましては８時半から15時までということで聞いております。なお、日曜日については休みとし、また年末・年始についても休みとされております。

計画工程表についてでございますが、現在国交省におかれまして工事の進捗状況に応じて工事の見直しをされているようでございますので、計画工程が変動し、把握しにくいということでございます。今後、工事の進捗状況につきましては国交省と協議をし、報告を随時してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　国交省との話のもとに議会のほうにも今後は報告をしていただくということで答弁をいただいているんですが、このことで一番、私に多かった電話というのがあります。これは、近所の方からなんですけど、騒音それと砂ぼこり、これが毎日のようにひどいというような電話がありました。この騒音とかほこり対策について、市としてはその近隣の方にどのような説明をされてきたのか、お尋ねをしておきます。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

工業用地周辺の騒音対策につきましては、出入口周辺では営業をしておられる店舗、ホテル、民家が集積していることから、安全運転の徹底を図り徐行させることを指導させているということでございます。また、トラックから土砂を排土するときもなるべく音が立たないようにということで指導されております。

次に、ほこり対策でございますが、周辺からの苦情、要望にも速やかに対処していただきまして、排土後に散水をしたり防塵ネットを国道側及び隣接の民家近くに整備して、ほこりが飛散しないように対策を講じておられるということでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　騒音については音を出すなというのはちょっと無理かなということで、まわりの方々も少しは御協力をいただいていると思うんですけど、先ほど一日470台という説明があっているんですけど、毎日のトラックの台数がそれ以上に多いということで、近くの方は一日に600台以上来ているんじゃないかなというような話をされておりました。

搬入量というのが市のほうに説明をされていると思うんですけれども、この搬入計画というのが人吉のほうに搬入計画工程表とか一日何台運ぶんだというような、そういうのがもしあるんだったら、それに基づいて市としては搬入に対してのチェックをされているのか、そこをちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

建設現場の工事が７月から８月にかけましてピークを迎えたということで、廃土の搬入量が一日600台という搬入工程の報告がありましたので、当市といたしましては計画の変更を提言し、搬入台数を100台分ほど制限していただいたところでございます。今後におきましても国交省との協議を十分に図りながら、市民の皆様に御迷惑がかからないよう搬入工程を計画していただくよう十分な配慮をお願いしているところでございます。

なお、９月以降につきましては、一日平均350台に台数が少なくなる計画でございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　最初、始まりというのがちょっと遅れたのか、そのことによって後のほうに押してきて、トラックの台数もふえてきたのかなということで、今後は少しずつは計画どおりになっていくのかなと思います。

そこで、今度は搬入を終わった後、搬入したトラックが道路のほうに出ていくときのことなんですけど、出ていくときの方法というのが適切に行われているのか。水が出たりとか石が落ちたりとかいろんなことがあるという話を聞いて見に行ったんですけど、道路清掃も係の方がされておりました。あのあたりで200メートルぐらい水の、排水といいますか、トラックを洗ったのが出ていって、200メートルぐらいだったと思います、流れていましたので、

こういう排水対策とかほこり対策、こういうのがどのようにされていたのか。執行部のほうはこのことを知っておられたのかなということでお尋ねをします。

また、こういう問題が出たときに国交省あたりにお願いとか、人吉市としてされてきたのか、そのことについてもお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

中核工業用地内にタイヤの洗車場を設けて環境対策を実施しておられますが、トラックが国道に出るときや洗浄した水、そして降雨時には国道に洗浄した水が流れているということでございますので、早急に排水等の改善を国交省にお願いしているところでございます。また、散水車による国道路面の洗浄を行っておられますが、流出した洗浄水が乾燥し、ほこりとなっているということでございましたので、現在清掃車により定期的な対処をしておられます。今後はさらに現地監視を徹底させ、対応を図るようお願いしていきたいというふうに思っております。

トラック運搬時の苦情・要望につきましては商工振興課を窓口として国交省に連絡を行い、現地に同行して現状を確認しております。今後におきましても周辺からの要望などがございましたら適切な対応をお願いしていくつもりでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　排水といいますか、トラックを洗った水といいますか、現地に行っていただければ道路の横に側溝がありますので、グレーチングの小さいのがはまっているんですけれども、中にはトラックの重さ、重量に耐えられないということでできないかもしれませんけれども、少し下流のほうにグレーチングあたりをつけていただければ、それも解消するのかなと。現地で見てきましたので、このあたりを国交省にお願いをして対策を取っていただければほこりも出なくなるんじゃないかなと思います。どうか、そこのあたりは一度現地を確認していただきたいなと思います。

そこで、現在までに運ばれておりますが、30万立米という話があっておりましたけれど、残りあと20万立米ぐらいですか、この10万立米をどのくらいの日にちといいますか、いつごろまでに搬入が終わるのか、終了するのはいつごろなのかということで、これは市民の方からも聞かれましたので、わかっておりましたらお尋ねをしておきます。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

搬入計画についてでございますが、平成21年度に１万立米の搬入、22年度は４月から現在まで11万立米の搬入を行い、合計12万立米の搬入があっております。今後の計画につきましては、平成22年度末までに30万立米を搬入する計画でございましたが、搬入の制限を行ったことで、これはトラック台数の制限でございますが、９月以降３月までの搬出土砂の搬入量につきましては15万立米の搬入を計画しておられます。全体で27万立米を搬入することとし

ており、当初の計画からすると全体の搬入量は減少してまいります。なお、国交省におかれましては、平成23年度以降の搬入計画につきましては土砂の取得も含めた中核工業用地の整備状況によりまして協議をしていくということにしております。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　まだまだ搬入をされるのにいろんな問題が出てくるんじゃないかなと思います。今後、搬入終了後、この国道、それに関連する指導というのがあると思うんですが、道路整備というのを国交省のほうで言っていただけるのか、また、これも現地で大きな石が飛散していて大変危険だというお話も聞いてまいりました。それと、私も219のほうで何度か、219の西間、あのあたりで搬入車の渋滞というのに遭ったことがあるんですね。それとちょうど搬入しています工業用地の入り口、このあたりで渋滞があっているようです。こういう渋滞に対して、市民に対しての啓発というのがなかなかされていないんじゃないかなと私は思うんですけど、そのことはどのような啓発を市民にされているのかお尋ねをしておきます。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

道路整備でございますが、国道につきましては当然道路管理者であります県、市道につきましては市で対応するということになろうかと思います。

また、荷台から土砂が路面に落ちないようにするために積載制限の指導をおこなっておられまして、御指摘がありましたので国交省には再度積載量の制限と道路のパトロールを徹底させるよう指導をお願いしたところでございます。

次に、中核工業用地周辺の交通状況につきましては、８月に、以前は１箇所のみの出入口となっておりましたが、安全対策としまして工業用地への車両の進入と進出を分離させて走行させることで周辺の混雑を緩和させてきたところでございます。また、国道での交通渋滞に関しましては国交省が走行ルートの主要箇所で交通観測地点を設けられ、調査、観察を行っておられます。車両の運行につきましては分散して走行するよう指導をお願いしておられます。

市民への啓発に関しましては、８月になり搬入量が急激に増加したということで安全対策や環境対策などにつきまして、地元大畑地区校区町内会長への説明を行っております。

今後は広報やホームページ等により市民の皆様へ安心・安全を配慮してお知らせを行い、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。福屋議員。

○10番（福屋法晴君）　最後に要望といいますか、近くの方のお話なんですけど、ホテルなんですけれど、その搬入が１カ所あって、今は２カ所になっているんですけど、出入口が変わ

ったことで週末以外は今までの台数が、例えばホテルに来られる方が半分以下に激減したんだということなんですね。あそこで渋滞をしたりするもんでなかなか入ってこられない。それと騒音でうるさいということで、何があるのかわかりませんけど非常に迷惑していると。昨日もお電話いただきまして、国交省に文句言うてよかろうかという話をされて、私も日曜日に行ってみたんですけど、日曜日は確かにいっぱい入っておられたんですよね。大変迷惑をしているということをくれぐれも執行部の方に言っていただいて、あそこで渋滞がないように指導をしていただきたいというお話がありました。

それと、近くの方なんですけど、食堂をされているんですけど、毎日ふき掃除をしないと砂ぼこりがお茶碗の中に全部たまってザラザラしているというお話もされてますので、そのあたりもたまには執行部の方は見に行って、今現在どうなんだとかこういう状況なんだというのを把握をしていただきたいなと思います。くれぐれもクレームが大きくならないような搬入というのができたら一番いいんじゃないかなと。あと数カ月かかるようですので、そのあたりを、執行は大変だと思いますが少しずつでもいいですからお話を聞きにいくとか対策を取っていただければと思います。

お願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時56分　散会

平成22年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第４号）

平成22年９月９日　木曜日

１．議事日程第４号

平成22年９月９日　午前10時　開議

日程第１　議第69号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第４号）
日程第２　議第70号　平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）
日程第３　議第71号　平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）
日程第４　議第72号　平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第73号　平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第74号　平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第75号　平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第76号　平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議第77号　平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第10　議第78号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第11　議第79号　平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について
日程第12　議第80号　人吉市行財政経営検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第81号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14　議第82号　人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15　議第83号　人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の制定について
日程第16　議第84号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第17　一般質問

１．三　倉　美千子　君
２．松　岡　隼　人　君
３．井　上　光　浩　君
４．本　村　令　斗　君
５．森　口　勝　之　君

日程第18　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

・委員会付託

3．出席議員（20名）

1番	松　岡　隼　人　君
2番	井　上　光　浩　君
3番	豊　永　貞　夫　君
4番	川　野　精　一　君
5番	笹　山　欣　悟　君
6番	村　上　恵　一　君
7番	西　　信八郎　君
8番	松　田　　茂　君
9番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	田　中　信　孝　君
副市長	林　　健　善　君
監査委員	篠　﨑　國　博　君
教育長	堀　　秀　行　君
市長公室長	深　水　雄　二　君
総務部長	坂　崎　博　憲　君
市民部長	荒　巻　　通　君
健康福祉部長	中　村　明　公　君

経済部長	椎葉文雄君
建設部長	山上　茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前９時59分　開議

○議長（大王英二君）　皆さん、おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　皆さま、おはようございます。16番議員の三倉でございます。昨日、一昨日とも議場が冷えまして、声が出るかなと、三日目で出るかなと思いましたけど、やっと出そうです。お聞き苦しいところは御了承いただきたいと思います。

通告に従いまして一般質問を行います。

質問は３項目について通告しております。１項目めは、子宮頸がん予防ワクチン接種について２点。１点目は、熊本県及び球磨郡８町村、人吉市の取り組みについて。２点目は、人吉の今後の取り組みについて。２項目めは、人吉梅園について。３項目めは、大畑駅についてでございます。

それでは１回目の質問に入ります。

１項目の子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、３月議会におきまして同じ項目で質問を行っておりますが、取り巻く状況は変わってきております。例えば、子宮頸がん予防ワクチンの公費助成の状況にしますと、助成する自治体の数も増加していますし、対象年齢、助成の額は全額あるいは一部など国の助成がなくてもそれぞれの自治体が独自で補助制度を設け助成しているようです。

ここで１回目の質問をいたします。熊本県及び人吉球磨の市町村の取り組み状況をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　おはようございます。お答えいたします。

熊本県内で子宮頸がん予防ワクチンの助成を実施している市町村は、美里町、芦北町、小国町、玉東町の４町となっており、球磨郡内で実施しているところは現在のところないようでございます。美里町は、小学６年生児童全員50名を対象に全額補助、芦北町は中学１年から３年生生徒全員約250名を対象に全額補助、小国町は小学６年生児童と中学１年から３年生生徒全員158名を対象に全額補助、玉東町は小学６年児童と中学１年から３年生生徒全員102名を対象に全額補助となっております。

また、厚生労働省の資料によりますと、平成22年７月26日現在で全国の1,744市区町村中、126市区町村が公費助成を実施、あるいは予定している状況でございます。対象年齢や助成金額、接種方法等につきましては、自治体によりさまざまで、中学生までを対象に１回当たりの助成額は１万2,000円以上、個別接種のみとする市区町村が一番多いようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。三倉議員。

○16番（三倉美千子君）　２回目の質問に入ります。子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、数社の新聞が取り上げていましたが、８月17日の熊日新聞によりますと、子宮頸がん予防ワクチン接種の助成事業を新たに設け、150億円を来年度予算に盛り込み、厚労省は、国・都道府県・市町村で負担しあって助成する仕組みを想定、対象者は今後詰めるとのことですが、今、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、女の子供を持つ保護者の方、お孫さんを思うおばあちゃんたち、多くの女性の方々の関心事の一つです。子宮頸がんは、唯一の予防できるがんです。子宮頸がんは、ワクチンの接種と定期的な検診で予防することができるというキャッチフレーズで、ワクチンの接種が推奨されています。高価であるため、約５万円程度ですね、３回注射で。公的補助金がぜひ必要、10代前半の女児への接種が最も効果的であるとはよく言われておりますが、次の感染予防という点から成人女性でも接種意義は十分あると考えられ、特に45歳までに接種することが推奨されております。私へもお尋ねや要望が寄せられていますので取り上げてみますと、一つに、接種対象の年齢は何歳から何歳にするのか。といいますのは、子宮頸がん患者の２人に１人は20歳、30歳代と聞いております。最近、20から30代の頸がん患者が急増し、10年前の２倍近くになった。出産可能年齢の子宮摘出が続けば子育て支援どころではない。だから20から30歳代の人へも一部でも補助できないかという要望もあります。わが国でも、キャッチアップ、第二の接種対象は15歳から45歳の女性となっております。日本でも７月７日現在で、10歳から45歳に接種する自治体が２カ所、11歳から45歳接種が１カ所、10歳から19歳接種が１カ所、中学１年生から29歳が１カ所で一部補助を行っているようです。

次に、２番目に公的補助を待てないのでワクチンを接種した場合、対象年齢であればさかのぼって助成してもらえるものだろうかというお尋ねです。

３番目に、接種場所はどこになるのか。例えば学校か、病院かですね。病院だったら小児科とか産婦人科とか、その科がありますので、どこで接種をされるのか、その場所ですね。助成額は幾らか、などなどです。

ここで質問をいたします。人吉市の対策計画をお聞かせください。

以上、２回目終わります。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

昨年12月に子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルス感染を予防するワクチンが承

認、販売されておりますが、市町村が実施する事業等に要する費用の一部を新たに助成するとして、厚生労働省は平成23年度に子宮頸がん予防対策強化事業予算150億円を概算要求すると示されております。また、国の補助率は、現在のところ３分の１程度となっております。日本産婦人科医会などが推奨する接種対象年齢は11歳から14歳となっており、また、国によりますと、10歳代にはワクチンを接種、20歳代からはがん検診を受けるという一貫性のある子宮頸がん予防対策を効果的・効率的に推進する方策を検討していると示されております。

人吉市の今後の対策につきましては、20歳以上の住民に対しては、検診を定期的に受診するよう啓発するとともに、国の動向、近隣市町村の状況を踏まえながら、接種対象者、接種方法、公費助成額等につきまして関係各部課と協議をしてまいりたいと存じます。なお、既にワクチンを接種された方につきましては、国の要綱等が示された時点で基準に沿って検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。三倉議員。

○16番（三倉美千子君）　ただいま御答弁いただきました。大体厚労省のこととか、はっきり決まればまた考えていくということですけども、まあ既に待てなくて実施した人にもさかのぼって考えてみるというような余裕がうかがえて、大変うれしく思います。それでさっきお話しました、今、本当に全国的に10歳から、まあ日本産婦人科医会では11歳から14歳と言われますけども、その人たちの年代ですけども、その効果が上がるのは、もう10年先か20年先かわからないわけですね。絶対費用対効果はありますけど先なんですね。ところが、20歳から30歳といいますと、10代も子供を生む年齢ですので、その方たちがされた方が、その方たちもされたほうが本当に費用対効果の面ではもう効果がある、実績があるということになります。ぜひ私もその10代だけでなくて20歳代、30歳代の方へのその補助、もう全額とは言いませんので、一部でも補助していただければありがたいなと思っているところです。そうですね、私がこれをなぜ質問したかといいますと、そういう皆さんの要望がありますし、訴えがありますので、国・県が対策を考えますと、市もすぐに対策にもう踏み込めるように準備していただきたいなという思いがあります。

そこで、部長から答弁いただきましたけども、この子宮頸がん予防ワクチンについて、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（田中信孝君）　おはようございます。三倉議員の御質問にお答えをしたいと思います。

近年、特にこの子宮頸がんに対する国民の意識の高まりというものは、非常に大きいものがございます。御承知のとおり、国におきましても真剣にこの問題に取り組んでおられるようでございます。今後、国・県の動向をみながら、本市といたしましても三倉議員御指摘のとおり、すぐにでも取りかかれるという、そういう準備体制を整えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。三倉議員。

○16番（三倉美千子君）　ぜひよろしくお願いいたします。

次に、２項目めの人吉梅園についてに入ります。その１点目ですが、高齢者・障がい者の方々からの要望でございます。梅園に行っても腰かけられるものが設置していない。それで設置していただきたいとのお願いなんですね。梅園は梅の花を見に、また梅ちぎり、ワラビ採りに行くことが多い。眺めもいいですので、車で連れて行って景色を見ることもあるんですが、足が悪いのに腰をかけるところがなくて困る、何とかしてほしいという要望がありました。それで、私も先日梅園に行ってみました。この時期に行くのは初めてでした。梅の木の下にはワラビがいっぱい生えておりまして、もう見渡す限り柔らかな緑で本当に見事でした。きれいでした。しばらく歩きましたけども、腰かけられるような場所は見当たりませんでした。

そこで要望いたします。高齢者・障がい者の方のためにも、常に腰かけられるようないすやベンチですね。いすとかベンチなどを設置していただきたいのですが。お尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　おはようございます。お答えします。

現在、梅園の管理作業としまして、年に数回園内の草刈作業を行っており、いすの設置につきましては、管理作業に支障のないような箇所など、管理委託を行っている管理組合とも協議しながら、また全体が斜面でもありますし、安全性も考慮しながら検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。三倉議員。

○16番（三倉美千子君）　では、２点目に入ります。

しばらく梅園の中を歩いておりますと、棒くいで囲った２本の梅の木がありました。初めて見ました。愛知県何々市21年２月とありました。書いて名札が下がっていたんですけども、いただいたらしい梅２本ですよね。梅の木２本ですけども、カヤや草に覆われてもう枯れてるんじゃないかなと思いましたけども、枯れた葉っぱもたくさんついてましたけど、青い葉っぱがついてましたので生きてはおりました。何とかせねばと思いながら、その道具を持っていっておりませんでしたので、また出直そうといいながら帰りました。

ここで質問です。他県からいただいた梅の木２本について、いつ、どこから、どのような理由、状況で贈られたのかお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

御質問の梅の木は、平成20年12月に愛知県知多市からいただいております。毎年２月から３月の梅の開花ごろに合わせまして全国梅サミットが開催されており、全国梅サミット協議会は人吉も含め12の市町で構成され、サミットも今年で15回目となりました。知多市は20年

２月、全国梅サミットのホスト市でございまして、開催記念事業の一環として協議会全市町に、佐布里池梅林というのがございますけども、そこの梅の木をいただいたものでございます。

以上でございます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。三倉議員。

○16番（三倉美千子君）　それでは、３回目の質問をいたします。

愛知県知多市から贈られた大切な梅、やっぱり梅でしたね。梅の管理状態が本当によくないので、梅園については委託をしてあるとお聞きしております。何百万円か出して委託をしてあるとお聞きしてますけども、そういう大事なものは市としてしっかりした管理をする必要があるのではないかと思います。二、三年後、全国梅サミットのホスト役が人吉市にやってくるようなこともお聞きしておりますので、そのときには多分愛知県知多市からもお見えになると思いますし、こんなに立派に育ちましたと胸を張って言えるような梅の木に育ててほしいなと思います。枯れてしまいました、シカがかじってしまいましたと、そういうことじゃなくてですね。調べてみますと人吉市からも知多市には贈られているそうですので、ぜひ大事にして育てて、またサミットにいらしたときに見ていただけるような、いい状態で見ていただけるようにしていただきたいと思います。梅園の件につきましてはこれで終わります。

失礼しました。部長の答弁いただいて終わりますので、よろしくお願いします。

○経済部長（椎葉文雄君）　この佐布里梅は21年２月に植えつけをしまして、シカなどの食害を受けないように防護措置をして管理してきたところでございます。議員おっしゃいますように、大切な梅ですので枯れることがないよう梅園管理組合とも相談しながらしっかりとした管理を行ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。三倉議員。

○16番（三倉美千子君）　どうぞよろしくお願いいたします。

３項目めの大畑駅についてです。

梅園から大畑駅に上っていきました。久しぶりですので行ってみようということで行ったんですが、駅の周りの木はきれいに切り払われておりました。掃除もきれいにちり一つない駅舎の中はきれいにしてありました。駅には３人のお客様がおられました。宮崎から吉都線を乗り継いでここに来ましたというんですね。そして、いさぶろう・しんぺい号の写真を撮ったり、乗って人吉に今度行きます。人吉に泊まりますとおっしゃって、東京からのお客様でした。初めてではないということでした。そして、あとお二人おられましたけど、話かけますと台湾からのお客様だったですね。親戚がこちらにおられるのかとか片言の英語で話しましたら、御夫婦でやっぱり写真撮ったりしに見えてました。それでしばらくは話をしたん

ですけども、次のいさぶろう・しんぺい号が来るまでにはもう１時間もあるんですよね。私たちも次のことがあったものですから、かなり時間お相手をしたんですが、そのときに人吉の観光名所・スポットなんかを話してあげたいんですが、本当に壁に古い黒っぽい破れたような黒っぽいパンフレットが張ってあるだけでした。それを全然あそこに張ってあるけど見ましたかと言ったら、見てません、わからないというお話でした。それで思ったんですけども、パンフレットが１枚もきれいなもの、今たくさんできているのに何も置いてないもんですから、遠くから来ていただいたお客様、はるばる来ていただいた方に申しわけないなと思いながら、次の時間もあるもんですから、ゆっくり人吉を楽しんでいってくださいということで別れたんです。それでその観光客が来てくださるんですね、それでパンフレットを置くだけでもなんか観光のもちろんＰＲですけど、温かいおもてなしになると思うんですね。私たちも突然だったらどこをどういうふうにしていけばいいか、例えば青井神社がどういうところか、国宝なんか話せますけども、具体的なもの、目で見てのその話ができなかったから、残念ながら帰ってきましたけども。本当に何とかできないかなってですね、大畑駅の中にそのパンフレットだけでも置けないかなと思いますので、東京の方も１回目じゃないですって、ちゃんとノートにも書いてありましたけども、そういう状況でしたので、そういうＰＲとかお客様のもてなしとか、ちょっとした心配りができないかお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えいたします。

現在、有人駅につきましてはパンフレット等を設置させていただいておりますが、無人駅である大畑駅などには観光パンフレット等の設置は行っていないところでございます。ＪＲ人吉駅に確認しましたところ、パンフレット等を駅舎内に置くのは構わないという御回答でございましたので、今後散らからないような飛散防止策やパンフレットの補充などの管理の問題が出てまいりますので、地元の方々と協議の上、対応を考えてまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。三倉議員。

○16番（三倉美千子君）　いろいろ要望をいたしましたが、よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時25分　休憩

午前10時37分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。松岡隼人議員。

○１番（松岡隼人君）（登壇）　皆さん、おはようございます。１番議員の松岡隼人でございます。朝晩は大分涼しくなってまいりましたが、日中はまだまだ暑い日が続いております。

さて、本日９月９日は「重陽の節句」でございます。陰陽思想では、奇数は陽であり、陽の数の一番大きな数字の９が重なる本日は、重陽と呼ばれ、大変めでたい日とされております。旧暦の９月９日は現在の10月ごろに当たり、田畑の収穫も最盛期で農山村ではクリの節句とも呼ばれ、クリ御飯などで節句を祝ったそうです。また、別名「菊の節句」とも呼ばれるように、邪気をはらい、長寿を願って菊を鑑賞したり、酒に菊の花びらを浮かべて酌み交わしたりして祝ったそうです。

それでは、焼酎を酌み交わしながらとはいきませんが、秋の豊かな収穫を祈念し、また皆様の、そして人吉市民の長寿を心から祈念いたしまして一般質問を行います。

今回、２点について通告をいたしました。１点目は、大村横穴群崩落への対応と安全性について。２点目は、不妊症に対する支援についてです。

それでは、まず大村横穴群崩落への対応と安全性について質問を行います。６月の一般質問でもこの項目について質問をいたしました。６月の時点では、具体的な対応が示されておりませんでしたので、前回に引き続き質問を行います。また、今回は岩盤崩落への対応をお聞きすることに加えまして、この阿蘇溶結凝灰岩で構成される壁面上部の丘の安全性についても検証いたします。さらには史跡の東側、人吉西小学校の通学路である通称竹坂、以前私たちは下道と呼んでおりましたが、そこの安全性についてもお尋ねしてまいります。

まずは、大村横穴群西端の岩盤崩落事故について６月に一般質問を行いましたが、復習も兼ねまして、４月20日以降現場での対処や関係機関との協議について、現在までの間にどのような対応をとってこられたのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　おはようございます。お答えいたします。

大村横穴群崩落発生後の現場での対処でございますが、これまで庁舎内での協議を重ね、地元住民への説明会、排水溝の清掃及び崩落箇所の不安定な部分の除去、その後、除去した岩盤、樹木の搬出を行ってきたところでございます。また、関係機関との協議でございますが、県との協議の中で一日も早く国庫補助事業の急傾斜地崩壊対策事業として採択していただきますよう、その都度要望してきたところでございます。県におかれましては、急傾斜地崩壊対策事業が国の採択基準に該当するかどうかの事前調査を８月末には終了し、調査の結果を受けまして、現在、内部で協議を行われておられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡議員。

○１番（松岡隼人君）　ただいま御答弁いただきました中で、関係機関との協議についてですが、まだ急傾斜地崩壊対策事業としては採択されていないということで理解してよろしいんでしょうか、確認いたします。

○建設部長（山上　茂君）　おはようございます。お答えいたします。

先ほど教育部長が申し上げましたとおり、現在、調査を終えまして、県のほうでは国と協議を進めていただいておるというふうに承っております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡議員。

○１番（松岡隼人君）　関係機関との協議についてはわかりました。

次に、現場での対処については御答弁いただきましたように、本当に迅速に対応いただいたと思っております。しかし、１点お尋ねいたします。現在、崩落箇所の上部に出っ張った岩が残っており、その岩の上に棒を立てて、目視による観察を行われておりますが、現在の警戒方法で前兆を察知することができるのでしょうか。棒が動いたときには、既に岩盤は崩落しているのじゃないかと思います。町内会長嘱託員連合会と市長との座談会で議論されましたように、棒のかわりに警報装置を設置されるなどの検討はなされなかったのでしょうか。お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

崩落した岩盤の除去につきましては、担当職員が現場において業者と一緒にゴンドラに乗り、安定していない箇所を確認しながら岩盤を落とすという作業を行ってきたところでございます。ゴンドラに乗り、現在出っ張っている岩塊を近づいて観察しましたところ、岩の節理が水平で下部の岩盤との間に大きな亀裂は入ってないないというふうなことを確認いたしております。また、県の文化課及び大村横穴群の過去の保存修理工事を手がけました専門業者にも見ていただいたところでございますが、同様の所見でございましたので、現時点では安定しているという判断をしているところでございます。しかしながら、岩塊内部の状況までは詳細に確認できませんので、万が一に備え、ポールの設置による岩盤の観察という方法を考えたところでございました。設置しましたあとは、職員が現地に赴きまして、定期的に観察しているところでございます。また、急傾斜地崩壊対策事業でございますが、県によりますと、国庫補助事業として採択された場合におきましても、本工事着手までには地質調査及び実施設計等を行う関係で、２年から３年はかかるというふうなことでございました。したがいまして、本工事着手に至るまで崩落を予兆する警報装置の設置も検討してきたところでございますが、上部の岩塊部分を固定する工法と比較した場合、岩塊部分を固定する工法のほうが住民の方々の安全性と安心感を確保するという点で優れているということから、アンカーピンによる岩塊部分の固定する工事を計画いたしまして、現在、実施設計の準備を急いでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡議員。

○１番（松岡隼人君）　御答弁いただきましたように、毎日職員の方が見て回られているよう

ですし、住民の方もその点に関しましては、大変感謝をしておられます。しかし、やはり私は棒を立てての観測で前兆を察知できるとは思いません。ただあればの話になるかもしれませんが、棒を立てての観察ではなく、警報装置を設置して、それからアンカーピンによる固定という流れがよかったんではないかというふうに考えます。しかし、もう９月になってしまいまして、アンカーピンによる実施設計も行い、早急に固定をしたいということですので、まあ少々納得はいきませんが、アンカーピンによる岩塊部分を固定する工事の工法、安全性について次はお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

アンカーピンによる工法でございますが、まずアンカーピン設置箇所にボーリングマシンで穴をあけ、その中に接着剤を注入いたしまして、その後、ステンレス製のアンカーピンを挿入するものでございます。また、岩塊表面の亀裂部分につきましても接着剤を注入するなど、亀裂部分の充填工事もあわせて実施するものでございます。この工法は、平成６年度から平成16年度にかけまして大村横穴群東群の保存修理工事において用いたものでございまして、工事終了後、現在に至るまで崩落等は起きておらず、安全性は高いものと判断しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡議員。

○１番（松岡隼人君）　アンカーピンによる工法の安全性は高いということですので、無事に工事が完了しましたならば当面の危険性は、このポイントにおいては一たん回避できるのかなというふうに思います。

さて、壁面について本市の短期的な対応は理解できましたが、続きまして、壁面上部の安全性について検証をしたいと思います。今回の事故について質問を行うに当たり、本市にも過去の災害の正確な記録が残っていなかったようですので、私なりに調べてまいりました。記憶というものは薄れてまいりますので、事実関係を認識するために、昭和47年の大規模災害が発生したときの状況、本市の対応を当時の人吉新聞の記事を使用して説明いたします。資料のほうが少々見にくうございますが、その資料に沿って説明をいたします。山崩れは、昭和47年６月12日午前２時20分ごろ発生し、村山では３名が、また合ノ原でも１名が亡くなられております。資料をごらんください。降り始めから12日午前10時までの雨量は、人吉市で273ミリに達し、１時間に45ミリを記録したとあります。このことから、これだけの雨が降ったならばこの地域はひょっとすると危ないんではなかろうかということは懸念されます。そして、12日の未明に発生した災害に対して、その日には地域住民の生命と財産を守るために、例え他の市事業を犠牲にしても早急に安全策を実施するとの執行部の方針が明らかにされております。当時の行政判断の早さには大変驚かされました。

続いて、同月21日には調査がもう行われております。決断も早いが行動も大変早かったよ

うです。視察した元熊大教授の松本氏は、溶解岩の上に火山灰が積もっており、非常に危険だ。崩壊防止を行うには、市の全予算をつぎ込んでも無理。最善の策は、がけ下の危険地域の住民の立ち退きと指摘しており、同市も対策に苦慮していると記されております。また、それを受けて７月８日には、非公式ながら住宅改良（移転）工事が住宅地区改良法による補助事業として認定されたとあります。県や国のほうの対応も本当に早かったようです。そして、資料には載せておりませんが、翌年７月には鶴田団地に一部の方は移られております。この記事を皆様にお示しして、私が伝えたかったことは過去の事故の正確な情報を理解することはもちろん、この場所は大変に危険なところだということと、行政の判断と行動が大変早かったということでございます。大村横穴群西端は、当時、災害が発生した場所ではありませんが、基本的な構造は災害発生場所と同じだと思います。大村横穴群西端の安全性は確保されているのでしょうか。これまでこの地域に対してどのような対応をとられてきたのかお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

昭和47年以降の対応でございますが、現在の城本公園を含む区域一帯が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域に、県から昭和47年６月24日に指定をされております。指定区域の面積は3.61ヘクタールでございます。

対策工事等の経過についてでございますが、昭和48年度にがけ地上部において表土の掘削と保護、及びプレキャストコンクリートブロック工法による法面保護工事を行うとともに、雨水ががけ面に流れ込んで侵食しないようにするための排水対策工事を行っております。また、排水対策工事につきましては、昭和50年度にも行われているところでございます。また、実施した時期についてははっきりいたしませんが、法面上部の樹木伐採も数回行っております。民家裏手に設置されておりますストーンガードにつきましては、平成５年と平成７年に発生した崩落発生に伴い、その直後にそれぞれ高さ３メートルのものを市が設置いたしております。

居住されておられた市民の方々への対応といたしましては、国庫補助事業で新設されました改良住宅鶴田団地に移転入居していただいたり、同じく、国庫補助事業のがけ地近接等危険住宅移転事業により、新たに住宅を求めて移転していただいたりしております。昭和48年ごろの移転事業がほとんでございますが、平成５年度には、今回崩落いたしました箇所にございました住宅の移転事業も行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡議員。

○１番（松岡隼人君）　上部の土砂については、完全に安全とは言えないが、でき得る限りの工事はされているようです。私も地元町内会長さんと一緒にがけの上のほうへ登ってまいりました。確かに、民家のところから土砂が除去してあり、資料の写真③に示しておりますプ

レキャストコンクリートブロック工法による法面保護工事が施してありました。私は素人ですので、その効果がどれほどのものか正しく理解することはできませんが、工事が施してある箇所にはあまり大きくない竹が生えており、土砂が流れ出るのを防ぐ作用があるのかなというふうに感じました。このあたりは歩いて通れますし、本当に危険だという状況ではないのかなというふうに感じております。

続きまして、写真②をごらんください。これはがけの上、プレキャストコンクリートブロック工法による法面保護工事が施してあるところから下のほうを撮影したものです。工事を施してあるところと壁面の間が急斜面になっており、加えて、そこには大きな木が多数立っております。現場を実際に見てみて、その木が風で揺れて、力が岩盤に加わることが最も危険ではないのかというふうに感じました。あくまでも素人の見解ですので専門的なことはわかりませんが、アンカーを打って崩落現場の不安定な岩盤を固定することと同時に、急斜面に生えている木もある程度切ったほうがいいのではないかと思います。といいますのも、地元の方が言われるには、土砂流出防止の工事をした後は定期的に樹木の選定に来られていたとおっしゃっております。それがいつのまにかされなくなったということですので、ぜひそのあたりのことも調査して、でき得る限りの策を早急に講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

樹木の伐採ということで、上部が市有林というふうになっていますので、その管理の立場からお答えいたします。

以前に定期的な剪定あるいは伐採につきまして、されていたということでございますが、調査いたしましたが、どのように実施していたかはちょっとつかめませんでした。しかし、近年は安定していたために、伐採等は実施していなかったようでございます。現状では、がけの先端部分での樹木伐採は容易なことではないというふうに思われます。今後の工事の後の樹木伐採等の管理につきましては関係部署と協議し、対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡議員。

○１番（松岡隼人君）　先ほど建設部長が答弁されました昭和47年以降の対策工事の中で、雨水ががけ面に流れ込んで浸食しないようにするための排水工事と、法面上部の樹木伐採を行ったとおっしゃいました。私はこの２点が大きなポイントだと思っています。そもそも岩肌に亀裂が入らないならば崩落が起こりません。亀裂が入り、その亀裂が水や樹木の根またはかづらなどの浸入で拡張されることによって岩盤の崩落につながるのではないかと思っております。

写真①をごらんください。大変見にくくなって申しわけございませんが、これは４月20日

の崩落事故直後の岩盤の様子ですが、かづらまたは木の根のようなものが確認できます。今後、計画されているアンカーピンによる工法の中でも、亀裂に接着剤を注入する工事も計画されているようです。この崩落に当たりまして大きな原因になるであろう樹木の扱いに関しては、今回の答弁から、経済部の部長の答弁から察知しますと、早くても二、三年後先の話になるようです。私や住民の方と執行部の間には大きな感覚のずれがあるようです。

そこで、がけの上にある樹木等が岩盤に及ぼす影響について、どのような認識を持っておられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

御承知のように、大村横穴群のがけ面にはさまざまな樹木・植物が繁茂しております。これらの中で岩盤にある阿蘇溶結凝灰岩に影響を及ぼす樹木・植物がいくつかございます。その代表的なものといたしましては、樹木では、岩盤の亀裂に根が入り込み、亀裂を広げるイヌビワ、そして植物では、岩盤に繁茂し、岩を土壌化し、脆弱にするシダがあることは理解しているところでございます。影響を及ぼす樹木・植物の伐採につきましては、岩盤の状況を見ながら検討してまいりたいと存じます。

以上お答えします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡議員。

○１番（松岡隼人君）　今、御答弁をいただきました中では、岩盤に悪影響を与える植物があるというふうに認識をされているようですので、いろんな工事の後ではなく、やはり早急に調査、工事等を行っていただきたいと思います。

さて、今回質問させていただきましたが、以下のことが明らかになったというふうに思います。

まず一つ目、崩落現場の出っ張った岩については、アンカーピン工法で固定する。二つ目に、現在はまだ急傾斜地崩壊対策事業としては採択されていない。３番目に、がけの上部に関しては工事済みで、ベストとは言えないが安全性はある程度確保してある。４番目に、がけと上部の工事済みの間の斜面に立つ樹木等が、岩盤に悪影響を与えている可能性がある。よって、今後の課題といたしましては、がけと上部の工事済み箇所の間の斜面に立つ樹木への対応と、県の事業採択も含めた抜本的な対策が浮かび上がってまいりました。この結果を踏まえた上で、今後、中長期的にといいましても、二、三年ぐらいの間だと思いますが、本市としてはどのような考え、方針を持ってこの件に取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　皆様、おはようございます。それでは、松岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

市の最大の責務は、市民の方々の生命と財産を守ることでございますので、早急な対応を図ってまいる所存でございます。今回の崩落箇所は、急傾斜地崩壊危険区域として既に指定

されており、先ほどから教育部長が御答弁申し上げましたように、県におかれましては、国庫補助事業の急傾斜地崩壊対策事業の採択に向けて、８月末には事前調査を終わられて、現在、内部で協議をされておられるところでございます。今後、事業実施に向け、補助事業への採択申請等を進めていただき、早期に着工をされますよう強く要望してまいりたいというふうに存じます。

また、急傾斜地崩壊対策事業の工事着手されるまでの間につきましては、アンカーピンによる岩塊固定工事はもとより、上部排水溝の点検清掃や定期的な現場確認を行うなど、各部関係各課が連携を図りまして、地域住民の方々の安全性を確保する施策を今後も講じてまいりたいというふうに存じております。

以上、お答えを申し上げます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡議員。

○１番（松岡隼人君）　今、総務部長から御答弁をいただきましたが、ぜひ市民の目線に立ってベストな対応を迅速に行っていただきますようにお願いしておきます。

続きまして、大村横穴群東側、人吉西小学校の通学路、竹坂の安全性について質問いたします。これまで、先に大村横穴群西端について質問を行ってまいりましたが、この場所についても基本的な構造は同じだと思っております。現在、人吉西小学校の生徒だけでも全生徒317名のうち58名がこの竹坂を利用しており、以前から保護者、地元住民、先生たちなどから不安の声が上がっております。写真④をごらんください。これは坂の上から下のほうを見て撮影したものですが、がけの上の木が道へ覆いかぶさっているのがわかります。写真の左側ですね。続きまして、写真⑤をごらんください。これは写真④で最も狭くなっている部分のがけを下から撮影したものです。垂直の岩盤に大きな木が何本か立っております。これまでこの道で事故が発生したかどうかは確認できませんでしたが、樹木は年々生長して大きくなり、それに比例して危険度も年々増しているのではないかと考えます。私は大変危険な状態ではないかというふうに思っておりますが、執行部におかれましては、竹坂は安全だというふうに認識しておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

議員御指摘の路線は、市道西校登校道路線でございます。この路線につきましては、西小学校の児童はもとより、球磨工業高校の生徒も利用している通学道路でございます。平成21年度に地元から、法面からの竹や雑草の影響で通行に支障があるとの連絡を受けまして、調査を行ったところでございます。確かに竹や雑草により通行に支障がある箇所、また路面の老朽化に伴い、滑りやすくなっている箇所などが確認をされましたので、早速竹や雑草につきましては職員で対応したところでございます。路面の復旧につきましては、修繕工事として発注し、通行の安全を図ったところでございます。御質問の法面の安全性の確認はどうかということでございますが、詳細な調査は行っておりませんので、今後確認をいたしまして、

対策が必要な場合等は関係機関と協議を行い、通行の安全を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡議員。

○１番（松岡隼人君）　答弁にもございましたように、路面に関しては学校や地元の要望を受け、修繕工事を行っていただいたおかげで関係者各位大変喜んでおられますし、感謝をされています。ただ、法面に関しましては、はっきりと安全性が確保されているとは言えないようです。９月５日に行われました防災訓練では、約1,000名の方が集まり訓練を行いました。私も消防団の一員として避難者の誘導を行いましたが、備えるということは大変重要だと思います。ソフト面の備えももちろんですが、足元のハードな備えについても早急に行っていただきたいと思います。大村横穴群は国の史跡であり、県の急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。また、本日は総務部長、教育部長、建設部長、経済部長から御答弁をいただきましたように、この問題の解決にあたっては、庁内での横断的な協議、各種関係機関との協議が必要であろうと思います。先ほど新聞記事を説明するときに申しましたように、昭和47年当時の執行部は災害への対応が大変早かった。しかし、それは残念ながら事故発生後の話です。今回は、ぜひ二の轍を踏まないように、事故が発生する前に別の対応をしていただきますようお願い申し上げまして、この件については質問を終わります。

続きまして、不妊症に対する支援について質問を行います。不妊症とは、自然な状態で妊娠に至れないか、妊娠を一定期間以上維持することができない状態を指し、ＷＨＯでは避妊をしていないのに２年以上にわたって妊娠に至れない状態と定義づけされており、その原因は排卵障害や卵管障害、精子の異常が多いとされております。男女の割合では、男性側に問題があるケース、女性側に問題があるケースが半々だと言われております。現在、日本で不妊症に悩むカップルは10組に１組、もう七、八組に１組とも言われ、その３分の１近くが何らかの不妊治療を受けていると推測されております。また、平成18年には体外受精出生数は約２万人にのぼり、全出生者数に占める割合が増加して、今や55人に１人という割合になっております。私の周辺でも不妊症に悩み、また、不妊治療を行っている友人・知人がおりますが、現在、人吉市では状況把握をしておられますか。また、どのような支援、取り組みを行っておられますか。本市の考えも含めてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

不妊症で悩まれている人吉市民の現状把握はできていないところでございます。国におきましては、特定不妊治療費助成事業を実施しており、事業の実施主体であるである都道府県、指定都市、中核市に事業費を補助しております。熊本県特定不妊治療費助成事業の助成金申請者の実績によりますと、人吉・球磨管内では平成18年度10件、平成19年度25件、平成20年度19件、平成21年度29件となっておりまして、不妊症で悩まれる方は相当おられると思われ

ます。この熊本県特定不妊治療費助成事業の対象者でございますが、夫婦のいずれかが県内に住所があり、指定医療機関において体外受精または顕微授精以外の治療法によって妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された夫婦であることや所得の制限等の条件がございます。

それから、本市での取り組みについても答えさせていただきます。本市では、不妊で悩まれている住民の方からの随時の相談に対応している現状でございます。年間、不妊症に関する相談は一、二件ございます。不妊症は単一の原因ではなく、先ほど議員が申し上げられましたとおり、大きく分けても10余りの原因が考えられております。それらの中の一つ、あるいは複数が関与する疾患であるため、市内産婦人科の不妊外来の紹介及び産婦人科受診や熊本県女性相談センターの不妊専門相談を進めております。不妊治療費の助成につきましては、人吉保健所が窓口となっております熊本県実施の、特定不妊治療費助成事業についての情報提供をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡議員。

○１番（松岡隼人君）　現在、実施されている熊本県特定不妊治療費助成事業は、特定不妊治療、つまり体外受精または顕微授精に要する費用の一部を助成するものです。その他の一般不妊治療に対しては助成はされておりません。特定不妊治療に対する助成につきましては、先ほど部長が申されたとおり国が実施しますので、どこの自治体においても助成は受けられますが、一般不妊治療においては、自治体によって助成をされるところとそうでないところがあります。助成しておられるところでは、３万円や５万円といった金額が多いようです。ちなみに近隣の自治体ですと、五木村は50万円、水上村が10万円の助成を行っておられます。

さて、初めに金銭的な支援についてばかり述べましたが、現在、必要とされているのは相談員と情報、そしてセミナーなどの啓発、そして金銭的支援、大きくこの三つだというふうに言われております。出産を希望されているにもかかわらず、それがなかなかかなわないということは体験者にしかわからない苦しみやつらさがあるのではないでしょうか。当事者の精神的負担、金銭的な負担を軽減するために、本市でも不妊症や不妊治療についての情報提供や啓発、金銭的支援を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

先ほど御説明いたしました熊本県特定不妊治療費助成事業についてですが、これは１年度当たり１回の治療費につき15万円までとして、２回を限度に通算５年間支給されるものでございます。不妊症に悩む夫婦の精神的、金銭的負担は大きいものだと思われますが、現在、不妊症で悩まれている方及び不妊治療をされている方々の状況把握ができていない現状でございます。熊本県特定不妊治療費助成事業もありますことから、市独自の金銭的支援につきましては、現在考えていないところでございますが、今後、医療機関との連携や一般不妊治

療をされている方々の状況を把握し、市民の皆様からの相談にお答えしていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。松岡議員。

○１番（松岡隼人君）　最後に、本来ならば再度、支援をすぐにでも行っていただきたいというふうに申し上げたいところでございますが、平成22年に策定されました人吉市次世代育成支援行動計画には、不妊症や不妊治療に対する支援を行うことは含まれておりませんし、先ほどの答弁から現状把握もなされていないようです。しかし、部長の答弁がございましたように、計画に含まれているからしないというのではなく、まずは現状をしっかりと把握していただきたいと思います。それから計画に組み込んでいただき、支援していただきますようよろしくお願いいたしまして全質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時21分　休憩

午前11時32分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。井上光浩議員。

○２番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。２番議員の井上光浩でございます。傍聴席はすばらしく潮を引いたようにいらっしゃいませんが、きょう聞いていただく方はよろしくお願いいたします。

ことしは例年にない猛暑が続きまして、皆さんより少し体格のよい私にとりましては厳しい夏でありました。少々細くはなりましたが、実りある秋がすぐそこまで来ており、人吉球磨の大地の恵みを食し、楽しみたいと思う今日このごろであります。

それでは、通告に従いまして一般質問を進めてまいります。

今会議も私を含め15名の同僚議員が登壇をされ、多岐にわたり質問をされておりますので、私は２点に絞り質問を行います。１点目は、教育問題から、夏休みリテラシー教室の成果と課題について。２点目、市民の声から、公共交通空白地帯の解消に向けた路線バスによる新規路線についてであります。

一昨年施行をされ、本年は７月21日から30日までの８日間に、市内６小学校を会場に小学校３年生を対象に実施をされました夏休みリテラシー教室を実施されたのち、指導をされた学習サポーター、また学習サポーター補助の皆さん方との事後検討会を開催されたと思いますが、御協力いただきました皆さん方の感想をまず１回目お尋ねをいたします。

１回目終わります。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

今年度の夏休みリテラシー教室の実施につきましては、学習サポーターとしまして退職校長会を中心に教員免許をお持ちの現職でない先生方33名、また学習サポーター補助としまして、人吉高校及び球磨工業高校の希望生徒合計31名に御協力をいただきました。去る８月25日に学習サポーターの先生方を対象に事後検討会を開催いたしました。総体的に学習サポーターの先生方から「子供たちが集中して学習に取り組んでくれた」、「３年生を対象に実施する意義は大きい」、「基礎学力の定着の一助となった」、「勉強が楽しくなるようにたくさん褒めてあげた」、「子供たちから元気をもらった」などの感想が聞かれ、好感を持ってこの事業に取り組んでいただいたようでございます。学習サポーター補助の生徒さんたちは、ボランティア体験の一つとして、また将来の進路志望に向かっての体験などとして取り組んでいただいたようでございます。ほとんどが一日だけの参加というふうなことで、全体的な意見集約はしておりませんが、「この事業に参加してよかった」、「子供たちとの触れ合いが楽しかった」などの感想が聞かれたところでございます。この事業は、学習サポーター及び学習サポーター補助の方々の御協力があって初めて開催できる事業でございますので、御協力をいただきました方々に心からお礼と感謝を申し上げたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上議員。

○２番（井上光浩君）　おおむね、御協力をいただきました皆さん方には好評であったと、好感をもって協力をいただいたようでございます。私は大畑小学校のほうに行かせていただきましたけれども、大変しつけのほうも含めて指導をされておりました。私は、この夏休みリテラシー教室が実施されたことにつきましては、大変意義があるものだと思っております。小学３年生から４年生、これが一番重要な時期だと言われている年代でございますので、非常にすばらしい事業ではないかなと思っている一人でもあります。

そこで２回目の質問をいたします。１回目の質問は学習サポーターと学習サポーター補助の皆さん方の感想をお聞きいたしましたけれども、２回目は、市内７小学校、３年生の希望者が162名おられたということでございますけれども、保護者の方の感想、また今後の要望等はどのようなものがあったのでしょうか。お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

この事業に参加した子供たちの保護者に、夏休みリテラシー教室アンケート調査を実施いたしました。実施日数及び時間に対しましては、「ちょうどよい」が約９割の回答をいただきました。また、御意見・感想としましては、大多数の保護者から、「褒めていただき、楽しんで勉強することができた」、「規則正しい生活を送ることができた」、「丁寧で優しく指導をしていただいた」、「とてもありがたい」、「とても重要な授業である」という感謝、

お礼などの意見が寄せられました。市教育委員会としましては非常にうれしく思っているところでございます。要望としましては、「対象となる学年を広げていただきたい」、「継続して実施していただきたい」との要望も多数いただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上議員。

○２番（井上光浩君）　保護者の方も大変喜んでおられる様子でございます。やはり私どものほうにも要望がありましたんですが、対象学年を広げていただきたいという声が一番多かったようでございます。１年生から６年生まであるわけでございますので、ただ今後のこの夏休みリテラシー教室の方向性ですね、学年を広げることができるのか。また、それを広げることによっていろいろな課題が出てくると思います。それについてのお尋ねをいたします。今後の方向性、そして課題を含めて答弁をいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

現在、この事業を進めていく上での課題としまして、指導者であります学習サポーターの人数確保が上げられます。試行としまして、市内の二つの小学校で実施しました一昨年は18名、市内６小学校を会場に実施しました昨年は27名、そして今年が33名であり、学習サポーターの人数を確保するための努力をしましたが、ことしの人数は微増となっております。今のやり方では、現在の人数での指導体制がちょうどよい状況だと考えております。学習サポーターに高負担をかけることなく継続的な事業として取り組んでいくためには、現在の小学校３年生を対象とした事業の維持が妥当であると考えておるところでございます。しかし、先ほども言いましたように、保護者の要望にも多数あります。対象学年を一学年でもふやせるように学習サポーターの人数の確保や、開催時期をずらすなど、方法の工夫改善を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上議員。

○２番（井上光浩君）　教育部長から冒頭にありましたとおり、やはり指導者の方の確保というのが一番難しいようであります。３カ年にわたりますが、18名から27名、そしてことしが33名であったということでございますので、今の状況が一番ちょうどいい、指導のやり方ではちょうどいいという答弁でございますが、やはり保護者の方の要望ということで、対象学年を一学年でもふやせるようにというような要望が強うございます。

そこで、以前の同僚議員の質問の中にもありました、教育長からの答弁でもあったと思いますが、６年生から中学１年生に上がっていくとき。まあ中学１年ショックといいますか、小学校課程から中学校課程に上がるとき、私はそういうものは経験は全然しておりませんけれども、繊細な子供たち、児童から生徒に変わるとき、一番重要であると思います。そこでこれは提案になると思いますが、小学校６年生から中学１年生に上がる春休みの時期に、こ

のリテラシー教室を実施するお考えがないかお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

中学校入学を控えた小学校６年生を対象として春休みにリテラシー教室を開催する考えがないかとの御質問でございますが、中学校入学前に小学校の復習を行うことは非常に重要だと考えております。しかし、リテラシー教室の開催となりますと、学校初め関係者が年度末年度初め、非常に多忙な時期となるため準備や運営そのものがとても厳しいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上議員。

○２番（井上光浩君）　退職者、退職された先生方、また教員免許を持たれる方々の人員確保、これが一番問題であると私も今思っておりますけれども、やはり60歳で退職を先生方今のところされますが、やっぱり人材こそ地域の宝でありますし、人材を生かそうという気運もございます。なにとぞ勘案いただいて、私が申し上げました提案も含めていただいて検討をしていただければと思います。通告はしておりませんが、市長のほうから一言このリテラシーについてのお考えを願いしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

このリテラシー教室というのは、非常に意義のある事業であるというふうに存じております。私も一昨年からみずからの体験を述べさせていただいておりますけれども、夏休みをいかに過ごすかということで、２学期からの学力が全く違ってくるという体験をしたところでございます。よって、このリテラシー教室というのは、非常に意義があるというふうに感じておりまして、私もこの２カ年間３年生を対象というふうにして、ある意味では実証的な検証も行ってきたところではないかなと思っております。今後、御指摘のとおり、確かに学年を上げていくというのは、私も大いに賛成をするところでございまして、おっしゃるとおり、児童から生徒へ変わるときの春休みというものの中で、中学生への準備、心構えというものも含めまして、そういうことが実現できたならば、大いにこの人吉市においても画期的な取り組みになるのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上議員。

○２番（井上光浩君）　リテラシー教室についての質問をさせていただきましたけれども、私の子供も本当に基礎学力がついているのかな。学年にあった問題と、また塾に行きますと、それよりか先の問題をやらしていただいておりますけども、本当に基礎学力がついて将来自分のなりわいになる好きな仕事に就いてくれるんかなという不安もございます。この辺も勘案していただいて、どうか生かしてしていただければなと思います。

２点目に入ります。

次に、公共交通空白地帯の解消に向けた路線バスによる新規路線についてであります。今回、バス路線見直しを協議され、８月31日全員協議会において新規４路線について説明を受けておりますが、新規路線でカバーできない路線、地域について質問をいたします。

協議を進められてきました地域公共交通会議の組織構成をより詳細に、具体的にお聞きしたいと思います。この点につきましては、立山議員が質問されておりますが、重複するかもしれませんがよろしくお願いいたします。

また、協議会において、今後継続して協議を行うということでございますけれども、今回、提案された新規路線以外に具体案があるのか。あるのであればどういうものであるのか。ないということであれば、ほかの空白地帯への対応は協議を続けられるかお尋ねをいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　おはようございます。お答えいたします。

今回、財政負担の軽減と公共交通空白地帯の解消による市内交通体系の確立を目的といたしまして、人吉市地域公共交通会議を立ち上げ、７月から８月にかけまして検討を行ってまいったところでございます。御質問の会議の組織構成でございますが、地域住民利用者として、町内会長嘱託員連合会、老人クラブ連合会、人吉温泉観光協会、社会福祉協議会からの代表者の方、交通事業者関係といたしまして、産交バス株式会社、人吉球磨タクシー協会、県バス協会、県タクシー協会、全九州産業交通労働組合、県自動車交通労働組合、また地域公共交通に関する指導・助言をいただくことになっております人吉警察署、それから九州運輸局熊本運輸支局、それからオブザーバーとして熊本県の交通対策総室、以上15の各種団体から来ていただいての構成となっております。

今後、継続をして協議を行なう具体案があるのかという御質問でございますが、現在のところは、具体的な計画はございません。今回のバス路線の見直しが公共交通空白地帯を解消し、市民に広くかつ公平なバスサービスを提供することに着目し、財政負担等も考慮しながら、町内会や老人会において要望の多かった地域を重点に路線の拡充を図ったところでございます。しかしながら、市内から遠いところ、遠方に位置する地域については、まだまだ課題が残されているところでございます。特に、今後ますます進展することが予想される高齢化の問題にも、対応していかなければならないものと考えておるところでございます。

今後は、今回導入される新規４路線の追跡調査を行い、利用状況がどうであったか、町内会及び老人会の定例会で出された意見の中で、新規４路線を導入しても解消できなかったことなどについても検証するとともに、社会福祉協議会が実施されております高齢者、特にひとり暮らしの高齢者の方への聞き取り調査におきます地域の課題と連携も図りながら、地域にあったよりより地域公共交通体系が確立されるよう協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上議員。

○２番（井上光浩君）　財政負担等も考慮しながら町内会、老人会において要望の多かった地域を重点的に路線を図ったということでございますが、いろんな要望があったと思います。具体的にどのような要望があったのか。これを校区別で説明をいただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

校区別にどのような意見があったのかという点についてお答えをいたします。

まず、東校区、西校区でございますが、この２校区におきましては、路線バスに対する要望ということではなく、市内循環型バスさるく人吉、じゅぐりっと号のルートに対する御要望ということでございました。じゅぐりっと号につきましては、一定方向に巡回するルートとなっているため、市内の医療機関等への通院には非常に使いづらいといった御意見や、さるく人吉につきましては、市街地を通るルートのほかに人吉インターまで行ったのち、農免道路を通り、上林町方面から温泉町へ行くルートが設定できないものかといった御意見などが出されたところでございます。

次に、東間・大塚校区におきましては、浪床、七地方面へのバスがないため、既存のバス路線で大畑線の帰りや、さるく人吉のルート延長として波床、七地方面にバスを回してほしいといった御意見、及び各種イベントがあるとき、そのときだけもカルチャー行きのバスを走らせることができないものかといった御意見もございました。

次に、大畑・矢岳校区におきましては、大野、矢岳地区についての御要望でございまして、個人で車の運転ができず、近くに病院や商店もなく大変困っている。交通手段としてＪＲはあるが、駅に行くにも距離が遠すぎる。毎日でなくてもよいので、バスを運行していただきたいと意見もございました。

次に、西瀬校区におきましては、循環型バスさるく人吉を桜木団地方面まで回してもらうことはできないものかといった御意見や、西瀬方面には鹿目行きのバスがあるが、そのほかに矢黒を通って永野の公民館ぐらいまで行き、小柿、大柿まで行くバスがあればよいのだがといった御意見もございました。

次に、中原校区におきましては、農免道路を通り、上・下原田地域の集落ごとに回るバスがあればという御意見や、中原方面では、いずれも球磨村方面でございますが、神瀬行きや黒白行きの路線バスがあるが、中原団地のところを通って中神町内などの集落を回り、川向こうまで行くバスがあれば利用もふえるのではという御意見、さらには循環型バスさるく人吉は温泉町まで行くが、老人福祉センターまでの延びると高齢者の利用もふえるのではといった御意見もございました。

以上、それぞれの校区で出されました御意見を集約いたしまして、新規に路線を導入してきたところでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上議員。

○２番（井上光浩君）　各校区それぞれいろいろな視点での意見があったようであります。それで、社会福祉協議会が実施中であります、地域における課題を今聞き取りをなさっているということでございます。そして、この地域における課題を地域公共交通に連携をさせていく必要があると答弁をされておりましたけれども、地域における課題はとりまとめ中であるとは思いますが、わかる範囲で構いませんのでお答えをいただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

現在、社会福祉協議会におかれましては、安心生活創造事業といたしまして、見守り、買い物等の基盤支援が必要な人の把握と、そのニーズをカバーする体制をつくる事業が進められておるようでございます。基盤支援が必要な人を把握するために、市内の65歳以上のひとり暮らしの方々を対象に聞き取り調査を行っておられ、今年度も13の町内を指定して実施を行っておられるようでございます。調査につきましては現在も継続中でございますが、いただきましたデータによりますと、自分で食料品や日用品の買い物ができるといった項目におきましては、約７割の方が自分でできるといった回答をなされており、数字上ではかなりの方が自分でできているようにも感じられるところではございますが、中には子供さんやヘルパーさんが来たときにしか買い物ができなかったり、インスタント類だけでの生活を余儀なくされている方も少なくないようでございます。また、今は何とか単車や自動車が運転できても、いつ乗れなくなるかと不安を感じておられる方も多いようでございます。このように、地域における課題といたしましては、生活に密着した切実な思いの部分もございますので、単に路線バスが導入されたからといって解決できる問題でもございませんが、そのような切実な課題も重く受けとめまして、路線バスだけではなく、地域の実情に合った交通手段についても関係部署と連携を図りながら検討を進めていかなければならないものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上議員。

○２番（井上光浩君）　やはりいろいろ問題があるようでございます。インスタント類だけでの生活を余儀なくされている方、これは買い物弱者ということで、６月の定例会でも川野議員が質問されておりましたけれども、高齢化が29％、65歳以上が３人に一人、10年たちますと35％を超えるという時代に入ってきております。そのことを踏まえながら、先日、私どものレターケースにこういうものも入れていただきました。２月25日にあったようでございますけども、２冊いただきましたけども、これをきのう熟読させていただきましたが、やはりいろんな問題があるようでございます。

そこで、仮称でありますが、福祉バス、福祉タクシーの要望も各町内高齢化が進んでいる場所では要望を受けております。今回、カバーできない地区については、今後の対応として行政側の認識はどういったものをお持ちでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しとはなりますが、今後は、今回導入される新規４路線の追跡調査を行い、利用状況がどうなっているのかということに加えまして、町内会や老人会の定例会で出された御意見の中で、新規４路線の導入でも解消できなかったことについても検証することとしております。特に山間地におきましては高齢化も進んでおり、地域における課題からも非常に切実な問題ととらえ、他の自治体の事例等も参考としながら検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上議員。

○２番（井上光浩君）　実際、福祉バス、福祉タクシーなどを実施された自治体があるようでございます。その自治体の状況、またその導入をされておりますけれども、これは民間会社、いわば冒頭で質問をいたしましたのは、この協議会の中にほとんどの公共交通の方々が協議員として入っていただいておりますので、そこで他の自治体では民間会社、タクシー等々に委託をされているのか。そのあたりをお聞きいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

福祉バス、福祉タクシー等を実施している自治体の状況ということでございますが、県内の先進地事例といたしましては、菊池市の取り組みが上げられます。菊池市におきましては、市街地を環状線として巡回する路線バスの運行を核に、山間地と市街地及び町なかを結ぶ予約制の乗合タクシーを組み合わせるなど、地域に必要不可欠な生活交通の確保が行われているところでございます。最近では八代市や上天草市におかれましても地域公共交通の再編が行われており、市街地における巡回型の路線バスと、山間地への乗り合いタクシーの組み合わせが進められているようでございます。このことは、それぞれの地域において自治体合併が進み、カバーしなければならないエリアが広がってしまったこと、旧市町村におけるばらばらのサービス形態を統一する必要があること、さらには、合併自治体の財政負担の軽減を図ることを目的として実施されているようでございます。

民間会社に委託しているのかという御質問でございますが、今御紹介いたしましたこれらの自治体はすべてタクシー会社に委託をされているようでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上議員。

○２番（井上光浩君）　実際、運行をされている自治体があるようでございます。先ほど答弁の中にもありましたけども、山間部等々についてのきめ細やかな公共交通のサービスということでありますけれども、例えば、先ほど大野、矢岳と言われましたけども、実は大野、大畑町にも小川内、芝笠といったような小さな集落がございます。もちろん芝笠につきましては国道沿いでございますけれども。ほかにも大塚校区におかれましては桑木津留、西瀬校区

においては戸越、永野、永葉といったような、これは道路の整備も入ってくると思いますので、これをカバーするためには、仮称ではありますが、福祉バス、福祉タクシーの導入でしかカバーはできないと私は考えますが、執行部としてはどうでしょうか。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

おっしゃいますように、山間部をきめ細やかに巡る交通手段としては、乗り合いタクシーのようなものでなければならないと考えるところではございますが、このことにつきましても、新たな路線をふやすということは、経費の増加という面もやはり考慮することも出てまいりますので、総合的な観点から、そしてまたしっかりとこう検討をしていかなければならないものと考えておるところでございます。

そこで、先ほどの御質問でも答弁させていただきました県内の事例等も参考としながら、新規４路線及び既存のバス路線の利用状況、さらには費用対効果も十分に考慮しながら、今後の路線バス全体の見直しの中で検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上議員。

○２番（井上光浩君）　総合的に勘案をしていただければと要望をいたしますけれども、やはり今後、高齢者、年をとるのは当たり前、私どもも年をとってまいりますけれども、そのあたりはやはり、実際に福祉バス、福祉タクシーの要望はもう目の前で頼まれるもんですから、これについては御理解をいただきたいと思います。そして協議会で、テーブルにもう一度上げていただいてよく協議を。今後は継続として続けていただければなと強く要望するところでございますが、市長のほうから何かありましたら一言お願いいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

いわゆる規定の路線バスも、皆様方もよく通りかかっているところを目視されることが多いと思いますけれども、ほとんど乗客が乗っていないと。まあ空気を運んでいるようなものであると。その中で、実際に市が支弁をいたしております補助金とその効果の度合いというものはどのようなものかというところは、私も就任当初非常に気になっているところでございます。御承知のとおり、本市、県を合わせまして多額の補助金を支弁しているわけでございまして、やはりまず費用対効果というところは検討の１点目であろうと思います。

それから、もう何よりも大切なことは、地域住民のニーズにきちんと反映されているのかどうかということが、最も大切なことではなかろうかというふうに思っておりまして、そのような観点から今回のバス路線の拡充は、既存のバス路線を使って実施したところでございます。しかも小型化、バスの小型化を図っていただき、曜日と時間帯を決めてということで、いわゆる買い物弱者、または社会的弱者、または交通弱者への利便性を図ったところでございます。御指摘のとおりでございまして、それではその山間部はどうするのかという課題がただいま残っておりますし、またはいつかも答弁をさせていただきましたとおり、この市役

所のすぐ東側の上原町、原城町あたりのいわゆる急な坂がございますので、そのあたりの地区はどうなのかと。そういうところからも要望が上がってきているところでございます。よって、平成18年に道路運送法が改正されましてさまざまな交通手段の参画が可能になってきております。将来的には、山間部を含めまして、またはすぐ市街地の空白地帯も含めまして、それぞれの地域の実情に合った地域交通公共交通を確立していかなければならないということはもう当然のことでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、その財政負担の問題というものも生じてまいりますので、今回は、ただいま市が支弁をしている補助金よりも、いわゆる減額した状態で実施ができるということでございますので、さらに市の支弁金も厳格をはかりながら、しかも市民の皆様方のニーズに的確に応えることができるようなきめ細かなバス、またはタクシー等々の環境を整え、市民の皆様方の御要望に応えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。井上議員。

○２番（井上光浩君）　今回は２点に絞りまして質問いたしましたけれども、どうぞ要望として受け取っていただいて、勘案をしていただければと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時10分　休憩

午後２時11分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

発言の申し出

○議長（大王英二君）　ここで市長のほうから発言の申し出があっておりますので許可いたします。

○市長（田中信孝君）（登壇）　お疲れのところ恐縮でございますが、議長のお許しをいただきましたので、御提案申し上げております議第75号平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）の訂正をお願いいたします。

これは人吉市介護保険特別会計補正予算書事項別明細書の３、歳出において14ページに掲載されるべき５款地域支援事業費、２項包括的支援事業費、任意事業費が落丁しておりましたので訂正をお願いするものでございます。これらの訂正につきましては、予算書をお取り替えさせていただきます。御迷惑をおかけいたしまして誠に申しわけございません。今後は予算書におけるチェック体制の強化を図り、間違いのないよう努めてまいりたいと存じます

ので、議員各位におかれましては、御了承いただきますようにお願い申し上げます。

○議長（大王英二君）　ただいま市長の方から発言があったとおりでございます。ぜひ御了解をいただくようお願い申し上げます。

○議長（大王英二君）　では、早速一般質問に入りたいと思います。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇）　13番議員の本村です。それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず１点目は、国民健康保険につきまして、県下一高い国保税の引き下げについて質問いたします。２点目に、高齢者の所在不明の問題で、高齢者の実態把握について質問いたします。３点目に、住宅リフォーム助成制度について、制度の実施について質問いたします。４点目の教育問題ですけど、二つの要旨のところで内容を入れかえさせていただきまして、先に教職員の多忙化のアンケートについて。次に、夏休みの期間短縮について質問を行っていきたいと思いますので、準備方よろしくお願いいたします。

それでは、まず国民健康保険税について質問してまいります。

６月議会において人吉市の１人当たりの国民健康保険税は、平成20年度に熊本県下で一番高くなったことがわかりました。これによって国保税の収納率は86.19％と熊本県下47市町村で２番目に悪いことや、国保税が払えずに、資格証明書発行世帯が79世帯、短期保険証交付世帯で市役所に行けず無保険状態になっている世帯が365世帯、合計435世帯が無保険状態になっていることがわかりました。このことに対して田中市長は、大変由々しき事態である、無保険者の対応も含めて、今後どのような方策を立ててこれに対応していかなければならないか検討に値する状況だと認識していると述べながらも、国保税の引き下げについて、医療費も増加していく中、市の財政も厳しい状況にあり、税率を引き下げることは非常に困難ではないかと考えていると答弁しています。私は、国保税の引き下げは本当に困難なのかという思いからこの質問を行います。

さて、今述べたように、田中市長は国保税の引き下げが困難という理由について、まず医療費の増加を挙げています。確かに、医療費は増加の傾向にあります。しかし、６月議会で問題になったのは、県下の各自治体と比べて人吉市の国保税が最も高いということです。人吉市の市民が使う医療費が、国保税を県下で一番に押し上げているのかを吟味する必要があると思います。国民健康保険から医療費として払われる保険給付について、担当課に人吉市の平成20年度の１人当たりの保険給付費は幾らで、県下47市町村で何番目に高いのかを調べてもらうようお願いしておきました。その結果はどうだったでしょうか。

○市民部長（荒巻　通君）　こんにちは。お答えいたします。

平成20年度の１人当たりの保険給付費はいくらで、県下で何番目かという御質問でございますが、まず、保険給付費につきまして説明をさせていただきます。

保険給付費とは、国民健康保険から医療機関等に支払う医療費のことでございまして、主なものを御説明させていただきます。まず最初に、医療給付費でございますが、入院、入院外、歯科の診療費、調剤費、食事代、「訪問介護」に係る費用の保険者負担分でございます。

次に、療養費でございますが、被保険者が全額負担していた医療費につきまして、申請により審査を行いまして自己負担額を除いた額を支給するものでございます。このほかに高額医療費、出産育児一時金、葬祭費などが主な保険給付費でございます。御質問の本市の平成20年度の１人当たり保険給付費は26万8,643円でございまして、県下では10番目となっております。県下の市町村平均は25万1,699円でございます。ちなみに最高保険給付費は水俣市でございまして、36万3,907円となっております。参考までに申し上げますと、６月議会におきましては、県下における１人当たりの国民健康保険税額は一番高いという御説明をいたしましたが、２番目のあさぎり町とは税額において17円の開きがあるようでございます。また、１世帯当たりの税額で申し上げますと、本市は16万4,013円となっておりまして、県下では17番目でございます。最高税額は、あさぎり町の19万5,010円でございまして、比較いたしますと本市のほうが３万997円低くなっております。

以上、お答えいたします。

失礼しました。今、「訪問介護」と申しましたけども、「訪問看護」の誤りでございます。訂正方よろしくお願いします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　１人当たりでいえばですね、こちらはそこまで出しているんですけど、県下で保険給付費は10番、しかし保険料は一番ということで、ここは全く市民の納得がいくもんではないと思います。それで、人吉市はほかの県内の町村と比べて、必要以上に市民から国保税を取っていることをあらわしていると思います。そうであるならば、必要以上に取られた国保税が、国保会計の中にためられているのではないでしょうか。

そこで平成19、20、21年度より翌年度に繰り越された繰越金と、各年度末の基金残高はそれぞれいくらでしょうか。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

まず、基金残高のほうから御説明をさせていただきます。

平成19年度は基金から１億2,000万円繰り入れておりますので、平成19年度は3,020万2,196円。20年度末は3,095万9,397円。21年度末が２億3,111万4,175円でございます。各年度の繰越額、歳入歳出差し引き額でございますが、平成19年度は３億2,506万1,873円。20年度は５億8,618万9,627円。21年度が３億4,864万3,292円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　今の答弁によって翌年度に繰り越された繰越金と基金残高を合計してみたんですけど、そうすると、平成19年度が３億5,526万円に対して、国保が値上げされた20年度が６億1,713万円、21年度が５億7,975万円となっています。市民の中には、国保会計が厳しいので国保税が高いのは仕方がないと思っておられた方もおるようですけど、しかし、実際はこれだけの血税がため込まれているのを知れば、やはり怒りがわくのではないかと私は思います。せめて平成19年度当時までのため込みに戻していくだけでも値下げはまず可能だと思います。さらに一般会計から国保会計に繰り入れられるお金のうち、国民健康保険の運営の安定のために繰り入れられる財政安定化支援事業からの支援が的確に行われれば、これだけの資金が国保会計にあるので国保税の引き下げは可能であると思います。その点いかがでしょうか。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

財政安定化支援事業についての御質問だと思いますが、まず一般会計から繰り入れを行う場合、法定繰り入れと法定外繰り入れがございます。法定繰り入れには、保険基盤安定繰入金、これは低所得者に係る保険税軽減相当額と軽減世帯者数に応じ、算定した保険者支援分の合算額でございます。それから、職員給与費等繰入金、出産育児一時繰入金がございます。法定外繰入金といたしましては、財政安定化支援事業が位置づけられているところでございます。これは病床数や高齢者人口の増加などで保険者の責務によりがたい事由によりまして、医療費が増大することに対してまして、地方財政措置の一環として国民健康保険運営の安定化のため、交付税より算定し繰り入れるものでございます。これまでの繰入額は、平成15年度が１億5,000万円、16年度は5,000万円、17年度は1,000万円、18年度は3,000万円、19年度は5,000万円、20年度は１億5,000万円、21年度は5,000万円を繰り入れております。平成15年度と20年度におきましては、税率改正を行っているところでございます。今後につきましては、本市も厳しい財政状況下にございますが、さまざまな施策を実施いたしまして、少しでも加入者の負担が和らげられることができるよう努力してまいりたいと存じております。

なお、参考までに申し上げますが、厚生労働省から出された平成22年度の国民健康保険の保険者等の予算編成にあたっての留意事項の中には、国民健康保険財政の基盤を安定、強化する観点から保険者の規模等に応じて安定かつ十分な基金を積み立てられたいと示されております。したがいまして、本市の保険給付費が平成20年度は30億1,774万4,000円余り、平成21年度は31億1,911万7,000円余りで１年間で約１億円の伸びがあるところでございます。健全財政運営からみれば最低でも保険給付費の１カ月分、２億5,000万円程度が保有できれば緊急的な財政出動に耐えられるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　基金であれですけど、要するに、繰り越しと足せばそれ以上は今も言われたようにあるんですから、緊急的なものには対応できますし、それ以上あるということは明確だと思います。それで市長に質問していきたいと思いますけど、一般会計からの国保会計への繰り入れである財政安定化支援事業の金額の推移を担当課からいただいたところ、人吉市の財政化支援事業の金額は、先ほど答弁されましたが、年によって増額されるもの、5,000万円が基調になっていることがわかります。5,000万円は、県内の14市の中で大きいのか小さいのかを見るために、人吉市が5,000万円繰り入れた平成19年の熊本県国民健康保険事業報告書で見てみると下から２番目でした。人吉市の人口規模は小さいほうから４番目ですから、他の13市に比べて金額が少ない可能性が大いにあります。一般会計からの繰り出しをどうするかは市長の政治判断にかかっています。人吉市が県下一高い国保税になった今日、市長の政治姿勢が問われています。435世帯もの無保険者を出すような状態は市民の生命と健康がかかった大問題です。国民健康保険税を引き下げるべきではありませんか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

国民健康保険税の引き下げにつきましては、６月議会でもお答えをしたところでございますけれども、国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹をなす制度でございまして、相互扶助としての保険制度で医療費の一部を賄う財源として保険制度の運営上、極めて重要な財源となっております。一般会計からの繰り入れというのは、まあ政治判断であるということでございますけれども、確かにそれは政治判断でございますけれども、この平成19年度から平成21年度までの経常収支比率というものは、いわゆる仮分数状態になっておりまして、支出のほうが多いということでございます。よって、全体的な一般会計を含めまして、特別会計も含めまして、一般的な財政安定という観点からは経常収支比率の引き下げに努力をしてきたというところでございます。本市の医療費が増加していく中、市の財政も大変厳しい状況にございます。特に現在もそうでございますけれども、これから高齢社会を迎えますと、高額医療費というものが極端に医療費を、高額医療費というものが保険制度を痛めつけてくるということは火を見るより明らかではないかと思っております。よって、本市の医療費が増加していく中、税率を引き下げるということは現在のところ困難ではないかと考えているところでございます。まずは引き続き国民健康保険財政の健全な運営のため、生活習慣病の予防を中心とした特定健康診査、保健指導による医療費抑制のほか、頻回、多重受診者への訪問指導及びジェネリック医薬品の利用促進などに積極的に取り組み、あわせて、国民健康保険税の収納率の向上に努めてまいりたいと思います。これらの推移を今後も見守ってまいりたいと。無保険者に関しましては、短期の資格証明書を発行させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　引き下げは困難ということでしたけど、非常にこう先ほど申しましたように、無保険者がたくさん出ている状況でもあります。それで低所得者の方々が特にこういう保険税を払えない問題もありますから、せめて人吉市独自の減額制度、免除制度、こういうものはおつくりになる気はないかお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　国民健康保険制度そのものを私は根幹から見直す必要があるというふうに考えているところでございます。例えば医療費につきましても、フランスあたりでは下剤とか胃腸薬というものは非常に高い医療費を受益者負担として求めているようでございまして、例えば高額医療であるというがん治療においては、その医療費の負担はゼロであると。まあそういうその根本的な考え方というものも、私は今後重要な視点になってくるのではないかというふうに思っているところでございます。御指摘のとおり、市独自のそういう減免制度というものをつくる気持ちはないかというお問い合わせでございますけれども、御質問でございますけれども、検討してみたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　基本的には私は国保税は引き下げるべきだと思いますが、減免制度は特に低所得者にかかわる問題ですので、検討されるということですので、そちらのほうでぜひ実現していただきたいというのを申しておきたいと思います。

それから、次の問題で高齢者の所在不明の問題のほうに質問を移っていきたいと思います。

所在を確認できない高齢者の問題が日本社会に衝撃を与えています。その背景にあるものは、介護保険制度の導入です。高齢者の重要な法律である老人福祉法は、第５条の４第２項で、市町村は、老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めると明記しています。このように、高齢者の実態把握はそもそも自治体の責任です。この法律に基づき、旧厚生労働省は1970年代までに福祉関連の法整備が進む中、福祉事務所運営の指針で、各福祉事務所がひとり暮らし高齢者や援助が必要なすべての高齢者の生活実態を把握し、個別援助台帳をつくることなどを詳細に示しました。90年代まで福祉事務所職員は高齢者宅を訪問し、健康状態や暮らしぶりなどを記した個別の台帳を作成していました。行政が直営で福祉サービスをし、職員は必要な場合、立ち入り調査をする権限を持っていました。ところが2000年からの介護保険制度の導入で、多くの自治体は福祉サービスを民間事業など外部に任せてしまいました。そこで多くの自治体が高齢者の実態把握を放棄してしまっています。さて、今回、マスコミや全国の自治体では、とりわけ100歳以上の高齢者の所在が問題になっています。一昨日の答弁で状況はわかってきましたが、さらに詳しく聞くために、調査は毎年度やったのか。８月４日、５日の調査はどのような方法でやったのか。どのような状況であったのかをお答えください。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

本市におきましては、毎年度100歳以上の方には敬老祝い品を支給しておりますので、その際に存命を含めまして、その実態を把握いたしております。しかしながら、８月２日に報道されました東京都杉並区の事件を発端としました一連の高齢者不在問題の報道を受けまして、念のため前倒しで存命も含めまして、８月４日から５日にかけて実際の居所及び状況等の実態調査を実施いたしております。その後、熊本県から100歳以上の方々に対し、面会等により存命確認の徹底を図るよう通達があったところでございます。調査方法についてでございますが、毎年度実施しております調査と並行しまして、住民基本台帳から100歳以上になる方、調査日以降に今年度中に100歳になられる方を抽出し、その後、戸籍抄本と照合いたしまして該当者名簿を作成いたしました。それによりますと、８月４日現在におきまして100歳以上になられる方が23人、それ以降今年度中に100歳になられる方が５人おられました。その後、その名簿に基づきまして職員で手分けをし、直接御本人に面会をいたしております。なお、その面会に当たりましては、大半が該当する方の御家族、ヘルパーの方、施設職員の方、病院の看護師の方に立ち会っていただいております。調査の結果でございますが、該当者名簿の方全員に面会ができまして、該当者28人の居所の内訳は、在宅の方が12人、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設に入所されている方が９人、病院に入院されている方が７人でございまして、全員の方の存命等を確認いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　敬老祝い金の関係で毎年つかまれているということと、今の状況がちょっと答弁でよくわかってきたところです。それで100歳未満の方々については、介護予防事業の対象者を把握するための調査である基本チェックリストにより実態把握を行っており、２次回収も含めると8,446人で98.7％の高い回収率になっていることが一昨日の答弁でもわかったところです。担当課に行きまして、基本チェックリストをもらってきたところですけど、介護予防事業のためのものなので高齢者の実態把握にとっては十分なものとは言えないものの、基本的な部分はこれで把握できることがわかりました。そこで、この集めた基本チェックリストをどのように活用されているのかをお答えください。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

基本チェックリストは、介護予防事業の対象者を把握することを目的に、介護認定者を除く65歳以上の方に年１回行うものでございます。基本チェックリストとは、25の質問項目からなり、はい、いいえで答えていただくもので、運動、栄養、口腔、認知等に関する介護予防の必要な方を選定するアンケートでございます。回収しましたチェックリストはデータ入力後、国が定めた基準に従いまして、介護予防が必要な候補者の抽出を行います。それに基づきまして、高齢者支援課が電話や自宅訪問等で本人の心身の状況を再度確認し、その結果、介護予防事業への参加が必要な方につきましては、介護予防のデイサービスや訪問につない

でいるところでございます。未回収者につきましては、未回収者一覧をお渡しいたしまして、地域の民生委員さんに二次回収のお願いをしております。民生委員さんが二次回収に回られた際、心配な高齢者がおられましたら高齢者支援課や社会福祉協議会につないでいただいております。一方、高齢者支援課でも地域での見守りや支援が必要と思われる方等につきましては、民生委員さん等におつなぎし、さらに詳しい情報をいただいたり、中には同行訪問をお願いすることもございます。このように、基本チェックリストの結果を基に、町内会長、民生委員、高齢者相談員さんと地域の方々と連携しながら、高齢者の見守りやサービス提供などの支援を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　今、御答弁いただきましたので。これはやっぱり介護だけじゃなくて、そのほか地域の見守りが必要な方の把握と、実際にその人たちを地域で見守ってもらうための手立てをとるもとになっているということが、よく私もわかったところです。ところが、そのような状況なんですけど、国は自治体に対してさらなる高齢者把握の責務を後退させていることがわかりました。本年８月６日に厚生労働省老健局長名で地域支援事業の実態についてという通知が出されています。この通知の基本チェックリストの配布回収の項目には、このように書かれています。把握事業の全対象者に郵送等により配布・回収する。この場合、例えば３年間に分けて全対象者に配布するなど、地域の実情に応じた方法や介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査を活用する方法とすることも考えるとなっているんですけど、担当課に聞きますと、これまでは１年、毎年やるようになったのものが、これは３年ごとでもかまわないというふうになっているところです。私は、人吉市は今後も引き続いて高齢者の実態把握に責務を持って行うべきだと思います。基本チェックリストを今後も全対象者に毎年にわたって配布、回収していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

基本チェックリストは、平成18年度から年１回介護予防事業の対象者を把握する目的で行ってきた事業でございます。先ほど議員御説明いただきましたとおり、平成22年８月６日付で国の地域支援事業実施要綱の一部改正が行われまして、今年度以降は、例えば３年間に分けて全対象者に配布する等、地域の実情に応じた方法で実施してよい旨通知があったところでございます。しかし、本市といたしましては、介護予防事業の推進のために基本チェックリストの配布、回収は大変重要な事業と考えております。また、介護予防事業の対象者を把握するためだけでなく、支援を必要とする高齢者の把握や安否確認等に大変有効な手段と考えております。ただし、65歳と申しますと、まだまだ仕事をされている方も多く、介護予防事業の対象者になられる方はほとんどございません。また、前期高齢者から基本チェックリストにつきまして、必要性を感じないなど多くの声が寄せられております。先ほど申し上げ

ましたように、地域支援事業要綱の一部改正により、実施方法が緩和されたことから、今後、対象の年齢につきましては検討を行ってまいりたいと存じます。しかし、実施につきましては地域の皆様の御協力をいただきながら、今後とも年１回続けてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　年１回行うというのは、対象年齢は検討することなんですけど、このさっきの通知見まして、非常にこれのほかにほかの有効な点があるなと思ったんですけど、これは答弁がありましたけど、郵送によるチェックリストが返ってこなかったところに、先ほど答弁もありましたけど、戸別訪問して集めているということですけど、そこの意味がここに書いてあって、基本チェックリストの未回収の中には、閉じこもり、うつ、認知症等により日常の生活動作が困難な者が含まれる可能性があることから、できる限り電話、戸別訪問等を行い、支援が必要な者の早期発見・早期対応に努めることと入ってます。ですから、その戸別訪問をして回収することの意義が非常にわかりました。最近、ここに書かれたうつとか閉じこもりとかの問題、非常に問題になっています。ですから、まだ65歳でこられた方もまた前期高齢者の方であっても、こういうことは非常に心配な面もありますので、私としましては、これは今後とも65歳以上の全対象者に続けていくべきだというふうに思うということを申しておきたいと思います。

次に、住宅リフォーム制度について質問してまいります。

雇用不安や社会負担の増大が予想される中で、新築住宅に対する購買意欲は減退しています。熊本県においても、一戸建て建築で1980年以前に建てられたものが51.5％の約22万3,000戸ありますが、新築は10年間で半分に減っています。しかし、住宅については、雨風ともにさらされながら人の生活を支え続けている中で、劣化していることは否めません。手をかけなければその品質を維持していくことはできません。住宅リフォーム市場は、2015年には９兆円の規模に急増すると予測されています。このような状況の中、住宅リフォーム助成制度を行う自治体がふえています。住宅リフォーム助成制度は、地域住民が住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成することにより、持ち家住宅のリフォーム要求、建設業者の仕事と雇用増加、地域経済対策としても効果ある施策です。人吉市は、この住宅リフォーム助成制度の効果をどのように認識しているかお伺いします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

市民誰もが今住んでいる住宅をリフォームし、より快適な居住環境になることを望んでおられると考えられます。また、議員御指摘のように、住宅産業はすそ野が広く、経済波及効果の大きい分野でございます。住宅の新築件数が落ち込む中で、地元業者にリフォームを発注することによって地域経済の活性化につながることは十分予測されることでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　地域経済に関する波及効果をおっしゃいましたが、本当にそんなもんで、実際にそれを調べた自治体があるんです。兵庫県明石市ですけども、３月定例市議会総務常任委員会で、2009年度実施の緊急経済対策の経済波及効果を発表しております。明石市は、2009年度の緊急経済対策として定額給付金、小中学校の耐震化、学校の各種機器の整備、緊急雇用創出、中小企業融資保証料補助、プレミアム付商品券発行助成などの69事業を実施しております。それらの事業について明石市は、市の事業費、市内の消費喚起額、市内の経済波及効果額を明らかにし、経済波及効果を算出しています。その結果、経済波及効果の高い事業として、プレミアム付商品券発行の4.8倍、住宅リフォーム助成事業の10.94倍を上げています。つまり、住宅リフォーム補助事業は、明石市が支出したお金の約11倍のお金が動いたことになり、抜群の経済対策になることが明らかになっています。このような住宅リフォーム助成制度は、全国の自治体に急激に広がっており、本年８月１日現在で32都道府県の167自治体で行われていると聞いています。多良木町でも緊急地域経済対策事業として、本年７月１日より受け付けを始め、補助対象工事費の20％以内で20万円を上限に補助することになっています。人吉市でもこのような住宅リフォーム助成制度を行ってはどうかということを質問します。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

住宅のリフォームが地域経済の活性化につながることは十分認識しておりますが、現在の厳しい財政状況を考えますと、助成制度の実施は難しいと考えておりますが、庁内において今後検討してまいりたいと存じます。

また、一昨日の田中哲議員の御質問にもお答えしましたように、住宅の耐震改修助成制度もあわせて検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　今の全国的な広がりを見ていくと、これは今後とも大きく広がっていくと思います。人吉市は先進的に取り組んだというふうになるように、ぜひともこれは検討されて、実現していただきたいと思っていることを述べておきます。

次に、教職員の多忙化のアンケートについて質問してまいります。

熊本県は本年６月17日から７月９日までの間、電子メールを使って全県立学校教職員と全市町村立学校の教職員を対象に、負担感に関するアンケートを実施しています。担当課でその実施要綱をいただいてきましたが、その目的にはこのように書かれています。熊本県教育委員会における学校現場の負担軽減に向けた実施計画に基づく取り組みの進捗状況を把握するとともに、教職員等の負担感に関する意識調査を実施し、そのデータをもとに負担感の原因追究と改善方策を検討し、負担感軽減の重点取り組み項目を上げ、学校現場における教職

員の負担感軽減策の策定に資するというものです。このように教職員の負担感の軽減を図る熊本県の取り組みは大変よいことだと思います。この取り組みが実のあるものとなるために、多くの人たちが、教職員が今どのような状況にあるのかを知ってもらうことは大切だと思います。そのためには、アンケート結果の情報公開が重要だと思います。熊本県は、アンケート結果の情報公開についてどのように考えているのでしょうか。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

議員御指摘のアンケート調査は、県教育庁教育政策課が主管課として、今年度６月17日から７月23日までの期間に実施されております。県主管課からは、結果は公表予定であるが期日は現段階では未定であると聞いておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　公表予定ということで、県も賢明な判断をされるということで受け取っておきたいと思います。

それでは次に、夏休みの期間短縮に入っていきたいと思いますが、来年度から始まる新学習指導要領を前に、人吉市では昨年より試行的に小中学校の夏休みの期間短縮が行われています。ところが、湯前町や水上村ではそのような夏休みの期間短縮は行われませんでした。相良村に至っては、昨年は夏休みの期間短縮は行いましたが、本年は取りやめられました。このような他市町村の状況下を考えると、新学習指導要領が始まっても夏休みの期間短縮なしに授業実数は確保できることは明確ではないですか。お伺いします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

市内小中学校での夏休み期間の短縮は、ことしで２年目になる取り組みであり、いずれも授業日で４日間夏休みを短縮をいたしました。その目的と必要性については、平成21年３月議会での本村議員からの御質問に前教育長が答弁いたしたとおりでございますが、再度簡単に確認いたしたいと存じます。

新学習指導要領への移行及び完全実施に伴う授業時数増加に対応するための施行としての取り組みでございます。新学習指導要領では、小学校１年で週当たり２時間、小学校３年から中学校３年生までは週当たり１時間の授業時数増加となります。この授業時数増加に対応する策として、８月26日を第２学期の始業日として取り組んでまいりました。取り組みの結果、本村議員は、夏休みを短縮しなくても授業時数は十分足りているという御認識のようでございますが、事実、その夏休みを短縮した昨年度の市内小中学校授業時数集計結果では、学習指導要領での標準授業時数を下回った学校はございません。しかしながら、夏休みを短縮していなければ、標準授業時数を確保できなかった学校、つまり例を挙げますと人吉西小学校、東間小学校、中原小学校、第一中学校等の学校があったのも事実でございます。これはインフルエンザの流行による学年・学校閉鎖の影響が大きいものと推測されます。このよ

うに、台風や大雨、大雪といった災害などでの臨時休業やインフルエンザ等での学年・学校閉鎖など、授業時数減少を余儀なくされることへの対応はこれまでもとられていたようにどうしても必要です。また、すべての子供たちが標準授業時数だけで学習内容を確実に身につけられるわけでもございません。学習意欲が高まらない子や家庭学習が定着していない子、学習の理解や定着に時間を要する子等、学校にはさまざまな子供たちが通ってまいります。そのような子供たちにも確かな学力を確実に身につけさせたいという現場教師の願い、またもっと勉強ができるようになりたいとの子供たちの願い、その願いに応えるためにはどのような状況でも標準授業時数を確実に上回る時間を確保していくことは、教育委員会の責務だと考えておるところでございます。

以上のことを踏まえながら、校長会等からも意見をいただきながら２年間の試行結果を分析し、今後のあり方について適切に対応してまいる所存でございます。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　今、いろいろ台風とか、いろんなことによって学年・学校閉鎖があるというのはおっしゃいましたけど、私も教師してましたが、それは毎年毎年あるわけじゃないんですよね。そんなたくさんなかったの私覚えてますよ。それに対して毎年毎年期間短縮するというのは、非常に問題あると思うんです。それともう一つ、やっぱり学力が必要な反面、やっぱり学校教師も授業研究、教材研究の時間がとれないといけないんですね。そういうのも確保しなきゃいけない。そういう問題だと思うんですね。ちなみに相良村の教育委員会、なぜ本年夏休みの期間短縮を取りやめたのか、その理由を電話で私お聞きしました。その回答は明確なもので、そのままでも授業時数が確保できるからですということでした。私が新学習指導要領が始まってからでもですかと聞くと、そうですよと。ちなみに、災害や病気などで休校や学級閉鎖があった場合は、その年で対応できますよと言われました。新学習指導要領が始まっても、夏休みの期間短縮なしに授業時数は確保できることは明確だと私は思います。昨年の３月議会で私が、夏休みの期間短縮によって子供の疲労や負担が増加する、教師の教材研究の時間が短縮される、教師のゆとりがさらに減少する、こういうことが起きるのではないですかと質問すると、鳥井教育長は、時間数はふえた、そういうことでなお一層１週間の行事が、授業が、先生方の勤務が窮屈になるというようなことから、もう少し１年間を通じて指導のゆとりといいますか、そういうのが考えられないかということが大きい意味にはそうですと答弁しました。そこで私が、平成19年度にある学年が標準時数の１割にも達するほどの83時間を超過して授業を行っていることを示しながら、窮屈な指導にゆとりをもたせるという方針があったならば、なぜこのときに指導しなかったのかと質問すると、鳥井教育長は、そこは学校にお任せしていると答弁しています。それぞれの学年が夏休みの期間短縮によってふえた日数を使って、標準時数の何割にも達する超過時数で授業を行って

も、それが放置されてしまうことが考えられます。これでは子供たちも教師もたまったもんではありません。子供の疲労や負担を増加させないためにも、教師の教材研究の時間が縮減されないためにも、そして教師のゆとりがさらに減少することのないように夏休みの期間短縮は中止すべきではありませんか。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

本村議員御指摘の教師の多忙化については、解消せねばならない大きな課題の一つとして認識しております。私が昨年７月に教育長に就任してからの冒頭の校長会議でも、この多忙化についての軽減ないしは解消を図りたいと考えておるという指針を学校長会では示したところでございまして、その後すぐ県の教育政策課がこうしたアンケートをとりながら、これに取り組みたいということで、言明いたしましたので、様子を見ながらじゃあ人吉ではどうするかということも考えながら、進めていこうというふうに今考えているところでございます。したがって、夏休み期間の短縮についても、やはり先ほど申し上げましたように、２年間試行をいたしましたので、その試行の中でどういう反省が出てくるのか、他の町村との比較の問題も出てくるかもしれません。そういう総合的な試行の結果を総括し、分析しながら今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。それはもちろん校長会、教頭会はもちろんでございますけれども、教職員の広い意見等も集約できればいいなというふうに考えておりますので、そういうことの経緯も踏まえながら来年度は考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。本村議員。

○13番（本村令斗君）　来年に向けて検討していくということですけど、私のほうにこういうふうな先生方から、こういう質問したのは先生方から非常にこの短縮によって多忙化がひどくなったというふうな意見が寄せられたからです。だから非常にそういう先生たちの思いが、先生たちにあるということですね。それを踏まえていただきたいのと、そしてまた、先ほど申しましたように、県がアンケートをとりましたので、この中にこの夏休み短縮の問題、出てくる可能性が私は大きいと思います。そういうのを踏まえて検討していただき、私としましては、これは取りやめるべきだと思っていることを再度述べまして、私の質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時08分　休憩

午後３時24分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口勝之議員。

○11番（森口勝之君）（登壇）　11番の森口でございます。

最後でございます。１時間以内を目安に進めさせていただきたいと思います。

では、通告が１本ぎりでございまして、農業政策、中でも国営川辺川総合土地改良事業、これだけでございます。ただサブタイトルを、「地球温暖化が進む中、異常渇水に備えた農業用水の確保は大丈夫なのか」というのをつけさせていただきました。これはわけありでありまして、ある方があんたの通告書の欄はいつも１行か２行で寂しかばいということを言われまして、それならということでつけ加えて、かろうじて３行にしたという、そういうわけがありますので御理解をいただきたいと思います。

本件につきましては、平成19年９月、ちょうど３年前であります。質問をさせていただきました。そのときには、８月に非常に暑い年でしたけれども、上原田地区におきまして水不足が発生をいたしました。６ヘクタールほどニンジンの種をまきましたけれども、それが全滅したという、そういう年でありました。また、加えまして、同じ８月に当時の矢上相良村長が冊子を発行されまして、そのタイトルが「国営川辺川利水事業をなぜ相良村が参加できないのか。その理由を考える」というのを公表されました。だからこの水不足に加えて、この矢上村長の意見に反論するというような形でさせていただいたのを覚えております。それから余談ですけれども、ちょうど３年前、９月議会、私が登壇する直前にそのときの政権与党、自由民主党の安倍総理が辞任をされまして、びっくりしながら登壇したのを覚えておりますけれども、まあその後はもう御案内のとおりでありまして、ころころ転がる日本の総理というところでありまして、安倍さん、それから福田、麻生、鳩山、菅さん。そして、今まさに菅さんと小沢さんが熾烈な戦いをしているというそういうときであります。まあなんじゃこらというような気もしないでもありませんけれども、まさにお上のお家騒動によって景気はだんだんだんだん悪くなっておりますから、庶民は苦しむ一方であると、そういう感じがしております。また、その上ですね、お上が苦しいから年貢取り立て強化するぞなんというような政策もちらほらたまに聞こえたりなんかしまして、この先日本はどうなるのかなという気もしているところであります。

それでは、本来の質問に入ってまいりますが、まず、毎年毎年水のことで大変御苦労いただいております上原田地区の、今般の用水ポンプ故障事件についてお伺いをしておきたいと思います。これは先般の全協におきまして、故障の発生とその対応につきましては説明を受けております。その後の経過はどうなったのか。また、農作物への影響はどうであったのか。まだ聞いておりませんので、まずお尋ねをしておきたいと思います。

以上、１回目です。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

ポンプ修繕につきましては、９月１日午前10時から作業に入りまして、上部カバーの除去

と用水管引き揚げ作業を行いまして、午後からクレーンによって井戸から水中ポンプの引き揚げ作業を完了したところでございます。９月３日午前10時から新しい水中ポンプを井戸の中へ挿入することを開始し、午前中に完了しまして、午後から分電板の一部修理を終え、午後３時に試験通水を開始しまして、正常作動を確認の上、ファームポンドへ送水を開始したところでございます。また、同日、畑かん組合の役員会が開催され、今後の給水計画について協議がなされ、５日までは貯水期間とし、６日の月曜日にファームポンドの水位4.5メートルが確認されたため、給水を開始したところでございます。

次に、農作物への影響ですが、全協でも説明しましたように、お盆以降に播種されましたニンジン2.8ヘクタール中、約１ヘクタールに発芽不良がありましたが、他の作物には被害は認められませんでした。また、今後の作付計画についてですが、ニンジン、キャベツ、大根等が予定されているところでございます。９月６日に給水が再開されましたので、どうにかニンジンの最終播種期限内に間に合ったというところでございます。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。森口議員。

○11番（森口勝之君）　今、答弁いただきましたけれども、今回は非常に早い、まあついてる部分もありましたけども、非常に早い対応をしていただいたと私は思っております。といいますのは、９月３日、ちょうど用水ポンプが挿入されますときに私も行ってみました。管の部分が大したことなかったからうまくいったんだ、早くいったんだというようなことも業者の方言っておられましたけれども、順調に行っているなということで、安心をしたところでもありました。ただ、業者の方からいろいろお話を聞いているうちに、ちょっとやっぱし不安になりまして。というのは、あそこの井戸が優良な井戸ではないということらしいんです。というのは、井戸の水面が地面から35メーター下にある。そして、それから41メーター下にポンプを設置してあるんですけれども、揚水を始めると、吸い上げ始めると水面がずっと下がって、下がりっぱなしなんだそうですね。優良な井戸はずっと下がって、10メーターぐらい下がると大体そこでとまって一定の水面を保つんだそうですよ。ところが、あそこの井戸はずっと下がりっぱなしで、ポンプのところまで行っちゃって、センサーが稼働して揚水をストップする。ストップするとまた水が上がる。するとまた動く、また下がるということで、非常に井戸の水そのものが不安定でポンプの機器類にも相当影響があるだろうと。10年ほど前に比べたら、やはり井戸水そのものの量が減っているような気がするというような、そういう業者のお話を聞きまして、ちょっと不安になったところでもあります。そういうことで、これから話題にしていきます利水事業が、このまんまの状態で休止状態が続く、あるいはそんなことはないように祈ってますけれども、ストップしちゃうということになると、この上原田地区、一大畑作地帯の方々はずっと農業をやっている限り水のことで悩み続けなければいけないと、そういう状況が続くのではないかなということを感じたところであります。

そういうことを踏まえながら次お尋ねいたしますけれども、この利水事業そのものについてお聞きしますが、３年前、平成19年９月議会で質問しましてからちょうど３年たちました。そのころ時分からで結構でございますので、その後の経過と、まあいろんな動きがあっていると思いますけれども、その後の経過と現状について御説明をお願いしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

国営川辺川総合土地改良事業でございますが、人吉球磨６市町村に農業用水を送るため、広域的な連携のもと、事業を推進してきたところです。しかし、事業主体の農水省が地元合意を得られないことを理由に2008年度の予算を見送ったため、平成20年４月より一時休止状態というふうになっております。平成20年４月には受益６市町村長の首長会議が開催され、事業に反対していた最大受益地の相良村が10カ月ぶりに協議に復帰し、７月の同会議において、農水省新案を６市町村長推奨案とすることで合意が図られております。その後、改選後の平成21年相良村議会の６月定例会において、ダムによらない利水計画として、農林水産省新案である既設導水路活用案を推進する旨の決議がなされました。これを受け、同年６月22日に６市町村長会議が開催され、相良村議会の農林水産省新案での事業推進決議を受け、農林水産省へ本事業の推進が図られるよう特段の配慮をお願いしたい旨の要望を６月29日に行ったところであります。

なお、事業再開手続に必要な下流域の既存の水利権者との協議については、人吉市土地改良区からは７月15日の臨時総代会で、事業実施に同意する特別決議が可決されたところでございます。

一方、相良村土地改良区では、川辺川利水事業に関する説明会が、８月５日から12日まで水利施設単位に開催されておりますが、組合員の間には根強い慎重論もありまして、理解を得るため既得水利権や賦課金をめぐって事業対象地区からの除外表明者が多い飛行場用水路と柳瀬西溝地区の組合員を対象に、12月10日から翌年１月25日にかけ意向調査が実施されました。調査の内容は、「既設導水路活用案を進めることについて賛同されるかどうか」、「両用水路取水口より上流で既設導水路案の取水を行うことについて同意賛同されるかどうか」という二つの設問でしたが、どちらの設問に対しても賛同するという答えは35％程度でございました。この意向調査結果から相良村長は二つの用水路掛かりを事業から除外する方針を固められ、平成22年２月25日の利水関係６市町村長会議にその報告がなされたところであります。利水関係６市町村長会議としては、相良村長からの報告を受け、今後は国営事業として取り組むためにはどのような課題があり、それらにどう対応するかを整理、検討するところになったところです。

平成22年度第１回目の利水関係６市町村長会議が５月28日に開催され、議題として相良村長から相良村土地改良区への川村飛行場水路、柳瀬西溝掛かり、両地区を除外することについての意見と既設導水路案による取水への同意を文書で回答してもらうというものでした。

しかしながら、現在まで相良村土地改良区からは相良村長への回答はなされていない状況でございます。

平成22年７月11日の山江村村長選挙によりまして、横谷新村長が誕生し、内山前組合長の任期満了に伴って、８月３日の川辺川総合土地改良事業組合正副組合長会議において、新組合長に松本多良木町長、筆頭副組合長に徳田相良村長が選出されたところでございます。

以上が現在までの経過でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。森口議員。

○11番（森口勝之君）　これまでの経過を相当詳しく御説明いただきましたけれども、要するに、既設導水路活用案で６市町村長たちの足並みはそろったと。最大受益地である相良村村議会も同案でいこうという推進の決議がなされたということでありますね。ただ１点、相良村土地改良組合の同意が得られていない。しかも強く反対する方は今おっしゃった２地区の方々であります。トップリーダーの方たちが足並みそろえて、受益地の議会がそういうことで決議して、それでも進んでいかないというのは、これはもうそういうことでこの一大農業政策が遂行できないというのは、非常に不思議だなという気もしますけれども、これはまあ申請事業でありますから、その辺のところはしょうがないのかなという気もしないでもありません。ただ、私はどうしても一連の流れ、これまでいろんな議論してまいりましたけれども、理解できないところがありまして、相良村土地改良区の中で特に強く反対を訴えられている方々、この方たちの意見についてどうも理解できない部分がいろいろありますけど、主なもの３点に要約してみますと、要するに、その方々はダムの水は要らんということを盛んに言ってらっしゃいました。もう当時の新聞の見出し踊るほどダムの水は要らんという論調でありました。それからもう１点は、先ほどおっしゃった、要するに水代ですね、負担金、賦課金。それから既得水利権。大体わかりやすく言えば、この３点なんですけれども、このダムの水は要らんということについてはもう通りませんね、そういう言い方は。以前は、要するにこの既設導水路活用案であっても、いずれダムができれば水没するから結局はダムの水になっちゃうからそれはだめだという言い方でございました。ところが、ダムが今、御存知のような状況になりましたので、もうダムの水じゃないんですね。要するに、水は高いところからずっと流れますから、上流にあるせっかくのその施設を利用しようやということで出てきた案でありますから、そのダムの水は要らんなんていう、なんかダムの水になんか混じっているような、それほど聞こえそうな言い方をされておりましたけれども、それは通用しないと。

それから水代、賦課金ですけれども、これにつきましてもさっき紹介しました冊子の中で、将来水代は３倍になるよというような書き方がしてありました。これはもう誤解というかでたらめでありまして、農家の方々の不安をあおる、そのような表記の仕方だなあと、私は多分そのときも言ったと思いますけれども、あれは1,299ヘクタールの受益面積があって、そ

のうち水代が１億ちょいですよね、１億200万円でしたか。そのうちの3,000万円は県で出しましょう、4,300万円は市町村で出しましょう、残り2,900万円を受益者の方々でお願いしますよということだったんです。それで、しかもさっき報告もありましたけれども、昨年の……さっきの報告に入ってなかった。申しわけない。11月にはこの飛行場用水路、それから柳瀬西溝掛かりの方を対象に、10年経過した後も土地改良区が自立できるまで補助しますよというような文書を送付してあるんですね。ですからこの水代、まさかただにせろということじゃないでしょうから、これについても、どうも私はその受け取り方理解できない部分があるんです。

それから、既得水利権。これについても例のさっきの冊子では、新規水利権と合口されると既得水利権が消滅すると書いてありましたね。あれまったく違うんですね。もともと合口計画ですから。渇水時、まあ10年に一度ぐらいの渇水のときには、既得水利権が優先しますよと、既得水利権のほうに水を優先して流しますよ。そのかわり、新規水利権の方々にはその対応策として調整池をつくって、26万1,000トン、26万トンぐらいの調整池をつくって、それで対応しましょうということですから、この既得水利権が消滅するなんていうのも、これはもう私は全く違うというようなことで、一体何をもって今反対をされているのか、その意味がどうも理解できないんです。しかも先ほどおっしゃってました文書でなんか回答してくれというようなことに、何の音沙汰もないということで、ちょっと意味不明のところがありますが、ただ諸々考えまして、私はこの柳瀬西溝と飛行場用水路、これうっちょいていくわけにはいかんと思うんです、最終的には。ずっと将来のことを考えれば。やはり何とかしてこう入れ込んで、ずっと将来のことを考えればですよ、いくわけにはいかないと。まあいろいろ考えました。本当に説得に当たられる方が誠心誠意説明をし、説得に当たられたんだろうかなと。逆に今私はそのような思いもしているわけですけれども、ずっと聞くところによりますと、一生懸命したんだということをおっしゃっています。ということは、そこまでやっても嫌だということであれば、これはもう我田引水としか言わざるを得ません。しかも壮大なる我田引水ですよ。この我田引水という言葉を改めて私は辞書で引いてみました。自分の田んぼですね、自分の田にだけ水を引き入れる意味から、他人のことは考えず、自分の都合ばっかりをはかって物事を運ぶことの例え。これしか受け取りようがないなと、御無礼な話ですけれども、ぐらいまで私は考えているところであります。そうなってくるとよく言いますけれども、この人吉球磨盆地の上には何かえたいの知れんもんが渦巻いているのかなと思ったりなんかしまして、非常に残念な気持ちが強うございます。

では、次にお聞きしますけれども、３年前、ちょうど今ごろ、市長も大変心配されておりました、当時の農水大臣がこのままじゃだめだと、やってないのは大問題という発言なんかがあったりして、年内が勝負だという当時おっしゃってましたので、市長も心配されておりましたし、我々も心配しておりましたが、その心配どおり、平成20年の春には農水省が休止

をいたしました。まあ大変残念なことでありましたけれども、そこでお聞きしますが、その休止した時点でこの壮大な計画の進捗状況はどうであったのかお聞きしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

事業休止時点での事業の進捗状況でございますが、農地造成工事、区画整理工事につきましては、平成３年度までにほぼ完了、畑地かんがい施設についても一部団地で施工済みとなっており、用水工事につきましては、平成11年度に着手し、多良木、あさぎりにおける東幹線水路工事を中心に実施されているところでございます。また、県営モデル事業との連携により、暫定用水による事業の早期効果発現が見込まれる、上原田地区におけるファームポンド工事が実施されておるところでございます。なお、総事業費は平成20年度時点で計画額が約376億円、そのうち実施済み額が188億円でございまして、進捗状況は50％程度でございます。

農水省の指導と考え方でございますが、２回目の答弁の経過の中でも申し上げましたように、国営事業を再開する条件として、既設導水路活用案の取水口より下流の既得水利権者の同意が必要となるわけでございまして、人吉土地改良区と相良村土地改良区がその対象となっているところでございます。

なお、人吉土地改良区からは、先ほどの答弁でも申し上げましたように、既に同意をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ここで時間の延長をいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口議員。

○11番（森口勝之君）　人吉土地改良区の皆さん方には本当に感謝したいと思いますけれども、平成20年度時点で進捗状況が50％、そして消化された事業費が188億円。国家予算、つまり国民の税金がそれだけ投入されているわけでありますが、残りも50％ですから、残りも同程度の事業規模が残っているはずでありますね。私は、これはもうこのまま休止状態が続くと、本当にもったいないなという言い方どうか知りませんけれども、これだけの事業が宙ぶらりんになっちゃっているというのは、何ということだろうかという思いがずっとしております。それと同時に、やはりこれ広い目で見ましたときに、先人たちのこの思いといいますか、偉業に対して、これは申しわけないという思いもあります。先人たちの偉業と申しましたけれども、例えばこれはよく御存じの話だと思いますけれども、百太郎溝。あれのあの多良木の取水口にありますね、百太郎公園、あそこに行ってみると、あの看板が立ってますよ。あそこにいろいろ書いてございます。まあ涙の出るような話でありますけれども、あれが計画されたのは鎌倉時代なんですね。鎌倉時代に計画された。それで事業第１期工事を始めたのが江戸の初期、1680年と書いてありました。しかもこの第１期工事のときには、藩の援助もなく、要するに今でいう補助金とか助成、そういうのなかったんだそうですよ。ない中で、子

供からお年寄りまで農民総出で人力を尽くしたと書いてあります。それでもって人力ですから、堰をつくると流され、つくると流されしてどうしようかと思い悩んでいるときに、当時の庄屋さんの夢枕に水神様が現れて、しましまのかすりを着た人を人柱に建てろということで、百太郎さんという方が候補に挙がって人柱にされてしまった。そのとき、農民たちの嘆き、悲しみ、悲痛な泣き声がごうごうと近在に響きわたったと、これ伝説なんでしょうけども書いてあります。そうやって本当に苦労の末、第５期工事、1710年でしたか、に完成したんだそうであります。それで今現在は、1,500町歩以上の田畑を潤しておりまして、受益農家戸数が二千数百個だそうです。すごいことを先人たちはやっていただいたなと思うんですけれども、私はこの人吉球磨盆地内に百太郎溝、それから幸野溝、そして今とっかかり中の北部用水路、この３大水路を完成させることが、この先人たちの艱難辛苦の労に報いることであって、また我々が50年後、100年後に受け継いでいかなきゃいけませんから、そういう責務があるんじゃないかと、そのようなことをつくづく感じております。

１時間以内と申しましたけれども、30分で終わるかもしれませんが、ここで市長にいろんな思いを込めていただいて、この川辺川総合土地改良事業、今後の方向性、あるいは市長の考え方、決意みたいなものをお示し願いたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

まさに森口議員おっしゃるとおり、私も同じ思いであります。百太郎溝が開通いたしまして約400年が経過をしているわけでございまして、この400年もの間、いわゆる球磨川左岸の地域の人々が生計を立て、それで命をつないでくることができたと。もうこれはもう本当に私の表現をさせていただくならば、神業であるというふうに私は思っているところでございます。幸野溝もしかりでございますけれども、やはり北部台地、この地域の方々の水を要望される思いというものも強いわけでございまして、私は、いわゆる利水事業、農業用水利水事業というのは、500年、1,000年の大計であると。水さえあれば人は生きていけると。ここが大きな生活の原点ではなかろうかというふうに思っております。地球温暖化の傾向かどうかわかりませんけれども、中国では毎年四国の面積規模の砂漠化が進んでいると。砂漠には人は住めないわけでして、どうしてもそこに水が必要になってくると。私も平成19年就任をさせていただいて以来、５月に就任をさせていただいて以来ですね、何としても水も届けたいという思いは現在も強く変わってはいないところでございます。

しかし、今まで森口議員も、そして経済部長も御説明をいただきましたとおり、さまざまなこの３年半の間にも紆余曲折があったわけでございます。正副組合長会、今度新しく多良木の松本町長に御就任をいただきましたけれども、実は、その当初は平成19年５月当初は、前相良村長の矢上村長の提案により、６市町村長会議を開催し、そこで協議をしていこうということでございましたけれども、残念ながらその理由もよくわからないまま第２回目から離脱されたという経緯で、なかなか同じテーブルについて協議をすることができなかったと

いうことでございます。そして御承知のとおり、いよいよ今休止の状態を迎えているわけでございまして、しかし何としてでも、私は、例えば人吉市の代表といたしまして、上原田地区の皆様方には43年もお待たせしているわけでございます。何としてでも水を届けてさしあげたいと。この思いは先ほど申し上げましたとおり、ますます強くなる一方でありまして、何としてでもこの方々に水を届けたいというふうに思っているところでございます。

そこで、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、相良村土地改良区の皆様方がおっしゃる、いわゆる反対の理由、それをやはり今後一つ一つ紐解いていかなければならないのではないかと。例えば、なぜ合口されるのが嫌かというと、その水利権、慣行水利権が消滅する恐れがある、いや、そういうことはないと、議員もおっしゃったとおり、実際そういうことはないわけでございますけれども、万が一渇水の場合はどうするのかと、万が一渇水の場合は、既得権益として持っておられる水利権の方が優先し、そして、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、26万トンはファームポンド等々で水を確保しておいて、そしてそれを配っていくんだと、いわゆる放水期にため、その渇水期にはそれを取水することはないというふうにお話を申し上げているところではありますが、御理解をいただけないということでございます。

それから、先ほどおっしゃいました水代の問題でございまして、今、飛行場用水路、柳瀬西溝周辺は、確か5,200円程度の負担金を払っておられるというふうに聞いておりますけれども、実際これが水が通水いたしますと4,500円で700円減額になるわけでございます。しかし、これが10年先、15年先にはどうなるのかということがわからないのでかえって負担金がふえるのではないかとか、補給水田のその水との格差がありすぎると。補給水田が450円でございますので、さまざまな反対の理由もあるようでございます。

しかし、このまんま過ごしていたのでは何の解決にも至らないわけでございまして、先般も6市町村長集まりまして、何とかこれを打開したいと、相良村土地改良区の皆様方が一体、真に何を望んでおられるのか。土地改良区の皆様方も同じ農民の皆さんたちには、水は届けたいというふうにおっしゃっていただいているわけでございますので、水を届けるという目的に向かって一つ一つ課題を整理しながら、それを乗り越えていきたいというふうに思っているところでございます。新しく組合長もかわりまして、先般、川辺川総合土地改良事業組合の議会も開催されまして、人吉から出向しておられます山下幸一議長も、個人的にはいろんな問題を乗り越えてでもぜひ実現したいというふうにも議長席でおっしゃっておるわけでございますので、議会の皆様方とともに、この問題を何とか解決したいということでございます。

おっしゃいますとおり、それじゃあ相良村土地改良区の皆さんたちと私たち6市町村長が、直接お会いして話をしたことが今まであるのかと。全くないわけでありまして、矢上村長が窓口になっておられましたし、今は徳田村長が窓口になっておられるわけでございますけれども、ここは6市町村長そろいまして、相良村土地改良区の皆様方と話し合いをさせていた

だきたいと、協議をもたせていただきたいというふうなことを話し合ったところでございます。そして、国提案の既設導水路活用案というのが私は一番合理的で、一番安い費用で、一番安い水を届けることができるというふうに私もさまざまな案と比較した場合に、妥当な案だと思っておりますが、しかし、相良村土地改良区の皆様方の話もよくよく聞きながら、どうしたらこれが打開できるか、課題を乗り越えることができるか、解決することができるか、人吉市で申せば、上原田地区の皆様方に水を届けることができるのかということをしっかりと話し合いをしながら、解決の糸口を見出していきたいと、何とかこれを年度内には解決をしたいというふうに思っているところでございます。

今後、そのような手順といいますか、もう一度原点に立ち返って、一つ一つ丁寧に進めていきながら事業再開に向けて努力してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。森口議員。

○11番（森口勝之君）　さっきの質問が最後にしようかなと思ったんですけれども、今、別に市長とすり合わせしているわけでございませんので、まあやったりとったりがある、あってもいいかなと思いながら立たせていただきましたけれども、今お話聞いて、ああいいことおっしゃったなと思いましたが、一つだけとんでもない提案といいますか、そういうのをお話をさせていただきたいと思いますが、それでは、６市町村長会議と相良村土地改良区の皆さんとの、特に反対されている方、話し合いは非常に大事だと思うんです。私はぜひともそれに、まあ６市町村の議長さんたちでもいいですし、議長さんたちも入ってもらってもいいでしょう。あるいは山下議員を筆頭に議会の方々入ってもらってもいいでしょう。そういう話し合いの場を設けていただきたいと。それはもちろんなんですけど、その話し合いの場所を提案したいと思うんです。一番いいのは錦ですか、白髪岳の中腹あたりに人吉球磨こうばっと見える場所があるんだそうです。一望に見える。ところがそこは歩かなきゃいけないらしいんです、どうも。ちょっと聞いておりますところによると歩かなきゃいけない。そこで、そう、紅取丘、どなたかおっしゃいましたけれども、私は紅取丘あたりで皆さん、あそこ車がっつり行きますから、行ってそこでお弁当でも広げながら、まずはこう和気あいあいなっていただいて、あそこに行けばもう御存じのとおりでありますが、向こうに市房山が見えて、母なる川、球磨川がど真ん中に流れている。まあ用水路は見えませんけど、百太郎、幸野溝があって、真下には上原田の大地が見える。ああいう状況を見て、やっぱしここに用水路一本いるよねと、これ皆さん思われると思うんですね。やはり普段どこで会議なさっているか知りませんけれども、盆地の下の小さな会議場でやるよりも、たまには反対派の人も一緒に、そういう人吉球磨盆地内が一望にばっと見えるところで、にぎりめしをほうばりながらでも会議をしていただければ、何か、何か打開策は見つかるんじゃないかと、そういうような気

持ちをしながら今答弁を聞かせていただきました。水は天からもらい水という言葉がありますけれども、知恵と工夫でこの恵みの水を何とか利用して、生かされていただくという思いが大事なんじゃないかなと思いますが、もう突然の話でございますけど、市長、何かございましたらばお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　大変よい御提案をいただいたというふうに思っております。

まずは、正副組合長で相良村土地改良区の皆様方とお話し合いをさせていただきたいと。多分私は２回、３回目ぐらいでは、ある一定の方向が見えてくるのではないかというふうに思っております。第１回目としましては、既設導水路案、この御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。しかし、その既設導水路案という、どこにその先ほど申し上げましたとおり、相良村土地改良区の皆様方の強い反対の思いがあるのかということをしっかり我々も確認をさせていただき、その次には、どういう案ならばそれができるのかというところをしっかり詰めてまいりたいというふうに思っております。川辺川総合土地改良区事業組合の山下議長ともよく相談をさせていただきまして、特にあの方はそういう大きな心を持っておられる方でございますので、眺めのよいところで焼酎の生を交わしながら、和気あいあいと大きな目標が見つかるかもしれませんので、今後とも山下議長にはよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っているところでございます。

こうやって皆さんと本当によかったねと、実現できたという思いを、共通の思いを持ちたいと、一日も早く持ちたいというふうに思っているところでございます。

よろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。森口議員。

○11番（森口勝之君）　ぜひとも命がけでもこれは成就するんだという気持ちで、先頭に立ってやっていっていただきたいと思います。

一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　以上で一般質問は全部終了いたしました。

日程第18　委員会付託

○議長（大王英二君）　次に、日程第18、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第69号から陳第38号まで、一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（永田正二君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成22年９月第４回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第69号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第４号）につきましては、２ページの［別記］に記載してあるとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、３ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第69号	平成22年度人吉市一般会計補正予算（第４号）	各委［別記］
議第70号	平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）	総文
議第71号	平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）	総文
議第72号	平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第73号	平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第74号	平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第75号	平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第76号	平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第77号	平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第78号	平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第79号	平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について	厚生
議第80号	人吉市行財政経営検討委負会設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第81号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第82号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第83号	人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の制定について	厚生
議第84号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経建
陳第36号	セリ市延期による子牛出荷の遅延に対する助成を求める陳情	経建
陳第37号	元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情	公持
陳第38号	歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情	経建

［別記］

議第69号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第４号）		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款） 第２条　地方債の補正
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正 １款　議会費 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費を除く） ９款　消防費 10款　教育費 13款　諸支出金 14款　予備費
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費） ３款　民生費 ４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正 ５款　労働費 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 ８款　土木費 11款　災害復旧費

［提出陳情件名］

陳第36号　セリ市延期による子牛出荷の遅延に対する助成を求める陳情

陳第37号　元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情

陳第38号　歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情

［継続審査件名］

○総務文教委員会

陳第29号　改正国籍法に関する意見書の提出を求める陳情

陳第30号　多目的運動広場建設に関する陳情

陳第33号　大塚小学校の廃校及び社会教育施設としての利用に関する陳情

○厚生委員会

陳第27号　介護保険制度見直しに関する陳情

○公益的施設の適正配置に関する特別委員会

陳第34号　元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れでした。

午後４時11分　散会

平成22年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第５号）

平成22年９月22日　水曜日

１．議事日程第５号

平成22年９月22日　午前10時　開議

日程第１	議第81号	人吉市消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総　文
日程第２	議第82号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第３	議第83号	人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の制定について	厚　生
日程第４	議第84号	工事請負契約の締結についての議案内容の一部変更について	経　建
日程第５	議第69号	平成22年度人吉市一般会計補正予算（第４号）	各　委
日程第６	議第70号	平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）	総　文
日程第７	議第71号	平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）	
日程第８	議第72号	平成22年人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	厚　生
日程第９	議第73号	平成22年人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）	
日程第10	議第74号	平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	
日程第11	議第75号	平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）	
日程第12	議第76号	平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）	
日程第13	議第77号	平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）	
日程第14	議第78号	平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	
日程第15	陳第33号	大塚小学校の廃校及び社会教育施設としての利用に関する陳情	総　文
日程第16	陳第36号	セリ市延期による子牛出荷の遅延に対する助成を求める陳情	経　建

日程第17　陳第34号　元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情　　－公益特委

日程第18　球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告

日程第19　公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告

日程第20　議会制度研究会委員長の報告

日程第21　人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第22　川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

日程第23　議員派遣について

日程第24　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

２．本日の会議に付した事件

・日程第１から日程第24まで議事日程のとおり

・追加日程

議第85号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第５号）

議第86号　平成21年度人吉市歳入歳出決算認定について

報第５号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

発議第４号　人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

発議第５号　人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例

意見第28号　公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君

13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	田　中　信　孝　君
副市長	林　　健　善　君
監査委員	篠　崎　國　博　君
教育長	堀　　秀　行　君
市長公室長	深　水　雄　二　君
総務部長	坂　崎　博　憲　君
市民部長	荒　巻　　通　君
健康福祉部長	中　村　明　公　君
経済部長	椎　葉　文　雄　君
建設部長	山　上　　茂　君
市長公室次長	井　上　祐　太　君
総務部次長	松　田　知　良　君
市民部次長	椎　葉　幹　夫　君
健康福祉部次長	今　村　朱　美　君
経済部次長	山　本　政　義　君
建設部次長	宮　原　真　二　君
秘書課長	愛　甲　秀　樹　君
総務課長	中　村　則　明　君
市民課長	今　村　　修　君
福祉課長	加　賀　邦　保　君
商工振興課長	廣　田　五　浩　君
管理課長	中　川　一　水　君
会計管理者	大　石　宝　城　君

水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前10時02分　開議

○議長（大王英二君）　皆さん、おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求めます。順次採決をいたします。

日程第１　議第81号及び日程第２　議第82号

○議長（大王英二君）　まず、日程第１、議第81号及び日程第２、議第82号の２件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）（登壇）　おはようございます。総務文教委員会に付託をされました日程第１、議第81号及び日程第２、議第82号につきまして、審査の結果を報告いたします。

議第81号は、人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴いまして新たに父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったために、非常勤消防団員等に年金として支給される損害補償を父子家庭に支給される児童扶養手当等との支給調整を行うものであります。

審査の中で、この法律の施行前は母子家庭も児童扶養手当と年金としての損害賠償における子供加算分の二重取りとなっていたのかどうか、支給額はどうなっていくのか、支給額が変わらないとするとどちらから差し引かれていくのか、他の非常勤職員はどうなっていくのか。施行前は母子家庭においては支給調整がなされており二重取りとはなってはいない、支給はほとんど変わらないが、消防団員等には公務災害補償のほうから子供加算分を差し引くことになる、他の非常勤の職員が公務中に被災した場合には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により市が補償することになる、遺族補償年金で補償する場合に、児童がその年金給付の加算対象になっているときは児童扶養手当を支給しない形で調整が行われるなどなどの質疑応答がなされておりました。

議第82号は人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、人吉市東西公民館及び人吉市東西コミュニティセンターの工房における冷暖房料を新たに規定したことによるものであります。

議第81号、議第82号いずれも慎重に審査を行いました結果、全員一致、認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第81号及び議第82号の２件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第81号、議第82号は原案可決確定いたしました。

日程第３　議第83号

○議長（大王英二君）　次に、日程第３、議第83号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第３、議第83号人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

この条例は、子育て中の親とその子供、子育てを支援する地域の人々が気軽に集い、相互に交流する場を提供すること等により、地域の子育て支援機能の充実を図るために人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブの設置及び管理について、地方自治法第244条の２（公の施設の設置、管理及び廃止）により条例を制定するものと説明がございました。

審査の中で、委員より、建物を市で管理するというが、第３条の事業の多くを委託するのは指定管理者制度の指定管理者による管理に当たり違法ではないかとの質疑があり、説明で人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブの使用許可など管理権限は市が持っている。嘱託職員も配置するので、業務の一部を民間に委託しても自治法第244条の２第３項の指定管理者による管理に該当しないとの説明がございました。なお、今後は指定管理者による管理も検討したいとの説明もありました。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第83号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第83号は原案可決確定いたしました。

日程第４　議第84号

○議長（大王英二君）　次に、日程第４、議第84号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口議員。

○11番（森口勝之君）（登壇）　おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第４、議第84号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、審査の結果を報告いたします。

本件は平成22年５月11日付、議第52号議案をもって議決された人吉市地域情報通信基盤整備工事に係る工事請負契約の締結につきまして議決内容の一部を変更するものであり、その内訳は第３契約金額中２億2,995万円を13万535円減額し、変更後の金額を２億2,981万9,465円に改めるものであります。

契約変更の理由は次のとおりであります。１点目は、高速インターネットサービス提供地域の変更でありまして、これは当初予定していた鹿目地区においてそのほとんどがＮＴＴのサービスエリアとなっていたことが判明したことにより、九州総合通信局と協議を行い、鹿目地区を高速インターネットサービス提供地域から除外するものでありまして、これは事業の縮小ということになります。２点目は、地上デジタル放送難視地域の新たな指定に伴う対象地域の変更でありまして、これは大畑町柴笠、大畑麓町の一部、中神町段山が新たに難視地域に指定されたことにより地上デジタル放送再送信サービスエリアに含めるものでありまして、これは事業の拡大ということになります。

委員から、事業の拡大分、縮小分、それぞれの契約金変更額についての質問があり、執行部から拡大分については877万3,000円の増額、縮小分については890万4,000円の減額となり、結果として総契約金額で13万1,000円の減額とするものであるとの答弁でございました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第84号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第84号は原案可決確定いたしました。

日程第５　議第69号

○議長（大王英二君）　次に、日程第５、議第69号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　皆様、おはようございます。予算委員会に付託されました議第69号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第４号）のうち、第１条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款、並びに第２条地方債の補正につきまして、審査の結果を報告いたします。

今回の補正予算は４億5,934万7,000円を追加し、歳入予算額を143億797万円とするものですが、そのほとんどが国庫補助金・県補助金の交付額の確定や、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによる補正及び国・県の補助事業の内示及び交付決定などによる補正でございます。

質疑の主なものは、施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金2,820万円について、本市に現在、地域密着の施設が何箇所あるか。また次年度以降の整備状況についての質疑に対し、グループホーム６カ所、小規模多機能型居宅介護３カ所、認知症デイサービス３カ所が整備されていて、本年度グループホーム２カ所と小規模特別養護老人ホーム１カ所が新設される。また、今後の整備状況については、人吉市介護事業保険計画策定委員会の意見を聞きながら検討していくとの答弁などがありました。

全委員による審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）（登壇）　総務文教委員会に付託をされました日程第５、議第69号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第４号）のうち、１款議会費、２款総務費、９款消防費、10款教育費、13款諸支出金、14款予備費について、審査の結果を報告いたします。

歳出の主なものといたしまして、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、19節負担金・補助及び交付金は地区公民館施設費補助金としまして、大野町へ10万円、上田代町へ25万4,000円となるものでございます。３目文書広報費、18節備品購入費、減の566万円、この減額は第２次庁内ネットワーク機器購入の入札残でございます。６目財産管理費、15節工事請負費27万7,000円は別館駐車場と市営住宅の境界水路の擁壁改修を行うものでございます。７目企画費、13節委託料285万円は人吉インターチェンジ、ＩＣバス待合所改修計画書作成業務委託料でございます。

10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、18節備品購入費45万円は西瀬小学校のファックス買いかえとなっております。５項社会教育費、３目図書館費、１節報酬128万5,000円は嘱託員１名を雇用するものでございます。５目文化財保護費、13節委託料455万8,000円は、

人吉城跡園路整備実施測量設計に190万1,000円、これは梅花の渡しから先でございます。中世城址、これは上原地区でございますが、試掘調査委託料265万7,000円でございます。19節補助金490万7,000円は青井阿蘇神社保存修理事業、これは屋根の葺きかえでございます。６項保健体育費、１目保健体育総務費、18節備品購入費41万円は、学校検診用オージオメーター、これは聴力測定器でございますが、この購入費でございます。

13款諸支出金、２項基金費、１目人吉市財政調整基金費の補正は１億円を基金に積み立てるものでございます。

審査の中で、人件費としての共済組合負担金は一人当たりはどうなっているのか、アップ率は。文書広報費、備品購入費の中で566万円の減額、その理由は、入札は市内業者であったのか。地区公民館補助は２年連続して受けられるか。ＩＣバス停留所の広さは、また基準はあるのか。阿蘇熊本国際線振興協議会負担金について県下の加入状況はどうなっているのか、熊本市が入っていない理由はどうなのか、飛行便は毎日何便なのか、空港の観光面での対応はどうなっているのか。特別支援学級の現員は、支援消耗品は教材費かどうか。中世城址発掘作業の人員、賃金、募集はどうなっているのか。

共済組合負担金の一人当たりは10万5,000円で、アップ率は4.8％となっているということでございます。文書広報費、備品購入費566万円の減は、庁内ネットワーク機器購入のいわゆるパソコン91台の入札残である、入札は市内５業者によっているということでございます。地区公民館施設事業に連続補助のその要項はないということでございます。それから、ＩＣ（インターチェンジ）バス待合所改修は、広さは約大体10名程度収容できるのではないかというもので、今のＩＣ待合所のプラットホームの規模ぐらいと思われるということでございます。阿蘇熊本国際線振興協議会、県下の加入状況は人吉を入れて20市町村、圏域では山江村、球磨村、水上村この３村が入っているようでございます。それから空港便は毎日６往復で、観光面では空港待合所等に人吉でやっております日野熊蔵パネル展等も行っているということでございます。それから、特別支援学級の現員は32名だそうでございます。消耗品は大体テキスト代とかそういう教材費に活用しているということでございます。中世城址発掘作業は人員が大体延べ490名程度と、賃金としましては6,050円ということでございます。募集はこれまでの経験者を中心に募集をしていくということでございます。

そういう質疑応答があり、審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第５、議第69号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第４号）のうち、厚生委員会に付託されました２款総務費のう

ち、２項徴税費、３項戸籍住民基本台帳費、３款民生費、４款衛生費の審査の結果を御報告いたします。

２款総務費、２項徴税費、１目税務総務費の23節償還金・利子及び割引料の589万2,000円の計上は、平成21年度分の個人県民税徴収取扱費の精算に伴う返戻金であります。これは、平成21年度から市・県民税の公的年金から特別徴収制度が導入され、納税義務者の約1,700人が特別徴収に該当することになり取扱義務者を重複して計上していたものでございます。２目賦課徴収費の13節委託料57万8,000円、18節備品購入費220万5,000円の増額補正は、いずれも家屋評価システムの更新に伴う経費でございます。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費に546万円を補正してあります。８節報償費の29万7,000円の減は、安心生活創造事業における謝金等の42万6,000円の減と、社会福祉委員退任者に伴う記念品代の増額12万9,000円を加減したものでございます。９節旅費の35万5,000円の増額補正は安心生活創造事業に伴う旅費の増でございます。13節委託料の357万8,000円は、生活保護版レセプト管理のシステム導入業務委託料283万5,000円と、安心生活創造事業委託料等の74万3,000円でございます。28節繰出金の1,325万9,000円の減額は、国民健康保険事業特別会計繰出金の1,063万9,000円の減、介護保険特別会計繰出金280万円の減に介護サービス事業特別会計繰出金18万円の増額でございます。３目老人福祉費に3,219万2,000円を追加補正してあります。19節負担金・補助及び交付金のうち、地域密着型サービス拠点等施設整備補助金の3,033万円は、グループホーム御薬園のスプリンクラー設備整備補助金213万円と施設開設準備経費助成特別対策事業補助金として、グループホーム２カ所の1,080万円と小規模特別養護老人ホーム１カ所1,740万円でございます。

なお、委員から平成22年度の地域密着型サービス施設の整備状況や名称と圏域について質疑があり、先ほど予算委員長報告にもありましたように、東・西圏域にグループホームすずらん、東間・大畑圏域に小規模特別養護老人ホームアゼリア、西瀬・中原圏域にグループホームローズヒルが事業決定を受けて、開所に向けて整備中であるとの説明があっております。また、この施設開設準備経費助成特別対策事業補助金とはどういうものかとの質疑に対し、これは職員の研修費またパソコン・机等の備品購入費であるとの説明があっております。３項、１目生活保護総務費の23節償還金・利子及び割引料の675万3,000円は、平成21年度生活保護費等国庫負担金精算金623万4,035円とセーフティネット支援対策等事業補助金精算金51万8,000円でございます。

４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費の577万6,000円の追加補正は、新型インフルエンザワクチン接種助成に伴う県支出金精算金分でございます。４目健康増進費、23節償還金・利子及び割引料の128万5,000円の増は、女性特有のがん検診推進事業に伴う感染症予防事業費等国庫支出金の精算金分でございます。５目環境衛生費、19節負担金・補助及び交付金81万円は、上戸越町落地区飲料水供給施設に対する整備補助金でございます。

審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口議員。

○11番（森口勝之君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第５、議第69号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第４号）のうち、第１条歳出予算の補正、５款労働費、６款農林水産業費、７款商工費、８款土木費、11款災害復旧費について、審査の結果を報告いたします。

まず、５款労働費は、１項労働諸費、４目地域雇用創出推進費に1,893万円を追加し、補正後の総額を１億8,717万7,000円とするものであります。なお、この５款労働費につきましては他の所管委員会にも関連することから、予算委員会を除く３常任委員会と協議の上、連合審査会に付した案件でありまして、全議員出席の上、審査をしておりますので概略について報告をいたします。連合審査会の冒頭、執行部から提案理由の説明を受けましたが、要約いたしますと、１点目、８月の雇用情勢はハローワーク球磨管内で有効求人倍率0.29倍と昨年同様県下でも最低レベルで推移をしていること。２点目、昨年同様年末年始を迎えるに当たり越年資金の確保も含めた緊急雇用対策であること。３点目、労働費に一括計上したのは歳出予算のつくり方が目的別に計上することになっているため。４点目、雇用人員を10の部署に割り振ったのは昨年の経験から労務管理をしやすくするため、等であります。ちなみに、雇用人員は事務系４名、作業系18名、合計22名で、賃金総額1,155万6,000円、共済費等その他の経費733万3,000円であります。

委員からの質問の中で主なものは、各部における応募職種の必要についてでありますが、これにつきましては、経済部からは通常必要だという業務ではなく、これがあったら市民サービス向上につながるとの思いで応募した。市民部は、雇用創出の観点からの応募である。健康福祉部は、すべての業務を洗い出した。建設部は、緊急雇用との観点であり、よりきめ細かな作業により市民サービスと生活環境の向上を図りたい。水道局は、緊急雇用を利用してより良い住民サービスに努めたい。教育部は、これを利用して日ごろ手の届かないところをやってまいりたいと、それぞれの答弁がありました。また、委員から、本件は次につながる雇用であるか疑問であり、雇用創出というよりもむしろ失業対策ではないのか、また予算編成は本来必要にかられて実施すべきであり、今回は最初に枠ありきではないのか等々の意見が出されております。

次に、６款農林水産業費は8,649万5,000円を追加し、補正後の総額を４億1,842万7,000円とするものであります。主なものは、１項農業費、１目農業委員会費の中で、19節負担金・補助及び交付金139万4,000円は人吉菜の花米生産組合が行う遊休農地や裏作の未作付地に菜

の花を植えつけるために水田の排水対策を行う溝掘機及び播種機導入等の補助金であり、県の遊休農地活用イエロープロジェクト事業補助金を活用するものであります。次に、３目農業振興費、19節負担金・補助及び交付金639万5,000円は、認定農業者に対する乾燥調整施設等の助成２件、営農組合に対する乾燥機・搬送機購入への助成１件、都合３件分の経営体育成交付金であります。５目農地費、15節工事請負費740万円は、古仏頂地区水路改修及び木地屋地区水路改修のための工事費でありまして、古仏頂地区については現地確認を行っております。次に、２項林業費、２目林業振興費、８節報償費578万2,000円は、シカ及びサルの専従駆除隊に対する謝礼として、シカ1,114頭分、サル23匹分を計上しているものであります。13節委託料720万9,000円は、市有林整備事業の補助金内示に伴う事業費の増額であります。

次に、７款商工費は84万6,000円を追加し、補正後の総額を４億3,149万5,000円とするものであります。主なものは１項商工費、２目商工業振興費、19節負担金・補助及び交付金1,220万8,000円は球磨川左岸側の西間地区に位置する蓬莱山地区テレビ共同受信施設組合（組合員数86名）への地上デジタル放送難視地域対策支援事業補助金であります。３目観光費、19節負担金・補助及び交付金679万円は、今年７月１日をもって法人化した人吉温泉観光協会に対する運営補助金600万円と市職員１名の派遣に伴う人件費79万円であります。なお、本件につきましては委員から、当協会に対する補助金は段階的に減らしていくべきではないか、また職員派遣についても考える時期ではないかとの意見があり、執行部から今後自主独立に向けて事業に取り組んでいく旨の答弁でありました。

次に、８款土木費は１億4,438万5,000円を追加し、補正後の総額を11億5,707万6,000円とするものであります。主なものは、２項道路橋梁費、１目道路橋梁総務費、13節委託料1,348万円は、橋長２メートル以上15メートル未満の224橋に対する橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料の増額分であります。２目道路維持費、15節工事請負費7,420万円は、社会資本整備総合交付金事業の６路線分を含む道路維持補修工事等の増加分であります。３目道路新設改良費、15節工事請負費4,850万円は、社会資本整備総合交付金事業岩本中神線外７路線の工事費でありますが、当委員会では建設部所管に係る工事費関連で、計７カ所の現地視察を行っております。次に、３項住宅費、２目住宅建設費、15節工事請負費1,120万9,000円は、市営住宅鶴田団地、一本杉団地２号棟、門前団地に対する地上デジタル放送対応共聴設備設置の工事費の増であります。

最後に、11款災害復旧費は689万9,000円を追加し、補正後の総額を975万7,000円とするものであります。３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費389万9,000円は今年５月23日の豪雨によって発生した木地屋永野線と大畑麓線の２カ所の災害復旧工事費、５項その他公共施設公用施設災害復旧費、１目その他公共施設公用施設災害復旧費300万円は今年の梅雨前線に伴う豪雨により土羽崩落が発生した鹿目の滝降り口のエントランス部分の復

旧工事を行うものであります。

以上、経済建設委員会に付託されました補正予算案件につき、主なものを申し上げましたが、慎重審査の結果、異議なく認めることに決しました。

以上です。

○議長（大王英二君）　ただいまの各委員長の報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第69号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第69号は原案可決確定いたしました。

日程第６　議第70号及び日程第７　議第71号

○議長（大王英二君）　次に、日程第６、議第70号及び日程第７、議第71号の２件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）（登壇）　総務文教委員会に付託をされております特別会計２件につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第６、議第70号平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第１号）でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ補正額4,137万5,000円を追加し、補正後の総額はそれぞれ4,449万1,000円とするものでございます。

歳入ですが、２款繰入金、１項基金繰入金、１目人吉球磨地域交通体系整備基金繰入金として4,137万5,000円を繰り入れるものでございます。

歳出としましては、２款事業費、１項、１目鉄道経営対策事業費に4,137万5,000円を増額補正をいたしております。これは、くま川鉄道株式会社に対し4,137万5,687円を助成するものでございます。ちなみに、取り崩しができる基金残高は平成22年度末で8,285万8,000円となるわけでございますが、この基金は今後固定化をして緊急時、例えば災害等そういうことに備えることにいたしております。また、第２類につきましては、取り崩し同意が可能となれば痛みの激しい車両のエンジン部分のリニューアル費用へ充当する計画となっております。

審査の中で、利用状況の中で平成22年度に比し平成21年度がふえた要因は何か、基本的な固定経費はどのくらいかかるのか、人件費は、または正社員数はどうなっているのか、固定経費の抑制についてはどう進めていくのか、今後鉄橋など、また加えてインフラ整備等も固定化してくるのではないか、将来の経営のあり方として上下分離方式を考えられていくのか。

定期外利用でふえたのは一日フリー券またはパスポート等の利用も要因の一つとなってい

ると思われる、基本的な経費として一般管理費としては2,380万円程度かかっている、人件費としましては平成21年度で7,900万円、正社員は25名、5,380万円程度であるということです。今後、鉄橋及びインフラ整備等にも経費を要してくるものであり、現在トータル的な整備計画を進めているところである、ちなみに、現有車両８両中７両が更新の対象となっており、１両が大体１億2,000万円程度かかるということでございます。

こういう質疑応答がありまして、依然として厳しい経営状況を再認識しながら慎重に審査の結果、全会一致認めることに決しました。

次いで、日程第７、議第71号平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第１号）について、審査の結果を報告いたします。歳入歳出予算にそれぞれ726万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億441万8,000円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金が850万円の減額補正、繰越金が1,576万9,000円の増額補正であります。歳出の主なものは、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１節報酬費131万5,000円の減、これはプラネタリウム嘱託職員の退職によるものでございます。

審査の結果、異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第70号及び議第71号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第70号及び議第71号は原案可決確定いたしました。

日程第８　議第72号から日程第14　議第78号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第８、議第72号から日程第14、議第78号までの７件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。田中議員。

○12番（田中　哲君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第８、議第72号から日程第14、議第78号までの７件の審査の結果を御報告いたします。

まず、議第72号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出それぞれ１億748万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億7,025万9,000円とするものであります。今回の補正は、保険税の本算定及び平成21年度決算、概算納付金の確定のほか、新規モデル事業等による補正であります。歳入の主なものは、一般被保険者国民健康保険税が本算定に伴う6,609万9,000円の減額補正で、補正後の額を８億6,344万2,000円とす

るものであります。退職被保険者等国民健康保険税が本算定に伴う1,592万6,000円の減額補正で、補正後の額を6,389万4,000円とするものであります。療養給付費等交付金（過年度分）が退職被保険者等に係る平成21年度交付金の精算による追加交付金を270万1,000円増額補正し、補正後の額を270万2,000円とするものでございます。前期高齢者交付金が前期高齢者交付金の概算交付額の確定による補正で、119万2,000円を減額補正し、補正後の額を８億5,657万7,000円とするものでございます。一般会計繰入金が本算定に伴う保険基盤安定制度繰入金の減及び職員給与費等繰入金の減で、1,063万9,000円を減額補正し、補正後の額を２億9,158万8,000円とするものであります。その他の繰越金が、平成21年度決算に伴う前年度からの繰越金の確定による補正が１億9,864万3,000円の増額補正で、補正後の額を３億4,864万3,000円とするものでございます。歳出の主なものは、１款総務費の５項医療費適正化特別対策事業費の14万円の増額補正は、ジェネリック医薬品使用促進対策モデル事業負担金の増で、補正後の額を258万円とするものでございます。これは、熊本県国保連合会が厚生省の補助を受け、熊本市と人吉市を対象に実施するもので、調剤レセプトデータに基づき40歳から75歳未満の生活習慣病に伴う慢性疾患対象薬を処方されている方に、ジェネリック医薬品に変更した場合の効果額等の情報提供を行うもので、本市の対象者を最大で2,000人と見込んだ額でございます。３款、１項後期高齢者支援金等は概算額の確定により1,036万8,000円を減額補正し、補正後の額を４億3,244万9,000円とするものでございます。６款、１項介護納付金の424万2,000円の減額補正も概算額の確定に伴うもので、補正後の額を２億868万5,000円とするものでございます。11款、１項、３目償還金が国庫支出金精算金に588万5,000円の追加補正をしてあります。これは平成21年度の療養給付費等負担金の返納金554万5,000円と、出産育児一時金補助金の精算に伴う返納金が34万円となっております。11款、２項、１目一般会計繰出金の378万2,000円の追加補正は、平成21年度に一般会計から繰り入れた出産育児一時金繰入金の精算でございます。なお、審査の中で、国保の収納率の確保はできるのかとの質疑に対し、調整交付金の減額にならないように収納率を上げるように努力したいとの説明がございました。委員会といたしましても、収納率を上げるため今後一層の努力をお願いしたいと要望したところでございます。

次に、議第73号平成22年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）は、平成21年度老人医療費の確定による支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金の精算に伴うものでございまして、歳入歳出にそれぞれ187万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ288万5,000円とするものでございます。歳入の主なものは、１款支払基金交付金、１項、１目医療費交付金に平成21年度の精算に伴い8,000円を追加し、補正後の額を50万8,000円とするものでございます。２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目医療費負担金を91万9,000円追加し、補正後の額を92万円とするもので、これは医療費精算に伴う追加交付金でございます。３款県支出金、１項、1目県負担金を22万9,000円追加し、補正後の額を23万円とする

もので、これも医療費精算に伴う追加交付金でございます。５款、１項、１目繰越金は平成21年度決算に伴うものでございまして、71万7,000円を追加し、補正後の額を71万8,000円とするものでございます。次に歳出は、２款諸支出金、２項、1目一般会計繰出金は、一般会計からの繰入金を平成21年度医療費の精算に伴い返還するものでございます。154万7,000円を追加し、補正後の額を154万8,000円とするものでございます。３款予備費は32万7,000円を追加し、補正後の額を33万2,000円とするものでございます。

次に、議第74号平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、前年度繰越金のほか平成21年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算に伴うもので、歳入歳出にそれぞれ766万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億7,090万4,000円とするものでございます。歳入は、４款、１項、１目繰越金は766万4,000円追加し、補正後の額を766万5,000円とするもので、これは21年度決算に伴う繰越金でございます。歳出は２款、１項、１目後期高齢者医療広域連合納付金は負担金を738万7,000円追加し、補正後の額を４億4,220万円とするもので、４月以降の出納整理期間中に納付されました21年度の保険料等を計上してございます。３款保険事業費、１項、１目健康診査事業費に5,000円追加し2,342万4,000円とするもので、これは社会保険料の改定に伴うものでございます。４款諸支出金、２項、１目一般会計繰出金は、一般会計からの繰入金を平成21年度の事務費の精算に伴い返還するものでございます。22万3,000円を追加し、補正後の額を22万4,000円とするものでございます。５款予備費は４万9,000円を追加し、補正後の額を５万2,000円とするものでございます。

次に、議第75号平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）は、平成21年度決算に伴う国・県支出金等の精算等によるものや、人事異動に伴う人件費の補正、それに地域支援事業費、歳出の増に伴う国・県支出金の補正等によるものでございます。歳入歳出にそれぞれ6,192万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億42万8,000円とするものでございます。歳入の主なものは、３款国庫支出金、２項、３目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）に現年度分地域支援事業交付金として128万2,000円を追加し、1,362万8,000円とするものでございます。４款支払基金交付金、１項、１目介護給付費交付金の過年度分介護給付費交付金に136万8,000円を追加し、補正後の額を９億8,392万1,000円とするものでございます。５款県支出金、２項、２目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）に現年度分地域支援事業交付金として64万1,000円を追加し、681万4,000円とするものでございます。７款繰入金、１項一般会計繰入金、３目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）に現年度分地域支援事業繰入金として64万1,000円を追加し、681万4,000円とするものでございます。同じく４目その他の一般会計繰入金は、人事異動等による職員給与等繰入金で344万3,000円を減額し、補正後の額を8,274万8,000円とするものでございます。８款、１項、１目繰越金に、前年度繰越金として6,141万9,000円を追加し、

6,142万円とするものでございます。歳出の主なものは、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の人事異動等による職員給与等減で、344万3,000円を減額し、補正後の額を5,169万9,000円とするものでございます。４款基金積立金、１項、１目介護保険介護給付費準備基金積立金に2,839万5,000円を追加し、補正後の額を2,839万6,000円とするものでございます。５款地域支援事業費、２項、１目包括的支援事業費は、人事異動等による職員給与等の増で320万6,000円を追加し、補正後の額を2,805万5,000円とするものでございます。７款諸支出金、１項、２目償還金は、国庫支出金、県支出金精算金の増により1,336万4,000円を追加し、補正後の額を1,336万5,000円とするものでございます。同じく７款諸支出金、３項、１目一般会計繰出金は558万9,000円を一般会計に繰り出すもので、補正後の額を559万円とするものでございます。８款予備費、１項、１目予備費に1,479万3,000円を追加し、補正後の額を1,679万3,000円とするものでございます。

次に、議第76号平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出にそれぞれ127万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,064万5,000円とするものでございます。歳入歳出の主なものは人件費に伴う共済費として、一般会計より18万円繰り入れし、同額を支出するものでございます。また、前年度繰越金を109万4,000円追加し、補正後の額を109万5,000円とするもので、同額の109万4,000円を予備費に充当するものでございます。

次に、議第77号平成22年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）は、まず収益的収入及び支出についてでございますが、これは第２条で予算第３条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の予算額を補正するものでございます。１款水道事業費用既決予算額５億5,502万4,000円を578万8,000円減額補正し、補正後の額を５億4,923万6,000円とするもので、今回の水道事業費用に係る補正内容は人事異動による人件費の組み替え、共済組合負担金掛金率の改正に伴うものでございます。内訳は、１項営業費用、１目原水及び浄水費が11万3,000円の増額、２目配水及び給水費が503万9,000円の減額でございます。４目の総係費が86万2,000円の減額補正でございます。次に、資本的収入及び支出についてでございますが、これは第３条で予算第４条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出の予定額を補正するものでございます。１款資本的支出の既決額３億396万4,000円を７万円増額し、補正後の額を３億403万4,000円とするものでございます。内訳は、１項建設改良費、１目構築物費に７万円の増額補正でございます。これは共済組合負担金掛金率の改正に伴うもので、資本勘定支弁職員１名分の補正をするものでございます。

次に、議第78号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、繰越金の増額と事業費、維持管理費、予備費の補正で、歳入歳出にそれぞれ4,754万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,281万4,000円とするものでございます。歳入は６款、１項、１目繰越金は4,754万9,000円を追加し、9,054万9,000円でございます。これは

平成21年度決算確定による前年度の繰越金でございます。次に、歳出の主なものは、１款、１項、１目事業費は、職員の１名減によるもので406万7,000円を減額し、補正後の額を３億3,426万円とするものでございます。同じく２目維持管理費は人事異動に伴う人件費に係る減と、11節需用費の216万円の追加は九日町汚水中継ポンプ場のポンプの修繕を急きょ行ったことと、浄水苑の次亜塩素注入ポンプと矢黒町汚水中継ポンプ場のポンプも１台故障しているので修理の必要があり、またその他突発的な修繕に対応するためのものでございます。23節償還金・利子及び割引料の10万円の増額は、下水道使用料過誤納金還付金の増額でございます。これは井戸水を使用している大口需要者の漏水による使用料の減免申請に基づき還付を行ったことにより、今後同様の不測の事態に対応するための補正でございます。３款、１項、１目予備費に5,116万2,000円を追加して、補正後の額を5,558万3,000円とするものでございます。

以上、７件の審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第72号から議第78号までの７件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第72号、議第73号、議第74号、議第75号、議第76号、議第77号、議第78号は原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分　休憩

午前11時30分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第15　陳第33号

○議長（大王英二君）　次に、日程第15、陳第33号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。下田代議員。

○18番（下田代勝君）（登壇）　日程第15、陳第33号大塚小学校の廃校及び社会教育施設としての利用に関する陳情について、審査の結果を御報告いたします。

本陳情書は、平成20年４月20日、東大塚町町内会長 島津清弘氏を代表として、大塚校区町内会長５名、大塚校区公民館長１名、計６名により、陳情書の提出となったものでありま

す。陳情の趣旨は、平成14年から休校となっている地区中央に位置する大塚小学校を廃校とし、校区の社会教育施設として活用させてほしいということであります。本委員会もこれまで執行部と地元との協議を行うよう勧めて、継続してその協議を見極めてきたものであります。これまでの間、市執行部も地元と鋭意協議を重ね、改修課題、質問を受け、検討を重ねた事項、社会教育施設としての利用、基本的な考え方など地元と一定の合意に至ってきたものであります。

審査の中で、現町内会公民館は、いわゆる集会所ですが、これはどうするのか、実質的な整備年度はいつになるのか。町内公民館は従来どおりとする、平成23年度で調査設計に入りたいなどの質疑応答がありました。

本委員会としましても現地調査を行い、審査の結果、全会一致で採択をいたしました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。陳第33号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、陳第33号は採択することに決しました。

日程第16　陳第36号

○議長（大王英二君）　次に、日程第16、陳第36号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口議員。

○11番（森口勝之君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第16、陳第36号セリ市延期による子牛出荷の遅延に対する助成を求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

本件は、平成22年８月26日、人吉市井ノ口町959、人吉市畜産会 会長 竹下一成氏から提出されたものであります。ちなみに、人吉市畜産会の構成員は117戸となっております。陳情内容は、このたびの口蹄疫発生により人吉球磨管内での競り市が延期されたことに伴い、子牛出荷の遅延に対する助成を求めるものであります。

審査の中で、委員から、近隣町村の対応を市内対象農家に適用したとすれば予算規模はどの程度になるのかとの質問があり、執行部から、単純計算で出荷２カ月遅れの場合１頭当たり２万円で、牛84頭分、計168万円、１カ月遅れの場合、１頭当たり１万円で、牛78頭分、計78万円、合計、概略、246万円程度となる見込みであるとの答弁でありました。また、委

員から、本件に対する執行部の考え方について質問があり、競り市延期によるえさ代への助成に関しては国・県も実施する方向で進んでおり、その動向を見据えながら前向きに検討してまいりたいとの答弁でございました。なお、委員から、陳情提出者の意見も聞くべきではないかとの提案があり、全委員賛同の上、委員会を協議会に移行した中で、提出者であります竹下一成氏から畜産業界の現状について御意見を伺ったところでもあります。

慎重審査の結果、全会一致で採択することに決しました。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。陳第36号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、陳第36号は採択することに決しました。

日程第17　陳第34号

○議長（大王英二君）　次に、日程第17、陳第34号を議題とし、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　公益的施設の適正配置に関する特別委員会で審査いたしました陳第34号について報告をいたします。

陳第34号元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情は、さる４月27日、二日町、五日町、七日町の各町内会長の連名で、元五日町町内会長 高山征治氏が代表者となって提出されたものであります。陳情の趣旨は、旧中津留美術館跡地を売却することなく、市で保有しながら有効に活用してほしいというものであります。６月議会及び９月１日に開催をいたしました特別委員会では、陳情の趣旨を真摯に受けとめ、継続して審査してまいりました。また、このことについては目下、有効活用についての選択肢を研究中でございますので、継続して審査をすることにしてまいりました。その後、９月６日に高山代表から取り下げの申し出があり、また同じ日付で趣旨を同じくする陳情書が高山征治氏ほか東校区全町内会長18名の連名によって新たな陳情書として提出をされました。陳情書の受付は一般質問が始まる前日までとなっておりますので、新たな陳情書は受理し、本委員会に付託をされました。

本特別委員会は９月15日、再度会議を開催し、陳第34号の取り下げを承認するとともに、新たに提出された陳第37号は継続審査とすることにいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼

ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。陳第34号について、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、陳第34号は撤回することに決しました。

日程第18　球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第18、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）（登壇）　日程第18、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会の審査の報告をいたします。

９月定例会においての特別委員会審査は９回目の委員会開催となります。審議事項は、１点目、国土交通省及び熊本県との意見交換会の総括について、２点目、第８回「ダムによらない治水を検討する場」の概要について、３点目、御溝川改修に伴うこれまでの経過についての３点について審議を行いました。

まず、１点目の国土交通省及び熊本県との意見交換会の総括についてでございますが、これは事前に、第６回までの「ダムによらない治水を検討する場」において示された球磨川治水対策についての質問事項を10項目に取りまとめ、５月７日に国土交通省及び熊本県との意見交換会を実施しましたが、改めて確認の意味でも質問事項一つずつに対する国土交通省または熊本県の回答、見解などを確認し、総括を行ったところでございます。

次に、２点目の第８回「ダムによらない治水を検討する場」の概要についてでございますが、去る６月23日、熊本市において開催されました「ダムによらない治水を検討する場」の審査内容につきまして、執行部から資料を基に報告を受けました。今回の検討する場では、球磨川水系における治水対策の基本的な考え方が示され、直ちに実施される事業に加え、治水安全及び地域防災力を向上させるために引き続き検討する対策について説明があり、11の事業を実施することで大筋合意が得られたところでございます。また、会議において出されましたさまざまな意見や評価に対し、国土交通省からは予算の問題もあるので明確なスケジュールは示せないが、それでも早く対策を進めたい。熊本県の蒲島知事からはスピード感のある事業着手、予算の規模の拡大を国に対して要望されたとの報告がありました。

次に、３点目の御溝川改修に伴うこれまでの経過についてございますが、現在計画が進められている御溝川第二放水路の計画予定地につきまして、まず現地調査を行いました。この御溝川第二放水路とは、御溝川の山江川合流点付近から万江川に新たな放水路、延長1.3キ

ロを設け、御溝川の洪水はん濫防止や軽減を図るものであります。現地調査終了後、御溝川改修におけるこれまでの経過ということで、執行部から整備状況や取り組み状況など時系列に説明を受け、御溝川の現況についてもパワーポイントを使用しながら詳細に説明を受けました。これまで取り組まれてきました状況としましては、御溝川のはん濫を防止するための改修計画の策定に向けて、地元意見や要望などを反映させるために組織された御溝川河川懇談会において、御溝川流域の洪水を既存の第一放水路と現河川のみで負担するには現河川の相当な拡幅が必要となり、特に下流部の人家連担地区においては多数の家屋の移転などを余儀なくされることから拡幅は極めて困難であるということで、防止・軽減策として次の四つの方法によって洪水処理を行うことが望ましいとの提言がなされたところであります。

一つ目は、御溝川の山江川合流点付近から万江川に新たな放水路を設ける。これは今回現地調査を行った御溝川第二放水路計画のことであります。次に、御溝川の鷹木川合流点付近から山田川に新たな放水路を設ける。これは御溝川に鷹木川が合流する流域において浸水被害が発生していることから、鷹木川の流量を御溝川と合流させず、直接山田川へ流下させる計画でございます。次に、河川の改修は必要最小限にとどめる。これは河川幅員が狭く、石積みの上に人家が連担している地区などにつきましては、改修に伴い家屋移転や石積みの崩落の危険性もあることから、改善は最小限にするということでございます。最後に、下水道事業によって雨水管を埋設し、これを山田川に放流する計画を関係部署にお願いする。これは、山江川が御溝川に合流しますことから、県道坂本人吉線に雨水管を埋設し、先ほどの鷹木川の放水路に連結する計画でございます。

一つ目の提言であります御溝川の第二放水路につきましては、その整備着手に向けまして事業予定地の最大の地権者であります人吉土地改良区の御理解を得るために、諸問題解決に向けての協議を行う御溝川第二放水路検討会が計６回にわたり開催され、さまざまな意見や要望・提案などがなされているようでございます。主な意見としましては、第二放水路をつくったがために、御溝川下流域の浸水被害は解消したが、逆に林地区が災害を被ることになるとすれば、到底地区住民の理解は得られないなど治水安全についての意見が後を絶たなかったとのことでありました。

主な要望・提案としましては、山江川流量の一部を一次放水路へカットする案や、二次放水路のみで処理を考えるのではなく圃場整備の排水路や福川などへ分水し、林地区の被害をも軽減する分水案についても検討してほしいと、このような意見が出たところでございます。御溝川第二放水路の検討メンバーの一員であります振興局からもその後回答がなされ、山江川流量一部カット案につきましては、高低差から山切りをする必要があり、第一放水路の拡幅改修などの事業も発生することから、費用対効果の面からも非常に難しいとのことでありました。また、第二放水路計画や御溝川の鷹木川交流点付近から山田川に新たな放水路を設ける案については引き続き検討を行い、これとは別に短期整備として元金子商店裏及び前面

道路を利用した改修などの計画を考えていただいているとのことでありました。

以上のような説明を受け、委員会の中で、御溝川流域の洪水対策について議論を交わしました。この御溝川問題に関しましては、永年の懸案事項であり、一向に進んでいない現状に対し、ただ対策を県に要望して終わりでなく、流域の諸問題や現実問題としての現状を議員も共通認識として持っておく必要がある。また、現段階の対策としては鷹木川合流付近から山田川へ新たな放水路を設ける案について早急に実施されるよう県に対し、より強力に働きかけを行っていくことを確認したところでございます。

以上、長くなりましたが報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第19　公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第19、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　９月１日に開催をいたしました公益的施設の適正配置に関する特別委員会は、まず売却を想定している市有地４カ所についての現地調査を行いました。

一つは、二日町52-1番地の宅地278.74平米ですが、ここは二日町交番の南側隣で人吉インター線の歩道に沿った長方形の宅地であります。現状では、車の侵入はできませんが侵入口取付は可能とのことであります。二つ目は、願成寺町杉園398番地の宅地995.08平米であります。ここは以前県事務所があり、その後広域行政組合が入居したことがありますが、現在では建物を解体し更地となっています。西側の１区画には消防詰所が建っていますが、用地北側に接する里道をみなし道路として、中心線より２メートル後退する部分を分筆し、売却の準備を進めている状況であります。三つ目は下青井町388-3宅地200.37平米ですが、産交バスの道向かいにあり利便性が高いわけですが、住宅用地としては地盤が多少軟弱ではないかとの評価であります。四つ目は、東間上町今見堂にある3606-5番地、宅地376.05平米、3606-12番地、宅地102.44平米、3607-3番地、宅地11.09平米、3610-1番地、宅地432.07平米ですが、県職員東間住宅の跡地でありまして、一部が消防団詰所になっているものの、宅地部分、道路部分などの境界があいまいでありますので、23年度当初予算に測量委託料を計上し、その後売却について検討するとの考えであります。また、売却する場合の手順はどうなっているのかに対して、初めての市有地の公売であるので、まず市で土地の測量を行い、鑑定を行った上、その後の売却の諸条件については今後検討するとのことであります。

審査の中で、市有地であることの表示はできないかとの質問がありましたが、検討してみたいとの答弁でありました。

次に、人吉総合病院について報告をいたします。人吉総合病院についての審査では、病院側から作元事務局長が出席され、直接社会保険病院を取り巻く現状と建てかえ事業の進捗状況について報告がありました。建てかえ事業の進捗状況は、昨年度から本部に対し基本計画を提出をしている。全社連からは承認されたが、建てかえの責任部署は厚労省年金課が所管するようで、国の施策である耐震化整備事業であり、現在最終調整に入っているところである。２番目に、設計は京都に本社がある内藤建築事務所に依頼、基本設計は８月にほぼ終了し、現在は実施設計の段階で11月末にはほぼ完了予定。工事着工は平成23年３月の予定。３点目の医療施設耐震化交付金は22年３月24日に県より内示を受け、交付金の条件を厳守するよう最善の努力をしているところである。４点目の地域住民に対する説明会については、９月末から10月ごろには開催できると思っているなどの報告がありました。

報告を受けた質疑の中では、開発行為の許可は必要なのかに対して、同一敷地内であるから必要ない。また環境アセスメントは現在設計会社を通して進めているとのことであります。周辺の井戸に対する影響はないのかに対して、ボーリングは一応終わっている。ブイを入れるのに30メートル掘るとのことだが、温泉は100メートルほどの泉源を使っているとのことで、お湯が出なくなるとか濁りなどの影響はないと思っているということであります。完成時期はいつかに対して、９階建てを予定しており24年12月には建物が完成、工事がすべて終わるのは25年６月の予定であるとの説明を受けました。最後に、地元住民に不安が生じないように配慮されるように要望したところであります。

次に、旧中津留美術館跡地について報告をいたします。スピード感を持って結論を導くために、７月８日、関連各課の課長級を中心に、「旧中津留美術館の跡地問題を考える会」を設置し、第１回目の会議を７月８日に開催した。８月20日には会員の意向調査を実施、この調査を整理して課題を洗い出し、それに基づいて意見の集約を行っている。意見の集約方法としては４項目。一つが普通財産として保有した場合の可能性などについて、二つ目が行政財産として活用する場合の課題などについて、三つ目が市政参画という視点での利用案について、四つ目は施設利用に関するその他の考えについてであります。今後は何らかの行政目的として位置づけを行うのか、普通財産として利活用を図るのかを中心に、市の全体像の中で位置づけ、場所の特性、財政面、他の行政計画との関連などを勘案しながら期限を定めて協議を進めるとの執行部の考えであります。

質疑の中では、地元町内会長は売却を危惧して陳情が出ているのではないか、市長公室は知らないではなく、とめるべきではないかに対して、市長公室長は有効利用も含めて検討中であることを市長にも伝えてある。市民の声、議会の声を聞いて一番よい方法をとるべきではないかに対して、市民の声も聞いて進めていきたい。また、図書館は外れても社会教育目

的なども含めて検討していく。普通財産に直したのかに対して、まだ直していないが目的がはっきりしたら速やかに直す。市民への周知を図っていく。解体予算はどこで組むのかに対して、契約管財課に工事費を組むなどでありました。

先ほど、本特別委員会に付託されておりました陳第34号元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情について報告した際に触れましたように、新たに９月６日に提出をされました同趣旨の陳第37号については９月15日、再度本委員会を開催し継続審査といたしましたので、あわせて報告をいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第20　議会制度研究会委員長の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第20、議会制度研究会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。立山議員。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　多少時間がかかるかなというふうに思っていますけど、議会制度研究会の現在までの審議内容をまとめた内容について報告をいたしたいと思います。

本議会制度研究会は、米国のリーマンショックを引き金とする世界的・長期的な経済不況と、その影響をもろに受けている市財政の状況、増大する失業や雇用不安、拡大を続ける経済格差、少子高齢化の進展、さらに市民ニーズの多様化などの中で、本市議会のあり方やそれぞれの議員活動は今のままでよいのか、議員みずからが検証し、必要な改革は遅滞なく進めなければならないとして、昨年12月18日、全員一致で決議し、各会派から選出した10名でスタートいたしました。会議の際は正副議長も同席しながら全般的な議会活動や経費問題などについて今日まで幅広く検証し検討を続けてきました。特に、当初の会議の中で、選挙によって議員を選出されている市民の方々が議会や議員に対してどのような思いを持っておられるのか、その率直な気持ちをお尋ねしたいという目的で市民の方々との意見交換会を設け、２月26日の町内会長嘱託員連合会代表との会議を初め、８月25日まで民生委員・児童委員協議会代表、農業委員会、労働団体代表、体育協会代表、商工会議所青年部、ＰＴＡ連絡協議会代表、子ども会育成連絡協議会代表、商工会議所、老人クラブ連合会代表、ＪＡ球磨生産部会代表、そして公募によるメンバーなど12団体代表の皆様と151名の延べの出席を得ながら11回の意見交換会を開催し、23時間にわたる意見交換の場を持ってまいりました。

本研究会の要請に応え、御理解、御協力、御出席をいただきました皆様方に心から感謝と

お礼を申し上げたいと思います。

この各代表の方々との意見交換会ではたくさんの御質問、御意見、御要望、政策提言などをいただきました。当研究会のメンバーはそれぞれの御意見、御要望、提言などを真摯に受けとめ、そしゃくしながらそれぞれの考えや判断を醸成してきたと思います。したがって、研究会の運営に当たっては各委員の自主的な考えや判断を尊重しながら進めてきました。昨年12月以来22回にわたって研究、検討をしてきた課題ごとのまとめを、以下報告をいたします。

まず、議員定数について報告をいたします。地方自治法第91条による本市の法定定数は26人でありますが、昭和26年４月から24人、平成11年４月から22人、平成19年４月から20人となり、現在に至っています。意見交換会では、最も多くの方から発言があり、その内容は条件つきでふやせ、条件つきで現状でよろしい、経費節減のため削減せよに大別されました。議論の中心は、当然経費削減は念頭に置きながらも、増員の場合、現状維持の場合、削減の場合に、議会と議員活動にどのような影響が出てくるのかをシミュレーションしながら議論を続け、基本的な理念としては議会と議員が与えられた職務と責任を最も機能的に発揮できる定数は何人がベストなのかを求めて議論をいたしました。しかし、結果としては残念ながら最後まで意見の一致を見ることができませんでした。内容は、現状定員20人をよしとする人、２名を削減し18名とする人、この二論であります。

次に、議員報酬について報告をいたします。議員の報酬は従来市長の諮問機関である特別職報酬等審議会の答申を尊重しながら決定されてきましたが、平成９年以来、特別職報酬等審議会は開催されておらず、したがって改定は行われませんでしたが、平成15年に自主的に現在額に減額した経緯があり、そのまま現在に至っています。意見交換会での発言を要約しますと、まず、議員定数と議員報酬が関連深い課題として議論をされたこと、地場賃金に比較して高いとの御意見があったこと、議員の職務や責任の重さから高くないという意見があったこと、見合うだけの議員活動があれば現状でよろしいとの意見などの視点の相違による多様な意見が出されました。その後には議員報酬だけで議員活動と生活ができるのかなどの質問も出されたところであります。研究会では、議員が市民の平均的な生活レベルは維持しながら、議員活動に専念することができること、また有為な若者が議員活動への意欲を持てるためにも現状維持が適当であるとの判断をいたしました。

次に、議員の費用弁償について報告をいたします。費用弁償は、地方自治法第203条第３項に基づき、職務の執行等に要した経費を補うために、議員や農業委員会委員、教育委員会委員のほか非常勤職員等に支給されるものであります。議員は、当初3,400円を支給されていましたが、現在は日額1,700円となっています。意見交換会の中では、報酬の二重取りではないかなどの意見もありましたが、法に基づくものとはいえ厳しい財政状況を考慮して議員への支給を廃止することにいたしました。ただし、議員以外の非常勤職員などについて

はそのまま存続することになります。

政務調査費について、報告をいたします。政務調査費は地方議会の活性化、議会力の向上を図るため議員の調査、研修活動や市民への広報活動などの基盤強化等を目的にして、そのために必要な経費の一部を交付されるもので、適正な使途と透明性が強く求められています。しかし、この政務調査費の使途については不適正支出や領収書問題、収支報告書問題などがマスコミで頻繁に報道されていますので、意見交換会でも使途の内容がわからない、議員は報酬があるのだからその中で補うべき、報酬の二重取りではないか、領収書はどうなっているのか、投資の成果は上がっているのかなど厳しい意見や疑問が投げかけられましたが、一方、議会事務局で実際閲覧をされた人からは適正に処理されていたとの意見もありました。本市においては、14年から月額３万円、年額で36万円を限度としてきましたが、19年から市財政の厳しい状況を踏まえ、月額２万円、年額24万円を限度とし、残金については返納することにしています。領収書は全支出金分を添付し、使途は政務調査費使途基準に従い、かなり厳しいチェックをしてまいりました。意見交換会で指摘された問題点は十分に念頭に置きながら、今後地方分権の進展に伴い、すべての面で調査、研究し、知識をさらに深めることが必要な地方議会にあっては、議員活動にとって大切な費用であることを確認するとともに、従来どおり６月定例議会終了後に発行する議会報で全議員の収支報告額を掲載し、また議会事務局では市民の希望があれば全議員の収支報告書の閲覧が自由にできるようにして透明性を高めながら、政務調査費については現行どおり存続することに決しました。

次に、委員会の行政視察について報告をいたします。常任３委員会の行政視察は当該委員会で研修課題を決め、その課題に先進的な取り組みをされている自治体を探し、相手自治体に要請し、了解をしていただければ、そこに研修に行くことを原則とし、帰ってからは研修の成果をまとめるとともに市政にどう反映するかの議論を展開しているところです。予算は国内の希望地に行ける費用を想定し、１年目16万円、２年目10万円でありましたが、平成19年から市財政事情を勘案し、現在は１年目14万円、２年目８万円であります。意見交換会では、なぜ北海道が多いのか、九州には視察地はないのか、金額がぜいたくではないか、結果は市政に反映されているのか、また一方ではしっかり勉強して市政に生かしてほしいなどの意見が出されました。研究会ではそれぞれの意見を踏まえて議論をいたしましたが、それぞれの常任委員会が所管する行政課題について、先進地に学び、成果や問題点、財政手法などを研究し、議員としての資質を高めるために行政視察は非常に大切であると認識しています。予算については市財政の厳しさと視察行程の効率化を研究するならば、１年目は全国を視野に入れて12万円、２年目は範囲を絞って８万円とすれば日本国内どこでも行政視察はできると判断するとともに、効率的な内容のある行政視察をして、その利点を市政に反映するべきとの結論に至りました。

個人研修について報告をいたします。議員の個人研修は自費で行く場合と政務調査費を使

っていく場合がありますが、政務調査費を使っていく場合には運賃や宿泊費、その他研修視察に直接必要な経費に限り使用し、飲食その他の経費は自己負担となっています。政務調査費を使った費用は当然、政務調査費の収支報告書に記載するとともに領収書の写しを添付して提出し、公私混同をしないように律しなければなりません。

市議会だよりについて報告をいたします。人吉市議会だよりは年４回の定例市議会が終わった後、関係議員が提出した原稿をもとに編集会議を開き、添削の後、議会事務局の手を経て、年４回、１万4,400部を印刷し、町内嘱託員の方に依頼して市内全世帯に配布をしています。経費は、平成21年度の決算額で94万5,000円となっています。意見交換会では議会だよりの内容について、視察研修のことを詳しく書いてほしいとか、政務調査費の使い方を中心に書いてほしいとか、また専門用語がわかりにくいなどの御意見、さらには読まない、ほとんど読まないという人、一方よく読む、楽しみである、よくまとめてある、勉強になった、もっと読まなければならないという評価もいただきました。研究会では今年の４月発行誌から文面を変えてきましたが、今後はさらに文章をわかりやすく、また興味を引くように研究することにいたしました。また、一般質問の記事に関しては、質問者の顔写真を載せることにいたしました。そのためには現在の８ページでは不足をいたしますので、２ページふやせるように努力することにいたしました。

次に、各議員の広報活動について報告をいたします。これはあくまでもそれぞれの議員の考えによる自由な議員活動の一環でありますので、研究会としては特別に議論をいたしませんでした。

次に、一般質問について報告をいたします。年４回の定例議会ごとに行っている一般質問は、議会の花とも言われ、市政全般にわたって市長や執行部の考えをただし、チェックし、みずからの考えを述べる絶好のチャンスであります。本議会の一般質問は開会日の３日後に質問通告を締切り、抽選を行い、若番から質問期間３日間の中で自分が希望する日と順番を指定します。持ち時間は50分以内、回数は制限なし、執行部の答弁時間も制限していません。質問形態は従来一括方式をとってきましたが、平成19年から傍聴者にもわかりやすいようにということで一問一答方式に変更するとともに、質問席も執行部と対面する形で新たに設置をいたしました。また、議長が発言許可をするときも議員番号と氏名まで呼ぶように改正いたしました。毎回14人から16人の質問者があり、県下でも質問者が多い人吉市議会となっています。意見交換会では、質問の詰めが甘い、質問のボリュームに個人差がある、なれ合い的なものを感じるなどの厳しい指摘もありましたので、質問の組み立てや答弁の求め方、その後どうなったかの確認質問なども積極的に行い、緊張感にあふれた一般質問を心掛けることにいたしました。

次に、会期日程について報告をいたします。意見交換会で、開会から採決・閉会まで長すぎるのではないかとの意見がありました。現在の会期日程は開会日、一般質問日３日間、予

算委員会２日間、３常任委員会３日間、特別委員会１日、採決・閉会１日となり、この間に平日の休会日４日間と土日・祭日などが挟まるのが普通で、３月定例議会ではさらに議案質疑日と常任委員会日が１日ずつプラスをされます。現在の議案審査状況から見ますと、その時々の議案の件数などで変動はあるものの適当だと判断をいたしています。ただ、現状では議案や陳情の審査を終わって委員長報告を準備する日が１日となっており、より正確を期すためには２日間必要ではないかとの判断もありました。議案審議日数もそのときの状況によって延長するなど、弾力的な判断をすることにいたしました。

次に、表決について報告をいたします。意見交換会で、表決の方法として投票による表決が多すぎる。市民から見えるように、また公平を期すためにも起立表決によるべきとの指摘がありました。昭和30年以降56年間で投票で表決した事例は33件、そのほとんどは人事案件であります。平成19年以降６件ありますが、そのうちの５件は人事案件となっています。会議規則では第78条で、議長が必要であると認めるとき、または出席議員３人以上から要求があるときは記名または無記名の投票で表決をとると決められています。表決後の人間関係に配慮しての投票表決であろうと思われますが、各議員の賛否の意思が有権者にもわかるように原則、起立表決とし、投票表決の要求があったときは請求者全員の氏名を公表することにいたしました。

続きまして、議員立法について報告をいたします。意見交換会で議員立法はできるのか、また市条例では議員立法によって制定したものがあるかとの質問がありました。地方自治法112条では議員の議案提出権が予算以外については保障されております。人吉市議会会議規則でも第14条に議案提出条件が明記されています。市条例の中には、議員提案による条文改正は行われていますが、議員立法による市条例の制定は平成10年12月に議会で制定いたしました人吉市政治倫理条例があります。今後も議員立法による条例制定をするためには議員自身や議会事務局による研究・研修が必要であり、また場合によっては専門家によるサポーター制も考えられます。今後もさらに研究をするべき課題であると認識しています。

通年議会について報告をいたします。意見交換会でも通年議会と通年委員会の設置要望がありました。通年委員会は定例議会において閉会中の継続審査事項として議決をしておりますから必要により開催することができますが、通年議会は現在の人吉市議会の審議状況や臨時議会のあり方からして必要であるかどうかの検討が大切だと思っています。議論の中では、逆に議員を縛りすぎるのではないかなどの意見もありましたので、今後の検討課題といたしました。

次に、議会基本条例の制定について報告をいたします。意見交換会で議会基本条例をつくってはとの提言がありました。また議会運営委員会の行政視察でも長崎県大村市を訪れ、大村市で制定した議会基本条例について研修をいたしました。地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定と自己責任の度合いがますます重くなる中で、選挙で選ばれた市長

と同じく選挙で選ばれた議会が二元代表制の一翼を担う機関としてどうあるべきか、シビアに問われる時代になると思われます。研究会はそのことを具体的な課題ごとに間接的に議論をしてきましたが、その本体の議会のあり方を現在の地方自治法や人吉市議会会議規則に依拠しながら議会活動を続けるのか、人吉市議会のあり方をもっと具体的に鮮明にしながら人吉市議会の最高規範として議会基本条例を制定するのか、今後の重要な課題であると認識いたしております。

議員採点（五木村村議会方式）ということであります。意見交換会で、五木の議員採点方式についての意見を求められました。内政干渉をするものではありませんが、議員活動を評価するのは主権者たる住民であり、有権者であります。議員の公選性という民主主義の原則に反する評価方式ではないかと判断をいたしております。

会派制度について報告をいたします。意見交換会では、会派になる条件は何か、13人が同じ会派だったときがある、疑問であるとの指摘がありました。現在、市政クラブ10人、清進の会３人と、会派に属しない議員が議長を除いて６人います。議員定数の２分の１を超える同一会派があれば、会派で決めれば何でもそこで決まってしまうことにもなりかねませんし、すべての役職を独占することもできます。これに対して、同じ会派でも同じ意見で決めつけるわけではないとの意見もありました。当議会では会派の最小単位は３名であります。これは自治法の発議権、つまり議員定数の８分の１に根拠があります。しかし、自治法の発議権は議員定数の８分の１から12分の１に改正されております。そこで、来年４月から議員定数の12分の１あれば、つまり２人でも会派を認めることに決しました。

議員年金について、報告をいたします。意見交換会で議員年金はどうなっているのかとの質問がありました。議員年金は昭和37年９月、地方公務員共済組合法が制定され、その第１章に地方議会議員の年金制度が決定し、すべての地方議会議員が強制加入する公的年金制度となりました。しかし、近年国策による市町村合併の推進と大幅な議員定数の削減によって現職議員の掛金を主な収入源とする年金の財源は大幅に減少し、その運営が困難になってまいりました。この議員年金を存続するのか、廃止するのか、今国において検討中であります。

議会報告会について報告をいたします。市民から見て、議会活動の姿が見えない、議会報告会をやってほしいなどの意見が相次ぎました。また、議会運営委員会でも佐賀県伊万里市と長崎県大村市を行政視察したときからの課題の一つでもありますので、研究会としては前向きの議論を進め、次のとおり決定いたしました。１、議会報告会を12月までに開催すること、２、開催の方法は総務文教、厚生、経済建設の３常任委員会の委員が市内６校区にそれぞれ分散して出席し、報告すること。３、各常任委員会は事前に報告内容について協議し、意思統一を図っておくこと。以上のような決定内容を議会運営委員会に報告をいたしましたが、議会運営委員会としてはこの報告を受けて協議の上、議会報告会を開催することを決定

をいたしました。

最後に、議会の傍聴について報告をいたします。議会の傍聴者が多ければ議会の状況について知ってもらうチャンスでもありますし、また、議員も執行部も緊張の高まりがあります。多くの人に来てほしいとの思いはありますが、現実では特定の議案や質問が出るときとか常連の方の数人とか後援会のメンバーの数人や研修のための傍聴となっています。研究会では現役の人たちが傍聴に来られる時間帯、例えば夜間とか土曜、日曜、祭日などにやってはどうか、また広報車を回して呼びかけているところもあるなどの意見がありました。また、意見交換会では自分たちも傍聴して勉強しなければという意見、積極的な発言もあっております。まとめとしては、要は傍聴にいってみたいと思われるような魅力のある、活気のある議会にすることが大切との結論に達しました。なお、関連して、本会議場のテレビカメラは議場全体を公平に映し出すように調整することになりました。なお、傍聴者からの意見として３階傍聴室まで行くのは高齢者にとってはつらい、あるいは会議中に傍聴席に入っていくと執行部の視線が集中するので気恥ずかしいなどの傍聴者の声も聞いているところでございます。

今、事務局のほうから、少し文書の訂正の連絡をいただきました。「平成９年以来、特別職報酬等審議会は開催されておらず」と申しましたが、特別職報酬等審議会は平成15年に開催されております。それ以来、開催されておりません。つまり、平成15年開催された後、開催されていないということでありますから、訂正をさせていただきます。

以上、全体で19の課題につきまして制度研究会でやってきました。議論の中身を含めて報告をいたしました。まず、私ども議会制度研究会の要請に応えて参加をしていただきました12団体の皆さん方、御協力に対して心から感謝を申し上げたいと思います。ただ、今申し上げました報告は必ずしも皆さん方の御要望に沿っただけのものではなかったかもしれません。しかし、それぞれの意見交換会で御提言をいただきました内容等を十分に受けとめながら、今後の議会活動の中に生かしたいと思っておりますから、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、議会制度研究会からの報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、議会制度研究会委員長の報告は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後０時33分　休憩

午後２時00分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第21　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第21、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）（登壇）　それでは、日程第21、人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

平成22年第３回人吉球磨広域行政組合議会定例会が８月24日午前10時からカルチャーパレスで開催され、まず、会議録署名議員の指名が行われ、会期の決定は本日１日限りと報告があり、代表理事より３月以降の理事会の審議状況の報告がありました。

次に、一般質問においては久保田悦子議員（多良木町）が、参議院選挙に伴う組合職員の嫌疑について、執行部の対応についてございました。答弁といたしましては、ただいま調査中であり、詳細についてはわかっていないとの答弁がありました。

続いて提出案件12件について、提案理由の説明を受け、審議に移り、まずは議案第16号の人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、カルチャーパレスの冷暖房設備改修工事の財源に充てるための基金の一部を取り崩すため条例を改正するものとの説明を受け、審議の結果、可決をされました。

議案第17号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例の制定については、地方公務員法第25条第２項の規定により、条例に規定されていなければならないことから条例を改正するものと説明を受け、原案どおり可決されています。

議案第18号平成22年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第２号）については、４月の人事異動の補正が主なものと説明を受け、原案どおり可決され、議案第19号平成22年度人吉球磨広域行政組合食肉センター特別会計補正予算（第１号）については、指定管理者である全国開拓農業協同組合連合会への譲渡に向け、関連する土地、建物の不動産鑑定評価業務委託料の補正との説明を受け、原案どおり可決されました。

次に、議案第20号平成22年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第１号）については、カルチャーパレスの冷暖房設備改修に伴う設計監理業務委託料と、その工事請負費の補正との説明を受け、原案どおり可決されております。

議案第21号平成22年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第２号）については、人事異動に伴う人件費の補正が主なものと説明を受け、原案どおり可決されました。

次に、決算認定の平成21年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、平成21年度人吉球磨広域行政組合食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について、平成

21年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について、平成21年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての４件を一括して、会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査結果の報告を受けた後、日程を追加し、平成21年度決算特別委員会が設置され、決算委員８名が指名され、委員長に瀬崎哲弘議員（多良木町）、副委員長に松田茂議員（人吉市）が互選されました。

次に、報告案件の平成21年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてと、平成21年度人吉球磨広域行政組合食肉センター事業の資金不足比率の報告についての報告があり、了承されております。

次に、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長より報告があり、了承され、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第22　川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第22、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。山下議員。

○17番（山下幸一君）（登壇）　それでは、日程第22、川辺川総合土地改良事業組合会議の報告をいたします。

平成22年８月23日午前10時より議会が開会され、議事に入る前に、８月３日の川辺川総合土地改良事業組合正副組合長会において新組合長となられた多良木町町長松本照彦氏、さらに７月の山江村長選挙により新たに山江村長となられた横谷巡氏よりあいさつがありました。新組合長よりあいさつがあり、これまでの組合長同様にこの組合の所期の目的達成のため、いろんな議論をしながら皆さんとともに協力しながらやっていきたいとのあいさつがあり、議事に入り、錦町と多良木町の改正に伴い各議員の議席の指定を行い、提出議案の案件に入りました。

案件は、平成21年度川辺川総合土地改良事業組合歳入歳出決算の認定について、平成22年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算について、さらに監査委員の選任同意を求めることについての３件について審議を行い、慎重審議の結果、可決決定されました。

また、一般質問があり、質問は、組合の今後の運営について等あり、答弁として、この組合の設立目的は球磨南部地区に比較し、球磨北部の農業のおくれなどを取り戻すこと。これは歴代組合長が考えてやってきたことであり、新利水事業策定に向けて関係６市町村を初め、国・県も真摯に考え協議していること。そのため新利水計画を早く策定し、計画実行に移さなければならない旨の答弁があり、閉会となりました。

以上、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を終わります。

日程第23　議員派遣について

○議長（大王英二君）　次に、日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には会議規則の定めるところにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付してありますように、簑毛正勝議員を派遣することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで日程の追加についてお諮りいたします。

議第85号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第５号）、議第86号平成21年度人吉市歳入歳出決算認定について、報第５号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての３件を日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、３件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第85号、議第86号及び報第５号

○議長（大王英二君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　お疲れのところ、皆様大変恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議第85号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第５号）は、口蹄疫支援対策見舞金の補正でございます。

６款農林水産業費に口蹄疫支援対策見舞金284万円を追加し、予備費を同額減額いたしております。現計予算内での組み替えでございますので歳入の補正はございません。

議第86号平成21年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第３項の規定により、平成21年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

報第５号健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましての案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第22条の規定により、平成21年度決算に基づき監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

以上、御提案いたしました認定案件及び報告案件の詳細につきましては、所管の責任者か

ら御説明させていただきたいと存じます。議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇）　皆様、こんにちは。それでは私のほうから議第85号人吉市一般会計補正予算案（第５号）と、報第５号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について補足説明をさせていただきます。

まず、議第85号人吉市一般会計補正予算案（第５号）でございますが、これは宮崎県で発生した口蹄疫の影響で本市の一部が移動制限区域・搬出制限区域とされたことに伴い、牛・豚の出荷ができなくなり、市内畜産農家の方々が精神的・経済的負担を受けたためにその負担を軽減することを目的として、口蹄疫支援対策見舞金を交付することに伴う予算の補正でございます。

それではお手元に配付させていただいております予算書の１ページをお願い申し上げます。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

予算書の６ページをお願い申し上げます。６款農林水産業費、１項農業費、４目畜産業費284万円の増額は、人吉市内のすべての畜産農家142戸に見舞金をお支払いするものでございまして、１戸当たり２万円、総額284万円を扶助費に計上させていただいております。

７ページをお願いいたします。14款、１項、１目予備費を284万円減額いたしております。したがいまして、予備費を同額減額いたしておりますので、歳入歳出総額の変更はないものでございます。

以上で、議第85号人吉市一般会計補正予算案（第５号）の補足説明を終わらせていただきます。

次に、報第５号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明をさせていただきます。

お手元の追加議案書の２ページをお願い申し上げます。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第22条の規定に基づきまして財政の健全化に関する比率を報告するものでございます。健全化判断比率でございますが、普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率、公益企業会計まで含めた連結実質赤字比率は、いずれも平成21年度決算では赤字を生じておりませんので数値は出ておりません。また、企業会計及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の割合でございます実質公債費比率は11.4％、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でございます将来負担比率は77.8％で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

また、法第22条に基づく資金不足比率でございますが、水道事業特別会計ほかすべての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので数値は出ておりません。

３ページから９ページまでは監査委員の審査意見書となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いを申

し上げます。

○会計管理者（大石宝城君）（登壇）　大変お疲れのところ申しわけございません。皆様のお手元に配付しております資料の御確認をお願いいたします。一つは平成21年度歳入歳出決算書、それから監査委員の審査意見書、それと決算に係る主要施策の成果報告となっております。それからもう一つ、Ａ４判の紙１枚分でございますが少し色がついております。この資料でございますけれども、ちょっと今朝お配りしております。これをごらんください。この表でございますけれども、これは各会計ごとに歳入に関するものとしまして、収入済額の予算に対する割合と、それから調定額に対する収納率、それから歳出に関するものとしまして予算の執行率をそれぞれ列記しております。これは、これまで口頭で説明しておりましたけれども、今回はこの一覧表の提出をもって説明にかえさせていただきたいというふうに存じます。ただし、この表の一番右側でございますが、歳入歳出差引残額を列記しております。これにつきましては各会計の説明の最後に読み上げてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議第86号平成21年度人吉市歳入歳出決算認定について、決算書により御説明いたします。

まず、決算書の３ページをお願いいたします。ページ数は一番下に書いてございます。一般会計でございます。金額は一番下の合計の金額を読み上げてまいります。

まず、歳入でございますが、予算現額173億3,957万8,908円、調定額177億8,833万9,581円、収入済額156億8,887万3,504円、不納欠損額4,314万6,016円、収入未済額20億5,632万2,651円でございます。なお、１款、１項の市民税の収入済額の中には、未還付額2,590円が含まれております。

次に、６ページをお願いいたします。歳出でございます。予算現額173億3,957万8,908円、支出済額151億3,849万7,111円、不用額４億6,939万6,784円でございます。なお、３款、２項の児童福祉費の支出済額の中には、返納を要する額5,000円が含まれております。歳入歳出差引残額は５億5,037万6,393円でございます。

次に、８ページをお願いいたします。国民健康保険事業特別会計でございます。歳入です。予算現額50億2,758万7,000円、調定額56億9,440万279円、収入済額50億9,895万2,747円、不納欠損額3,561万8,367円、収入未済額５億5,983万2,465円でございます。なお、１款、１項の国民健康保険税の収入済額の中には、未還付額3,300円が含まれております。

10ページをお願いいたします。歳出の予算現額50億2,758万7,000円、支出済額47億5,030万9,455円、不用額２億7,727万7,545円でございます。歳入歳出差引残額は３億4,864万3,292円でございます。

次に、11ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計でございます。歳入の予算現額21億7,084万9,000円、調定額22億4,608万8,946円、収入済額21億7,644万7,625円、不納

欠損額397万4,940円、収入未済額6,566万6,381円でございます。

次に、12ページをお願いいたします。歳出でございます。予算現額21億7,084万9,000円、支出済額20億8,589万8,284円、不用額8,495万716円でございます。歳入歳出差引残額は9,054万9,341円でございます。

次に、13ページをお願いいたします。老人保健医療特別会計でございますが、歳入の予算現額954万2,000円、調定額954万5,048円、収入済額954万5,048円、不納欠損と収入未済額はゼロ円でございます。

次に、14ページをお願いいたします。歳出でございます。予算現額954万2,000円、支出済額882万6,726円、不用額71万5,274円でございます。歳入歳出差引残額は71万8,322円でございます。

次に、15ページをお願いいたします。カルチャーパレス特別会計でございます。歳入の予算現額１億362万7,000円、調定額１億521万6,049円、収入済額１億521万6,049円、不納欠損及び収入未済額はゼロ円でございます。

次に、16ページをお願いいたします。歳出でございます。予算現額１億362万7,000円、支出済額8,944万6,015円、不用額1,418万985円でございます。歳入歳出差引残額は1,577万34円でございます。

次に、17ページをお願いいたします。人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございますが、歳入の予算現額7,150万6,000円、調定額7,150万3,640円、収入済額7,150万3,640円、不納欠損と収入未済額はゼロ円でございます。

18ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額7,150万6,000円、支出済額7,150万3,640円、不用額2,360円となっております。歳入歳出差引残額はゼロでございます。

次に、19ページをお願いいたします。工業用地造成事業特別会計でございますが、歳入の予算現額5,759万7,000円、調定額5,760万8,318円、収入済額5,760万8,318円、不納欠損と収入未済額はゼロ円でございます。

20ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額5,759万7,000円、支出済額1,489万5,870円、不用額4,270万1,130円でございます。歳入歳出差引残額は4,271万2,448円でございます。

次に、21ページをお願いいたします。国民宿舎特別会計でございますが、歳入の予算現額25万6,000円、調定額25万1,653円、収入済額25万1,653円、不納欠損と収入未済額はゼロ円でございます。

次に、22ページをお願いいたします。歳出でございます。予算現額25万6,000円、支出済額５万7,306円、不用額19万8,694円でございます。歳入歳出差引残額は19万4,347円でございます。

次に、24ページをお願いいたします。介護保険特別会計でございます。歳入の予算現額33

億9,920万1,000円、調定額34億4,347万4,078円、収入済額34億985万7,314円、不納欠損額959万2,200円、収入未済額2,415万6,464円でございます。なお、１款、１項の介護保険料の収入済額の中には、未還付額13万1,900円が含まれております。

次に、26ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額33億9,920万1,000円、支出済額33億4,843万7,101円、不用額5,076万3,899円でございます。歳入歳出差引残額は6,142万213円でございます。

次に、27ページをお願いいたします。介護サービス事業特別会計でございますが、歳入の予算現額2,928万8,000円、調定額2,936万5,196円、収入済額2,936万5,196円、不納欠損と収入未済額はゼロ円でございます。

次に、28ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額2,928万8,000円、支出済額2,826万9,335円、不用額101万8,665円となっております。歳入歳出差引残額は109万5,861円でございます。

次に、29ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。歳入の予算現額４億2,583万4,000円、調定額４億3,016万1,783円、収入済額４億2,466万2,283円、不納欠損額はゼロ円、収入未済額は555万5,300円でございます。なお、１款、１項の後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、未還付額５万5,800円が含まれております。

次に、30ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額４億2,583万4,000円、支出済額４億1,699万6,547円、不用額883万7,453円でございます。歳入歳出差引残額は766万5,736円でございます。

以上で、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明を終わりますが、御審議の上、御認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明及び報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

それでは、議第85号についてお諮りいたします。議第85号については委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、採決いたします。議第85号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第85号は原案可決確定いたしました。

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま提出されました議第86号平成21年度人吉市歳入歳出決算認定について伴いまして、平成21年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　平成21年度決算特別委員会の設置について

○議長（大王英二君）　お諮りいたします。名称は平成21年度決算特別委員会、委員数は７名からなる特別委員会を設置し、委員は議長より指名することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、平成21年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。決算特別委員会委員に松岡隼人議員、井上光浩議員、村上恵一議員、西信八郎議員、松田茂議員、立山勝徳議員、三倉美千子議員、以上７名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。議第86号平成21年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました平成21年度決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決します。

ただいま選任をされました委員の方は、直ちに御会合の上、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後２時35分　休憩

午後２時53分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま決算委員会委員長及び副委員長の互選がありましたので報告をいたします。

委員長に村上恵一議員、副委員長に井上光浩議員が選任されました。

日程第24　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（大王英二君）　次に、日程第24、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長、議会運営委員会委員長、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長及び平成21年度決算特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。

各委員長の申し出に対して質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決をいたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（平成22年９月第４回定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
議第80号	人吉市行財政経営検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	慎重審査を必要とするため
陳第29号	改正国籍法に関する意見書の提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第30号	多目的運動広場建設に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
議第79号	平成21年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について	慎重審査を必要とするため
陳第27号	介護保険制度見直しに関する陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第38号	歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○公益的施設の適正配置に関する特別委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第37号	元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情	慎重審査を必要とするため

○平成21年度決算特別委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
議第86号	平成21年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時54分　休憩

―――――――――――――

午後３時51分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで時間の延長をいたします。

暫時休憩いたします。

午後３時52分　休憩

―――――――――――――

午後４時15分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

═══════════════════════════

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここでさらに日程の追加についてお諮りいたします。

発議第４号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議第５号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、意見第28号公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書（案）の３件を日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、以上３件を日程に追加いたします。

═══════════════════════════

追加日程　発議第４号　人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大王英二君）　まず、発議第４号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。森口議員。

○11番（森口勝之君）（登壇）　発議第４号について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

今回の発議第４号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案は、市議会議員が、議会の会議等に出席したときの費用弁償を支給しないこととするために条例の改正を行うものでございます。

発議第４号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成22年９月22日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

下田代　　勝	簑　毛　正　勝
松　岡　隼　人	田　中　　哲
西　　信八郎	本　村　令　斗
村　上　恵　一	豊　永　貞　夫
笹　山　欣　悟	福　屋　法　晴
永　山　芳　宏	仲　村　勝　治
三　倉　美千子	川　野　精　一
井　上　光　浩	松　田　　茂
山　下　幸　一	立　山　勝　徳
森　口　勝　之	

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。発議第４号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

発議第４号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、発議第４号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程　発議第５号　人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例

○議長（大王英二君）　次に、発議第５号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　提案理由の説明は、発議第５号の朗読によってかえさせていただきます。

発議第５号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例

人吉市議会議員定数条例（昭和26年人吉市条例第５号）の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

附則

この条例は、平成23年４月以降行われる一般選挙から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条の規定により、本市議会議員の定数を平成23年４月以降行われる次の一般選挙から２人減員し、18人としようとするものである。

発議第５号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年９月22日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

松　岡　隼　人　　下田代　　勝

立　山　勝　徳　　笹　山　欣　悟

三　倉　美千子

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。13番、本村議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○13番（本村令斗君）（登壇）　発議第５号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例に、反対の立場より討論を行います。

国民主権に基づく現憲法は、地方自治の規定を新たに設けました。あわせて住民の自由と権利を保障するように権力を統制する仕組みを地方自治に設けました。ともに住民から選ばれた首長と議会が対等・平等、チェックアンドバランスによって地方自治と民主主義を保持する二元代表制です。しかも、こうした権利、規定の獲得は、土佐の自由民権運動を初め、普通選挙・国民主権の実現に向けた先人達の幾多の苦労、犠牲の上に獲得されたものであることを忘れてはなりません。このような二元代表をしっかりとした形で機能させながら後世に残していくことは、私たちの務めだと思います。とりわけ議会は予算の編成権・公的施設

の統廃合権・専決権など強大な権限を有する首長、多くの専門職員を配した執行部に対して、少数者を初め住民の多様な意見が反映されているか、ムダな事業はないかなど住民の代表としてチェックするとともに、必要な政策提言を行う任務を持っています。この議会の機能は地方自治体の守備範囲が拡大するとともに価値観が多様化し、施策がより専門的で複雑化する中で評価されることが求められており、不断に高める努力が必要だと思います。

このような状況の中で、議員定数を削減することは市民の多様な意見が市政に届きにくくなってしまうとともに、執行部へのチェック機能が弱まってしまうなど議会の機能を弱体化させるものです。2005年の都道府県議会制度研究会の中間報告も明らかに定数削減の動きを批判的に見ています。報告書にはこのように書かれています。「議会は地域における政治の機関であり、行政体制の一部ではない。したがって、議員定数の問題は単に行政の簡素合理化と同じ観点からのみ論ずる問題ではない。議員定数は議会の審議能力、住民意思の適正な反映を確保することを基本とすべきであり、議会の役割がますます重要になっている現状においては単純な定数の一律減論は適当ではない。また、争って定数削減を行うことは地域における少数意見を排除することにもなりかねないという点に留意すべきである」というものです。また、市民の中にも多くの議員定数を懸念する声があることが議会制度研究会が行った意見交換の中でわかりました。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君）　次に、14番、立山議員の発言を許可いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○14番（立山勝徳君）（登壇）　私はただいまの発議に賛成をする立場で自分の考えを述べてみたいというふうに思います。

先ほども本村議員のほうから話がありました。二元制議会民主主義であります。つまり、選挙で選ばれた市長の執行部に対して、選挙で選ばれた議員がお互いに両立をしながら行政のあり方を監視していく、チェックをしていく、そういう立場にありますし、それが議会の権能を発揮をするということだというふうに思っています。しかし、もう一つは、行政改革とか財政改革とかそういった分野においてもまた議会は考えていかなければならない問題だろうと考えています。

議会の権能を守るためには、例えば人吉市の市民の方々の意見要望そういったものを十分にくみ上げながら、それを市政にどう反映していくかという大きな役割があります。同時にまた、市長を中心とする行政がどういう市の政治運営をしていくのかということをチェックし、そしてある場合にはそれにストップをかける、これも議会の重要な役割だというふうに思っています。そこで、そういう立場からするならば、議員を大幅に減らすということについて私は反対なんです。しかし、今、日本の経済状況あるいは人吉市の経済状況、財政状況、雇用状況そういったものを考えてきた場合に、一体この人吉市の財政という面をどうとらえ

ていくのかということにも、また注目をしなければなりません。そういった二面的に考えてみまして、一つは私は議員としての活動が十分にできるように、また勉強ができるように、そういった立場で議員の政務調査費、あるいは議員報酬については今よりも減らすべきではないという論点に立ちました。

しかし、もう一方では20名を18名にした場合にどうなるのかということで、私なりにシミュレーションをしてみました。三つの今、常任委員会があります、経済建設、総務文教、厚生委員会というふうになるんですが、現在20名ですから、厚生委員会だけが６名、あとの経済建設と総務文教は７名ということであります。この３年間を考えてみますと、厚生委員会の６名で十分やはり審議ができてきたのではないかなというふうに考えます。そこに視点を置いて考えてみますと、18名の場合には６・６・６となりますから、６人であっても常任委員会はそれなりの機能を果たすことができるんだなというふうに思っているところです。あと、20名から２名を減らして18名にした場合に、一体この議会のチェック機能が、あるいは住民の声を吸い上げるそういった作業が、あるいはそれを政治に反映をするための力が弱まるかということを考えてみたんですが、私は必ずしもそうではなかろうと。２名は減ったけれども18人で20人以上のことを頑張るという議会の頑張りの姿を見たいとも思ってきました。

今、論点として、どちらを取るかということでの厳しい選択の時期でありますけれども、私は議会権能を十分発揮するだけの力を18名になっても持っているだろうと、またそういう熱情と思いがあるならば必ずできるだろうというふうに考えました。そういう立場から考えますと財政改革という面から見ても、これは何とか、非常に厳しいけれども２名の削減についてはやむを得なかろうというふうに判断をしているところであります。先ほど本村議員のほうから意見交換会の話が出ました。私もその会合にずっと出てまいりましたけれども、やはり市民の方々の声なき声、それもまた十分くみ取ることができたというふうに思いますし、減った分については俺たちが頑張るぞという人吉市議会のこれからのその勢いを見せてほしいな、そういう思いもありまして２名削減して、さらに頑張っていく、そういう体制づくりに私は賛成をするものであります。

以上、討論を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、８番、松田議員の発言を許可します。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○８番（松田　茂君）（登壇）　発議第５号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例、削減の反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

議員定数の問題は議会制民主主義の根幹をなす重要な問題であります。私たちは昨年の12月より議会制度研究会を立ち上げ、22回に及ぶ会議を開いてまいりました。制度研究会で、その中で11回の市民の方々との意見交換会を開き、各界各層の意見を聞いてまいりましたが、市民の皆様からはさまざまな議会のあり方などの提言をいただいたところであります。今般、

世界の経済状況、人吉市の人口減少や経済の閉塞感などを見渡しますと、なるほど多いものは少なく、節約できるところはそれ以下に節約しよう、そういう風潮であります。こういう感情は理解できることではあります。しかしながら、これを人吉市議会に当てはめてみますと、果たして本当に人吉市議会が活性化をし、市民の信頼と負託に応えられるような議会活動ができるかと大いに危惧を抱くものであります。現政権下では、地方主権、地方ができることは地方でやっていただくというように、地方の力の底上げを声高に唱えております。また、地方が抱える少子高齢化の進行、格差社会の進展によって市が行うべき業務はますます増大し、複雑化しております。このように増大化、複雑化する自治体業務に対して議会としてのチェック機能、調査機能、議決機能の低下をまねいてはいけないと私は考えます。

また、立候補に当たっては広く市民の誰もがその機会を損ねてはならない、そのような状況を心配するものであります。特定の有力者しか立候補できないような議会であるならば、それこそ民主主義の崩壊につながると思います。コストの面だけで議会を論じるならば、それによって議会本来の機能が低下をする、そういう状況を招かないためにも議会定数を減じることには反対であります。ただ、つけ加えますが、今後も議会のあり方については大いに議論を深める必要を、それも痛烈に感じておるところであります。そのことについて歩みをとめることはよしとはしません。よりよい議会をつくるためには今後も努力をしていきたいと思います。

以上であります。

○議長（大王英二君）　次に、11番、森口議員の発言を許可します。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○11番（森口勝之君）（登壇）　発議第５号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論をいたします。

いろいろ申し上げたいことございますけれども、本日は３点に絞って意見を申し上げます。１点目は地方分権の観点から、２点目は市の財政状況の観点から、３点目は意見交換会集約結果の観点から意見を申し上げます。

まず、地方分権の観点でございますけれども、国の最近の政策を見てみますと今後地方分権への方向性はますます早まっていくと、そのように私はとらえております。菅新政権でも地方自治のプロフェッショナルといわれております片山氏が総務大臣に就任をされました。地方分権、これはどういうことかと申しますと、さまざまな権限を地方に譲り渡すということであります。要するにお金の使い道を地方の裁量に任せるということでありまして、これはとりもなおさず予算執行権を持つ市長の権限がますます大きくなっていくということを意味しております。ということは、同時に二元代表制下における議会の役割、立ち位置、その責務においても今以上にますます重くなっていくものと私は考えております。さらに重要なことは、今後ますます地域間競争が激しくなってまいります。まさに地域間競争、地域独

立の時代突入そのような形になっていくことは、私は間違いないと思っております。さきの６月議会におきまして、市長はこのように発言をされました。「みずから稼ぐためには市民の皆様、そして議会の知恵を絞りながらほかに先んじて手を打っていかなければならない」、私はまったく同感であります。これから先、議会はさらに研さんを重ね、実りある政策提言をしていかなければならないと思っております。１期ごとに数をどんどんどんどん減らしていくことは、私はひいては次第次第に議会の活力までも、そして地域の活力までも失ってしまうのではないかと懸念をしているところでございます。

次に、市民の皆様ずいぶん御心配をいただいている方いらっしゃいますが、市の財政状況の観点から意見を申し述べたいと思います。本日公表をされましたまさに真新しい報告書が手元にございますけれども、市の財政状況を把握する上で国が打ち出しております財政健全化法に基づく財政健全化比率、まさに最新の報告書でございますが、これを見てみますと４つの指標がございます。実質赤字比率、黒字であります、昨年に続いて黒字であります。連結実質赤字比率、これも黒字であります、これも昨年に続いて黒字であります。実質公債費比率11.4％すばらしい数字ではありませんか、県下でトップです。将来負担比率77.8、これも前年と比較すると10.6ポイント低くなっております。それから、よく話題に上ります経常収支比率、これも本日配られました決算書にちゃんと載っております。とうとう100を切りました。100以上あるということで市民の皆さん本当に御心配いただいていると、そういう声を聞きましたけれども、平成19年が102.4、20年が100.3、21年度99.8、とうとう100を切ったところであります。もちろん、この裏には執行部の皆さん方の御努力、これは見逃すわけにはいきません。それから、もう一点、今年度から導入されました財務諸表、これにつきまして市の財政状況を把握する上で六つの指標がございます。この中で、私が一番注目いたしておりますのは持続可能性という指標であります。これによりますと、市のプライマリーバランス６億3,000万円の黒字であります。地方債上限これにつきましては124億円もの余力があります。よって、市財政の持続可能性は十分にあると私は思っております。これは執行部も答弁でそのような答弁をいたしております。よってもって、直ちに議員の数を減らさなければならないほどの市の財政は逼迫した状況下にはないと、私はそのように思っております。

続きまして、意見交換会集約結果の観点から意見を申し上げます。議会制度研究会の報告は先ほど委員長からなされました。それぞれの意見の集約が実はなされておりまして一冊の冊子になっておりますが、定数に関する意見集約結果は減じるべきだ、減らすべきだ、11件、現状維持、もちろん条件つきでございますが19件、ふやしてもいいよという声が４件であります。つまり、減らすべきだ34.4％、現状維持以上67.6％であります。もちろん、この数値比率がすべてとは思いません。私は議会が市民の方々から叱咤激励いただいたと、そのように受けとめております。貴重で真摯に受けとめるべき御意見であると、私は感じ取っており

ます。より多くの市民の皆様方からの声を市政に届けるべく、なお一層精進してまいらなければならないことは言うまでもないことでございます。

以上でございますが、最後に将来の市町村合併のそういう動きをにらんだときにも、リーダーシップを取るべき、この人吉市議会議員定数は維持しておくべきであろうというのが一つの考えでもあります。

以上、私の意見を述べさせていただきました。

○議長（大王英二君）　以上で討論を終了します。

お諮りいたします。発議第５号については委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

採決は起立採決といたします。発議第５号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立少数です。

よって、発議第５号は否決されました。

追加日程　意見第28号　公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書

○議長（大王英二君）　次に、意見第28号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。笹山議員。

○５番（笹山欣悟君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書（案）を朗読することによって説明にかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第28号

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書（案）

政府は、当初、本年６月からの導入を予定していた高速道路等の新料金制度について、二転三転するその足並みのみだれから先送りし、まずは６月28日から来年３月末までの間、全国37路線50区間において、高速道路の無料化の社会実験を開始した。

しかしながら、高速道路等の無料化や受益者負担を基本としない安価な料金の設定は、ＪＲやバス、フェリー等の適切な役割分担を損ねるばかりでなく、我が国の交通体系の崩壊に

つながりかねない。すなわち高速道路等の無料化や安価な料金設定の影響を受け経営が悪化し、地域の交通網が縮小することになり、その結果、自家用車を利用できない高齢者や学生等の交通弱者の移動手段が確保できず、地方部のさらなる衰退を招くおそれがある。さらには、地球温暖化対策にも完全に逆行するものであり、その整合性については大いに疑義がある。

このように多くの問題点を抱えているにもかかわらず、政府は、今後も高速道路等の無料化を段階的に進めるとしているが、この施策が国策によることを考えれば、本来、総合的な交通体系の構築を前提とすべきであり、現政権が今回進めている施策によって影響を受けるＪＲ、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、その維持・存続のために公的支援策を同時に継続すべきである。

よって、国におかれては、平成23年度予算編成において公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築に向け、次の事項を実施されるよう強く要請する。

記

1　公共交通機関の安定的な運営を踏まえて、総合的な交通体系の構築を図ること。

2　高速道路等と競合し影響を受けるＪＲ、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、減収補填を含め、事業者の実情を踏まえた支援を講じること。

3　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益剰余金については、国庫に返納させることなく、ＪＲ九州を初めとするいわゆるＪＲ三島会社及びＪＲ貨物の財務基盤の安定化や収益基盤の強化のため有効活用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年９月22日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	横　路　孝　弘　様
参議院議長	西　岡　武　夫　様
内閣総理大臣	菅　　直　人　様
総務大臣	片　山　善　博　様
財務大臣	野　田　佳　彦　様
国土交通大臣	馬　淵　澄　夫　様
行政刷新担当大臣	蓮　　舫　様

意見第28号

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年９月22日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

豊　永　貞　夫	本　村　令　斗
田　中　　哲	村　上　恵　一
山　下　幸　一	井　上　光　浩
森　口　勝　之	簑　毛　正　勝
立　山　勝　徳	松　岡　隼　人
福　屋　法　晴	松　田　　茂
西　　信八郎	下田代　　勝
川　野　精　一	永　山　芳　宏
仲　村　勝　治	三　倉　美千子
笹　山　欣　悟	

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第28号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第28号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第28号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって平成22年第４回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後４時51分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　大　王　英　二

人吉市議会議員　　西　　信八郎

人吉市議会議員　　松　田　　茂